

平生町地域防災計画

本 編

平生町防災会議

目次

第1編	総則	1
第1章	計画の方針	3
第1節	目的	3
第2節	計画の性格	3
第3節	計画の修正	4
第4節	計画の前提となる災害	4
第5節	計画の実施	5
第2章	防災に関する組織及び実施責任と処理すべき業務の大綱	6
第1節	防災関係機関の責務	6
第2節	防災関係機関	7
第3章	町の概況	14
第1節	自然的条件	14
第2節	社会的条件	15
第3節	産業・経済	17
第4節	本町の災害	17
第5節	被害想定	18
第4章	防災組織	20
第1節	町防災会議	20

第2編	災害予防計画	21
第1章	防災思想の普及啓発	23
第1節	自主防災思想の普及啓発【総務課・消防組合】	23
第2節	防災知識の普及啓発【総務課・消防組合】	24
第2章	防災活動の促進	26
第1節	消防団の育成強化【総務課・建設課】	26
第2節	自主防災組織の育成【総務課・消防組合】	27
第3節	企業防災活動の促進【総務課・消防組合】	29
第3章	防災訓練の実施	30
第1節	訓練の内容【総務課・消防組合】	31
第4章	災害に強いまちづくりの推進	35
第1節	防災についての調査研究の実施【総務課・建設課・教育委員会】	36
第2節	市街地の整備【建設課】	36
第3節	災害危険区域の設定【建設課】	42
第5章	災害情報体制の整備	48
第1節	災害情報の収集、連絡体制【各課共通】	49
第6章	災害応急体制の整備	52
第1節	職員の体制【各課共通】	52
第2節	防災関係機関相互の連携体制【総務課】	55
第3節	自衛隊との連携体制【総務課】	56
第4節	海上保安部との連携体制【総務課・産業課】	57
第5節	防災中枢機能の確保、充実【総務課】	58
第6節	水防資機材の整備【総務課・建設課】	58
第7章	避難対策	59
第1節	町の避難計画【総務課】	60
第2節	県の協力【総務課・建設課】	67
第3節	学校その他防災上重要な施設の避難計画【教育委員会・関係機関】	67
第4節	応急仮設住宅の建設及び住宅の提供【建設課】	68

第8章	救助・救急、医療活動	69
第1節	救助・救急活動【消防組合・総務課】	69
第2節	医療活動【健康保険課】	70
第9章	要配慮者対策	72
第1節	社会福祉施設、病院等の対策【町民福祉課・健康保険課】	72
第2節	要配慮者・避難行動要支援者対策【町民福祉課】	75
第3節	防災知識の普及啓発・訓練【総務課・町民福祉課】	78
第4節	避難所対策【総務課・町民福祉課】	78
第10章	緊急輸送活動	80
第1節	緊急輸送ネットワークの整備【総務課・建設課】	80
第2節	道路交通管理体制の整備【建設課】	81
第3節	道路障害物除去【建設課】	81
第4節	緊急輸送車両等の確保【総務課】	82
第11章	災害救助物資の確保、災害対策基金計画	83
第1節	災害救助物資確保計画【総務課・水道企業団・地域振興課】	83
第2節	災害対策基金計画【総務課】	85
第12章	ボランティア活動の環境整備	87
第1節	ボランティアの位置付け【町民福祉課】	87
第2節	ボランティアの育成【町民福祉課】	88
第3節	ボランティアの登録【町民福祉課】	89
第4節	ボランティア支援体制の整備・強化【町民福祉課】	89
第13章	施設・設備等の応急復旧体制	90
第1節	公共施設等の応急復旧体制【各課共通】	90
第2節	ライフライン施設の応急復旧体制【建設課・水道企業団】	91
第14章	危険家屋移転促進対策	93
第1節	防災のための集団移転促進計画【建設課】	93
第2節	がけ地近接危険住宅の移転促進計画【建設課】	95
第15章	火災予防対策	96
第1節	一般火災予防計画【総務課・消防組合】	97

第2節	林野火災予防計画【総務課・産業課・消防組合】	105
第16章	交通災害予防対策	111
第1節	海上災害予防計画【総務課・建設課・消防組合】	111
第2節	陸上交通災害予防計画【総務課・建設課】	117
第17章	産業災害予防対策	119
第1節	化学工場等災害予防計画【消防組合】	120
第2節	危険物等災害予防計画【消防組合】	121
第3節	営農災害予防計画【建設課】	128

第3編	災害応急対策計画	131
第1章	応急活動計画	133
第1節	責任者が不在の場合の対応【総務課】	133
第2節	町職員が在宅・通勤途中の場合の対応【総務課】	134
第3節	迅速な支援要請の計画化【総務課】	134
第4節	町の活動体制【総務課・消防組合】	135
第2章	組織・動員計画	138
第1節	防災体制の種類と基準（災対法第47条）【総務課・建設課・各課共通】	138
第2節	町災害対策本部（災対法第23条、町災害対策本部条例）【総務課・各課共通】	141
第3節	災害対策総合連絡本部【総務課】	150
第3章	災害情報の収集・伝達計画	152
第1節	災害情報計画【各課共通】	153
第2節	災害情報収集・伝達計画【各課共通】	177
第3節	通信運用計画【総務課】	181
第4節	災害時の放送【総務課】	187
第5節	広報計画【総務課】	190
第4章	事前措置及び応急公用負担計画	196
第1節	事前措置計画【各課共通】	197
第2節	応急公用負担計画【各課共通】	199
第5章	救助・救急、医療等活動計画	203
第1節	救助・救急計画【消防組合】	204
第2節	医療等活動計画【健康保険課（保健センター）】	208
第3節	集団発生傷病者救急医療計画【健康保険課（保健センター）】	221
第6章	避難計画	225
第1節	避難指示等	225
第2節	避難所の設置運営【各課共通】	231
第7章	消防防災ヘリコプターによる災害応急対策	236
第1節	活動体制【総務課・消防組合】	236
第2節	活動内容【総務課・消防組合】	236

第3節	応援要請	237
第8章	応援要請計画	239
第1節	相互応援協力計画【総務課・消防組合】	240
第2節	自衛隊災害派遣要請計画【総務課】	245
第9章	緊急輸送計画	252
第1節	緊急輸送ネットワークの整備【総務課・建設課】	253
第2節	緊急道路障害物除去【建設課】	254
第3節	輸送車両等の確保【建設課】	256
第4節	災害救助法による輸送基準【各課共通】	258
第5節	交通規制【総務課・建設課】	260
第6節	臨時ヘリポート設定計画【総務課・消防組合】	265
第10章	災害救助法の適用計画	269
第1節	災害救助法の適用【町民福祉課】	269
第2節	技能者、労務者等の雇い上げ計画【各課共通】	275
第11章	食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	278
第1節	食料供給計画【総務課・産業課】	278
第2節	飲料水供給計画【建設課・田布施・平生水道企業団】	281
第3節	生活必需品等の供給計画【町民福祉課】	286
第12章	保健衛生・動物愛護管理計画	291
第1節	防疫及び食品衛生監視【健康保険課・産業課】	292
第2節	遺体の処理計画【健康保険課】	295
第3節	災害廃棄物等処理計画【産業課・建設課・熊南総合事務組合】	300
第4節	動物愛護管理計画【産業課】	313
第13章	応急住宅計画	316
第1節	応急仮設住宅の供与【建設課】	317
第2節	被災住宅の応急修理支援【建設課】	320
第3節	建設資機材等の調達【建設課】	320
第4節	公営住宅の応急修理【建設課】	321
第14章	水防・消防、危険物等対策計画	322

第1節	水防活動計画【建設課・総務課】	323
第2節	水防活動体制【建設課・総務課】	325
第3節	水防警報【建設課・総務課】	325
第4節	公用負担【各課共通】	336
第5節	水防標識・水防信号・身分証票【各課共通】	337
第6節	水防訓練【建設課・総務課】	338
第7節	消防活動計画【総務課・消防組合】	339
第8節	消防の組織体制【総務課・消防組合】	339
第9節	消防活動【総務課・消防組合】	341
第10節	林野火災対策計画【総務課・消防組合】	349
第11節	危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画【総務課・消防組合】	352
第15章	災害警備計画	357
第1節	陸上警備対策【柳井警察署】	357
第2節	海上警備対策【海上保安部】	360
第3節	町本部と警察機関・海上保安部との連絡処置【総務課】	362
第16章	要配慮者支援計画	363
第1節	要配慮者対策【町民福祉課】	363
第2節	避難誘導・避難所の管理等【総務課・町民福祉課・健康保険課】	364
第3節	保健・福祉対策【町民福祉課・健康保険課】	366
第17章	ボランティア活動支援計画	370
第1節	一般ボランティアの支援体制	370
第2節	専門ボランティアの支援体制	372
第3節	他都道府県の災害救援活動への支援	373
第18章	応急教育計画	374
第1節	文教対策【教育委員会】	375
第2節	災害応急活動【教育委員会】	384
第19章	ライフライン施設の応急復旧計画	385
第1節	電力施設【事業者】	385
第2節	ガス施設【事業者】	389
第3節	水道施設【水道企業団】	390
第4節	下水道施設【建設課】	393
第5節	電気通信設備【事業者】	395

第 20 章	公共施設等の応急復旧計画	399
第 1 節	公共土木施設【建設課】	399
第 2 節	公共施設【建設課・関係各課】	407
第 21 章	交通災害対策計画	409
第 1 節	海上災害対策計画【海上保安部】	409
第 2 節	航空災害対策計画【総務課・消防組合・柳井警察署】	415
第 22 章	農産物等対策計画	418
第 1 節	災害時の農産物対策【産業課】	419
第 2 節	病虫害防除対策（植物防疫法）	419
第 3 節	家畜管理計画【産業課】	422
第 4 節	水産業対策計画【産業課】	423

第4編	復旧・復興計画	425
第1章	復旧・復興活動計画	427
第1節	町の活動体制【各課共通】	427
第2章	被災者の生活再建計画【各課共通】	430
第1節	被災者の生活確保【税務課・町民福祉課・健康保険課・産業課・建設課】	431
第2節	り災証明の発行【総務課・税務課・建設課】	444
第3節	義援金及び見舞品の受入れ・配分【町民福祉課】	447
第4節	生活必需品、復旧資材等の供給【町民福祉課】	449
第3章	公共施設の災害復旧・復興計画	451
第1節	公共施設災害復旧の基本方針【各課共通】	451
第2節	災害復旧事業の推進【県（各部）・町】	451
第3節	計画的な復興【各課共通】	456
第4章	被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	458
第1節	被災中小企業者の援助措置【産業課】	458
第2節	被災農林業関係者の援助措置【産業課】	459
第5章	金融計画	460

第 1 編 総則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定によって、町防災会議が策定する計画であって本町及び関係機関、公共的団体、住民等がその全機能を発揮することにより、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を円滑に実施し、本町地域ならびに住民の生命身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

- 1 この計画は、地域の防災に関し、国、地方公共団体及び公共機関を通じて必要な体制を確立し、災害対策の基本原則である「予防」「応急対策」「復旧」「復興」及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の推進を図るものである。
- 2 この計画は、国の防災基本計画及び山口県地域防災計画を指針として策定するものであり、町の防災対策に関する基本となるものである。従って、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾したり、抵触するものであってはならない。
- 3 この計画は、町が実施する防災の事務及び業務を明らかにするとともに、さらに他の防災機関において処理する必要がある防災の事務又は業務の大綱を掲げ、総合化している。
- 4 この計画は、防災関連機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関連機関は平素から研究、訓練等を行うなどして計画の習熟に努めるとともに、住民に対してこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めるものとする。

5 計画の用語

この計画における用語は、次のとおりとする。

(1) 災対法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
(2) 救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
(3) 激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）
(4) 町	平生町

- (5) 住民 町内に在住する人及び在勤し、又は在学する人並びに町内で事業及び活動を行う人又は団体
- (6) 県 山口県
- (7) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関
 災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関
- (8) 町防災計画 平生町地域防災計画
- (9) 県防災計画 山口県地域防災計画
- (10) 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画
- (11) 水道企業団 田布施・平生水道企業団
- (12) 消防組合 柳井地区広域消防組合
- (13) 町防災会議 平生町防災会議
- (14) 要配慮者 災害時に限定せず一般に配慮を要する者（高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等）
- (15) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者
- (16) 避難支援等関係者 消防機関、警察、民生委員・児童委員、平生町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

※災害時要援護者・・・ 広く定着してきた用語だが、国の取組指針において使用されていないことから、「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の用語に統一

第3節 計画の修正

本計画は、毎年検討を加え、防災に関する諸情勢の変化又は国等関係機関が定める防災基本計画、防災業務計画、山口県地域防災計画の修正等により充実、合理化の必要があると認めた場合は、町防災会議により補完、修正する。

第4節 計画の前提となる災害

1 自然災害

暴風、豪雨、崖崩れ、土石流、地すべり、洪水、高潮、豪雪、津波、大規模な干害、地震その他の異常な自然現象が原因となって起こる社会的・経済的な被害

2 事故災害

大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、海上災害、航空災害、

陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的事故

第5節 計画の実施

計画の実施に当たっては、各機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

第2章 防災に関する組織及び実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 防災関係機関の責務

第1項 町（災対法第5条）

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

第2項 県（災対法第4条）

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

第3項 指定地方行政機関（災対法第3条）

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、町及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

第4項 指定公共機関及び指定地方公共機関（災対法第6条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

第5項 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（災対法第7条）

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急措置を実施し、町、県及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第6項 国（災対法第3条）

国は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となる計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行う。

第7項 住民・事業所（災対法 第7条）

町内の事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には、防災活動を実施する。

町内の住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第2節 防災関係機関

第1項 町

機関名	所掌事項
平生町	1 防災会議に関すること。 2 住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。 4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること。 5 町が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。 7 住民への気象情報、災害情報の伝達に関すること。 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。 9 消防、水防その他の応急措置に関すること。 10 避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 11 被災者の救助及び救護措置に関すること。 12 保健衛生、文教、治安対策に関すること。 13 施設設備の応急復旧に関すること。 14 緊急輸送の確保に関すること。 15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。 16 地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること。 17 その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。 18 災害広報に関すること。 19 ボランティアの活動支援に関すること。 20 義援金品の受入れ・配分に関すること。

第2項 山口県出先機関

機関名	所掌事項
柳井県民局	柳井災害対策地方本部が設置された場合、設置・運営、各種災害応急対策の総合調整及び市町・関係機関との連絡調整等に関する事。
柳井土木建築事務所	水防及び公共土木施設等の防災及び災害復旧に関する事。
柳井健康福祉センター (東部社会福祉事務所) (柳井環境保健所)	1 救助法による救助の実施及び社会福祉施設の災害対策の指導に関する事。 2 災害時における医療、助産及び防疫等保健衛生対策に関する事。
山口県柳井農林事務所 (農業部) (農村整備部) (森林部) (畜産部)	1 災害時における病虫害防除その他農業技術指導に関する事。 2 農地、農業用施設等の防災及び災害復旧に関する事。 3 林地、林業用施設等の防災及び災害復旧に関する事。 4 災害時における家畜感染症対策に関する事。
柳井水産事務所	漁港、漁船、漁具等の防災、復旧に関する事。
山口県教育庁	災害時における応急教育に関する事。

第3項 指定地方行政機関

機関名	所掌事項
中国四国農政局 (山口地域センター)	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関する事。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関する事。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関する事。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関する事。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関する事。 6 営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関する事。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関する事。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、農林漁業金融公

中国四国農政局 (山口地域センター)	庫の資金等の融資に関すること。 9 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。 10 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
第六管区海上保安本部 (徳山海上保安部)	1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関する こと。 2 航路標識の施設の保全に関すること。 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関する こと。 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等 の輸送の協力に関すること。 5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関すること。 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること。
山口河川国道事務所	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復 旧に関すること。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策 用機械等の提供に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言に関 すること。 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5 災害時における交通確保に関すること。 6 緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急 措置の実施に関すること。
下関地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその結果の収集、発表に関するこ と。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に 限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説に 関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関す ること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

第4項 警察

機関名	所掌事項
柳井警察署 平生幹部交番	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 9 危険物等の大量流出時における防除活動に関すること。

第5項 消防

機関名	所掌事項
消防組合 (柳井地区 広域消防組合)	1 防災に関する訓練の計画・立案の指導・助言に関すること。 2 防災に関する施設整備の調査に関すること。 3 消防・水防その他の災害応急措置に関すること。 4 防災・災害に関する情報等の収集・伝達に関すること。 5 被災者の救難・救助に関すること。 6 避難・誘導活動に関すること。

第6項 水道事業者

機関名	所掌事項
水道企業団 (田布施・平生 水道企業団)	1 水道施設の防災に関すること。 2 災害時における応急措置及び給水活動に関すること。

第7項 指定公共機関

機関名	所掌事項
日本郵便株式会社	- 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地宛ての救助用郵便物の料金免除に関すること。 - ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること。 - 利用者の避難誘導に関すること。
日本放送協会 (山口放送局)	- 気象予警報、災害情報、防災知識の普及などに係る災害広報の実施に関すること。 - 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。 - 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。 - 社会事業団等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
西日本電信電話株式会社 (山口支店)	- 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 - 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 - 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
日本通運株式会社 (柳井営業所)	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
中国電力株式会社 (柳井営業所)	- 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 - 被災施設、設備の応急復旧に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社 (徳山地域鉄道部)	- 列車の運転規制に関すること。 - 旅客の避難、救護に関すること。 - 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 - 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 - 施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社 柳井駅	鉄道施設の防災及び災害救助物資、人員の緊急輸送に関すること。

第8項 指定地方公共機関

機関名	所掌事項
防長交通株式会社 平生営業所	1 旅客の安全確保に関すること。 2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。

第9項 その他の機関・団体

機関・団体名	所掌事項
山口県農業協同組合 平生支所 平生町商工会	被災者への融資あっせん、資金の導入及び生産資材、生活用物資の確保、協力に関すること。
平生町婦人会連絡協議会 自治会 自主防災組織 コミュニティ協議会 平生町社会福祉協議会 平生ライオンズクラブ	防災及び災害救助活動に関すること。
柳井アマチュア無線クラブ	無線通信の協力に関すること。

第10項 住民・事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
住民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2 町及び県等が行う防災事業に協力し、住民全体の生命、身体、財産の安全確保に努めること。
防災上重要な施設の管理者	1 病院、店舗、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者の避難の誘導、安全対策の実施に関すること。 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。
その他の企業	町及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため概ね次の事項を実施するものとする。 1 従業員及び施設利用者に対する避難誘導、安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第3章 町の概況

第1節 自然的条件

本町は山口県の東南部室津半島の付け根の西に位置し、箕山(400m)大星山(438m)を中心とした丘陵地帯と平生平野を中心とした平野部からなっている。

西に田布施川をはさんで田布施町、北の赤子山から東の室津半島の山陵づたいに柳井市と接し、南は半島なかばで上関町と境を分けている。

前面の島は南北に並ぶ二つの島のうち南の佐合島が町に属し、また 18.2Km に及ぶ海岸線は波静かで陽光に恵まれた平生湾として、瀬戸内海国立公園の一端を形成、恵まれた自然環境である。

気象は、いわゆる瀬戸内海気候に属し、おおむね温暖であり、降水量は季節的には夏季に多いが、全国でも少ない地域に属している。

第1項 位置

方位	地名	経度	緯度
東端	尾国	東経 132° 08'	
西端	阿多田	東経 132° 02'	
南端	尾国		北緯 33° 51'
北端	田布路木		北緯 33° 57'

第2項 主要河川

資料 建設課

河川名	種別	河川延長(m)
田布施川	二級河川	830 (総延長 15,080)
灸川	〃	1,270 (総延長 5,300)
熊川	〃	1,750
大内川	〃	3,000
大井川	二級河川・砂防河川	3,000
荒木川(佐賀)	〃	2,600
神領川	〃	2,100
大内川(上流)	砂防河川	1,900
黒羽根川	〃	1,060
久保田川	〃	2,500

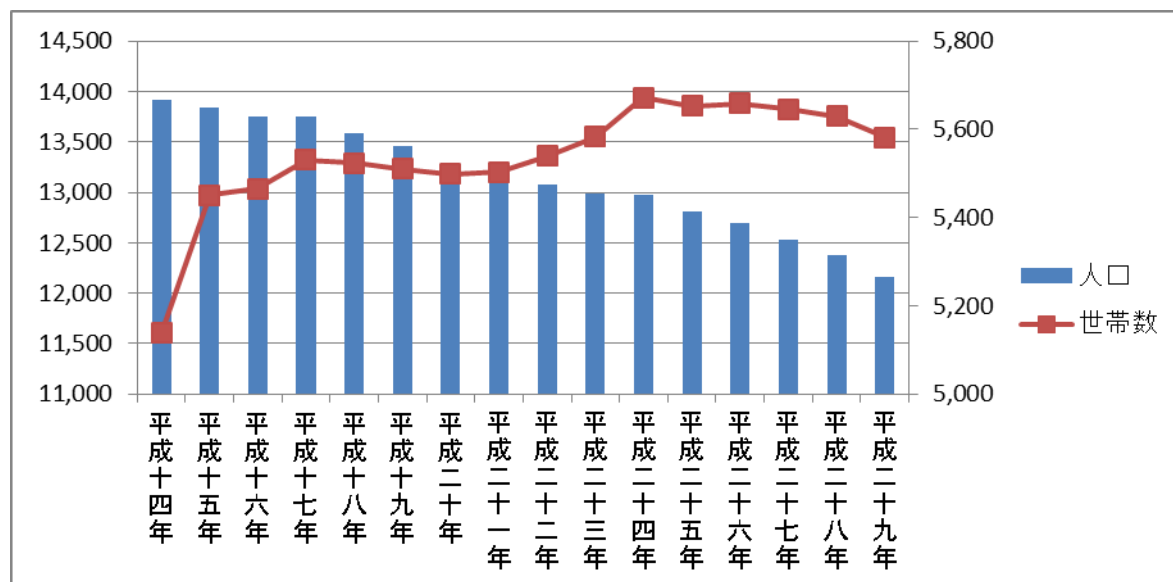
河川名	種別	河川延長(m)
大田川	〃	1,320
和田川	〃	2,500
大段川	〃	800
長谷前川	〃	1,710
荒木川	〃	1,920
小和田川	〃	662
遠井川	〃	1,950
長谷川	〃	1,400
浦河内川	〃	920
長芦川	〃	1,120
吹越川	〃	250
甘川	〃	1,040
堀川	主要河川	2,300
中川		880

第２節 社会的条件

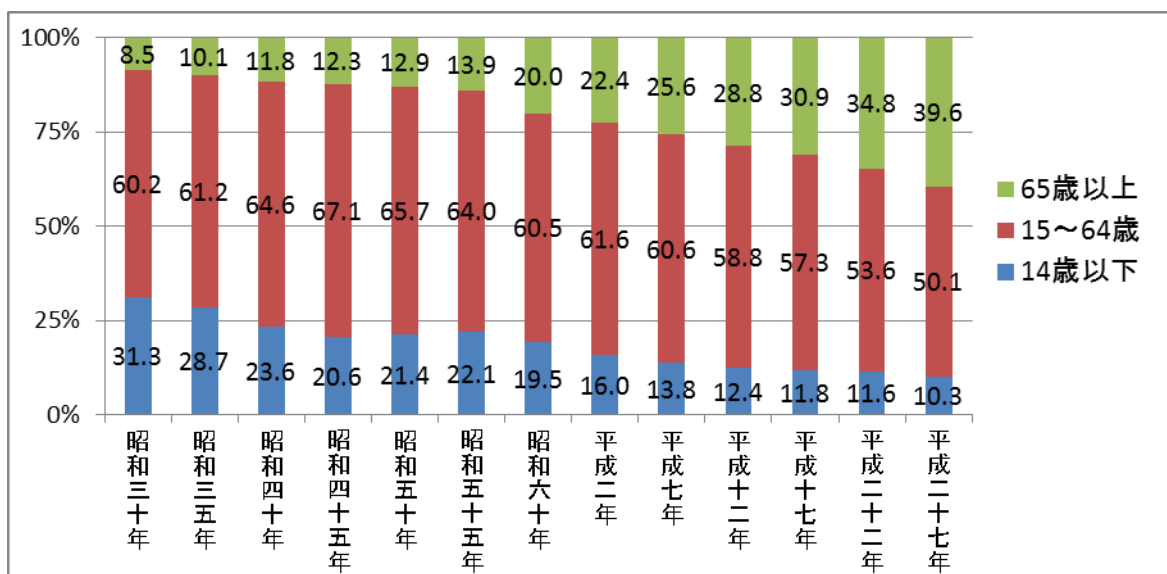
第１項 人口

本町の人口は、平成 30 年 1 月末日現在 12,144 人で近年は減少傾向にある。町の高齢者人口（65 歳以上）は急激な増加を続けているが、平成 32 年頃からは微減傾に転ずると予測されている。

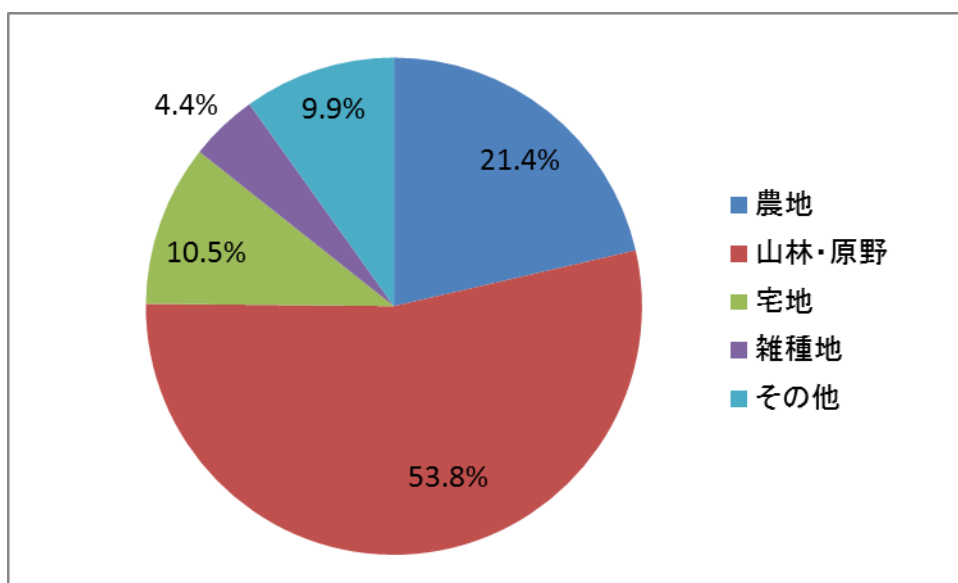
資料 町民福祉課 平成 30 年 1 月 31 日現



資料 国勢調



資料 税務課 平成 29 年度固定資産税概要調書



第 2 項 土地利用

本町の土地の形状は、平生平野を中心とした平野部と赤子山及び室津半島連山を背後地とした丘陵傾斜地帯、さらに 18.2 km の海岸線に沿って局部的に開けた海岸地帯と佐合島からなり、居住形態も土地柄にあった市街地域農村及び漁村地域をそれぞれ形成している。

平生湾一体は、近世において産業の中核をなした塩業（塩田面積 106.87ha）が昭和 34 年に廃業となり、広大な塩田跡地を残したが、昭和 30 年代後半より、日本の高度経済成長時代の波に乗り、地域開発が推進され、この塩田跡地も大半が工業用地としての利用をされている。

このほか、瀬戸内海国立公園、般若寺周辺の緑地環境保全地域など良好な自然環境が形成されており、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく保安・保護並びに利用の増進などが図られている。

地目	面積	比率
農地	692.6 ha	21.4%
山林・原野	1,739.7 ha	53.8%
宅地	340.2 ha	10.5%
雑種地	143.6 ha	4.4%
その他	320.3 ha	9.9%
合計	3,236.4 ha	100.0%

第 3 節 産業・経済

第 1 項 農業

本町の農業は、気候・風土に恵まれた中で、水稻作を中心に野菜・果樹などの栽培と家畜の飼育などにより、基幹産業としての役割を果たしてきたが、宅地化の波に押されて農地は転用され、農業人口も減少傾向にある。しかし、環境保全型農業を中心に新たな農業への取り組みが実を結びつつある。

第 2 項 水産業

本町の漁業は周防灘及び伊予灘を主漁場とし、小型底曳き網、刺網漁業を主要漁業としている。海域は豊後水道からの暖流を受けることから、外洋的性格も有し、回遊性資源に恵まれ、好漁場となっているが、近年、漁業者の高齢化、後継不足や水産資源の減少などにより、漁獲量は減少傾向にある。

第 4 節 本町の災害

第 1 項 風害

本町における風の被害は、主として台風によるものである。台風が九州西方海上と四国西部との間を通過するとき多く発生し、特に県の中心部及び県の西方を通過する場合に最も大きい被害を与えている。ことに、平成 3 年 9 月 27 日に県の北西部を通過した、台風第 19 号が甚大な被害をもたらしたのは記憶に新しい。

第 2 項 水害

本町の雨による被害は台風と梅雨によるものが多い。梅雨前線による豪雨は、前線が山口県東部付近に長く停滞するときによく発生している。また、前線が南北に振動を繰り返して間けつ的な豪雨となることがしばしばあり、注意を要する。

台風による豪雨は、台風が九州に上陸し、日本海に抜ける場合又は九州東部に上陸するか、豊後水道を北上して山口県に接近あるいは上陸する場合に最も多い。特に水害が風害、高潮害と重なるときは、大災害となった例がしばしばある。

町においては、中心市街地が干拓跡地の 0 メートル地帯であるため、台風や豪雨による浸水被害を受けやすく、樋門や排水機場の整備をしている。

第 3 項 高潮による被害

発達した台風が、山口県に上陸もしくは、極めて近くを通過するときは、町沿岸に高潮が発生し、被害を伴うことがあり、気象条件と満潮が合致するときは、高潮が起こりやすく被害が大きくなるので注意を要する。平成 3 年 9 月 27 日の台風第 19 号に伴う高潮で、町内佐賀地区の海岸線、大島郡など瀬戸内海沿岸で多大な被害が発生した。

第 5 節 被害想定

第 1 項 気象災害

過去の気象災害記録などを勘案して以下のように設定した。

- (1) 1 時間最大降水量 70mm
- (2) 1 日最大降水量 255mm/日
- (3) 最大風速 50m/S

以上の資料をもとに、次の気象関係からくる災害想定をたてた。

- (4) 豪雨及び低気圧を伴う前線が平生町周辺の上空に停滞し、このため、平生町近郷全域に集中豪雨があり、次の降水量があったものと想定する。この豪雨により出水が堤防を超えて流入し死者、不明者の発生及び地所、家屋の流失又は決壊若しくは損傷が予想される。
 - ① 1 時間降水量 70mm 以上
 - ② 1 日降水量 250mm 以上
 - ③ 総降水量 400mm 以上
 - ④ 最大風速 50m/S

第 2 項 事故災害の被害

本町において想定される社会的災害としては、火災及びその他の災害に区分される。

火災の発生が予想される条件等は以下の通りである。

項目	条件、内容		
発生場所	平生地区	平均風速	10m/s 以上
発生月	2 月から 4 月まで	湿度	40%以下
風向	南西の風		
発生状況	既に炎上寸前であり、折からの強風にあおられて周辺に燃え広がり、最悪の場合は死者も出る可能性が大である。		

第4章 防災組織

第1節 町防災会議

本町の防災に関して、中心的役割を担う組織は、防災会議であり、町防災会議は、防災会議条例、町防災会議運営要綱に、規定している。

資料編 平生町防災会議条例
平生町防災会議委員名簿
平生町防災会議運営要綱

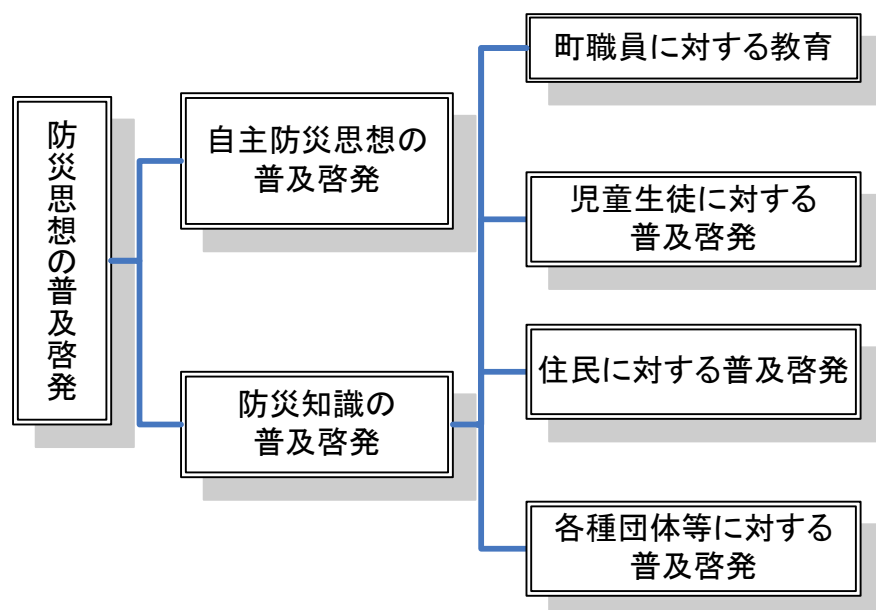
第 2 編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

基本的な考え方

災害による被害を最小限に止めるためには、町、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と同時に、住民一人ひとりが、家庭や地域社会において、自らの生命と財産は自分で守る「自助」、あるいは、「共助」の心構え、行動が求められる。

このため、町、県及び防災関係機関は、住民に対し、災害に関する防災知識を啓発指導し、住民参加・体験型イベントを実施するなど、普及啓発を推進するとともに、町は県及び防災関係機関等と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を行う「住民運動」を支援し、地域防災力の向上を図る。



第1節 自主防災思想の普及啓発【総務課・消防組合】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障がい者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは町、県、国及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、町及び県等は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行っていく。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

第2節 防災知識の普及啓発【総務課・消防組合】

第1項 町の役割【総務課】

町は、防災対策を円滑に実施するため、町職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、住民に対して、災害に対する正しい知識の普及啓発を図る。

1 町職員に対する教育

- (1) 町職員として行政に携わる中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するために必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

ア 災害に対する基礎知識

イ 町防災計画に示す災害対策

ウ 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策

エ 災害対策の課題その他必要な事項

- (2) 各所属においては、次の点について所属職員に十分周知しておくとともに、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行う。

ア 特別警報、警報、注意報発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識

イ 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）

2 児童生徒に対する普及啓発

町教育委員会は、各学校に対し、児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

- (1) ホームルーム、学校行事等の教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。
- (2) 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた指導を行う。
- (3) 中学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。
- (4) 職員が果たすべき役割（県への情報伝達等）
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題その他必要な事項

3 住民に対する普及啓発

町は、特別警報、警報、注意報発表時及び発災時に、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベント及び研修会・講演会等の開催、自治会が実施する研修会や町の出前講座、町広報紙、パンフレット、ポスター、インターネット及び報道媒体を活用し、県と協力して次のことを普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防

止月間等を通じるほか、防災の日を設定し重点的な取組みを行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

(1) 家庭での予防・安全対策

- ア ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認
- イ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認
- ウ 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄
- エ 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- オ 消火器の普及
- カ 保険・共済等への加入

(2) 避難場所での行動

(3) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(4) 災害時の地域内の避難体制の確保

(5) その他

- ア 自助・共助の重要性
- イ 災害の基礎的知識、町の災害発生状況
- ウ 町の防災対策及び県の防災対策
- エ 浸水、災害危険区域の情報
- オ 避難地、避難路その他避難対策
- カ 応急手当等看護の知識
- キ 要配慮者への対応

4 各種団体等に対する普及啓発

- (1) 町及び町教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。

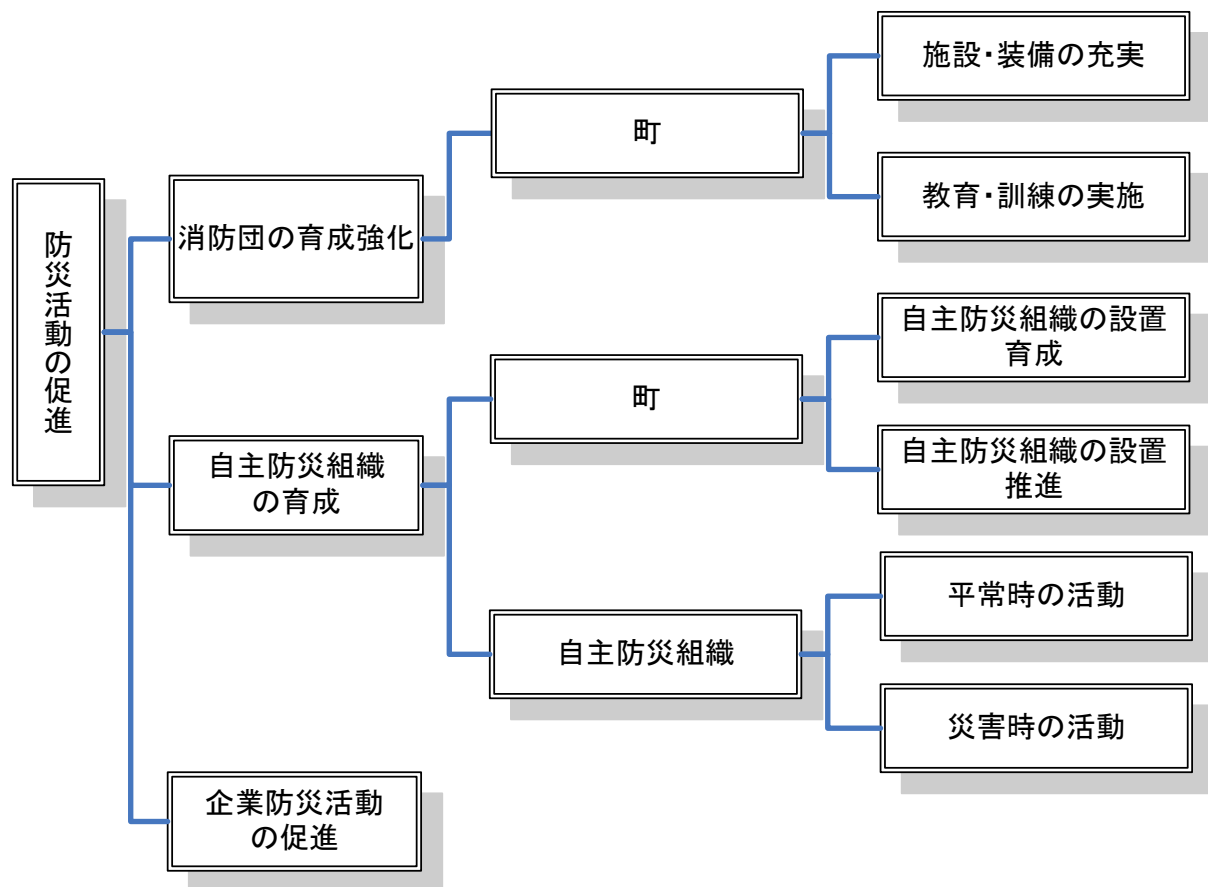
- (2) 各種団体が開催する研修会、講習会において、防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

第2章 防災活動の促進

基本的な考え方

地域社会の安全確保は、町、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による自主防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、大規模災害発生時には、これらの防災組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、避難者の誘導及び避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できる。このため、町は消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。



第1節 消防団の育成強化【総務課・建設課】

第1項 町

消防団の育成強化

- (1) 消防団の育成強化については町が行い、消防団が水防団としての活動も行うことから、水防技術の向上のための施策についても町が実施していく。

- (2) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への加入を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- (3) 消防団の施設・装備、消防及び水防資機材の充実を図る。
- (4) 消防団の施設・装備については、消防団のイメージアップを意識したものとする。
- (5) 消防団員の教育訓練を標準化し、継続して個々のスキルアップを図るものとする。

第2節 自主防災組織の育成【総務課・消防組合】

災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織が、一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、住民の相互助け合いの精神に基づき、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 町

- 1 自主防災組織の設置育成は、災害対策基本法の規定に基づき、町が推進する。
- 2 自主防災組織の設置育成を図るため、次の事項について定める。

- (1) 自主防災組織の意義

自主防災組織とは、防災に関する住民の責務を果たすため、地域住民自らが「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助）という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する組織である。

自主防災組織は、災害発生時に災害による被害を防止し軽減することを目的として、実際に防災活動にあたる「実働部隊」として結成するものとする。

- (2) 自主防災組織の規模

住民を対象とする自主防災組織については、原則として、自治会単位の規模とするが、高齢化や人材不足等の課題を持つ自治会においては、近隣との連合体・コミュニティを核とした地区連合体の組織とする。

- (3) 自主防災組織の育成

- ア 防災資機材等の整備促進

- 自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。

- イ 防災資機材の操作方法の講習等

- 防災資機材の操作方法講習会、応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。

- ウ 防災資機材等の整備促進

- 自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。

エ 防災知識の普及啓発

防災講演会等を実施し、住民の防災に対する関心を維持していく。

オ 自主防災リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、県等で実施する研修会等の情報提供や、防災士の資格取得の推進等を実施し、この育成に努める。

(4) 自主防災組織の防災計画

継続的な活動の実践と災害発生時の被害を最小限に抑えることを目的として、平常時及び災害発生時における防災活動を具体的に定めた防災計画を作成するための支援や指導を行っていく。

第2項 防災士の育成

下記の役割を担うべくNPO法人日本防災士機構が認定する防災士の資格取得を支援し、町内の地域防災力の向上を図る。

防災士の役割

- (1) 平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練。
- (2) 災害時の、公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減。
- (3) 災害発生後の被災者支援の活動。
- (4) 避難所生活のルールづくり等の避難所運営。

第3項 自主防災組織

自主防災組織は、平常時、災害時において地域の実情に応じた効果的な防災活動を行うよう努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

1 平常時の活動

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 火気使用設備器具等の点検
- (4) 防災用資機材等の整備

2 災害時の活動

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 率先避難や避難の呼びかけの実施

- (3) 初期消火等の実施
- (4) 救出・救護の実施及び協力
- (5) 避難誘導の実施
- (6) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

第3節 企業防災活動の促進【総務課・消防組合】

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

- 1 町及び県は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また、災害時においては、町及び県、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

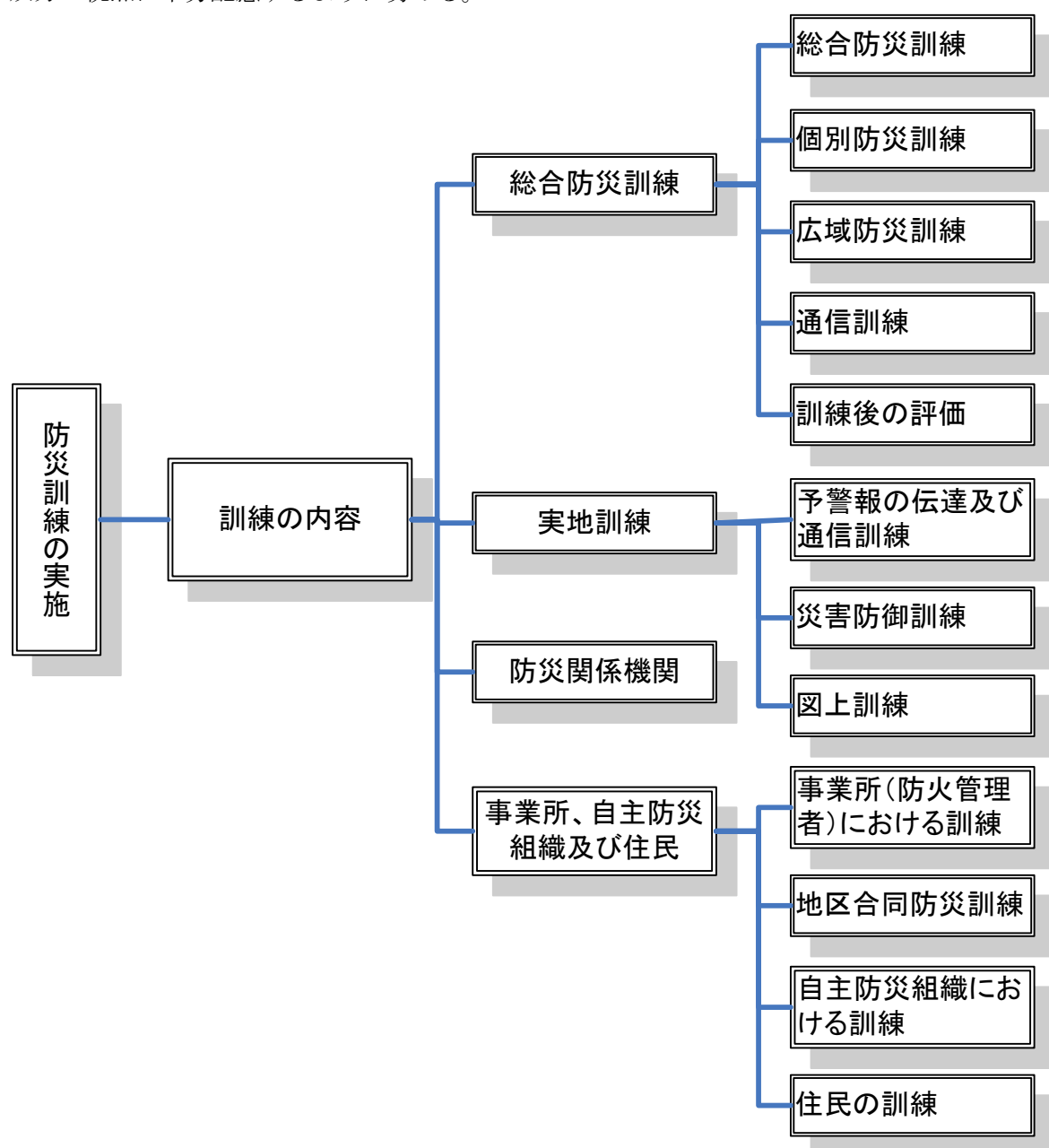
- 2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第3章 防災訓練の実施

基本的な考え方

災害発生時に、迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時に取るべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、町は、防災関係機関のほか、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。



第1節 訓練の内容【総務課・消防組合】

第1項 総合防災訓練

町は、国、県、他市町及び防災関係機関と共同して又は単独で、次の訓練を実施する。

1 総合防災訓練

(1) 大規模災害の発生を想定し、災害発生後における町及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

(2) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とする。

県及び市町	防災関係機関	自主防災組織・住民
・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達・広報 ・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援） ・避難所・救護所設置運営 ・応援受入 ・緊急交通路の確保（道路障害物除去、交通規制） ・自主防災組織等の活動支援 ・広域応援協定に基づく広域合同訓練等	・情報伝達・広報等 ・消火活動 ・救助・救急 ・医療救護 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送	・初期消火 ・応急救護 ・炊き出し ・避難・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援）

(3) 訓練を行う際には、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。

2 個別防災訓練

(1) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び防災関係機関等と協力して実施する。

(2) 職員の参集訓練

大規模災害を想定した参集訓練を定期的を実施する。

3 広域防災訓練

広域応援協定をより実効性あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するため、広域防災訓練の実施に努める。

4 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）、防災メール等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

5 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、以後の活動に反映する。

第2項 実地訓練

防災訓練の実施に当たっては、国、県、他の市町及び自衛隊等防災関係機関と連携して行う。

また、訓練については自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とすること。

訓練の内容

- ・ 災害発生時の広報
- ・ 避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
- ・ 要配慮者の安全確保（避難支援）
- ・ 消防、水防活動
- ・ 救助・救急活動
- ・ ボランティアの活動体制の確立
- ・ 食料・飲料水、医療その他の救援活動
- ・ 被災者に対する生活情報の提供

実地訓練は、災害予防に責任を持つ機関が、それぞれ水防、消防、避難、救出、救護、警備その他について適宜防災対策の訓練を行い、技術の向上を図るためのものであり、特に住民との協力による訓練、あるいは実践的能力の向上極めて重要な方法である夜間訓練を努めて行うよう計画するものとする。

1 予警報の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法及び消防法に基づく予警報等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

また、停電又はその他の非常事態における住民及び関係機関に対する通報及び伝達についての訓練を必要により行う。

2 災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練とし、下記のとおりとする。

訓 練 名	内 容
水防訓練	水防工法、水位・雨量の観測、水防団員及び消防団員の動員、一般住民の協力・応援を受けての協働作業、水防資機材の輸送、広報、通報、伝達等を折り込んだ訓練とする。
大火訓練	消防機関の出動、隣接市町の応援、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報、情報連絡等を折り込んだ訓練とする。
避難訓練	地震、津波、水防、大火訓練等とあわせて実施する。避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の開設、防疫、給水、炊き出し、連絡等を折り込んだ訓練とする。
救助訓練	災害種類ごとの救助、資材、方法、事後処置等を折り込んだ訓練とする。
医療救護訓練	救助訓練と併合して救助者の処置等を折り込んだ訓練とする。
災害通信訓練	非常無線、防災メール、緊急速報メール、アマチュア無線の通信等についての訓練とする。
災害防御活動従事者の動員訓練	災害防御活動従事者の動員訓練を町地域防災計画に基づいて行うものとする。

3 図上訓練

図上訓練は、主として災害応急対策について図上で行うものとし、防災関係機関が合同して、又は単独で非常災害に即応するため、防災計画の検討と幹部職員又は主任担当者等を対象とした防災図上演習を実施するものとする。

その訓練内容は、下記のとおりとする。

- 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置
- 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- 緊急避難及びこれに伴う処置

第3項 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第4項 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、住民の協

力が必要不可欠である。

このため、住民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校（小学校、中学校等）、病院、社会福祉施設、工場、観光施設及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

2 地区合同防災訓練

地域住民の防災意識の向上と災害時のスムーズな連携を目的として、公民館・コミュニティセンターを核とした各地区（宇佐木、堅ヶ浜、平生町・村、大野、曾根、田名・佐賀・尾国・佐合島）での自主防災組織合同防災訓練を実施する。

3 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、町及び消防組合の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保、避難所運営等について実施する。

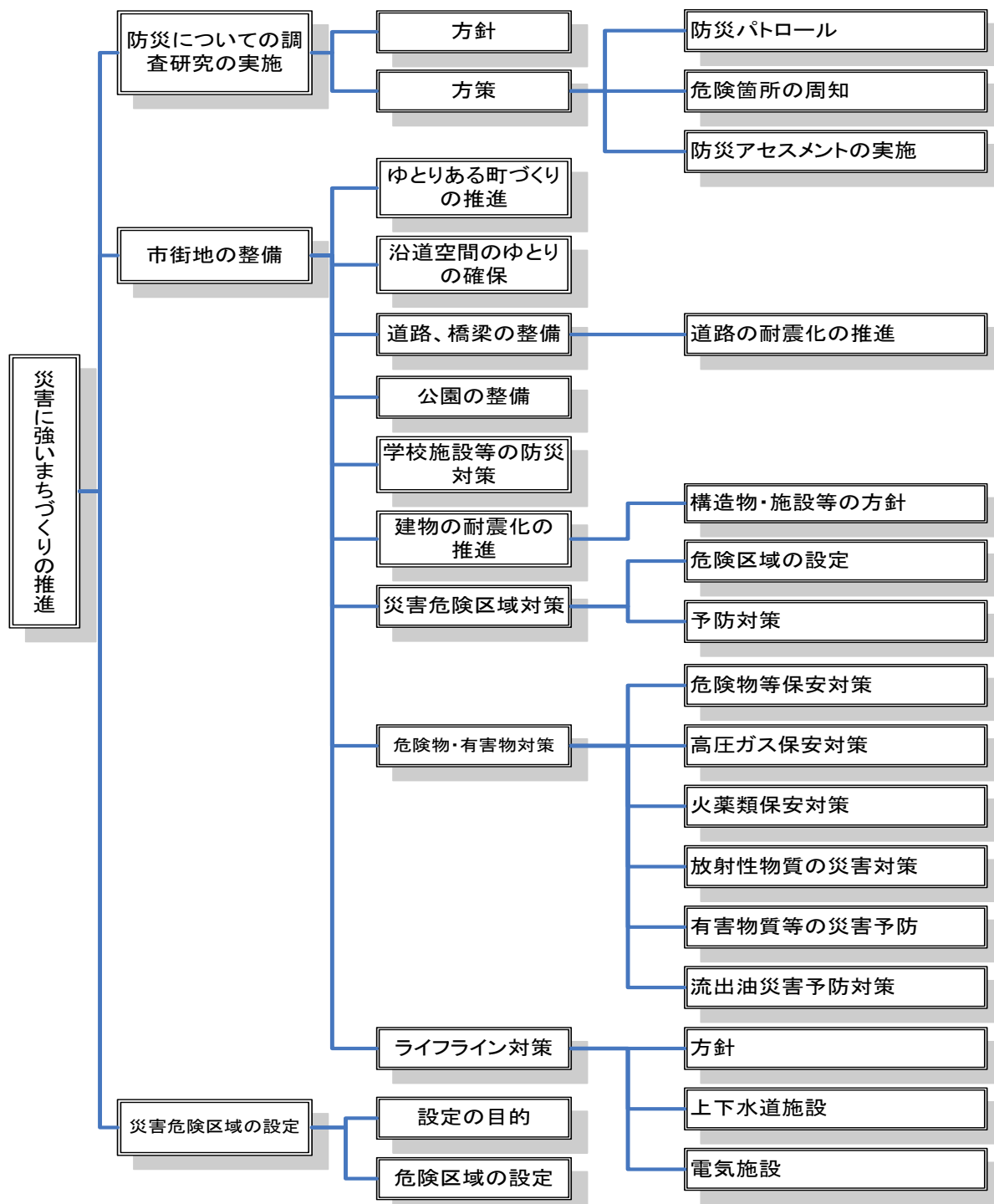
4 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、町、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

第4章 災害に強いまちづくりの推進

基本的な考え方

町は大雨、洪水、高潮等の自然災害から住民の生命、身体、財産を保護するため、様々な保全対策を実施するとともに、各種法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業の執行を図る。



第1節 防災についての調査研究の実施【総務課・建設課・教育委員会】

第1項 方針

町内における、河川、山地、農地、住宅地等において、災害が発生又は危険が予想される箇所の事前調査、あるいは地震災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

第2項 方策

1 防災パトロール

町長が実施責任者となり、町並びに県及び警察等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査し、それぞれの問題を想定してその対策を検討し、必要な指示、指導を行い、特に危険が予想される場合は、改修等の命令を行う。

2 危険箇所の周知

風水害、地震等被害要因を検討し、被害を想定してこれら危険箇所に対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめて住民関係機関に周知する。

3 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメント（町にどんな災害危険があり、どこがどの様に危険なのかを把握する調査・想定）を実施し、防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアルを作成することで、住民の安全確保に努めるものとする。

第2節 市街地の整備【建設課】

第1項 ゆとりある町づくりの推進

ゆとりある隣棟空間を確保することで、延焼危険性の低減が図られるが、このようなゆとりを確保していくため、建築物の新設、改築に際して、法令等の遵守を徹底するとともに、国・県の関連各種補助事業の活用によるゆとりあるまちづくりの推進に努める。

第2項 沿道空間のゆとりの確保

防災機能でみる沿道幅員は、公共物である道路の幅員に加えて、道路沿いの建築物前面空き地が含まれる。そのため、災害に強いまちづくりの推進のためには、細街路の計画的拡幅の推進を図るとともに、住民の協力を求めて、建て替えの場合の住居のセットバックによる沿道空間のゆとりを高めるよう促進する。

第3項 道路、橋梁の整備

道路の耐震化の推進

(1) 幹線道路

国道及び県道等の幹線道路については、それぞれが所管する道路について耐震性を強化した道路整備を実施するよう要請する。

(2) 町道

地域の生活道路であると同時に、国・県等の幹線道路を補完するものであるが、脆弱な区間が多く、地震による被害が多岐にわたることが予想されるため、重要な路線を最優先として、国・県道に準じた耐震点検調査を実施し、改修に努める。

(3) 農道及び林道

農道及び林道は、幅も狭く地盤も弱いところが多い、しかし生活道路として地域住民にとって重要な役割を果たしており、災害時にその機能が壊滅しないよう整備に努める。

第4項 公園の整備

公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地としても大切な役割を担っており、整備していく上では、防災面も配慮した計画により実施するものとする。

第5項 学校施設等の防災対策

学校、社会教育施設等は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、町及び町教育委員会は、児童生徒等の生命身体确保安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努める。

なお、整備に当たっては、地震・台風・洪水等あらゆる災害を想定し、被害防止の観点から計画的に進める。

第6項 建物の耐震化の推進

構造物・施設等の方針

- (1) 供用期間中に、1～2 度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- (2) 発生する確率は低い、直下型地震や海溝型巨大地震による高いレベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- (3) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高いレベルの地震動に際してもほかの構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせること。

- 一旦被災した場合に生じる機能支障が、応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
- 地方あるいは国といった広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
- 多数の利用者等を収容する建築物等

(4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第7項 災害危険区域対策

1 危険区域の設定

河川、その他土地の状況により、洪水、地震、地すべり、山くずれ、高潮、津波、火災、その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止、又は被害の拡大を防ぐため必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握するものである。

資料編 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

崩壊土砂流出危険地一覧

山地災害危険区域一覧

土石流災害危険区域一覧

砂防指定地関係災害危険区域一覧

ため池危険箇所一覧

暴風・高潮による孤立危険区域一覧（海岸・島部）

異常気象時通行規制区間および道路通行規制基準

2 予防対策

(1) 水害の予防

水害の予防は、治山・治水事業の推進、河川管理の強化、水防体制の充実強化等によって究極的にその効果を期すべきものとするが、異常降雨等災害に際しては、当面の水害予防として危険区域を監視し、警戒を怠らないように努める。

ア 長期的展望のもとに治山・治水事業を推進していく。

イ 治水、利水の調和のとれた河川対策を推進していく。

ウ 山間部の急溪流河川については、土石流災害を未然に防止する河川対策を推進する。

エ 護岸等を整備して高潮対策を推進するとともに、耐震性も確保し、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備も併せて実施する。

(2) 地すべり・山くずれ対策

地すべり、崖崩れ、土石流、山崩れ等の土砂災害を防止するため、町及び県は相互に協力

し、これら危険箇所の現況を把握し、区域の指定、警戒避難体制の確立、防止施設の新設、改良、危険箇所周辺の移転等、総合的対策を講ずる。

ア 住宅移転の促進

町は、危険箇所に居住するものに対して、移転を促進するものとし、危険箇所外に県制度を活用して、所要の援助を行う。

イ 関係法に基づく区域を指定し、区域内での行為の制限と地すべり防止工事を実施する。

ウ 緊急時における警戒、避難体制を確立する。

エ 区域内パトロールを定期的を実施する。

オ 未改修溪流に対して以下の事業を推進する。

- 山腹からの土砂の流出を制し、山脚の固定を図るためのえん堤工
- 溪流の河底安定を図り、縦横浸食を防止するための床工、流路工
- 洪水等の災害から人家・耕地等を守るための流路工

(3) 治山対策

町には災害防止に必要な保安林があり、町の山間部では、山裾に集落があるため土砂流入災害に加え、直撃型災害のおそれもあり、人命、財産に被害を及ぼす山地災害の危険性がないとはいえない。

森林の多面的機能を維持向上し、町土の保全を図るため、保安林の整備及び各種治山事業を実施する。

一方、山間地域住民の生活道路として、また災害時における資材運搬道路としての林道については、日常の管理に努める。

ア 復旧治山、予防治山、防災林整備等の事業を実施する。

イ 人家の裏山等、直撃災害に対しては、林地崩壊防止事業や県、町単独事業により対処する。

ウ 林道については、危険地区を対象に林道改良事業、林道舗装事業を実施する。

(4) 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

- 町及び公共施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るように努めるものとする。
- 個人住宅等の小規模建築物においても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

(5) 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、宅地造成開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

災害防止に関する指導基準

○ 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

○ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び地質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

○ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

(6) 低地（内水氾濫）

町においては、休耕田からの宅地化が進むなど、土地利用が変化したことに伴い、在来水路の不足に加えて雨水の流出、雨水の浸透及び遊水池の減少により、大雨時には浸水のおそれが高じてきている。

このため、対象河川の整備を推進するとともに、町街地の浸水防除を図るために、低地においては、ポンプ場の整備を図る。

また、雨水排水計画を策定し、計画的な排水路及び排水機の新設等の計画的整備を行っていく。

あわせて、河川、側溝、排水路等は、一体となり排水するため、低（湿）地に対する計画・事業にあたっては、関係機関相互で調整を図り、事業の推進を行うこととし、あわせて、現在、保水・遊水機能をもっている地域については、その機能が損なわれることのないよう土地利用計画の調整を行うこととする。

第8項 危険物・有害物対策

石油類、毒物・劇物等化学薬品（以下「危険物等」という。）等の災害を防止するため、町は、各種行政機関に協力して次の対策を実施する。

1 危険物等保安対策

(1) 災害対策

- 危険物取扱所等の所有者及び管理者に対し、保安について指導監督を行う。
- 必要に応じて立入検査、質問又は危険物等に対する規制指導を行う。
- 法令に定める危険物取扱施設等の保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設の保安員の責任体制の確立を図る。
- 危険物等取扱関係者に対する保安教育の徹底を図る。

(2) 輸送対策

- 容器、積載方法等の基準厳守の指導を強化する。
- 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、消防機関その他の関係機関による予防査察及び取締りを行う。

2 高圧ガス保安対策

- (1) 高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の強化を図る。

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費その他取扱いについて、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に基づき県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

- (2) ボイラー及び圧力容器の製造並びに取扱いについて労働安全衛生法に基づき、山口労働基準局が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

3 火薬類保安対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他取扱いについて、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づき県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

4 放射性物質の災害対策

町は、防災関係機関と連携して、医療用、工業用及び発電用の放射性物質による災害の発生及び拡大を防止し、放射性物質に係る災害が住民に対して影響が及ぶことのないよう予防措置を行う。

- 防災体制の整備
- 通信連絡体制の整備
- 救助体制の整備
- 防護用資機材の整備

5 有害物質等の災害予防

事業活動の事故等により排出した特定物質及び有害ガスにより、人の健康又は生活環境に著しい危害を及ぼすことのないよう予防措置を実施する。

6 流出油災害予防対策

重油等が河川へ流出又は海岸への漂着の場合は、農作物及び水産動植物への影響が考えられるので、これらの取扱いについての注意を喚起するとともに、万一の事故に備え、吸着マット等を準備し被害の拡大を防止する。

資料編 危険物製造所・貯蔵所・取扱所等一覧

高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧

毒・劇物取扱施設一覧

第9項 ライフライン対策

1 方針

電気、水道等のライフラインは、住民の暮らしに不可欠なものであり、平常時のみならず災害時にも、安定的な供給が求められる。このため、各施設の災害防止策・耐震化を図り、ライフラインの安定性、信頼性を高める。

2 上下水道施設

(1) 耐震診断

耐震性確保の観点から上下水道施設の総点検を行うとともに、施設の老朽度合と地形・地質の状況を勘案して必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。

(2) 老朽管の更新

石綿セメント管、铸铁管については、耐震性の確保の点からは不適当な水道用管材であるため、耐震管への計画的な布設替えを行う。

3 電気施設（中国電力株式会社）

(1) 被災した場合は、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設設備の機能を維持する必要があることから、あらかじめ応急対策計画を定める。

(2) 阪神・淡路大震災の経験を生かし、電力設備、事業所建物等の耐震性を調査・検討をする。

第3節 災害危険区域の設定【建設課】

第1項 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握するものである。

第2項 危険区域の設定

災害による 孤立危険地区	設定の基準 災害を受けた場合次に該当する地区を想定 (1) 道路、橋梁が決壊すると迂回路がない地区 (2) 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区
防災重点ため池	設定の基準 (1) 農業用ため池が決壊により浸水が想定される区域に、住宅又は学校、病院その他の公共施設があり、浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれのあるもの (2) 上記以外で、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの ※農業用ため池の管理及び保全に関する法律で定める特定農業用ため池は、防災重点ため池から行政所有のため池を除いたもの
危険ため池	設定の基準 防災重点ため池のうち、老朽化したため池で、次のいずれか 1 つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壊した場合人家 1 戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれがあるもの。 (1) 堤体の老朽化及び断面不足(堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食) (2) 取水施設の老朽化(斜樋及び底樋の破損又は漏水) (3) 余水吐の老朽化及び断面不足(破損又は断面不足) 設定の状況 ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池整備事業等で継続実施中のものを設定している。

山地災害 危険地区	設定の基準 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で危険度によりA、B、Cに区分する。 (1) 山腹崩壊危険地区…崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区 (2) 崩壊土砂流出危険地区…溪流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区 (3) 地すべり危険地区…地すべり防止区域に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は与えるおそれのある地区
漁港区域関係	設定の基準 背後に人家又は耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため、次のいずれかに該当するものを設定の基準とする。 (1) 天然海岸の地盤高又は護岸天端高が既往最高潮位以下のところ (2) 護岸が老朽又は貧弱等で崩壊のおそれがあるところ
道路橋梁部 事前規制区間	設定の基準 異常気象時において主に大雨・強風により地すべり、土崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間を想定した。 なお、時間雨量、連続雨量及び平均風速等により、区間ごとに通行規制を行っている。

地すべり 防止区域	設定の基準（地すべり等防止法 3 条） (1) 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域の面積が 5ha(市街化区域(市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画区域が定められていない都市計画区域にあっては用途地域)にあっては 2ha)以上で、次の各号のいずれか一つに該当するもの ア 多量の崩土が、溪流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの イ 鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市町道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの ウ 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの エ 貯水量 30,000 m³以上のため池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの オ 人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの カ 農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの (2) 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため、特に必要がある場合
砂防指定地	設定の基準（砂防法第 2 条） 砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの。
急傾斜地崩壊 危険区域	設定の基準（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条） （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第 1 条の 2） 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの。 (1) 高さが 5 メートル以上であること。 (2) その崩壊により、5 戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあること。
土砂災害	設定の基準

警戒区域	知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの。 (1) 急傾斜地の崩壊 ア 傾斜度が 30° 以上で高さが 5m以上の区域（急傾斜地） イ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域 ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50mを超える場合は 50m）以内の区域 (2) 土石流 土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で勾配が 2° 以上の区域 (3) 地滑り ア 地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域） イ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は 250m）の範囲内の区域
土砂災害 特別警戒区域	設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の基準に該当するもの。 (1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (2) 土石流により、建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (3) 地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により、力が建築物に作用した時から 30 分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えるこ

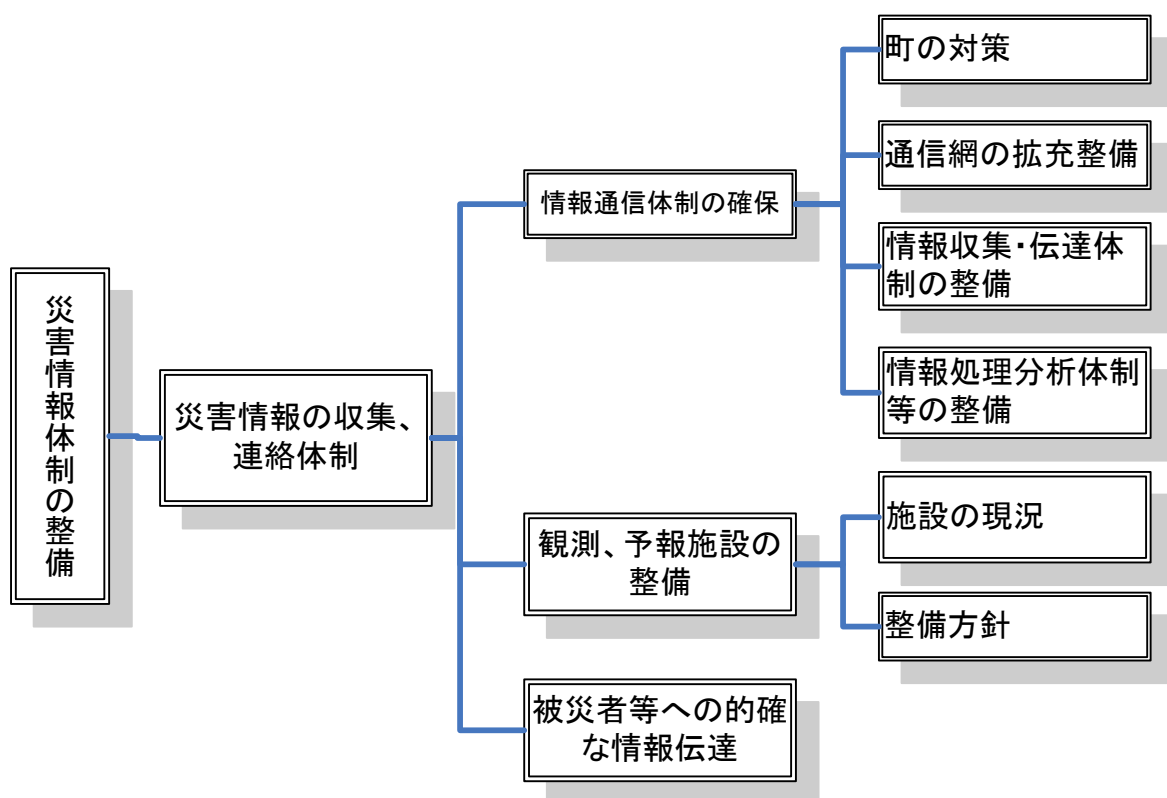
	とのできる力の大きさを上回る土地の区域等
河川海岸関係	設定の基準 河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のもの。 (1) 河川又は海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が 100m以上 (2) 人的被害のあるもの (3) 耕地被害が 10ha 以上のもの

第5章 災害情報体制の整備

基本的な考え方

災害発生時に、的確な情報の収集が困難となれば、町、県及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施する上で支障となるため、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。



町では、防災活動を円滑に実施するため、各種の通信設備の整備を進める。

名 称	概 要
山口県防災行政無線	県と町との防災に関連する情報の通信のために用いられているもの
平生町防災行政無線 (同報系)	町から住民へ一斉に複数あるいは、町内すべての子局(屋外スピーカー)へ災害情報について伝達する無線システム
平生町防災行政無線 (移動系)	災害現場からの情報を収集する等のため、携帯したり車に搭載したりして利用する通信システム
電話	県、関係機関、消防団等との災害関連情報の収集伝達に用いる一般的手段

テレメータ	雨量や水位を遠隔地にいながら把握するもの
M C A 無線	業務用の陸上移動通信システムとして複数の無線チャネルを多数の利用者が共同利用するもの
衛星通信	衛星を介した通信システム。
メール送信システム 【平生町防災メール】	あらかじめ登録した携帯電話等に対して一斉に防災情報のメール送信を行うもの
メール送信システム 【緊急速報メール】	緊急地震速報に加えて、平生町からの「災害・避難情報」などを町内のエリアにあるすべての携帯電話へ発信するシステム
パソコン通信	回線、CATV 等を通じて、パソコン同士で情報交換するもの 場所、時間を問わずに一度に多くの情報を伝達できる
アマチュア無線	個人的な興味によってアマチュア無線仲間同士で交信しあうもの 通常の通信施設が機能しなくなった場合有効な手段となる
J - A L E R T (ジェイアラート：全国瞬時警報システム)	弾道ミサイル情報・緊急地震速報等の情報を人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁経由)から送信し、町の同報系行政防災無線により瞬時に住民に伝達するシステム
E m - N e t (エムネット：緊急情報ネットワークシステム)	行政専用回線である総合行政ネットワーク「L G W A N」を利用した国(総理大臣官邸)と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム

第 1 節 災害情報の収集、連絡体制【各課共通】

第 1 項 情報通信体制の確保

1 町の対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障を来さないように町は、通信設備に対し、次のような安全対策を講じるものとする。

(1) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(2) 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、通信施設のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したものへ整備していくものとする。

(3) 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

町は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から、次のような対策を講じるものとする。

ア 町防災行政無線の整備

管内防災機関、応急対策実施機関等との間における防災行政無線の整備

地域住民に対する災害情報伝達手段である同報系（無線系）の整備促進（個別受信機を含む）及び携帯電話（メール受信を含む）も含めた多様な通信手段の確保、移動系の整備拡充

イ 職員参集システムの整備促進

ウ 防災相互通信用無線の整備

(1) 消防組合

消防は、災害時に、各消防組合が被災地情報を広域的確に把握できるよう、平成 28 年 6 月までの消防救急無線のデジタル化に併せ、無線や指令業務の広域化・共同化を推進する。

(2) 民間企業等の通信設備の活用

多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来たさないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにする。

(1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定

(2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等

(3) 通信機器の運用計画

4 情報処理分析体制等の整備

(1) 災害情報データベースシステムの整備

町は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

(2) 情報の分析整理

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

第2項 観測、予報施設の整備

1 施設の現況

町内には、山口県が設置した大内川観測所があり、水位観測を行っている。

2 整備方針

- (1) 関係機関は、雨量計、水位計、潮位計等の観測施設の整備の推進を図る。
- (2) 県は、河川情報を収集する「土木防災情報システム」、道路情報を収集する「道路情報システム」、県内各地の震度情報を収集する「震度情報システム」等の各種の災害に関する情報システムを整備し、運用しており、町はこれらの情報を住民に提供し、自主防災意識の高揚を図る等、災害の未然防止に努め、災害に強いまちづくりを実現する。
- (3) 特に、高潮災害については、町においては、あらかじめ監視場所、情報伝達方法等の高潮監視体制をあらかじめ定めておくことにより、安全性を確保して高潮の監視を行うものとする。また、漁業協同組合等と協議し、海上の異常について情報収集体制の整備を図るものとする。なお、県の整備している高潮防災情報システムも活用するものとする。

第3項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、町においては、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

1 情報伝達手段の整備

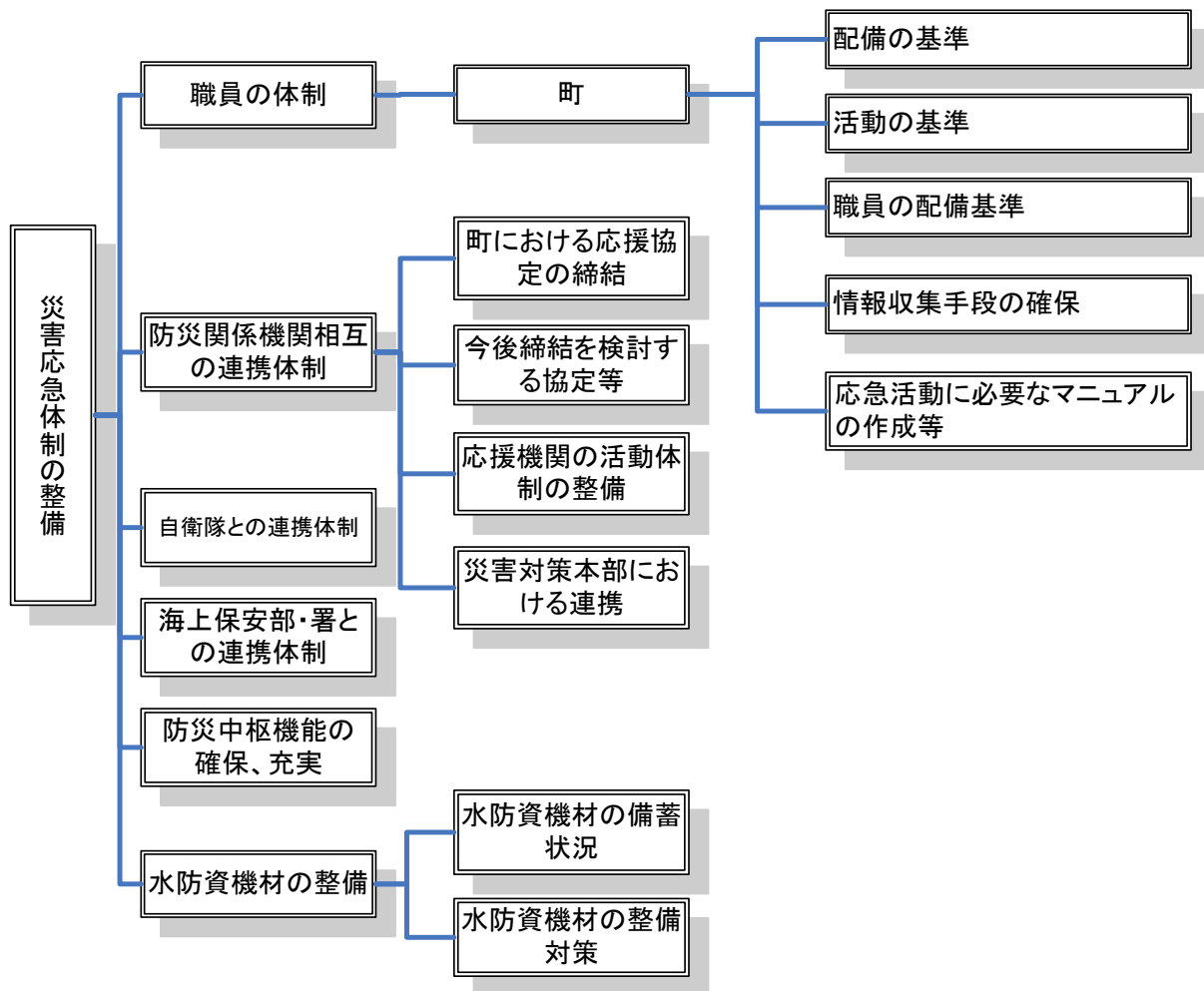
町は、避難地、避難場所等への防災行政無線（同報系・移動系）の整備を推進する。

また、平成 22 年度から導入している「平生町防災メールサービス」についても登録者の促進を図り、メール機能を活用して、防災情報を発信していく。

第6章 災害応急体制の整備

基本的な考え方

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。



第1節 職員の体制【各課共通】

第1項 町

町は、災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合の対応を迅速・的確に実施するため、あらかじめ職員配備体制の整備を図るほか、防災担当課（総務課）への専任職員の配置や増員、消防組合の人事交流による連携など、組織の防災対応力の強化に努める。

また、災害の初動期において、職員が実際に活動するための「職員初動マニュアル」を作成する。

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、町がとるべき体制は、次の基準によるものとする。

1 配備の基準

(1) 気象災害の場合

体 制	対策の種別	配備課の一般的基準
第 1 警戒体制	風水害対策 (台風対策を含む)	総務課 1 名
第 2 警戒体制 ※配備課課長により対応を協議	風水害対策 (台風対策を含む)	総務課 2 名 建設課 3～5 名 その他必要に応じて配備する。
	豪雪又は火事もしくは爆発その他重大な事故	総務課 2 名 建設課 3～5 名 災害の事態に応じ応急処置を実施する課
災害対策本部体制	災害対策本部設置基準による。	全職員

(2) 地震の場合

体 制	体制の時期の基準	配備課の一般的基準
第 1 警戒体制	震度 3 の地震発生	総務課 1 名
第 2 警戒体制	震度 4 の地震発生	総務課 2 名、建設課 3～5 名その他の課については、必要に応じ配備する。
第 3 警戒体制	震度 5 弱・強の地震発生	第 2 警戒体制の人員に加え、管理職員全員。その他必要に応じて配備する。
災害対策本部体制	震度 6 弱以上の地震発生	全職員

(3) 津波の場合

体 制	体制の時期の基準	配備課の一般的基準
第 1 警戒体制	「山口県瀬戸内海沿岸」地区に津波注意報が発表された場合	総務課 1 名
災害対策本部体制	「山口県瀬戸内海沿岸」地区に津波警報が発表された場合	総務課 2 名、建設課 3～5 名、管理職員全員 その他必要に応じて配備する。
	「山口県瀬戸内海沿岸」地区に大津波警報が発表された場合	全職員

震災時の非常体制における配備基準は、原則として上記の通りとし、災害の規模に応じて、各課長が臨機応変に動員するものとする。なお、管理職員とは、課長補佐以上の職員とする。

※ それぞれの体制は災害対策本部設置後は、災害対策本部体制へ移行するものとする。また、災害対策本部の活動体制について、各班で対応できない事態が生じた場合には、総務課長は、応急対策実施のため必要な職員の動員を行う。

(注) 配備職員

防災関係各課長は、配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配置の体制を確立しておくものとする。

2 活動の基準

(1) 第1警戒体制

ア 情報収集・・・総務課、建設課

・災害気象情報・被害情報の収集を実施する。

イ 防災行政無線等による連絡及び広報・・・総務課

ウ 情報分析・・・総務課

エ 応急対策・・・建設課

(2) 第2警戒体制・対策本部体制

ア 配備場所・・・全庁

イ 連絡調整担当者の配備・・・関係各課は状況に応じ、総務課と協議の上、1名以上の職員を総務課に配備する。

ウ 情報収集・・・総務課、建設課

・情報収集担当課が、災害気象情報及び町内被害状況の収集・把握にあたる。

・その他の配備課は、所管事務に係わる災害情報の収集にあたる。

・町内の災害状況の把握・・・必要に応じて班を編成し町内パトロールを実施する。

エ 被害速報のとりまとめ

オ 協議事項

(ア) 防災行政無線・広報車を利用した(災害情報の住民伝達の可否) 総務課

(イ) 消防団出動要請の可否 総務課

(ウ) 被災者支援物資の可否 総務課、町民福祉課

(エ) 避難指示等の可否。避難所開所の可否 総務課

(教育委員会・町民福祉課)

(オ) 県・広域への応援要請の可否 総務課

(カ) 広報への周知の必要の有無(広報紙による) 総務課

(キ) 税の減免等の対応の可否 税務課

・町内の災害状況の把握・・・必要に応じて班を編成し町内パトロールを実施。

カ 報道関係に対する被害状況等の発表・・・総務課

キ 各対策関係課は、事態に応じて計画の定めるところにより応急措置を実施する。

ク 災害記録の作成・・・総務課(災害時の写真、記録等とりまとめを実施)

(3) 被災者への支援対策

ア 災害に係るゴミ処理に関すること・・・産業課

イ 国・県等住宅融資制度に関すること・・・建設課

3 職員の配備基準

- (1) 第1・第2警戒体制については、輪番によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。

- (2) 大規模な火災、交通災害、産業災害等が発生した場合は、当該災害の対策主管課及び関係課をもって、第2警戒体制に入るものとする。

この場合、災害の状況によっては、町長は、災害対策本部設置を命ずることがある。

なお、個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による。

- (3) 交通途絶等のため所定の課・所に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに、あらかじめ定められた課・所に参集する。

4 情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集伝達手段（携帯電話等）の確保について、整備を進める。

5 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各課は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

6 業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画の見直し

町は、大規模災害が発生し、庁舎等が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）や受援計画を必要に応じて見直し、業務継続性の確保を図る。

第2節 防災関係機関相互の連携体制【総務課】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、町、県及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第1項 町における応援協定の締結

町及び県は、それぞれの応急対策業務に関し、関係団体等とあらかじめ重要と想定される内容の協定を締結することで、災害発生時にスムーズかつ積極的な協力が得られるよう、体制を整備するものとする。

- (1) 山口県及び市町相互の災害時応援協定
- (2) 県内全市町による広域消防応援協定
- (3) 災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

第2項 今後締結を検討する協定等

- (1) 民間施設（寺院等を含む）の避難所としての利用に関する協定
- (2) 通信設備の利用に関する協定

- (3) 食料、飲料水及び生活必需品の提供に関する協定
- (4) 医療・救護に関する協定
- (5) 道路の障害物除去等に必要な操作要員及び特殊車両等の確保に関する協定
- (6) その他災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

第3項 応援機関の活動体制の整備

- 1 町及び県は、近隣市町（消防組合）、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要の体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- 2 町は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。
- 3 県は、応援機関の円滑な活動を支援するため、資機材、防災機関が活用する共通地図等の整備に努めるものとする。
- 4 町は大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。

第4項 災害対策本部における連携

1 救出・救助機関

大規模災害が発生した場合、各機関は必要に応じて職員を町災害対策本部等に派遣し、災害現場における連携方法の調整、迅速な意志決定等を支援する。また、県は、災害現場において、各部隊の現場責任者による現地活動連絡本部を設置し、関係機関が一元的に活動できるよう、情報の共有に努める。

2 ライフライン事業者

大規模災害が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者は必要に応じて町災害対策本部等に連絡員を派遣し、被害状況等の共有化を図り、迅速な復旧につなげるものとする。

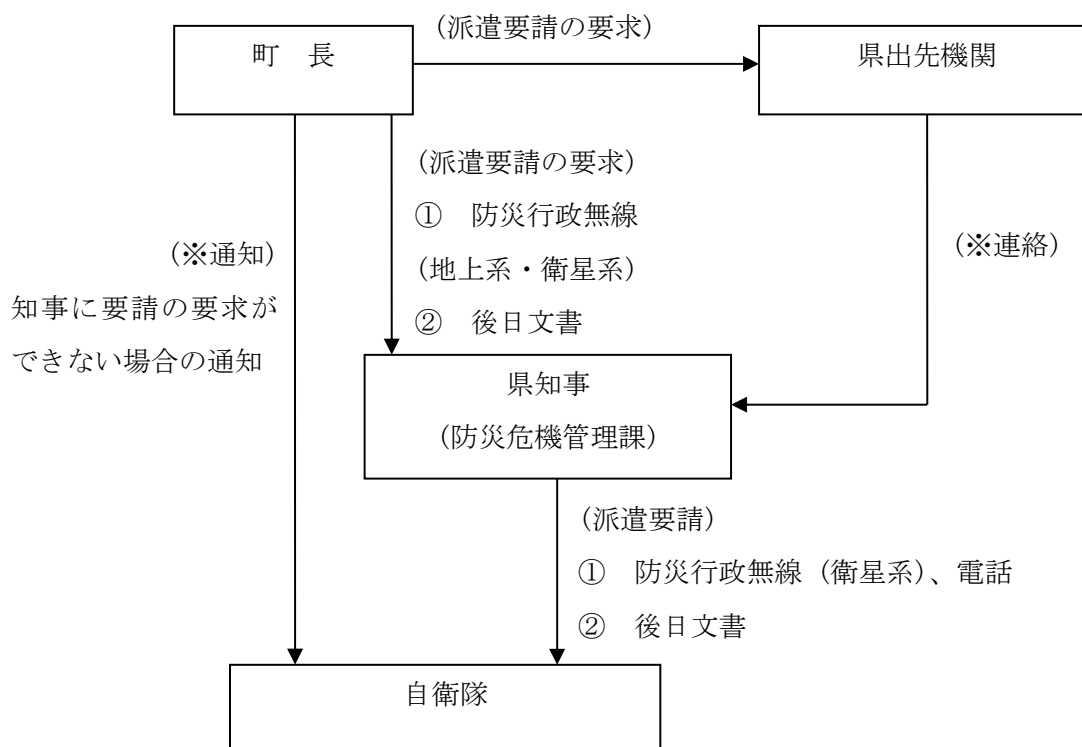
第3節 自衛隊との連携体制【総務課】

自衛隊との連携体制及び受け入れ体制を整備する。

町は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整えておくものとする。

- 1 要請の手順
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法

4 連絡先



陸上自衛隊	第 17 普通科連隊	山口市	083-922-2281 防災行政無線(衛星系)217
	第 13 旅団	広島県	082-822-3101
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180
	第 31 航空隊	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
航空自衛隊	第 12 飛行教育団	防府市	0835-22-1950
	航空教育隊	防府市	0835-22-1950

また、いかなる状況においてどのような分野(偵察、消火、救助、救急等)について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行う。

町は自衛隊が災害派遣活動を迅速かつ的確に行うため、自衛隊集結地を定めるものとする。

第 4 節 海上保安部との連携体制【総務課・産業課】

町は、災害時における海上での応急対策活動が円滑に実施できるよう、海上保安部との間の連携体制を整備しておく。また、町は、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておく。

第5節 防災中枢機能の確保、充実【総務課】

災害発生時において町及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

- 1 既存の施設設備にあつては、安全点検を行い、浸水対策等の強化及び耐震診断を実施し、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- 2 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（町庁舎、佐賀出張所）の整備に努める。
- 3 本庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
- 4 庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

第6節 水防資機材の整備【総務課・建設課】

第1項 水防資機材の備蓄状況

- 1 水防用の資機材は、町の水防倉庫に備蓄するものとし、県においては各土木建築事務所及び各土木事務所にも備蓄されている。
- 2 町においては、危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前に協議あるいは契約を締結する等により確保し、災害の発生に備えるものとする。

第2項 水防資機材の整備対策

1 備蓄基準

指定水防管理団体は、おおむね重要水防箇所内の堤防の延長 2km について 1 箇所の水防倉庫又は資材備蓄場所を設置し、山口県水防計画第 3 編第 13 章に定める基準による資材器具を準備しておくものとする。

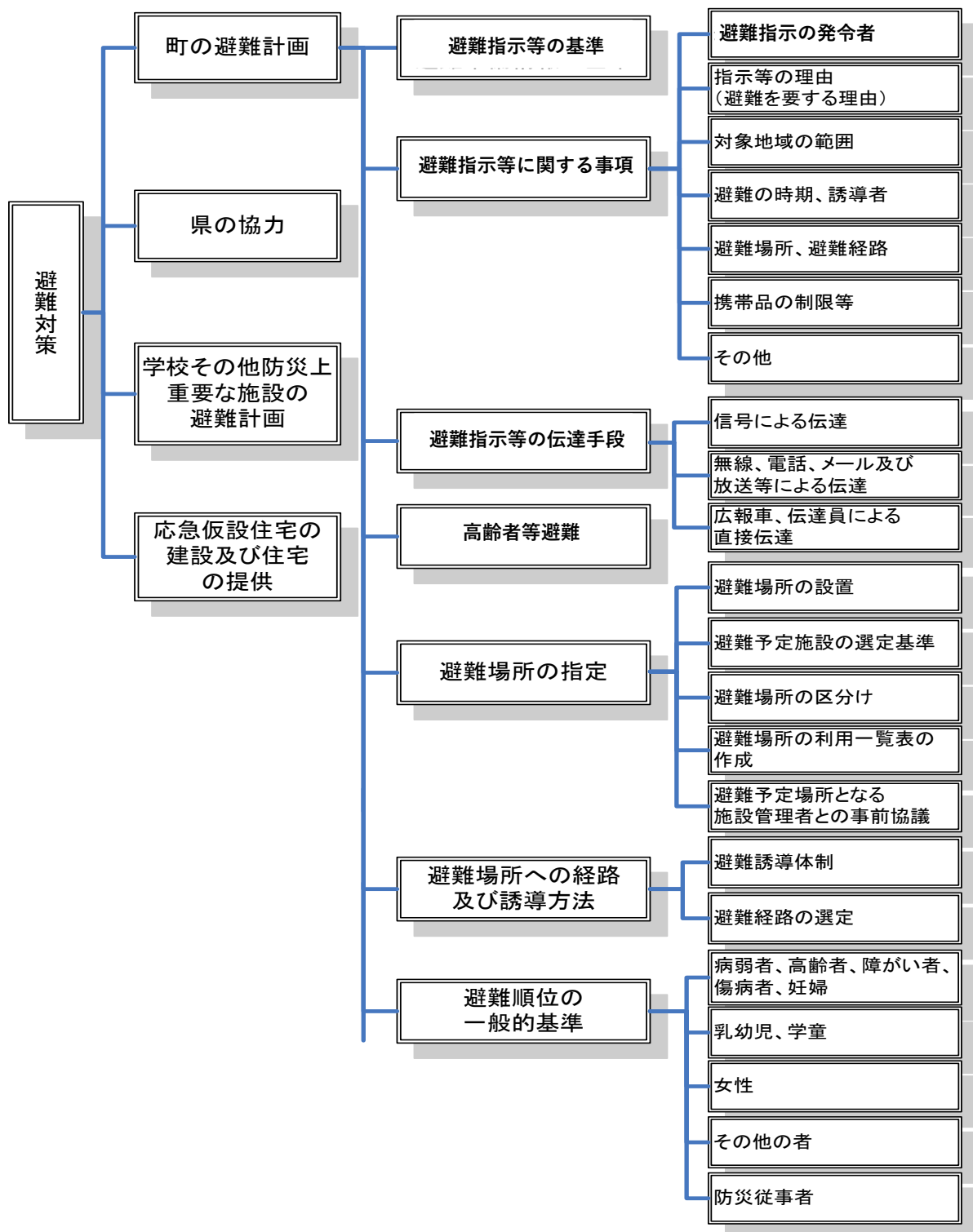
2 整備対策

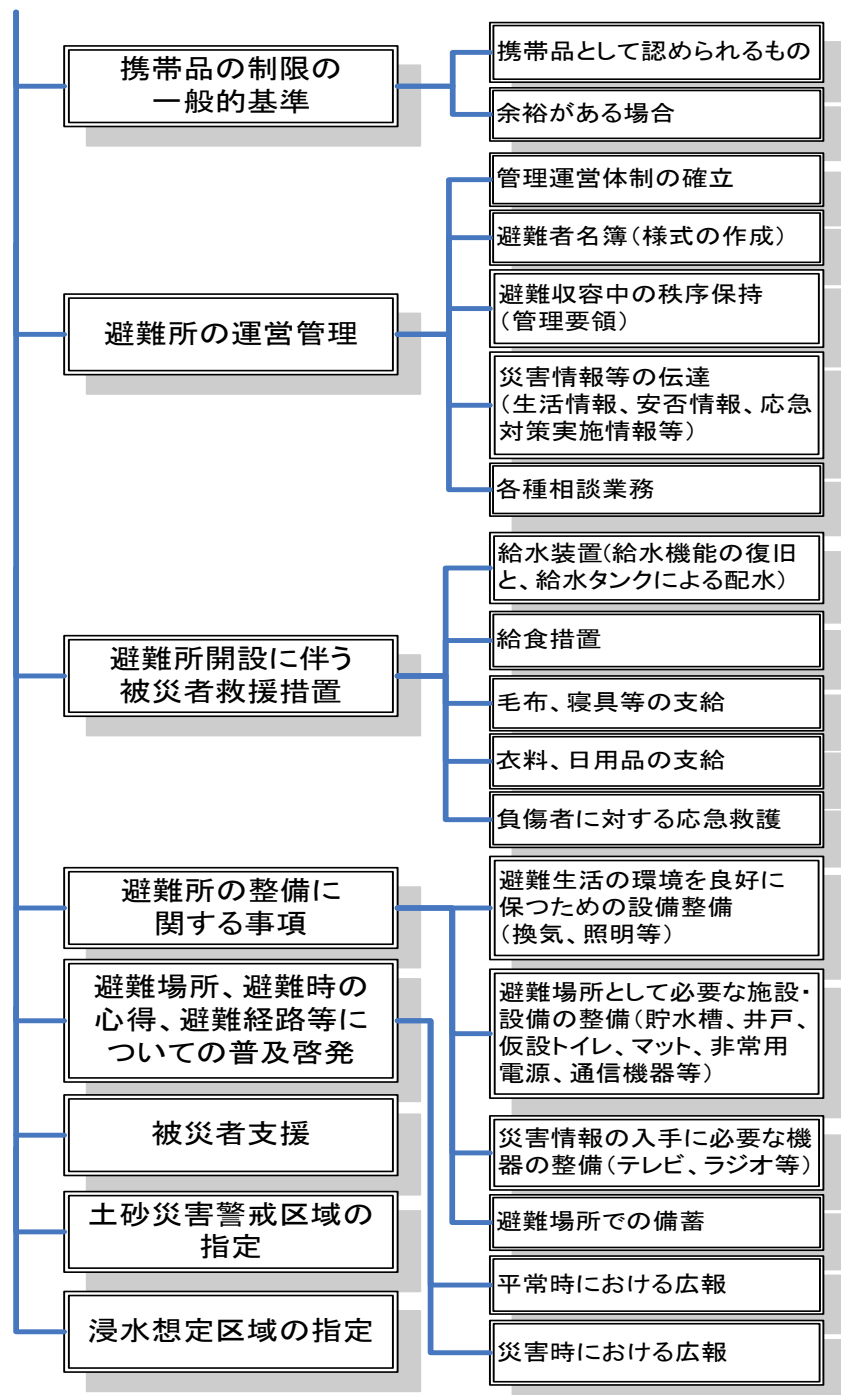
町が水防管理団体の水防に必要な器具、資材及び設備を整備する場合に、県の水防施設費補助金交付規則（昭和 26 年山口県規則 52 号）の定めるところにより、水防施設費の 3 分の 2 以内を予算の範囲内において補助を受けることができる。

第7章 避難対策

基本的な考え方

災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。





第1節 町の避難計画【総務課】

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、要配慮者に配慮した計画となるよう努めるとともに、洪水・高潮・土砂災害等による被害のおそれのある地域の住民に日常から避難場所、避難経路を周知し、個人の避難行動が容易となるよう啓発に努める。

なお、避難場所の指定については、火災の輻射熱及び液状化に対する安全な空間である公園等のオープンスペースの確保等に留意し、対象人口、安全性等を考慮しながら、公園、公民館、学校等公共施設管理者の同意を得たうえで行う。

第1項 避難の指示等の基準

町は、避難指示等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきかの判断基準について取りまとめたマニュアル等を整備する。

判断基準の策定については、雨量、水位、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めるものとする。

	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況、 即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保） ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング
【警戒レベル4】 避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、 即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	危険な場所から全員避難・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、 即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保

※屋内安全確保とは

洪水等及び高潮に対し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動

第2項 避難指示等の伝達事項

避難指示等の発令に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難指示等の発令者
- 2 避難指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他災害の状況により必要となる事項

第3項 避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。

1 信号による伝達

サイレン等の利用

2 無線、電話、メール及び放送等による伝達

防災無線、電話、FAX、防災メール、緊急速報メール

テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む）

3 広報車、伝達員による直接伝達

災害時における通信途絶を想定し、消防団、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど伝達員による伝達体制を整備しておく。

第4項 高齢者等避難

避難指示の事前段階として、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にした高齢者等避難に関するマニュアルを作成することが重要であり、避難指示を含め、避難情報の判断基準を策定するものとする。

第5項 避難場所の指定

町は避難場所の指定にあたっては、各地域で想定されるあらゆる災害に対し、安全が確保される施設を指定しておくことが望ましいが、そのような施設を地域内に確保することが困難な場合が多いため、それぞれの災害に応じた避難場所の指定を検討する。

また、町は、佐合島やあらかじめ孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておく必要がある。

1 避難場所の設置

(1) 一時(いつとき)避難場所（空地・・・校庭、公園、集会所、神社・寺院の境内等）

(2) 指定避難所（避難生活場所となる施設・・・公民館、学校、体育館等）

2 避難予定施設の選定基準

(1) 災害種別に応じた避難所の指定を検討し、災害に対する安全性が確保されていること。

- (2) 避難施設は、対象地区のすべての住民が収容できるよう配慮すること。
- (3) 1人当たりの必要面積は、おおむね3.5㎡以上とする。
- (4) 土砂災害や浸水などの危険のないところ。
- (5) 火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な避難施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。

3 避難場所の区分け

- (1) 避難場所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- (2) 各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- (3) 避難人口は、夜間人口による。

4 避難場所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所について、あらかじめ避難場所の利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておくものとする。

「避難場所の利用一覧表」(例)

使用する地域又は自治会名	避難所名	収容人員	炊き出し能力	施設の能力	経路・位置・所要時間	施設管理者	管理責任者	連絡員

5 避難予定場所となる施設管理者との事前協議

- (1) 避難予定場所の施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取り交わしておく必要がある。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を予定しておく。

第6項 避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障がい者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導体制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、町職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

(2) 避難指示者（町長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

(3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図ること。また、夜間照明、外国語表示の設置に努めること。

2 避難経路の選定

- (1) 避難経路を2箇所以上選定する。
- (2) 相互に交差しない。
- (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (4) 住民の理解と協力を得て選定する。

第7項 避難順位の一般的基準

- 1 病弱者、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦
- 2 乳幼児、学童
- 3 女性
- 4 その他の者
- 5 防災従事者

第8項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

1 携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証（カード））お薬手帳、常備薬（処方箋も含む）、懐中電灯、携帯ラジオ

2 余裕がある場合

上記のほか、若干の食料品、日用品等

第9項 避難所の運営管理

町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定

し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

1 管理運営体制の確立

管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておくものとする。

2 避難者名簿（様式の作成）

3 避難収容中の秩序保持（管理要領）

集団生活に最低限必要な規律等

4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）

5 各種相談業務

第10項 避難所開設に伴う被災者救援措置

1 給水措置（給水機能の復旧と、給水タンクによる配水）

2 給食措置

3 毛布、寝具等の支給

4 衣料、日用品の支給

5 負傷者に対する応急救護

第11項 避難所の整備に関する事項

町は、避難所施設について、あらゆる災害に対応できる施設を目標として建物の堅牢性を確保するための耐震診断・耐震工事や浸水対策等、計画的に整備を進めていくと共に、設備についても充実を図っていく。

1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）

2 避難場所として必要な施設・設備の整備（上水道施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）

3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）

4 避難場所での備蓄

食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資

第12項 避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

1 平常時における広報

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
- (2) 住民に対する巡回指導
- (3) 防災訓練等の実施

2 災害時における広報

- (1) 広報車による周知
- (2) 消防団員による現地広報
- (3) 避難誘導員による現地広報
- (4) 自治会等自主防災組織を通じた広報
- (5) 防災メール・町ホームページによる広報

第13項 被災者支援

住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定め、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第14項 土砂災害警戒区域における措置

町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、知事により指定された土砂災害警戒区域について、土砂災害警戒区域を示したハザードマップ及び緊急避難場所及び避難所、避難路の周知に努める。また、次のとおり警戒体制を定める。

1 情報の収集及び伝達

町は、山口県土砂災害ポータル、気象庁防災情報提供システム等を活用し、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報を収集し、必要な情報について防災行政無線等を活用して、対象地域の住民に伝達を行うものとする。

なお、住民に対する情報の伝達は、第3編第3章第5節「広報計画」に定める。

2 円滑な避難の確保を図るために必要な措置

町は、土砂災害が発生するおそれがあるときに、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て、避難誘導等を行うものとする。なお、避難情報の発令及び伝達、避難誘導等については、第3編第6章第1節「避難指示等」に定める。

土砂災害警戒区域内の主として社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）については、施設管理者への避難情報等の伝達手段と

して、FAXを利用するとともに、迅速な情報入手につながる平生町防災メールの利用を周知する。また、避難確保計画の作成を支援するとともに、土砂災害に係る防災訓練を協力して実施するなど、警戒避難体制を整備するものとする。

第15項 浸水想定区域の指定

指定河川「大内川・田布施川・灸川」について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、想定される水深を浸水想定区域図として洪水ハザードマップを配布して周知を図っている。

今後については、当該浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項を定めていくものとする。

第2節 県の協力【総務課・建設課】

- 1 災害時における避難誘導、避難場所の運用は、原則として町が実施することとなるが、県はこれを支援・補完する立場から、避難場所として指定された県有施設の必要な整備に努める。
- 2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行う。
- 3 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の避難体制の点検を行う。また、県立社会福祉施設においては、必要に応じて、避難対策等を盛り込んだ防災マニュアルの見直しを図るものとする。
- 4 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制点検の指導を行う。
- 5 土砂災害警戒区域に対処するための警戒避難基準に関する資料を関係機関に提供する。

第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画【教育委員会・関係機関】

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、町、関係機関等と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

- 1 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- 2 病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、

移送の方法、保健衛生等に関する事項

- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供【建設課】

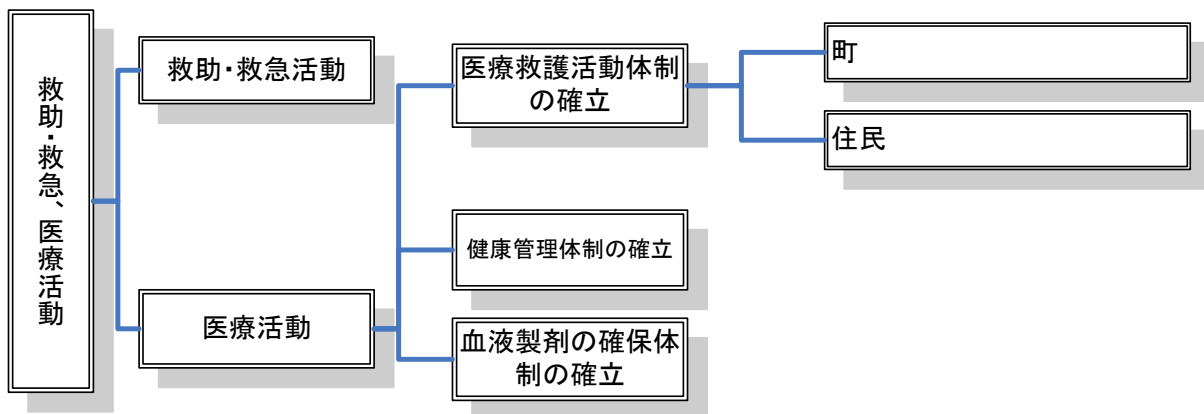
町及び県は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空き家状況を常に把握し、災害時における被災者への迅速な提供、入居に当たっての選考基準、入居手続等について、あらかじめ定めておく。
- 4 民間賃貸住宅の災害時の活用については、業界団体との協定の締結に努める。

第8章 救助・救急、医療活動

基本的な考え方

大規模災害発生時には、救助・救急、医療活動を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災当初における町、県及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。このため、町、県及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図ることが求められる。



第1節 救助・救急活動【消防組合・総務課】

第1項 効果的な救助・救急態勢の整備

- 1 救助や救急専門職員の増強や高度資機材の計画的整備を図る。
- 2 県内広域消防応援協定を締結する。
- 3 県内広域消防応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう、受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。
- 4 消防団、自主防災組織等に対する訓練の支援を実施する。
- 5 大規模災害時に、的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図るとともに、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化を推進する。
- 6 救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努める。

第2項 離島救急患者輸送（患者輸送に係る船舶借上契約）

佐合島の救急患者輸送について、夜間や災害時の迅速な患者輸送を目的として、民間の海上タクシー事業者と契約を交わし、救急態勢を整備している。

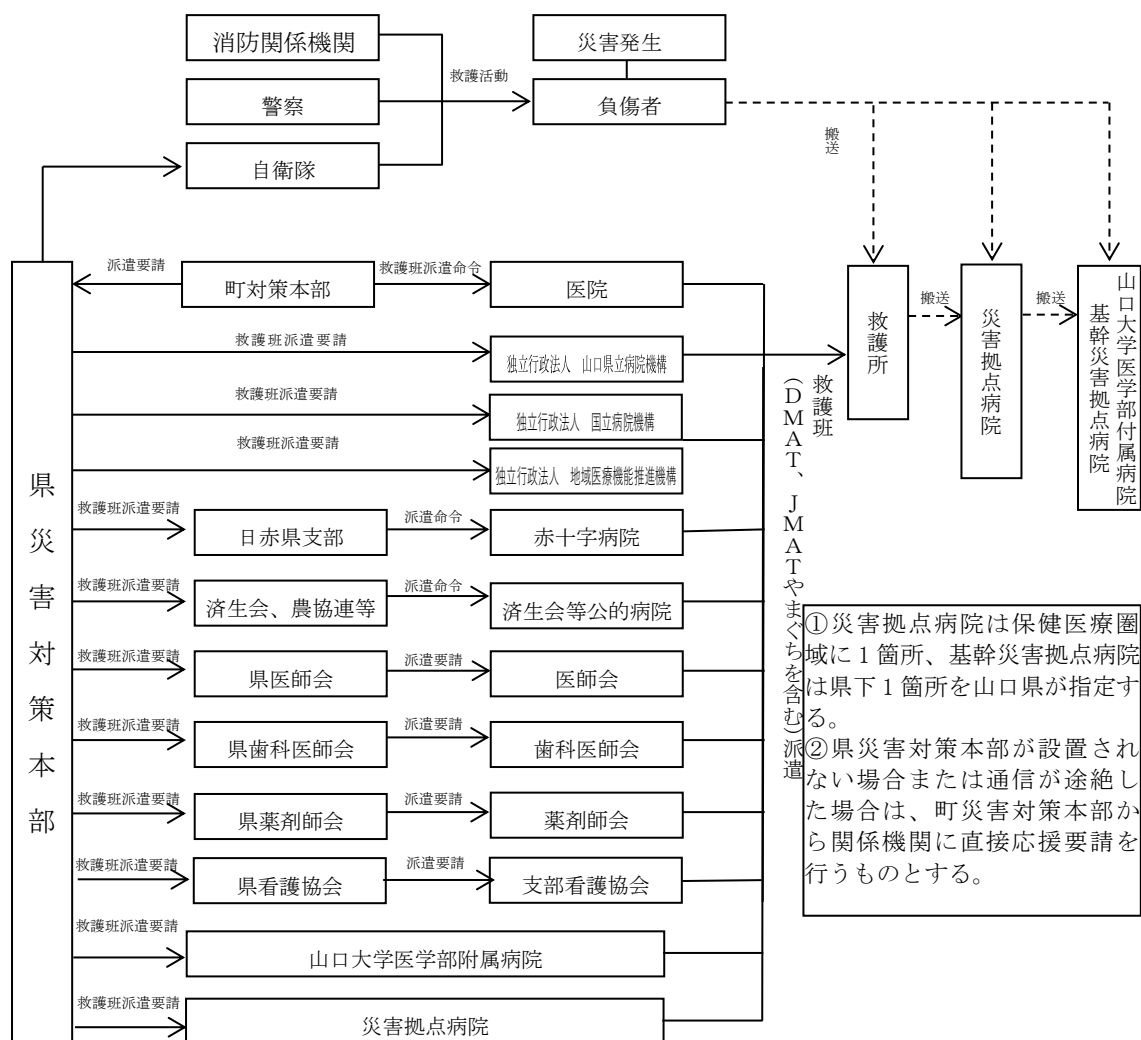
災害発生時においても、この態勢が有効に機能するよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

第2節 医療活動【健康保険課】

第1項 医療救護活動体制の確立

町及び県は、災害時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。

〔医療救護活動体系図〕



1 町

- (1) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。
設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- (2) 町内医療機関で構成する救護班を編成する。
- (3) 救護所として町保健センターを整備する。
- (4) 県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。

2 住民

- (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。

- (2) 町、県、日赤山口県支部及び医療機関が実施する講習会等で応急手当等の技術の習得に努める。
- (3) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名のメモ・お薬手帳の利用により、いつでも確認できるようにしておく。

第2項 健康管理体制の確立

- 1 町の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。
- 2 柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）、県精神保健福祉センターは、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

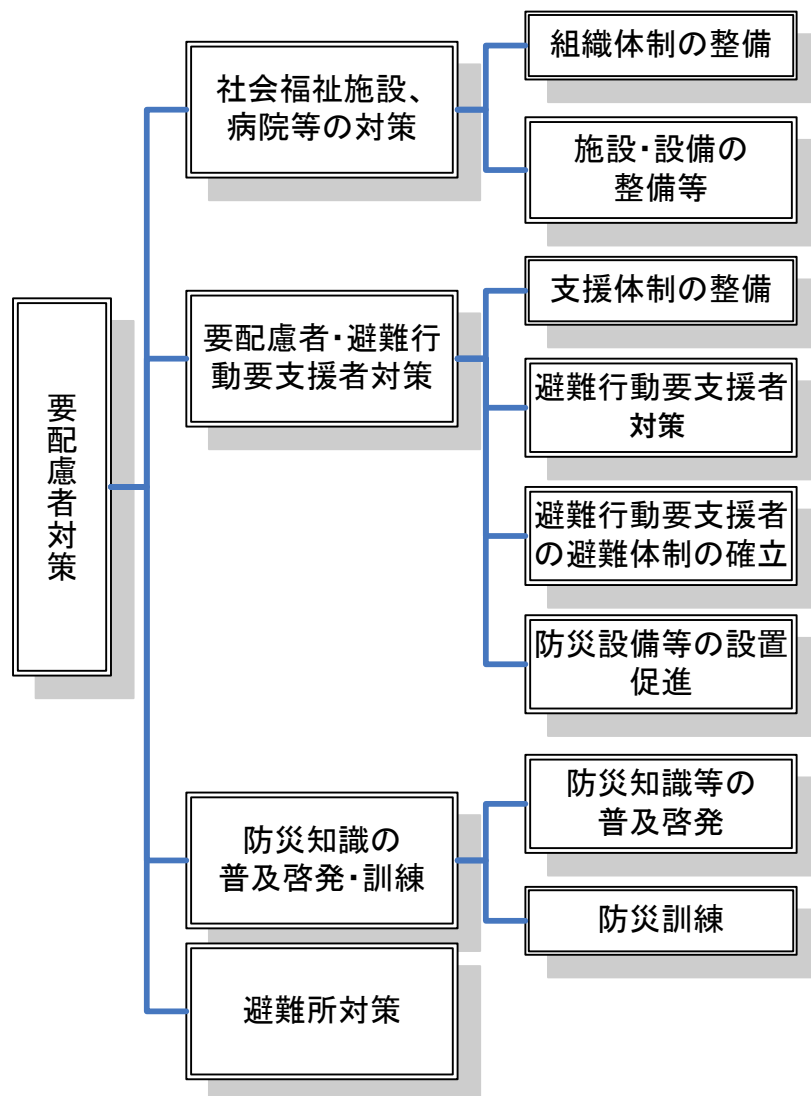
- 1 災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 2 町は、災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第9章 要配慮者対策

基本的な考え方

高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要となることから、町は平常時からこれらの人に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、要配慮者の支援体制づくり、避難行動要支援者名簿の作成・管理、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。



第1節 社会福祉施設、病院等の対策【町民福祉課・健康保険課】

第1項 組織体制の整備

- 1 町は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。

- (1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障がい者等の入居者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。
また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
- (2) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 町は、社会福祉施設、病院等の防災共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民への協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図る。
 - (1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。
特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。
 - (2) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、町長に報告する。
また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
 - (3) 町、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。
 - (4) 洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

第2項 施設・設備の整備等

- 1 町は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 町は、要配慮者関連施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。
- 3 町は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線やメールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図るものとする。
- 4 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努める。
 - (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食

料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。

- (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 要配慮者・避難行動要支援者対策【町民福祉課】

第1項 支援体制の整備

- 1 町は、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、迅速な避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- 2 町は、次の事項に留意し要配慮者・避難行動要支援者の事前把握に努める。
 - (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。
 - (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
 - (3) 把握した情報は、住民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。
- 3 町は、要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。
- 4 町は、迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、防災メール、FAX、緊急速報メール、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。
- 5 町は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。
- 6 町は、洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の避難行動要支援者の避難対策について、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。
- 7 町は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するための基準策定に努める必要がある。

第2項 避難行動要支援者対策

町は、町内の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な在宅生活者で、特に支援を要する人を避難行動要支援者名簿で管理し、避難の支援、安否の確認、その他必要な措置を実施する。

- 1 避難行動要支援者の対象者
 - (1) 要介護認定者・・・介護保険の要介護認定を受けている人で、要介護3以上の認定を受けている人
 - (2) 障がい者
 - ア 身体障害者手帳所持者（重度の障がい）
 - (ア) 視覚障がい

- (イ) 聴覚障がい
- (ウ) 肢体不自由
- イ 療育手帳所持者（重度又は最重度の障がい）
- ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1 級）
- (3) 難病患者
 - ア 特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている人
 - イ 小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている人
- (4) 65 歳以上でひとり暮らしの人で登録を希望する人
- (5) 75 歳以上のみで構成される世帯の人で登録を希望する人
- (6) (1)から(5)までに掲げる人のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人

2 名簿に記載する個人情報の項目

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3 町内部組織における名簿作成

町で把握している要配慮者（スタート時は災害時要援護者）に関する情報について、災害発生時に必要に応じて取り出せるよう避難行動要支援者名簿を作成し、最新のものに更新するよう努める。

名簿作成にあたっては、居宅サービス計画（ケアプラン）、地域において作成された名簿や収集された情報などを加える等随時改良していくこととする。

4 町は、避難行動要支援者名簿については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、管理するものとする。

5 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- (1) 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者と共有する災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、必要最小限を基本として避難支援等関係者へ情報を提供するため、あらかじめ、避難行動要支援者の同意を得ておくものとする。
- (2) 町が講ずる措置

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ウ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- エ 名簿の複製を必要最小限とすること
- オ 団体へ提供する場合は、その団体で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- カ 名簿情報の取扱状況を報告させること

第3項 避難行動要支援者の避難体制の確立

要配慮者のうち、自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人（避難行動要支援者）について、町において避難行動要支援者名簿を作成し、自治会等において避難支援体制を整備する。

1 要配慮者に係る情報共有の徹底

町は行政内部で保有している情報や民生委員・児童委員が有する情報を元に避難行動要支援者名簿を作成し、本人や家族と協議し、理解を得た上で積極的に自治会等に情報を提供して避難行動要支援者支援を円滑に進める体制を進めていく。

2 避難行動要支援者の避難支援に係る共助体制の確立

地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等が連携し、避難行動要支援者の情報共有を前提に、避難支援者・代替者・補助者の選任による避難支援等を行う体制を構築し、避難行動要支援者のニーズに応じた支援の提供を図る。

3 支え合い社会の実現

町から避難行動要支援者の情報を提供しても、自治会等にそれを受け止め、活用していく意識と体制がなければ実効性のある避難に結びつかないため、防災と個人情報保護の関係について、住民の理解を求めるとともに、地域のイベントなどを通じて近所のつながり（地縁）の充実を図る。

また、家族や親戚などの「血縁」に加え、事業所や支援ボランティア、平生町社会福祉協議会、介護事業者など、要配慮者が日頃からつながっている様々な「縁」を重層的に活用して災害時に力を発揮できる防災力のある地域を目指す。

第4項 個別避難計画

- 1 町は、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努める。
- 2 個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおり。

- (1) 避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

第5項 防災設備等の設置促進

町は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障がい者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うため文字放送受信装置の普及にも努める。

第3節 防災知識の普及啓発・訓練【総務課・町民福祉課】

第1項 防災知識等の普及啓発

- 1 町は、高齢者、障がい者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。
- 3 町は、地域における要配慮者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練

町は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第4節 避難所対策【総務課・町民福祉課】

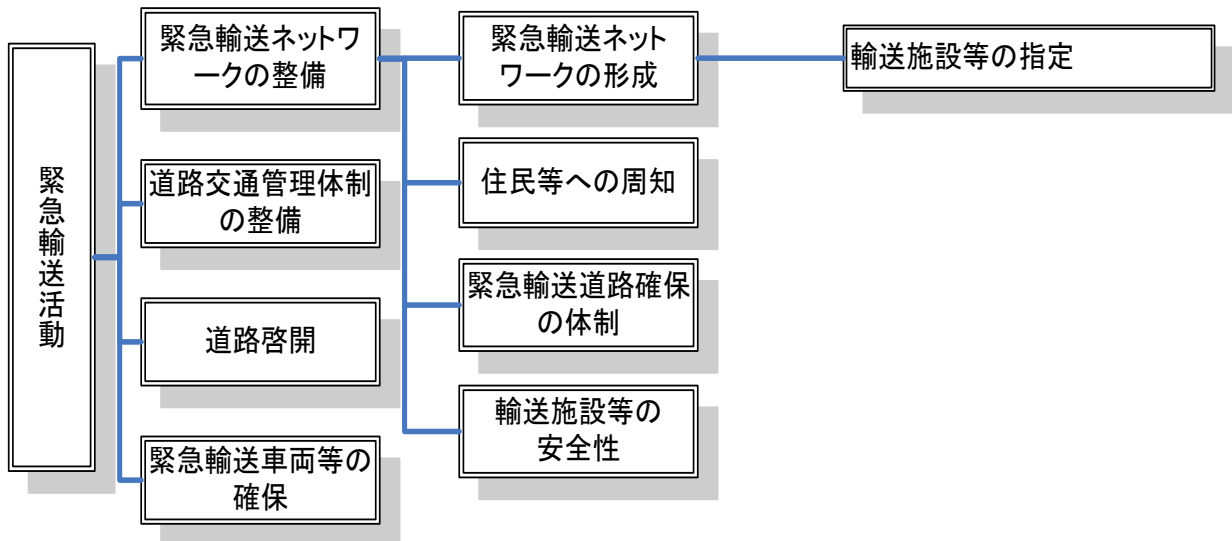
町は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

- 1 町は、要配慮者が必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設に避難する際の施設専用避難所の指定に努める。
- 2 避難所における高齢者、障がい者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公営住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。
- 3 避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

第10章 緊急輸送活動

基本的な考え方

災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路障害物除去、緊急輸送車両の確保が必要となる。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備【総務課・建設課】

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

(1) 道路

ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路

イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線

(2) 港湾

ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾

イ 海上緊急輸送基地を補完する港湾

(3) 漁港

- ア 海上緊急輸送基地となる主要な漁港
 - イ 海上緊急輸送基地を補完する漁港
- (4) 臨時ヘリポート(輸送用)
- 臨時ヘリポートとして、平生町スポーツセンターを指定する。

第2項 住民等への周知

指定した施設については、防災計画への掲載・広報紙等を活用するなど関係機関・住民等への周知を図る。

第3項 緊急輸送道路確保の体制

緊急輸送道路の確保は最優先の対応行動である。

発災後直ちに緊急輸送道路を確保するため、以下の対応を事前に準備しておく。

- 1 緊急輸送道路沿道の自主防災組織、自治会等との輸送道路確保のための体制を整備する。
発災直後は、警察が到着するまで沿道住民が道路規制にあたる。
- 2 重機を有する事業所と輸送道路の障害物除去、応急復旧のために連携をし、体制を整備していく。

第4項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備【建設課】

道路管理者は、県警察と協力して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。

第3節 道路障害物除去【建設課】

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保【総務課】

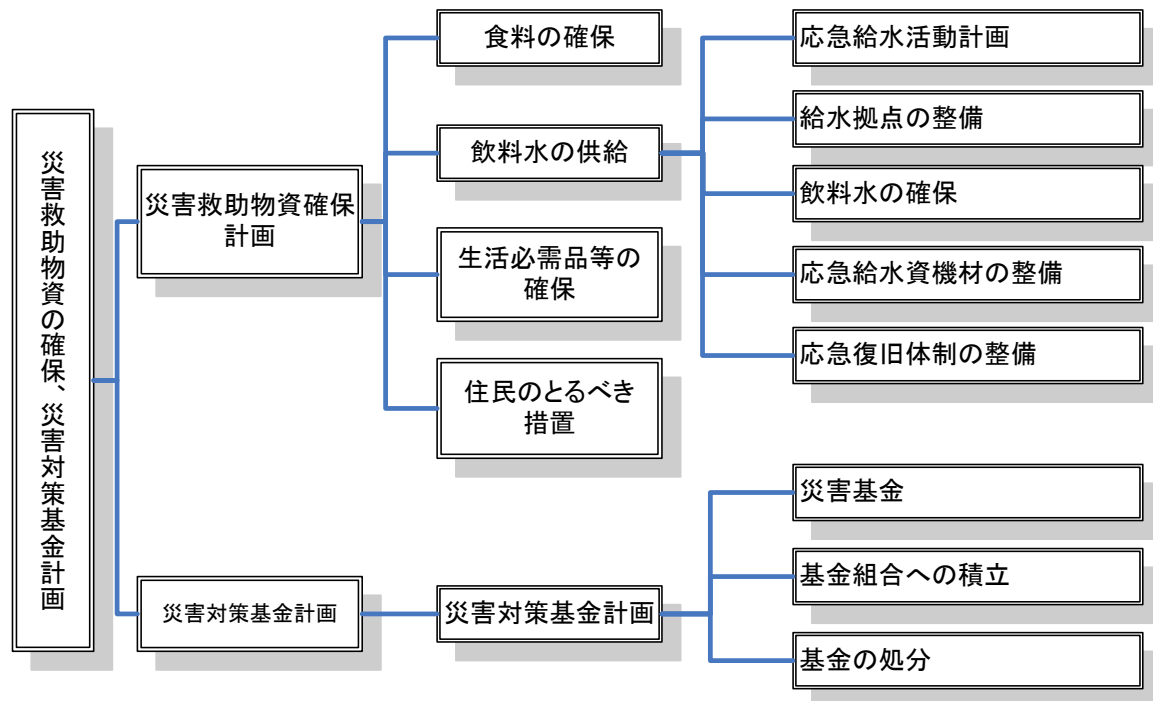
緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

基本的な考え方

町は、大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努める。

また、町は山口県市町災害基金組合同規約に基づく基金を積み立てるものとする。



第1節 災害救助物資確保計画【総務課・水道企業団・地域振興課】

第1項 食料の確保

町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

災害時における応急用食料の調達・供給については、次により、県及び市町が、それぞれの立場から、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

町は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

- (1) 主食系として、米について、農林水産省等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備するものとする。
- (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努めるものとする。
 - ・ 精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、ベビーフード、病者用食品、缶詰等

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

町及び田布施・平生水道企業団は、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

町及び田布施・平生水道企業団は、大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。(1人1日3ℓ)

(2) 井戸水の活用

町は、地域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、柳井健康福祉センターとの連携体制を整備する。

4 応急給水資機材の整備

町及び田布施・平生水道企業団は、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

町及び田布施・平生水道企業団は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

町は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努めるものとする。

第4項 住民のとるべき措置

住民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、7日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

第2節 災害対策基金計画【総務課】

町は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。

第1項 災害対策基金計画

1 災害基金

山口県市町総合事務組合において、災害基金を設置している。

2 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付目標額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

3 基金の処分

(1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものであること。

ア 風害

イ 水害

ウ 雪害

エ 地震

オ 干害

カ 火災

キ その他議会の議決を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額を処分すること

ができるものであること。

ア 災害による減収補てんを要するとき

イ 災害対策事業費の支出を要するとき

ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき

- (3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。

ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業

イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業

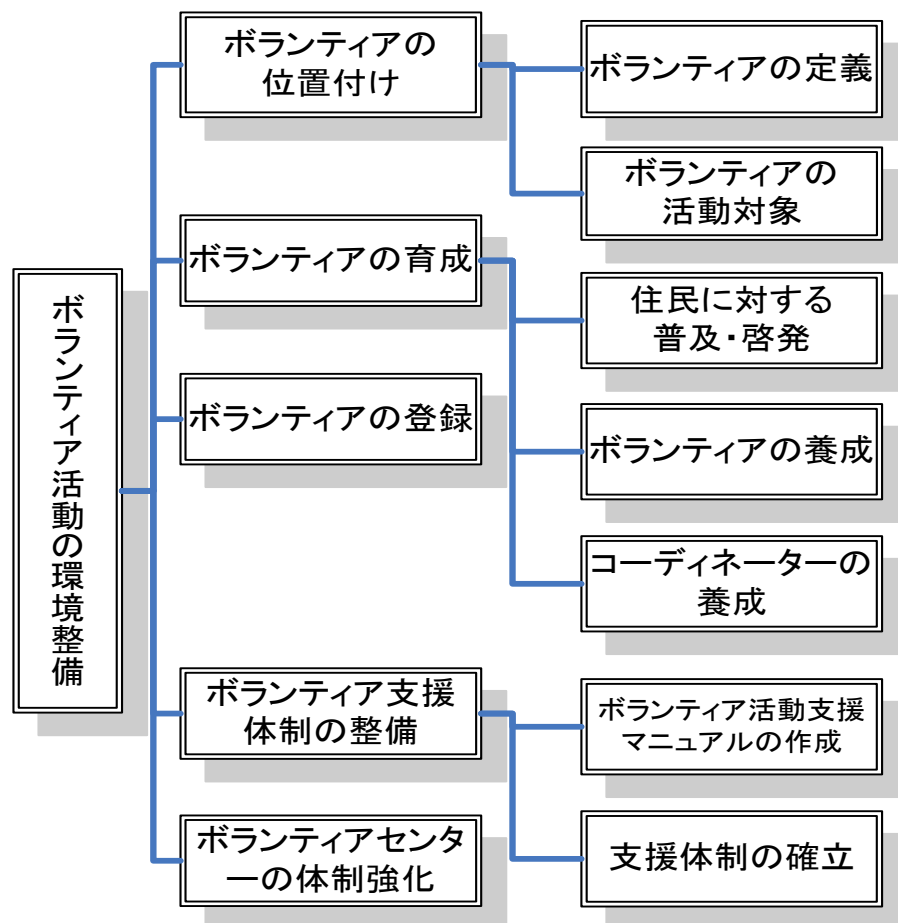
ウ その他組合長が必要と認めた事業

第12章 ボランティア活動の環境整備

基本的な考え方

大規模災害時には、町、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく住民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。



第1節 ボランティアの位置付け【町民福祉課】

第1項 ボランティアの定義

防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、次のようなものとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	・被災住宅等応急復旧(建築士、建築技術者等) ・建築物危険度判定(応急危険度判定士) ・土砂災害危険箇所の調査(斜面判定士等) ・医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、臨床心理士 等) ・福祉(手話通訳、介護等) ・無線(アマチュア無線技士) ・特殊車両操作(大型重機等) ・通訳(語学) ・災害救援(初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等) ・その他特殊な技術を要する者 ・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）
一般ボランティア	・救援物資の整理、仕分け、配分 ・避難所の運営補助 ・炊き出し、配送 ・清掃、防疫 ・要配慮者等への生活支援 ・その他危険のない軽作業

第2節 ボランティアの育成【町民福祉課】

第1項 住民に対する普及・啓発

町は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心が高まり、多くの住民が積極的にボランティア活動に参加するよう普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

町及び日赤山口県支部は、関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、研修を実施する。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、町は、県及び関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録【町民福祉課】

町は、県ボランティアセンターの協力を得て、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第4節 ボランティア支援体制の整備・強化【町民福祉課】

第1項 平常時における支援体制の整備

平常時から社会福祉協議会、ボランティア団体及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。

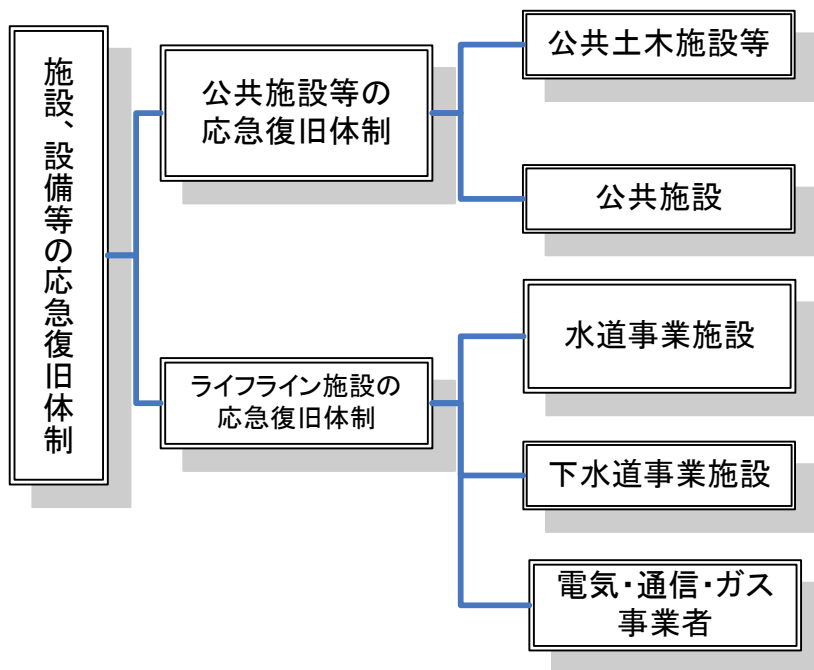
第2項 支援体制の確立

町、県及び県ボランティアセンターは、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合に備え、あらかじめ、適当なブロックごとに、ボランティア活動のコーディネート支援拠点となる広域支援センターを定めるなど、必要な連携体制等についての検討を行う。

第13章 施設・設備等の応急復旧体制

基本的な考え方

町、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、住民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。このため、町は復旧作業の円滑化に必要な各種データの総合的な整備保全等を図るため、平常時からライフライン事業者との連携強化に努める



第1節 公共施設等の応急復旧体制【各課共通】

第1項 公共土木施設等

- 1 被災施設の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講ずるものとする。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための

応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制【建設課・水道企業団】

第1項 水道事業施設

災害時における飲料水・工業用水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、町及び田布施・平生水道企業団は水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道施設

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 通信事業者

- 1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。
- 2 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第5項 ガス事業者

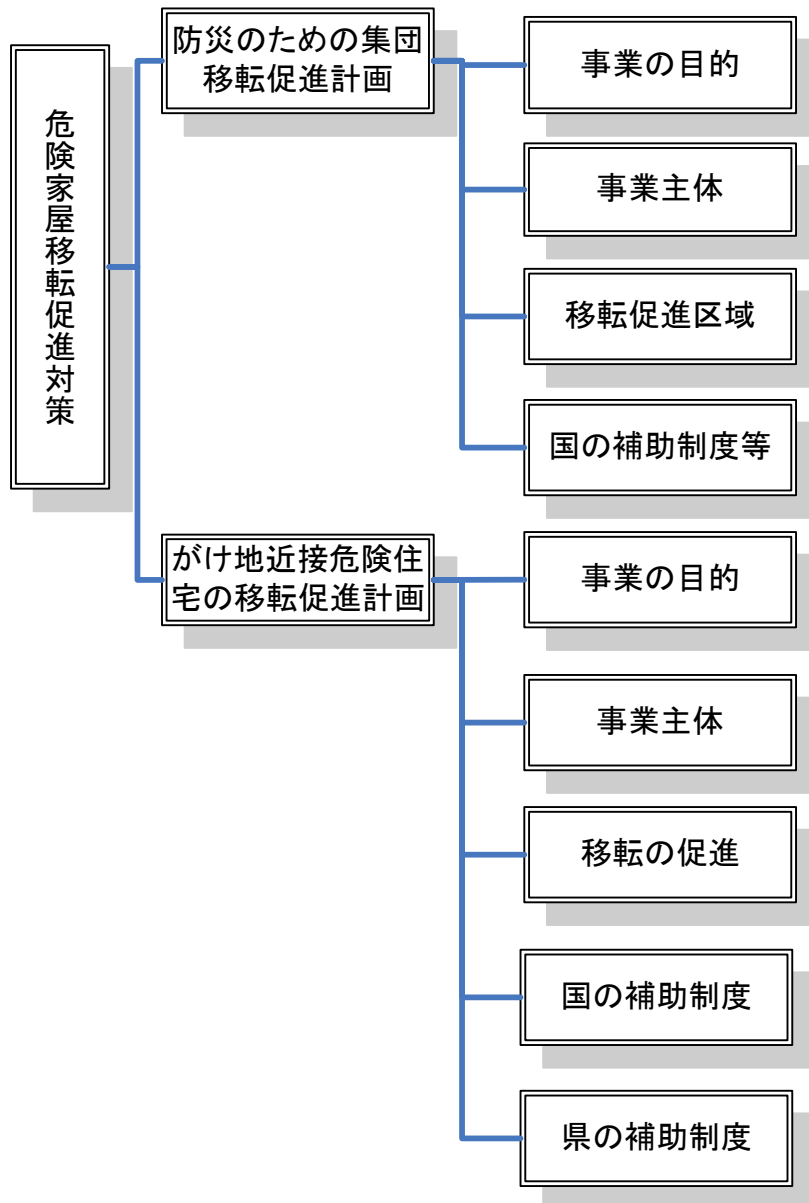
二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

第14章 危険家屋移転促進対策

基本的な考え方

住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転事業を推進する。



第1節 防災のための集団移転促進計画【建設課】

第1項 事業の目的

町は、住民の生命身体及び財産を災害から保護するため、災害による被災地域又は被災する危険の著しい地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の

安全な場所に移転をさせることを目的として、一定規模の住宅団地を整備する等の集団移転事業を推進する。

第2項 事業主体

町（例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

第3項 移転促進区域

1 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

2 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

第4項 国の補助制度等

1 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- (1) 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）
- (2) 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- (3) 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- (4) 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- (5) 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で、政令で定めるものに要する経費
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

2 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画【建設課】

第1項 事業の目的

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅※の移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行い、急傾斜地崩壊防止策とあいまって住民の生命の安全を確保することを目的とする。

※危険住宅

がけ地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域又は同法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域―県建築基準条例第7条―及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅

第2項 事業主体

町（特別の事情がある場合には県が実施することができる。）

第3項 移転の促進

町は、事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

第4項 国の補助制度

国は、事業主体に対して、移転事業に要する次の各号に掲げる費用について、予算の範囲内においてその2分の1を補助する。

- 1 危険住宅の除去等に要する経費
- 2 危険住宅に代る住宅の建設（購入含む。）及び改修に要する経費

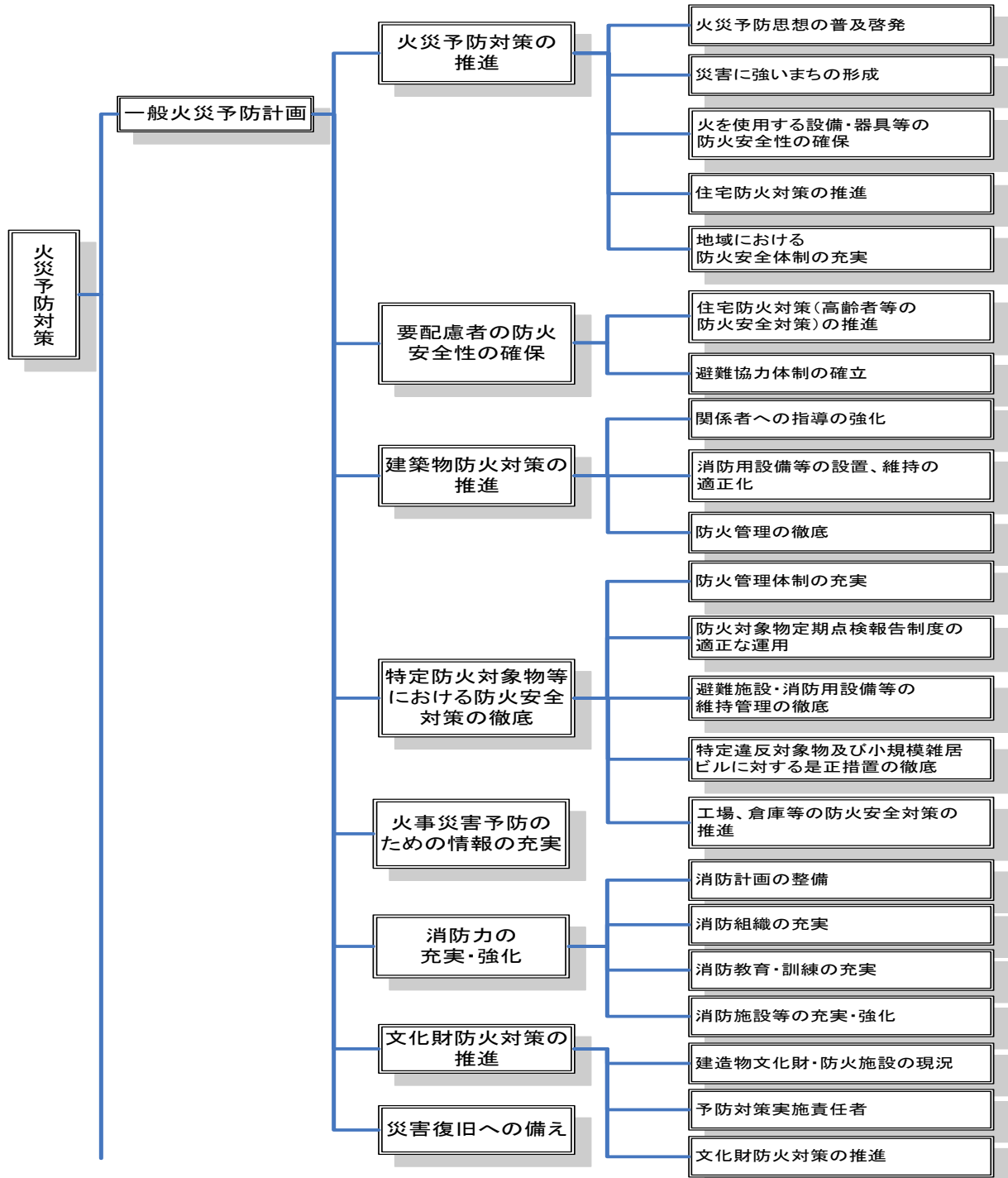
第5項 県の補助制度

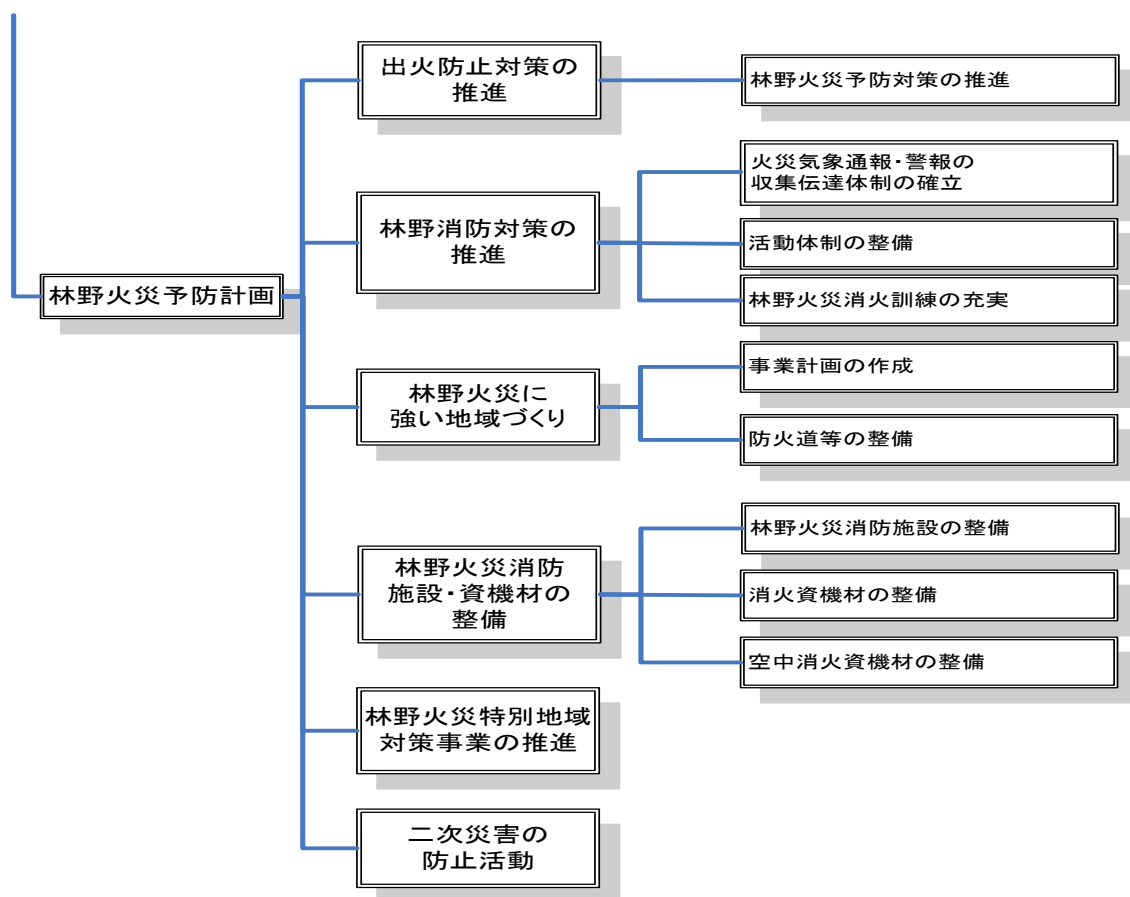
県は、事業主体に対して、移転事業に要する費用について、予算の範囲内においてその4分の1を補助する。

第15章 火災予防対策

基本的な考え方

火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、町、県、消防機関等は必要な予防対策を推進する。





第1節 一般火災予防計画【総務課・消防組合】

第1項 火災予防対策の推進

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため、町及び消防組合は、広報車による巡回広報、広報紙への掲載、防災行政無線（同報系）の利用等あらゆる機会、手段を利用して啓発活動を実施する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報紙の配布、防災行政無線（同報系）、新聞・ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火災を出さないための運動を展開する。

(1) 地域に密着した防火、防災思想の普及啓発

ア 防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

(ア) 街頭広報や報道機関を活用した啓発活動

(イ) イベント、集会等を利用した啓発活動

- (ウ) 巡回による啓発広報活動
- (エ) 家庭訪問による防火指導
- (オ) 学校、職場等における防火指導
- (カ) 自主防災組織による啓発広報活動

イ 外国人に対する火災予防広報の実施

町内に在住する外国人に対しても火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

2 災害に強いまちの形成

- (1) 町、国及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地開発事業等の面的整備や地区計画の策定等による整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

3 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱基準等を定めた条例（柳井地区広域消防組合火災予防条例）の周知徹底を図る。

- (1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準
- (2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準
- (3) 指定数量未満の危険物及び危険物に準ずる可燃性物品（指定可燃物）等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

4 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、町、県、消防組合は、効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。

ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ 地域のミニコミ誌、地域ローカルテレビ、CATV等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。

ウ 町、県、消防機関等による住宅防火講習会及び住宅防火フェア等を開催する。

(2) 住宅防火診断の実施

消防機関等で実施している住宅防火診断について、対象者に理解しやすい診断に努めるとともに、各種イベント、展示会等を活用するなどして、診断対象の拡大を図る。

(3) 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計にあたっての防火、避難上の留意事項等の理解を深めるため、住宅防火講習会の開催等を行う。

(4) 住宅防災機器等の普及

ア 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

イ 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融公庫の割増融資制度の周知を図るなどして、住宅用防災機器等の設置を促進する。

5 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の整備充実

火災や災害から地域を守るには、住民一人ひとりの自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。

このため、地域の実情に応じた、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに既存の防火クラブ（幼年・婦人の各クラブ等）の活性化等についても一層推進する。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

(2) 防火（防災）教育の充実

企業の自衛消防隊員、一般住民等を積極的に消防学校に受け入れ、町全体としての防火防災知識・技術の向上に努める。

また、消防学校に入校困難な消防団員、町職員、住民等に対しては、出前講座等により必要な知識・技能の習得の支援を行う。

(3) 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得、啓発を図るため、消防組合、事業所等は防火訓練を定期的に行う。

訓練は夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施あるいは実施団体に指導することとし、住民の火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練の実施に努める。

第2項 要配慮者の防火安全性の確保

高齢者、障がい者等の要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、町、県、消防組合及び関係団体等は以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも 65 才以上の高齢者や障がい者が被災するケースが多いことから、町、県及び消防機関等は高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

- (1) 防火意識の高揚
- (2) 住宅用防災機器の普及
- (3) 住宅防火診断の実施

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障がい者等が適切に避難できるよう消防団、自治会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

- (1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。
- (2) 高齢者、障がい者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

第3項 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、町、県及び消防組合は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

1 関係者への指導の強化

(1) 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

(2) 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防組合の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防組合はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

(3) 重点的・効果的な予防査察の実施

町、消防組合は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

- (1) 消防組合は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合しかつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。
- (2) 消防組合は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防組合は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

多数の者が出入りするホテル・旅館、病院・社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

1 防火管理体制の充実

- (1) 消防組合は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな

指導及び検証を行う。

- (2) 特に高齢者、身体障がい者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導体制の確立について指導を行う。
- (3) 病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあつては、近隣住民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。
- (4) 消防組合は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。

ア 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル

イ 旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル

ウ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル

エ 高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアル

2 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用

消防組合は、消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項について早期改善を指導する。

3 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底

- (1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。
- (2) 火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。
- (3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

4 特定違反對象物及び小規模雑居ビルに対する是正措置の徹底

消防組合は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反對象物、小規模雑居ビルについては、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

5 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずるおそれがある。

このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第5項 火事災害予防のための情報の充実

気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

第6項 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るためには、町における消防力の充実・強化が求められることから、町は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確保に努める。

1 消防計画の整備

- (1) 消防組合は、国が定める基準に従い消防計画を策定する。
- (2) 消防組合は、策定した消防計画（大綱は次のとおり）に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防ぎよ活動の実施に努める。
 - ア 消防組織に関すること。
 - イ 消防力等の整備に関すること。
 - ウ 防災のための調査に関すること。
 - エ 防災教育訓練に関すること。
 - オ 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
 - カ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
 - キ その他災害対策に関すること。

2 消防組織の充実

- (1) 消防組合

予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。
- (2) 広域消防応援体制の整備

町は、県内の市町、組合消防組合が締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、必要な運用体制の確立に努める。
- (3) 消防団の活性化の推進

消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要さに鑑み、町及び県は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。
- (4) 自主防災組織の育成

第1項5参照
- (5) 消防組織の連携強化

平常時から消防組合、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るものとする。

3 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、町及び消防組合は、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

4 消防施設等の充実・強化

(1) 消防施設等の整備

ア 町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。

ウ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。

(消火栓付近に設置する付近住民が使用するための消防ホース格納箱等)

エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実を図る。

(2) 空中消火資機材・化学消火剤の備蓄

化学消火薬剤については、町を含め、消防組合、県・海上保安部、事業所において備蓄してきているが、今後も整備充実に努める。

第7項 文化財防火対策の推進

文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備の推進を図る。

1 建造物文化財・防火施設の現況（平成25年9月1日現在）

町内の文化財は、県指定文化財8、町指定文化財6のあわせて14件である。

2 予防対策実施責任者

(1) 予防対策……所有者又は管理団体

(2) 予防対策指導……県教育委員会（社会教育・文化財課）、町教育委員会

3 文化財防火対策の推進

(1) 防火設備の整備充実

ア 消火設備の整備

消火器、スプリンクラー、ドレンチャー、放水銃、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

イ 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

ウ その他設備の拡充

避雷装置、火除地、消防道路、消防倉庫、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

エ 防火設備の修理・更新

文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等について、文化財の所有者に対し修理・更新等を図るよう指導する。

(2) 予防対策指導の推進

ア 利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

(ア) 防火管理体制

(イ) 国、県への災害通報体制

(ウ) 災害の起こり易い箇所の点検、確認

(エ) その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等

(3) 防火思想の普及啓発

ア 県の毎年 1 月 26 日の文化財防火デーの啓発活動や、防火訓練の実施について、町はこれに協力して文化財建造物の防火について広く住民の意識の高揚を図る。

(ア) 防災思想の普及（新聞、ラジオ、テレビ、町広報紙、講演会等による。）

(イ) 防火訓練の実施（地域住民・消防・消防団との連携協力により、通報、消火（初期消火体制の構築・強化）、重要物件の搬出、避難等総合的にかつ地元消防の協力・指導のもとに行う。）

イ 消防実技講習会等を実施して消防技術の向上を図る。

第 8 項 災害復旧への備え

公共施設の管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第 2 節 林野火災予防計画【総務課・産業課・消防組合】

町土の約 41%を占める林野は、古くから木材その他の林産物の供給、町土の保全、水資源の確保、自然景観、健康保養の場として住民生活に大きく貢献している。

林野火災が一旦発生すると、これらの役割を担う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復

には長い年月と多大の労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。

このため、町、県、国及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は、2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることが出来ること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、町、県、国、消防組合及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

町、消防組合、県、国及び関係者は協力して住民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、町、消防組合、県、国、及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また、林野火災は空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力に啓発運動を展開する。

(ア) テレビ、ラジオ、有線放送、インターネット等による啓発

(イ) 広報車による巡回広報

(ウ) ポスター、チラシ等の配布

(エ) 新聞その他広報紙による啓発

(オ) 学校等を通じた広報（児童生徒の防火思想の高揚）

(カ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発

(キ) 森林保全巡視員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取等の一般入山者に対して次の事項を推進する。

- (ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
- (イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
- (ウ) 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。
- (エ) 危険時期等における入山制限の周知を図る。
- (オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図る。

イ 山林内事業者(作業者)対策

山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとるものとする。

- (ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- (イ) 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。
- (ウ) 事業所において喫煙所等火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備するものとする。
- (エ) 道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

ウ 火入れ対策

火入れに当たって、町及び消防組合は、火入れに関する条例及び柳井地区広域消防組合火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、出来る限り 11 月から 2 月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

- (ア) 火入れを行う場合は、必ず町長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。
- (イ) 火入れ方法の指導
- (ウ) 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発令中又は発令された場合、一切の火入れを中止する。

火入れ者、責任者に対して火入れ中に風勢等により他に延焼する恐れがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは速やかに消火を行うよう指導する。

- (エ) 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ監視員を配置する。
- (オ) 森林法及び町条例、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。

エ 森林所有者は自己の所有する林野から放火、失火が生じないよう次の事項を実施するものとする。

(ア) 一般住民に対する防火意識の啓発

(イ) 無許可入山者の排除

(ウ) 火入れに対する安全対策の徹底

(3) 巡視・監視の強化

ア 警戒活動の強化

町、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

(4) 関係団体との協力体制

ア 町、県及び消防組合は、森林組合、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。

イ 町及び消防組合は、地域住民による自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野消防対策の推進

町、県及び消防組合は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

(1) 下関地方気象台及び県は、林野火災の未然防止、被害の軽減を図るため、町に対し迅速かつ的確な乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の伝達を行う。

(2) 町及び消防組合は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく住民、関係者に周知するための体制の充実を図る。

(3) 町長は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

町及び消防組合は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

町は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備す

るものとする。

平成 8 年 4 月、県内全市町及び全消防一部事務組合を対象として県内広域消防応援協定を締結しており、今後はこれの円滑な対応が出来るよう体制の整備に努める。

(3) 総合的消防体制

町、県及び国は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。

このため、町は迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておくものとする。

3 林野火災消火訓練の充実

町、県及び消防組合は関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実戦的な消火訓練を実施するものとする。

第 3 項 林野火災に強い地域づくり

1 事業計画の作成

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

2 防火道等の整備

町、県及び国は、防火道、防火樹帯の整備等を必要に応じて実施するものとする。

第 4 項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、町、県及び消防組合は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災消防施設の整備

(1) 町及び県は、林野火災の多発地域等に対して、防火管理道等の整備を図る。

(2) 町及び消防機関は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。

(3) 町及び県は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう林道の整備を計画的に推進する。

(4) 林野火災の多発地域等については、国、県及び町有林はもとより、一般民有林について

も、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備についてはこれまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について町、県及び消防機関はその充実に努める。

3 空中消火資機材の整備

- (1) 町及び消防組合は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

第5項 林野火災特別地域対策事業の推進

町は、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を有しており、当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、その地域に実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

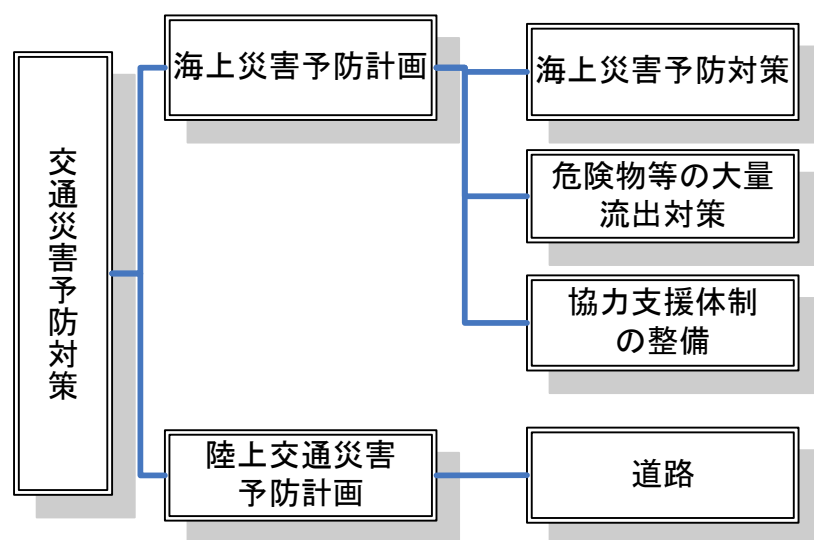
第6項 二次災害の防止活動

町、県及び国は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を実施するものとする。

第16章 交通災害予防対策

基本的な考え方

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等に対して防災関係機関がとる災害予防対策について定める。



第1節 海上災害予防計画【総務課・建設課・消防組合】

第1項 海上災害予防対策

気象台、運輸支局、海上保安部（港長）、町（消防機関）、港湾・漁港管理者及び事業所等は、相互に協力し、航行中、係留・入渠中の海上災害の未然防止を図るため次の対策を推進する。

1 気象台

(1) 海上交通安全のための情報の充実

気象台は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。

2 運輸支局、海事事務所、海上保安部（港長）、港湾・漁港管理者

(1) 海上交通安全のための情報の充実

海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るものとする。

水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。

(2) 船舶の安全な運航の確保

発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運航労務監理官による監査及び指導を実施する。

人的要因に係る海難防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：P S C）を積極的に実施する。

港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図る。

船舶の航行の安全を図るため、その通信手段を確保する。

- ・ 小型船舶を運航する者は、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に努める。
- ・ 国は、小型船舶の通信手段の普及を図るよう努める。
- ・ 船舶の無線局（船舶局等）の開設者は、災害時において無線局が確実に機能するよう整備・点検に努める。
- ・ 国は、船舶局等の検査体制の充実を図る。

(3) 船舶の安全性の確保

危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。

船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から、サブスタンダード船の排除のため、P S Cの実施を積極的に推進するとともに、P S C実施体制のさらなる強化、整備を進める。

(4) 船舶消防設備等の整備の指導

船舶における火災の発生及び拡大を防止するために船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について指導及び取締りを行い海上火災の防止に努める。

また、火気の取扱い等については、関係法令の適正な執行により海上火災の防止に努める。

(5) 海上災害予防運動の実施

海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ海上火災の防止に努める。

(6) 岸壁関係者等への指導

ア 岸壁管理者、所有者及び使用者等（以下「岸壁管理者等」という。）に対して船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。

イ 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

(7) 海上防災訓練の実施

毎年1回以上、タンカー及び油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練を実施する。

(8) 搜索、救助・救急、消火活動体制の整備

搜索、救助・救急活動を実施するため、船艇、航空機及び潜水器材等を活用した搜索、救急救助用資機材の整備に努める。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努める。

また、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努める。

(9) 二次災害の防止活動体制の整備

海上保安部（港長）は航行制限、航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図る。

(10) 海上交通環境の整備

航路標識の整備を行う。

3 消防組合

ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上渠又は入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防機関は海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。

(1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(3) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講ずる。

ア 係留、入渠、錨地等の実態把握

管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。

イ 入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握

管轄内の係留施設及び係留される船舶の実態を調査するとともに、当該船舶の特性等を把握する。

ウ 通報・連絡体制の確立

港に出入りする船舶の動静等、消防活動に必要な情報の把握、及び火災等発生時の通報・連絡の円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。

エ 情報収集体制の整備

海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るための情報収集体制の確立を図る。

また、火災の特殊性に鑑み船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についてもあらかじめ定める。

収集する主な事項としては以下のものが考えられる。

- (ア) 発災日時
- (イ) 被災船の状況
 - a 場所：航行位置、係留、入渠等の場所
 - b 船名、船籍
 - c 船舶の種類：船舶の用途、構造、総トン数、特徴等
 - d 出火場所：倉庫、甲板、機関室
 - e 燃焼物
 - f 現場の気象：風向、天候、波浪、うねり等
- (ウ) 要救助者の状況
 - a 乗客、乗員の人数
 - b 要救助者及び負傷者の有無とその状況
- (エ) その他
 - a 積載物の種別、形態、危険物の有無
 - b 二次災害の危険性の有無
 - c 火災の対応（単独、応援者等）
 - d 船主、荷主会社、代理店等

オ 消防訓練

海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部・海上部・船舶上）を、関係者と協力して実施する。

カ 応援体制の整備

海上災害に関係する機関（海上保安部）及び事業所並びに他市町等との間の応援体制の充実強化を図っていく。

4 県・町（港湾・漁港等管理者）

港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため次の対策を推進する。

- (1) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。

(4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

5 警察

捜索活動を実施するための船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

6 事業所

荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため以下の措置を講ずる。

(1) 係留船舶の火災爆発防止

ア 危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。

イ 二次災害発生の防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。

ウ 危険物を積載した巨大船の着棧に際しては警戒船を配備し、近接する船舶の監視を行う。

(2) 通報連絡体制の整備

災害発生時等における、関係機関（海上保安部（港長）、消防機関、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

第2項 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等にかかる防止対策については「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」（以下「海防法」という。）により各種の規制がなされている。

また油等の排出に係る海洋汚染防止への対応については、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）」及び海上保安庁が作成した排出油等防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。

町及び防災関係機関は町内沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故により、大量の油等の流出や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため必要な対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油等汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、徳山海上保安部、中国・九州地方整備局、町（消防機関）、県、警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

ア 海上保安部、山口運輸支局は、職員の非常参集体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

イ 中国整備局は、港湾建設、海岸保全施設等の海上災害発生に対応する活動体制の強化を図る。

ウ 町及び県は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

ア 油・危険物等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体、事業所を構成員とする「周南地区排出油等防除協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

イ 油等汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

3 関係資機材の整備

(1) 国土交通省令で定められた船舶所有者及び施設の設置者は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき排出油等の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。

(2) 海上保安部、中国・九州地方整備局は、油等汚染事故への対応を迅速・的確に実施するため必要な資機材（船艇、オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の充実を図る。

(3) 町及び県は、排出油等から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。

4 訓練等

海上保安部、県、町（消防機関）、関係事業所等は相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努めるものとする。

5 普及啓発

町は、海上保安部、運輸支局等関係行政機関が実施する普及啓発活動に協力し、関係者への普及啓発を図るものとする。

第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図るため、従来から関

係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図っていくものとする。

第2節 陸上交通災害予防計画【総務課・建設課】

第1項 道路

1 現況

町における現在の道路体系は、主要幹線である国道188号が東西近隣市町を結ぶ連絡道路として、骨格が形成されている。県道は、主要県道光上関線の1路線と、一般県道大野南長迫線・伊保庄平生線の2路線が、いずれも国道と関係を持ちながら幹線的な役割を果たしている。さらに、室津半島における地域経済活性化及び地域交通の円滑化・効率化として、田布施町米出から平生町水場間に、南周防大橋が開通している。

町道については、橋梁をはじめ道路施設の老朽化が進んでいることや、幅員の狭い道路においては、車のすれ違い・歩道・通学路等の安全対策など、問題は多種多様であり、地形的条件にあった安全対策を推進する必要がある。

【道路の概況（平成28年4月1日現在）】

資料 建設課

区 分	路 線 数	実 延 長	舗 装 道	砂 砂 利	舗 装 率
総 数	220	156,737	148,367	8,370	94.7
国道188号線	1	3,961	3,961	0	100
県 道	3	23,598	22,372	1,226	94.8
主要県道	1	15,748	15,748	0	100
一般県道	2	7,850	6,624	1,226	84.4
町 道	216	129,178	122,034	7,144	94.5

2 対策

(1) 道路管理者

ア 気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

イ 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

ウ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

エ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

- オ 収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとする。
- カ 危険物等の流出時に的確な防除活動ができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。
- キ 防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。
- ク 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めておくものとする。
- ケ 道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。
- コ 災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。
- サ 一般県道・町道・都市街路の整備は、国道や主要県道など幹線道路にくらべて立ち遅れているが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。

これからの道路交通網の整備は交通安全の立場から、たとえば、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。

また、昼間巡回、夜間巡回及び定期巡回の計画を立て、必要に応じて異常時巡回計画を立てるものとする。

(2) 気象台

気象台は、道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善・情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。

(3) 警察

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

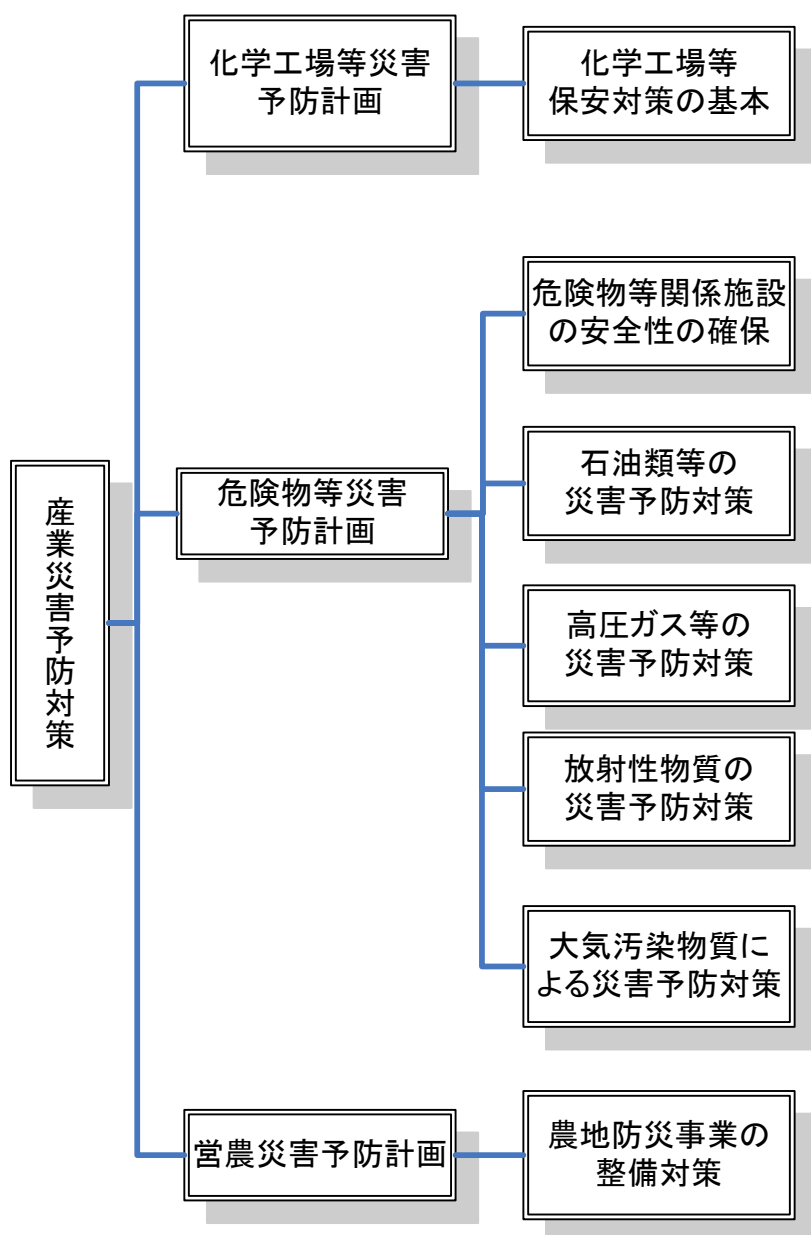
3 自動車運転者の労働管理等の改善指導

労働局等により、労働基準法の遵守徹底、労務管理の改善等について監督指導を行い、運転者の疲労等による災害の防止を図る。

第17章 産業災害予防対策

基本的な考え方

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等各種産業災害について各防災関係機関がとるべき災害予防対策について定める。



第 1 節 化学工場等災害予防計画【消防組合】

第 1 項 化学工場等保安対策の基本

町は、化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等の各種災害の未然防止のため、関係企業に対し安全第一主義を徹底させ、次に掲げる事項を基本方針とした予防対策を実施するものとする。

1 保安管理体制の強化

- (1) 保安管理部門には、専門知識を有する人材を配置する。
- (2) 保安管理部門は、製造部門、保全部門に対する指導、助言、勧告が適切に行えるよう組織上の権限を強化する。
- (3) 国、地方公共団体及び関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、化学工場等における保安体制の強化を図るものとする。

2 設備管理体制の強化

設備管理が円滑に推進できるよう保全部門を強化し、設備保全に関する基準の明確化と機器の適正管理に努める。

3 運転管理体制の強化

- (1) 現場責任者の資質の充実を図る。
- (2) 各直の責任者を決定し、定常作業時や緊急作業時に適切な措置がとれるようにする。
- (3) シャットダウン時やスタートアップ時には、管理職が現場において指揮を行うものとする。
- (4) 新技術による新規設備については、通常運転が定着するまでの間は技術開発部門からの応援を行うものとする。
- (5) 誤操作や必要作業の確認ミス防止等のため、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等を励行する。

4 保安教育・訓練の強化

幹部及び従業員のきめ細かな保安教育・訓練計画を立て、定期的かつ効果的に教育及び訓練を実施する。また、その結果を常にフォローして的確な効果測定を行うものとする。

5 各種基準類の検討

- (1) 各種基準類は定期的に見直し、特に異常時における措置については適切な判断が行えるようにする。
- (2) 各種基準類については関係従業員に周知徹底を図る。

6 施設の安全性の確保

- (1) 町及び事業者は、化学工場等において災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到着できるように複数の進入経路の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努めるものとする。
- (3) 消防組合及び事業者は、化学工場等において災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い化学工場等の安全性の向上に努めるものとする。

第2節 危険物等災害予防計画【消防組合】

第1項 危険物等関係施設の安全性の確保

- 1 町及び関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の向上を図るものとする。
- 2 町及び事業者は、危険物等災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるように複数の進入経路の確保に努めるものとする。
- 3 町は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努めるものとする。
- 4 消防組合及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

第2項 石油類等の災害予防対策（消防法、労働安全衛生法）

- 1 石油類等の危険物の範囲（消防法第2条、労働安全衛生法施行令）
石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう、その主なものは次表のとおりである。

種別	性質	主な品名等
第一類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等
第二類	可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄等
第四類	引火性液体	特殊引火物（ジエチルエーテル、二硫化炭素等） 第一石油類（アセトン、ガソリン等） 第二石油類（灯油、軽油等） 第三石油類（重油、クレオソート油等） 第四石油類（ギヤー油、シリンダー油等） アルコール類（メチルアルコール、エチルアルコール等） その他の引火性液体
第五類	自己反応性物質	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等
第六類	酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

2 石油類等の危険物及び危険物施設の現況（平成 30 年 1 月 31 日現在）

総計	製造所	貯蔵所	取扱所			
			小計	給油	販売	一般取扱
112	9	66	37	10	-	27

（注） 資料編

・危険物製造所、貯蔵所、取扱所等一覧

3 災害予防対策

（1）危険物施設の災害予防対策（消防法第 10 条、労働安全衛生規則第 2 編第 4 章）

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう次の措置を行う。

ア 実施責任者（消防法第 11 条、労働安全衛生法第 88 条・91 条）

（ア） 消防組合

（イ） 労働局長、労働基準監督署長

イ 危険物規制の技術上の基準（危険物の規制に関する政令、労働安全衛生規則）

製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備の基準を示す。

ウ 指導対策

（ア） 立入検査

消防組合、労働局及び労働基準監督署は、危険物施設が技術上の基準に適合するよう規制し、また、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

(イ) 自主査察

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、(社) 山口県危険物安全協会連合会と協調して、危険物取扱者に命じて、危険物施設が技術上の基準に適合しているか否かを自主的に査察し、必要に応じ施設の整備改善に努める。

(2) 危険物の取扱いに関する災害予防対策（消防法第10条、労働安全衛生法第20条・91条）

指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者

(ア) 消防組合

(イ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 指導対策

(ア) 立入検査

消防組合、労働局長及び労働基準監督署長は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

(イ) 自主査察

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、(社) 山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図るものとする。

(ウ) 運搬対策

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について「危険物の規制に関する政令」第28～30条の2で定める技術上の基準に従って行うものとする。

第3項 高圧ガス等の災害予防対策

高圧ガス保安法（以下本項において法という。）、労働安全衛生規則、ボイラ及び圧力容器安全規則

1 高圧ガスの範囲（法第2条、同法施行令第1条）

- (1) ゲージ圧力が常用の温度で1MPa以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1MPa以上であるもの、又は温度35℃において圧力が1MPa以上となる圧縮ガス。（圧縮アセチレンガスを除く）
- (2) 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの、又は温度15℃において圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガス。
- (3) 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの、又は圧力が0.2MPaとなる場合の温度が35℃以下である液化ガス。

- (4) 前号に掲げるものを除くほか、温度 35℃において圧力 0Pa を超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン。

2 高压ガスの製造、販売、貯蔵等の施設の現況

(注) 資料編

- ・ 高压ガス製造所、貯蔵所、取扱所等一覧

3 災害予防対策

高压ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びにボイラ、圧力容器の製造及び取扱いを規制するとともに、高压ガス保安協会、山口県高压ガス保安協会、日本ボイラー協会等による高压ガスの保安、ボイラー、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高压ガス等による災害を防止する。

- (1) 実施責任者経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）、知事、労働局長、労働基準監督署長
- (2) 許可の基準（法第 8 条、16 条）
- (3) 指導対策

ア 危害予防規程の制定（法第 26 条）

- (ア) 規程の届出－第 1 種製造者（法第 5 条第 1 項の許可を受けたもの）は、危害予防規程を制定し、県知事に届けるものである。これを変更したときも同様である。
- (イ) 規程の内容－公共の安全の維持又は災害の発生の防止のために、法第 8 条の第 1 号及び 2 号に定める製造の施設、方法に関する技術上の基準に適合するよう必要な事項について定めるものである。

イ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（法第 27 条）

- (ア) 計画の作成－第 1 種製造者は、保安教育計画を策定する。
- (イ) 計画の内容－高压ガスによる災害を防止するために、高压ガス保安協会が示す保安教育計画の基準に従い作成するものである。
- (ウ) 保安教育の実施－第 1 種製造者、第 2 種製造者、販売業者、第 1 種貯蔵所及び第 2 種貯蔵所の所有者又は占有者若しくは特定高压ガス消費者は、その従業者に保安教育を施す。

ウ 保安統括者等の選任及び届出

(ア) 種類

- ・ 保安統括者
- ・ 保安技術管理者（第 1 種製造者又は、一定規模以上の第 2 種製造者が事業所ごと保安主任者に選任）
- ・ 保安係員
- ・ 保安企画推進員

- ・ 高圧ガス販売主任者（販売業者が販売所ごとに選任）
- ・ 特定高圧ガス取扱主任者
（特定高圧ガス消費者が消費事業所ごとに選任）
- ・ ボイラー取扱主任者
- ・ 圧力容器取扱主任者

(イ) 職務保安について監督を行う。

(ウ) 届出知事又は労働基準監督署長に対する届出

エ 保安検査の実施（法第 35 条、労働安全衛生法第 38 条）

(ア) 検査の対象－高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）

(イ) 検査の実施者－知事、労働局長、労働基準監督署長、指定保安検査機関又は高圧ガス保安協会、日本ボイラー協会、ボイラクレーン安全協会

(ウ) 検査の内容－特定施設又は製造に関する技術上の基準に適合しているかどうかについて定期（1 年～3 年）に行うものである。

オ 定期自主検査の実施（法第 35 条の 2）

第 1 種製造者又は、一定規模以上の第 2 種製造者は製造施設、特定高圧ガス消費者は消費施設について、その施設が製造施設は法第 8 条、消費施設は法第 24 条の 3 第 1 項で定める技術上の基準（耐圧試験にかかるものは除く。）に適合しているかどうかについて毎年定期に 1 回以上行い、その検査記録を作成し、これを保存しておくものである。

カ 製造所等が行う危険時の措置及び届出（法第 36 条）

(ア) 応急措置・製造施設又は消費施設が危険な状態になったときにおいて、直ちに製造又は消費の作業を中止し、その設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは、退避させる措置・販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときにおいて、直ちに充てん容器等を安全な場所に移す措置・前記の措置を講じることができないときにおいて、従業員又は必要に応じて付近の住民に対し退避するよう警告する措置・充てん容器等が外傷又は火災を受けたときにおいて、充てんされている高圧ガスを廃棄し又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める措置

(イ) 届出－前記のような事態を発見した者は、直ちに、その旨を県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届け出る義務がある。

キ 緊急措置の実施（法第 39 条）

(ア) 措置する場合－公共の安全の維持又は、災害の発生の防止のために緊急の必要があると認めるとき。

(イ) 実施者－経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）又は知事

(ウ) 措置できる事項

- ・施設の全部又は一部の使用の一時停止
- ・製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
- ・容器の廃棄又は所在場所の変更

ク 立入検査の実施（法第 62 条）

（ア） 経済産業大臣又は知事の委任を受けた職員の行う立入検査

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、消費等をする者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所、又は容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は、試験のため必要な最小限度の容積に限り高圧ガスを収去させることができる。

（イ） 警察官の行う立入検査

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため、特に必要があるときは、高圧ガスの製造、販売若しくは消費の場所又は高圧ガス貯蔵所その他の高圧ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

（4） 高圧ガスの移動中における災害防止対策

高圧ガスの移動中における災害の発生を防止するため、山口県高圧ガス保安協会においてガス別に防災事業所を指定し、地域内で発生した事故等の応援活動を行う。

第 4 項 放射性物質の災害予防対策（放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律（以下本項において「法」という。））、電離放射線障害防止規則）

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止するものである。

また、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するものである。

1 放射線障害予防既定の設定（法第 31 条、同法施行規則第 21 条）

（1） 届け出—販売業者等は、予防規定を作成し、原子力規制委員会に届出を要する。

（2） 既定の内容

- ア 取扱い従事者に関する職務及び組織
- イ 装置の使用
- ウ 汚染された物の詰替え、保管、運搬廃棄
- エ 放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存
- オ 従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練
- カ 障害を発見するために必要な措置

- キ 障害を受けた者等に対する保健上必要な措置
- ク 使用、保管、その他の事項に関する記帳及び保存
- ケ 危険時の措置
- コ その他放射線障害の防止に関し必要な事項

(3) 規定の変更—原子力規制委員会は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。

2 取扱いの制限(法第 31 条)

18 歳未満の者又は精神障がい者に放射性物質又はこれによって汚染された物の取扱いをさせてはならない。

3 危険の措置(法第 33 条、同法施行規則第 29 条、消防法第 24 条、電離放射線障害防止規則第 5 条)

(1) 実施責任者

使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者

(2) 応急措置の内容

ア 火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は町長の指定した場所に通報する。

イ 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう警告する。

ウ 放射線障害を受けた者等に対する救出、避難等の緊急措置をとる。

エ 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。

オ 安全な場所に移す余裕がある場合には移転する。

カ その他必要な防止措置を講じる。

キ 事故が発生した場合には線量等を記録する。

4 健康診断（電離放射線障害防止規則第 8 条）

5 計画の届け出（電離放射線障害防止規則第 61 条）

6 被ばく線量の測定（規則第 20 条）

7 放射線物質の所在状況

8 通信体制の整備

県は、事故等の連絡通報体制(夜間、休日を含む)及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。

第5項 大気汚染物質による災害予防対策

1 ばい煙の種類(大気汚染防止法第2条)

(1) いおう酸化物	(5) フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素
(2) ばいじん	(6) 鉛及びその他化合物
(3) カドミウム及びその他化合物	(7) 窒素酸化物
(4) 塩素及び塩化水素	

2 特定物質の種類(大気汚染防止法第17条)

(1) アンモニア	(12) 二酸化硫黄	(23) 黄燐
(2) フッ化水素	(13) 塩素	(24) 三塩化燐
(3) シアン化水素	(14) 二硫化炭素	(25) 臭素
(4) 一酸化炭素	(15) ベンゼン	(26) ケルカルボニル
(5) ホルムアルデヒド	(16) ビリジン	(27) 五塩化燐
(6) メタノール	(17) フェノール	(28) メルカブタン
(7) 硫化水素	(18) 硫酸(三酸化硫黄を含む)	
(8) 燐化水素	(19) 弗化珪素	
(9) 塩化水素	(20) ホスゲン	
(10) 二酸化窒素	(21) 二酸化セレン	
(11) アクロレイン	(22) クロルスルホン酸	

第3節 営農災害予防計画【建設課】

第1項 農地防災事業の整備対策

洪水、高潮、土砂崩壊、川などから水があふれる溢水（いっすい）等に対して、農地、農業用施設等を防護する。

1 湛水防除事業の促進

豪雨時の湛水のため、農地、農業用施設、農作物等の被害の発生を防除するため、湛水地域に対し湛水防除の調査計画をし、施設整備事業の実施を図る。

2 ため池等整備事業

農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、速やかに施設の補強を要するもの及び立地条件等からみて適切な維持管理を行う必要のあるため池についてため池等整備事業を進める。

3 農地保全事業

豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土壌地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害防止と共に農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。

4 海岸保全事業

高潮及び浸蝕による被害から海岸を防護するため、農林水産省所管海岸保全区域について海岸堤防の整備を図る。

5 地すべり対策事業

地すべり現象を防止するため、農林水産省所管地すべり防止区域について地すべり防止施設の整備を図る。

6 土砂崩壊防止事業

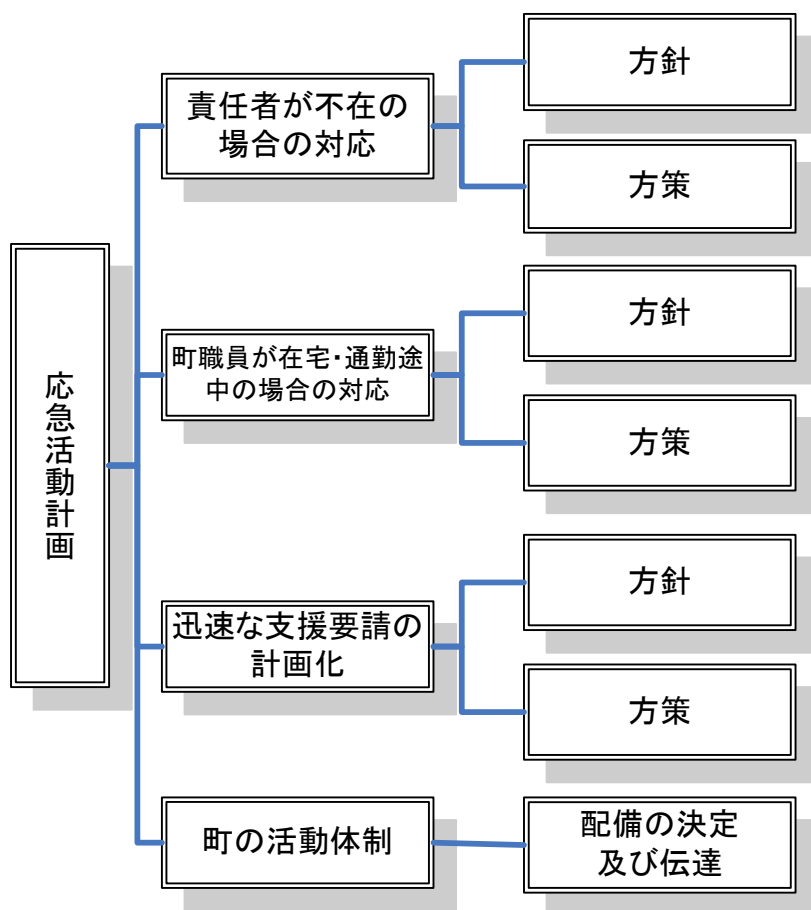
風水害等による土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するための事業を進める。

7 農業用河川工作物応急対策事業

洪水、高潮等による災害発生を未然に防止するため治水機能の劣っている施設の整備補強を図る。

第 3 編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画



第1節 責任者が不在の場合の対応【総務課】

第1項 方針

災害発生時には、町の責任者が直ちに登庁し、指揮を執ることが困難な場合がある。このような初動期における責任者の緊急連絡手段を確保するとともに、責任者不在時の意志決定や指揮系統について明確化する。

第2項 方策

1 災害対策本部の設置責任者の明確化

災害の場合は、町長が本部長として災害対策本部を設置するが、突発的災害が発生した場合は、在庁職員の中で最上級者が町長に代行し、直ちに災害対策本部を開設する。また町長が不在の場合は副町長が、副町長が不在の場合は総務課長が行う。

2 災害発生現場における指揮・行動の責任・権限の明確化

災害対策本部設置以前に人命救助、消火活動等の緊急災害対策活動に職員が従事する場合、その場の指揮は先従者が執るものとし、より適格者が到着した時に交代する。又、その場で資材の調達等代価を支払うべき行為が生じた場合は従事者の判断で調達する。

第2節 町職員が在宅・通勤途中の場合の対応【総務課】

第1項 方針

大規模災害時には、速やかな職員の参集が必要であり、あらかじめ非常参集を行う基準、範囲を明確にしてあるが、被災地においては町職員自身も在宅時及び通勤途中時に被災者となることがあり、職員の参集が計画通りにいかないことがあるので、その場合の対応をしておく。

第2項 方策

1 災害対策業務分掌の弾力化

災害はその種類や規模により、発生する業務も大きく変化するので、特に投入人員が限定される初動時には、分掌規程にかかわらず本部長の判断で弾力的な人員配置を行う。

2 災害対策活動優先順位の明確化

初動時には行政の対応能力が限定されるので、災害対策本部としての活動も人命救助と救助依頼関係の情報活動を優先的に行う。

3 閉庁時における突発的災害発生時の職員の災害対策活動優先順位の明確化

大地震等の突発的災害が発生した場合、あらかじめ任命されている非常招集職員以外は、発災時に滞在している場所において、周辺住民と協力し、災害の状況を把握し、伝達するとともに、人命救助及び消火活動に従事した後、所定の参集場所に集合する。

第3節 迅速な支援要請の計画化【総務課】

第1項 方針

突発的な大災害が発生した場合は、町だけでは対応することは不可能であり、災害対策の応急対策活動も外部からの応援・救援を得て可能となる。従って、迅速な外部への救援依頼の発信と確実な伝達が可能となるよう整備を進める。

第2項 方策

1 迅速な被害情報の発信

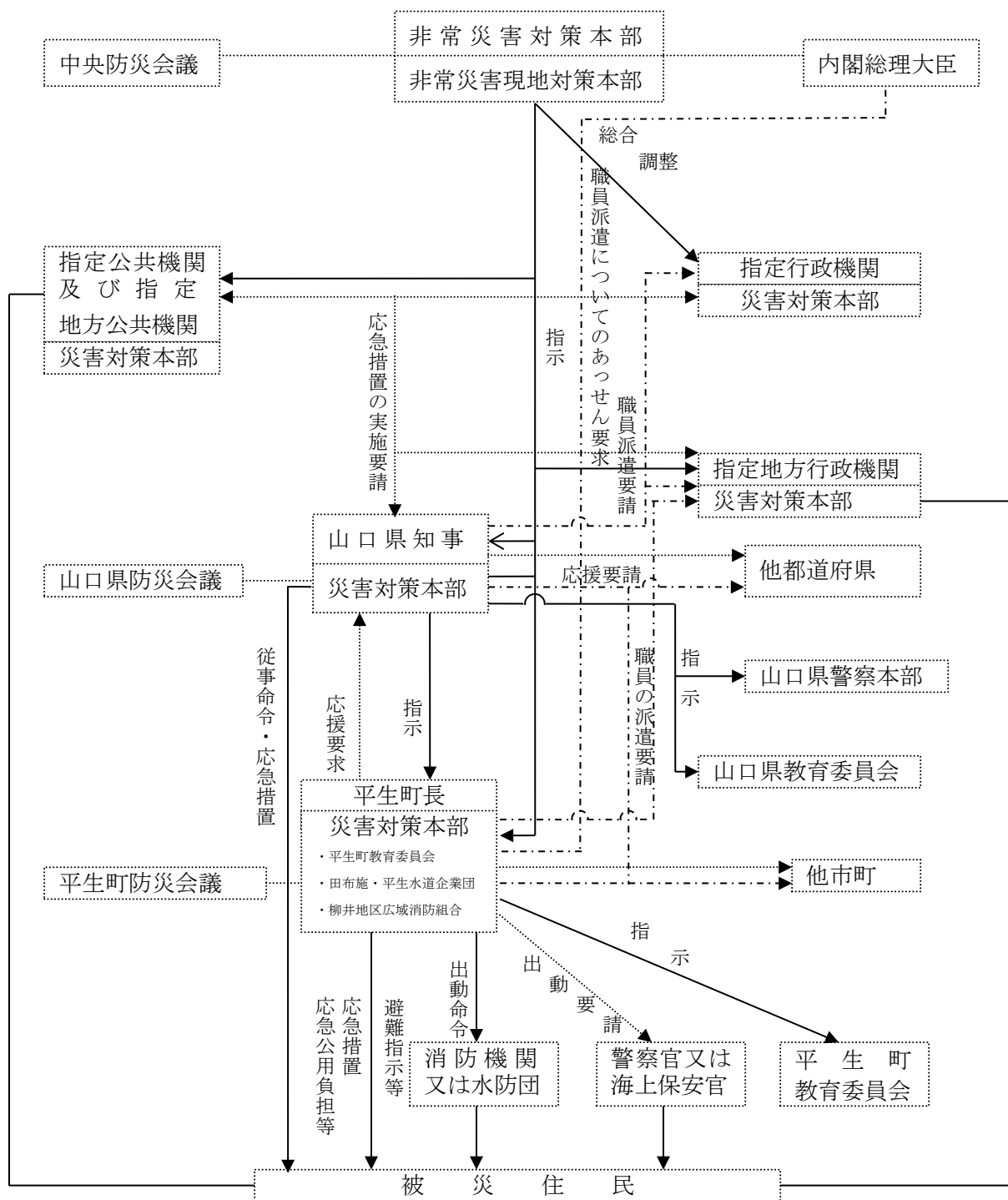
町外への応援依頼は、正式には災害対策本部が設置されてからであるが、突発的災害の場合には一刻を争う。従って、在庁職員が発災時に直ちにあらゆる手段を利用し、被災情報を発信する。

2 情報発信の容易な情報システムの整備

緊急時の災害情報の発信は、混乱した状況で行われるため、情報発信の容易な機器等を整備したり、情報機器の使用についての研修等を進める。

第4節 町の活動体制【総務課・消防組合】

町は、町地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令及び本計画の定めるところにより国、県、その他の防災関係機関並びに町内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策を実施に努めるものとする。



第1項 配備の決定及び伝達

1 配備体制の区分

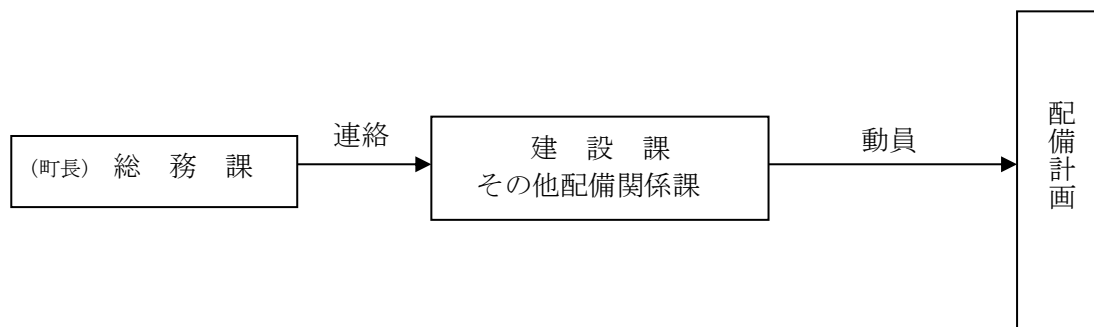
町においては次のような配備体制の区分を設けているが、その配備の伝達は、2 に定める系統で行うものとする。

- (1) 第1警戒体制
- (2) 第2警戒体制

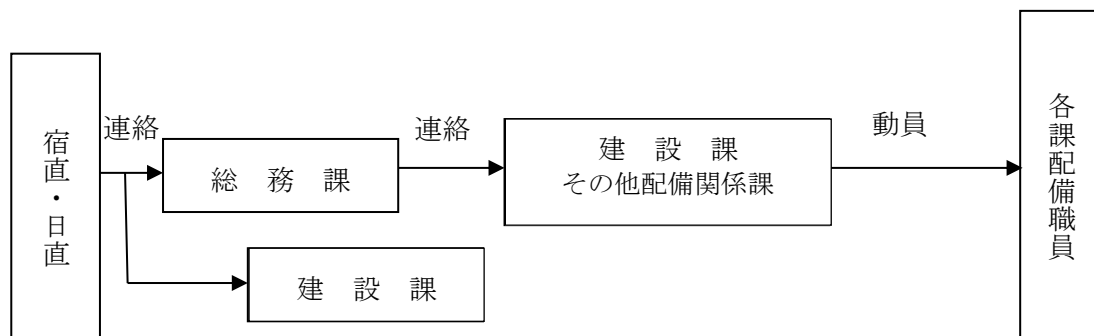
(3) 災害対策本部体制

2 配備課への連絡系統

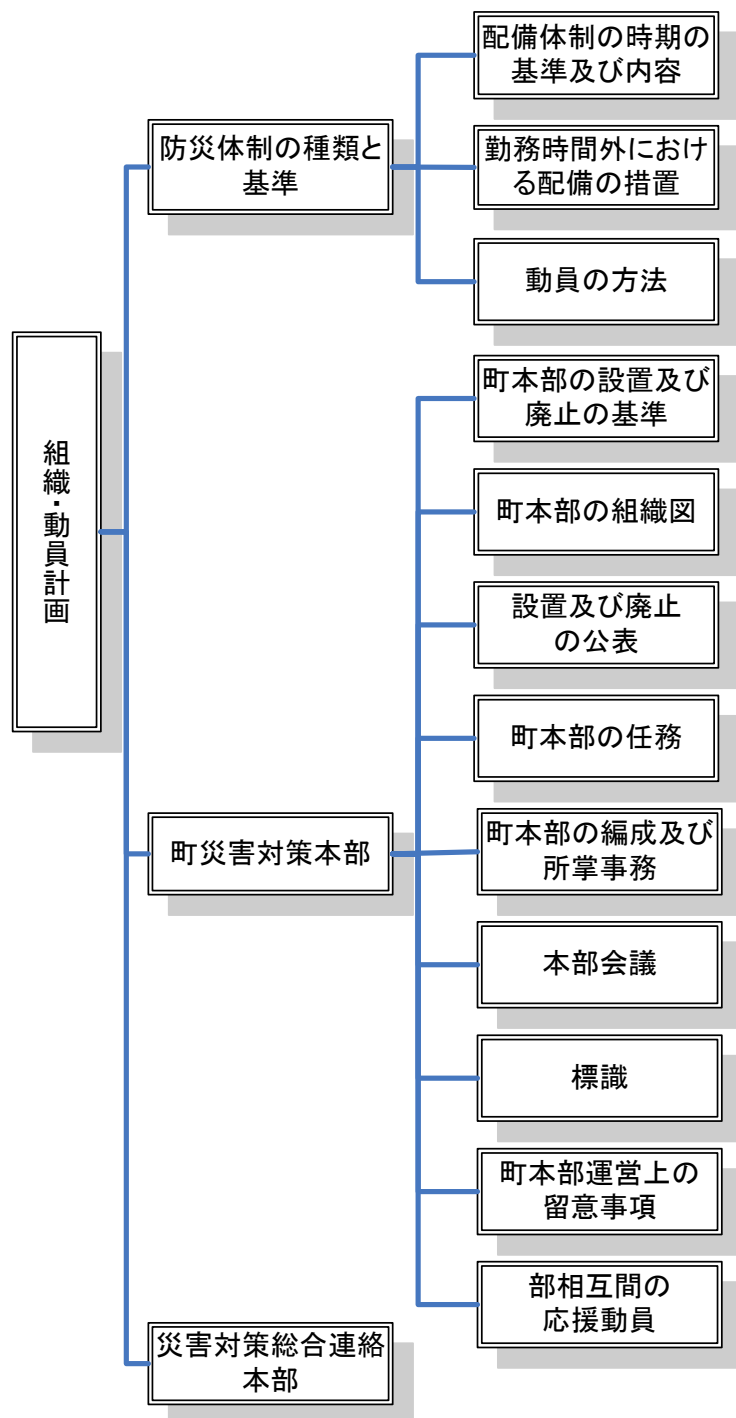
(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



第2章 組織・動員計画



第1節 防災体制の種類と基準（災対法第47条）【総務課・建設課・各課共通】

災害が発生した場合において、防災活動を推進するため町がとらなければならない体制は、この章に定める基準による。

第1項 配備体制の時期の基準及び内容

1 配備体制

種 別	体 制 の 時 期 の 基 準	体 制 の 内 容
第 1 警 戒 体 制	(1) 平生町に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表された時。 (2) 平生町に暴風警報（海上）が発表されたとき。 (3) 県東部に大雪警報が発表された時。 (4) 震度3の地震が発生した時。 (5) 津波注意報が発表された時 (6) その他町長が命じた時。	情報の収集および連絡活動を主として特に関係のある課の職員を少数人員で配備し、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
第 2 警 戒 体 制	(1) 平生町に大雨、洪水、暴風（陸上）、高潮の各警報の一つ以上が発表された時。 (2) 震度4の地震が発生した時。 (3) 津波警報が発表された時。 (3) その他町長が命じた時。	災害応急対策に関係のある課の所要人員を配備し、情報収集の連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに事態の推移に伴い直ちに本部体制に移行し得る体制（津波警報時は、管理職員全員を配備。）とする。 必要に応じ全職員の自宅待機。
第 3 警 戒 体 制	(1) 震度5弱・強の地震が発生した時。 (2) その他町長が命じた時。	第2警戒体制の人員に加え、管理職員 ^{*1} 全員を配備し、ただちに本部体制に移行し得る体制とする。
災害対策本部体制	災害対策本部設置基準による。	

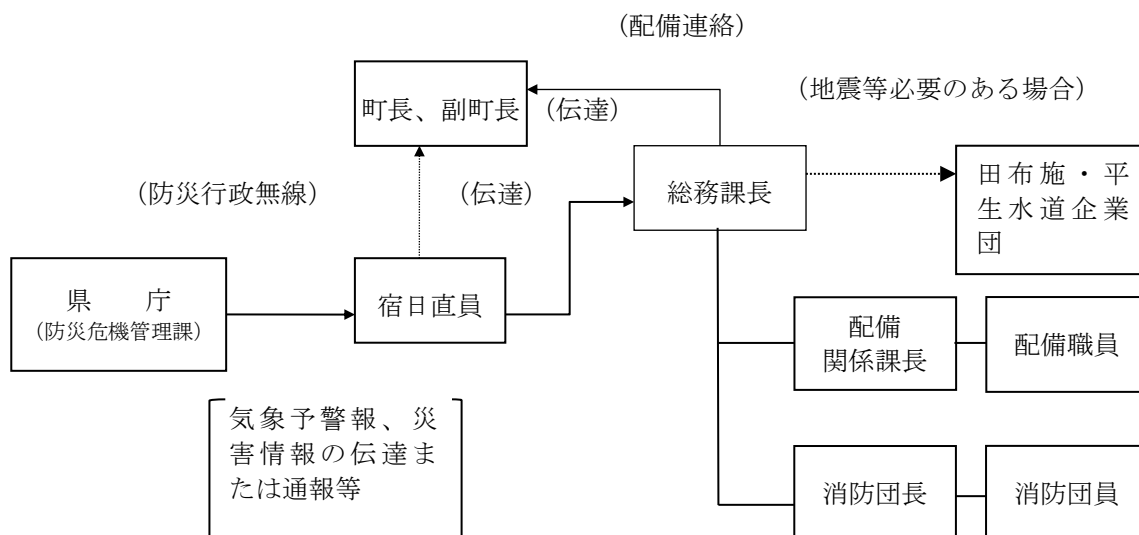
※1 管理職員とは、課長補佐以上の職員とする。

(注) 配備職員

各課長は、配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておく。

第2項 勤務時間外における配備の措置

1 連絡体制



2 配備職員の非常参集等（心得）

配備職員は、休日、勤務時間及び出張中において、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、以後の状況の推移に留意するとともに、進んで関係方面に連絡をとり、又は所定の配備につかなければならない。

3 配備の連絡（報告）

配備職員は、勤務時間外において、配備についたとき（第 1 番目に登庁した者）は、所属課長に報告するとともに、速やかに総務課に連絡する。

総務課は、庁内の配備状況を宿日直者に連絡しておく。

第 3 項 動員の方法

1 勤務時間内にあっては、庁内放送、防災行政無線、電話で行う。

2 勤務時間外

第 1、第 2 警戒体制では、配備職員に対して非常連絡網による電話、携帯電話、メール、防災メール職員用等で行う。

各課においては、非常連絡に備えて、職員の電話番号・メールアドレスを記した緊急時連絡網を作成する。

3 自主参集

県の地域内に震度 5 の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合、あらかじめ指

名された職員は、配備連絡等を待たずに、直ちに所属の課（所）に参集する。

4 非常参集

勤務時間外等において大規模な地震（震度 6 以上）が発生した場合は、自主参集となるが、交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの次に掲げる場所に参集し、各部長又は所属出先機関の長の指示に従う。

- (1) 本庁
- (2) その他の出先機関

第 2 節 町災害対策本部（災対法第23条、町災害対策本部条例）【総務課・各課共通】

町の地域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長は災害予防の処置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要と認めたときは、町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置し、応急対策活動を推進する。

第 1 項 町本部の設置及び廃止の基準

町長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、町本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 町本部の設置基準

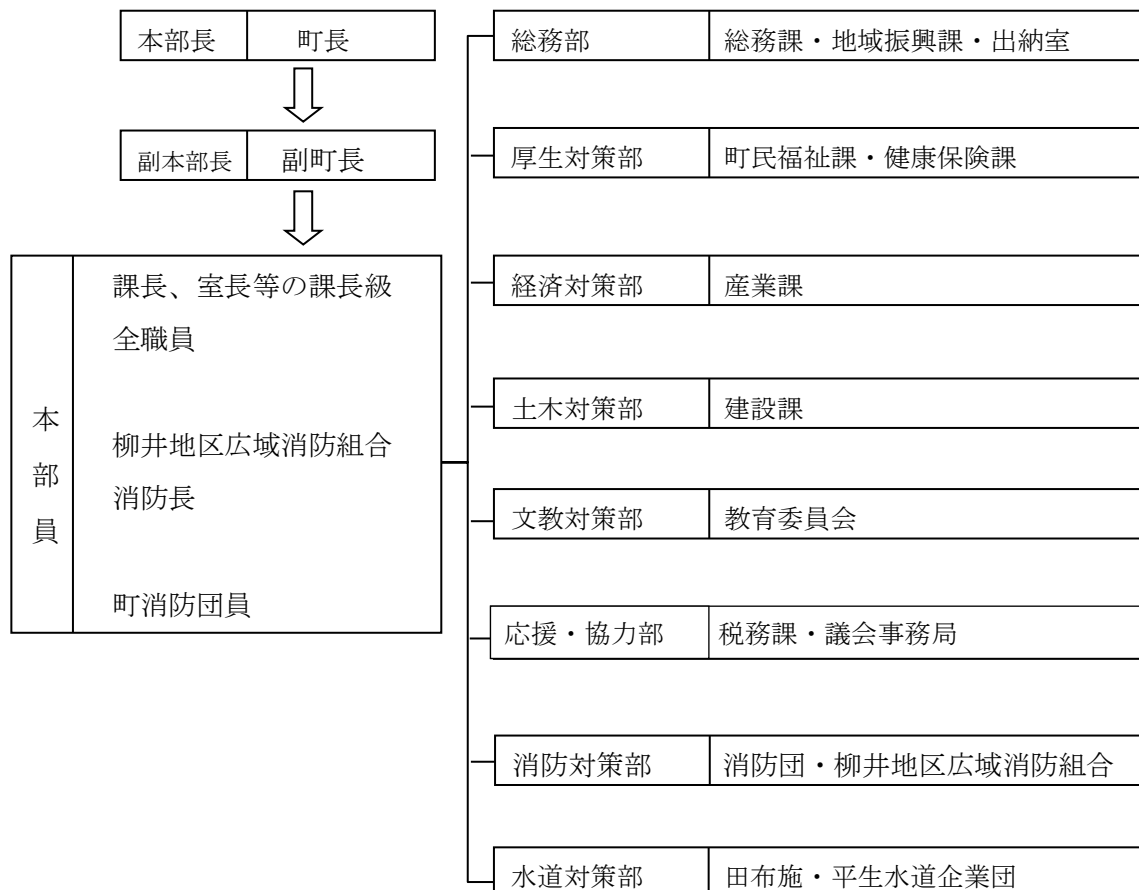
町の地域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合のほか、おおむね次の基準に該当する場合において、町長が災害予防措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認めたとき。

気象災害の場合	その他の災害の場合
(1) 気象業務法に基づく暴風、大雨洪水、高潮の警報が発表され相当規模の災害の発生が予想されるとき。 具体的には ア 台風の上陸が明らかであるとき。 イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から町長が必要と認める場合など。 (2) 上記警報の発表の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 ※ (2)の「必要と認めるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が町本部の2以上の対策部にわたる場合をいうものとする。	(1) 震度6弱以上弱の地震が発生したとき。 (2) 津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 (3) 町内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。 (4) 町内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の者の避難を伴う航空機等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。 ※(3)及び(4)の「必要と認めるとき」の基準は、左欄の場合に準ずる。

2 町本部廃止の基準

町は、町の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、町本部を廃止する。

第2項 町本部の組織図



第3項 設置及び廃止の公表

- 町本部を設置したときは、当該町本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を直ちに公表する。

公表又は通知先、方法等は次による。

公表又は通知先	担当課	方法
庁内各部 (出先機関等含む)	総務課	庁内放送、電話、職員緊急参集メール (出先機関をもつ部署等は、それぞれから連絡する。)
柳井地区広域消防組合	〃	電話、FAX
県(防災危機管理課)	〃	山口県総合防災情報ネットワークシステム
防災関係機関	〃	電話、FAX

報道機関	〃	電話、FAX
住民	〃	防災行政無線、広報車、町防災メール、町ホームページ等

2 町本部を廃止したときは、その旨を上記に応じて公表する。

第4項 町本部の任務

町本部は、災害対策の推進に関し総合的かつ一元体制を確立するとともに、この計画の定めるところにより、町防災会議と緊密な連絡のもとに次に掲げる災害予防の処置及び災害応急対策を実施する。

- 非常配備体制に関する事
- 避難指示等に関する事
- 職員の応援に関する事
- 自衛隊の派遣要請及び派遣部隊の受入に関する事
- 他の地方公共団体に対する応援要請及び応援職員の受入に関する事
- 民間団体、学生等各種ボランティアの受入に関する事
- 災害救助法の適用要請及び救助業務の運用に関する事
- 激甚災害の指定の要請に関する事
- 応急対策に要する予算及び資金に関する事
- 応急公用負担に関する事
- 義援金品の募集及び配分に関する事
- 国会、政府機関に対する要請及び陳情に関する事
- 職員の給食、寝具等の厚生に関する事
- その他部長又は町本部長から特に申し出のあった事項

第5項 町本部の編成及び所掌事務

部 (課長)	部を構成する課	所 掌 事 務
総務部 (総務課長)	総務課 地域振興課 出納室	1 本部の総括に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 各部及び関係機関の災害対策の連絡、調整に関すること。 4 気象に関する情報の収集伝達に関すること。 5 各部からの災害情報及び報告事項の取りまとめに関すること並びに速報に関すること。 6 災害情報及び災害対策の発表並びに広報に関すること。 7 自衛隊の災害派遣要請及び海上保安部に対する出動要請に関すること。 8 消防団に関すること。 9 災害視察者に対する措置に関すること。 10 災害関係職員の動員及び職員の災害派遣に関すること。 11 災害対策に必要な財政措置に関すること。 12 災害対策に関する事務で他部に属しない事項 13 応急救助に要する経費、その他金品の出納に関すること。 14 災害時における物資の調達に関すること。 15 災害写真に関すること。 16 公務災害補償に関すること。 17 避難指示等の住民への伝達に関すること。 18 町有財産の災害対策及び被害調査取りまとめに関すること。 19 自動車の配車調整に関すること。 20 水防警報及び水防対策に関すること。 21 水防用資材及び器具の確保に関すること。 22 部内及び他部の応援に関すること。 23 広報・広聴に関すること。 24 庁内情報システム保安全管理に関すること。 25 災害時における被災者等へのホームページ等による必要な情報提供に関すること。
厚生対策部 (町民福祉課長)	町民福祉課 健康保険課	1 災害救助法に基づく諸施策に関すること。 2 災害救助に関する計画の統括及び活用に関すること。 3 関係施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧に関すること。 4 応急救助に関する関係機関との連絡に関すること。 5 避難所の開設、運営に関すること。 6 民生・児童委員との連絡に関すること。 7 救助事務の指導及び連絡に関すること。 8 義援金品の受入れ・配分に関すること。 9 民生安定に関すること。 10 ボランティアの活動支援に関すること。 11 園児の安全確保、施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 12 入所者の安全確保、施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 13 その他救助対策に関すること。 14 救助班及び他部の応援に関すること。 15 応急医療及び助産に関すること。 16 医療機関との連絡に関すること。 17 医薬品、衛生器材の確保に関すること。 18 防疫に関すること。

		19 被災者の健康管理、保健相談に関する事。 20 その他応急衛生対策に関する事。 21 その他被災地の生活衛生に関する事。
経済対策部（産業課長）	産業課	1 農林業関係の被害状況の取りまとめ等に関する事。 2 水産関係の被害状況の取りまとめ等に関する事。 3 農林業用施設の被害状況調査に関する事。 4 災害時における食糧の確保に関する事。 5 災害時における家畜の管理、防疫及び飼料の確保に関する事。 6 り災農林業者に対する金融相談に関する事。 7 その他応急農林対策に関する事。 8 り災商工業者の被害状況調査に関する事。 9 り災商工業者に対する金融相談に関する事。 10 その他応急商工業者対策に関する事。 11 観光施設の保全及び応急復旧に関する事。 12 観光施設の被害状況調査に関する事。 13 関係機関との連絡調整に関する事。 14 汚水、排水、有害物質、油濁等による公害の防止対策に関する事。 15 遺体の収容埋葬及びこれに必要な措置に関する事。 16 ゴミ、がれきの処理及び清掃に関する事。 17 食品衛生に関する事。
土木対策部（建設課長）	建設課	1 公共土木施設関係の被害調査状況の取りまとめに関する事。 2 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設等、土砂災害の応急対策に関する事。 3 河川の応急対策に関する事。 4 農林業用施設の水防及び復旧に関する事。 5 漁港関係施設等の施設状況調査及び応急復旧に関する事。 6 道路及び橋梁の応急復旧に関する事。 7 農林業用施設の災害対策に関する事。 8 関係機関との連絡調整に関する事。 9 緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関する事。 10 公園緑地の被害状況の取りまとめ及び応急対策に関する事。 11 下水道に関する事。 12 応急仮設住宅の建設に関する事。 13 町営住宅の被害調査及び必要な措置に関する事。 14 被災者への町営住宅等の提供及び必要な措置に関する事。 15 建設業者等に対する支援要請及び連絡調整に関する事。 16 資材の調達及び確保に関する事。 17 その他、応急の土木建築対策に関する事。
文教対策部（教育次長）	教育委員会	1 文教施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 児童生徒の避難措置並びに災害救助活動に関する事。 3 被災児童生徒に対する学用品の供給等に関する事。 4 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 文化財に関する事。 7 災害用主食及び副食の調達確保に関する事。 8 避難所開設の協力及び避難施設の安全対策に関する事。

		9 応援機関、団体との連絡調整に関する事。 10 応援機関、団体の宿泊に関する事。 11 その他、応急文教対策に関する事。
(税務課長) 応援協力部	税務課 議会事務局	1 各部の応援協力に関する事。
(消防長) 消防対策部(消防団長)	消防団 柳井地区広域消防組合	1 消防団員の動員に関する事。 2 消防・水防活動に関する事。 3 災害情報の収集・広報に関する事。 4 避難に関する事。 5 人命救助、救出に関する事。 6 巡視・警戒に関する事。 7 消防組合と連携した活動に関する事。 8 その他、応急文教対策に関する事。
(水道課長) 水道対策部	田布施・平生水道企業団	1 水道施設の災害対策及び住民への給水に関する事。 2 浄水場施設の災害対策に関する事。 3 避難所の給水に関する事。

第6項 本部会議

1 招 集

本部長は、対策本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。

2 会議開催の申出

本部員は、当該部の所管事項に関し本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務課長に申し出る。

3 構 成

本部会議は、本部長、副本部長及び各課長級職の職員をもって構成する。

4 任 務

本部会議の任務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部体制の設置及び廃止に関する事。
- (2) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保に関する事。
- (3) 非常動員及び各地区に対する災害対策の指示等に関する事。
- (4) 重要な災害情報、被害状況の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関する事。
- (5) 災害救助法の適用に関する事。

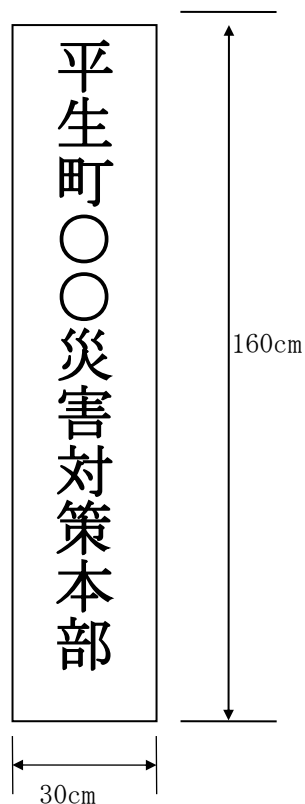
- (6) 県及び他の市町に対する応援の要請に関すること。
- (7) 自衛隊の災害派遣に関すること。
- (8) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の出先機関等に対する応急処置の実施の要請に関すること。
- (9) 災害対策に係る経費に関すること。
- (10) その他災害対策の総合調整及び本部長の指示に関すること。

5 本部会議の庶務は、総務部（総務課）が担当する。

第7項 標識

1 表示板

対策本部の表示板は、次のとおりとする。



2 腕章

本部長、副本部長、本部員及びその他の本部職員が災害活動に従事するときは、別に定めのあるもののほか、次による腕章を着用する。

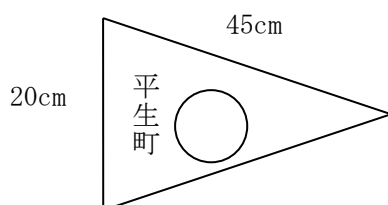
(注) (1) 腕章は、長さ 38cm、幅 10cm とする。

(2) 文字及び円の記号の色彩は黒色、模様色彩は赤色、地の色彩は白色とする。

(3) 円の直径は、4cm とする。

3 標旗

災害時において使用する対策本部の車両には、別に定めのあるもののほか、次による標旗とする。



(1) 円の色彩は赤色、文字は黒色、地の色は黄色とする。

(2) 円の直径は 5cm とする。

第8項 町本部運営上の留意事項

1 町本部の設置場所

本部は原則として、町役場内に置くこととし、運営管理は総務課地域安全班が当たる。

2 本部室配備要員と連絡活動

本部室に配備する職員等	連絡活動の内容
総務部の各係 各部の連絡担当員	(1) 各部に対する連絡、通報及び本部長の指示の伝達並びに部外機関との連絡調整 (2) 各部及び他の防災関係機関からの災害情報の把握と整理 (3) 災害情報に関する資料の収集、整理及び作成並びに配布 (4) 各部からの災害広報資料の収集ならびに報道機関との連絡及び情報等の発表 (5) 所属部内の対策実施状況、被害報告その他の災害情報の把握、整理並びに本部室班並びに各課との連絡

(注) (1) 各部長は、本部室配備職員を指名して、上記連絡活動に当たらせる。

(2) 上記の配備職員は一般的基準であって、災害の状況によっては配備の部を拡大し、又は縮小することができる。

3 応援部隊の連絡係の設置

他の市町から応援を受けたとき、又は自衛隊の災害派遣を受けたときは、当該応援にかかる

対策の主管部は、部内又は当該応援を受ける現地に「応援隊連絡係」を設置して、応援業務の円滑な実施を図る。（応援隊連絡係を設置したときは、当該対策部は直ちにその旨を総務部に連絡するものとする。）

4 情報連絡員の配置

防災関係機関から情報連絡担当者（リエゾン）が派遣された場合、本部室内に配置し情報交換を行う。

各部の措置（各部の所掌事務のほか下記に留意すること。）

- (1) 各部は、現地調査、他の機関、住民等から収集した被害状況等を取りまとめて、その都度又は指示した時、総務部に報告する。
- (2) 各部は、被災地の視察調査計画、応急対策の実施計画等を取りまとめて総務部に報告すること。
- (3) 厚生対策部は、一般被害状況（特に人身、人家被害）については、福祉事務所及び警察が出す情報との調整、確認を行うこと。
- (4) 総務部は被災地、報道機関等からの被害写真等を収集整理して、関係方面に対する提供、展示の需要に備える。
- (5) 自動車の配車調整は、総務部が行う。
 - ア 本部長、副本部長用車両の確保を行う。
 - イ 車両の使用調整は、各部の行動日程を把握して行う。
 - ウ 運送会社・リース会社等民間車両の借上げは、各部の需要を取りまとめ、発注の総合的窓口を担当する。
 - エ 警察に対する緊急輸送車両の確認申請手続は、各部を取りまとめて実施する。

5 報道機関に対する被害状況、応急対策の状況の発表、資料の配布等は、原則として総務部長が特定の場所で行う。

特に各部が直接実施する必要があるときは、あらかじめ総務部に連絡をとって行う。

6 町本部体制縮小の場合の措置

災害状況の推移に応じて、各部の配備を縮小し、又は一部の配備を解く場合は、当該部長は、その旨を必ず総務部に連絡し、その後の非常連絡の措置を定める。

第9項 部相互間の応援動員

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、総務部長に要請するものとする。

第3節 災害対策総合連絡本部【総務課】

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市町、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

1 設置機関

- (1) 町長……主として陸上災害の場合
- (2) 知事……2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
- (3) 管区海上保安本部長……主として海上災害の場合
- (4) 空港事務所長……主として航空事故の場合
- (5) その他……主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故

2 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成し、各機関は積極的に参加するものとする。

3 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

4 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施についての必要な事項

6 各機関との関係

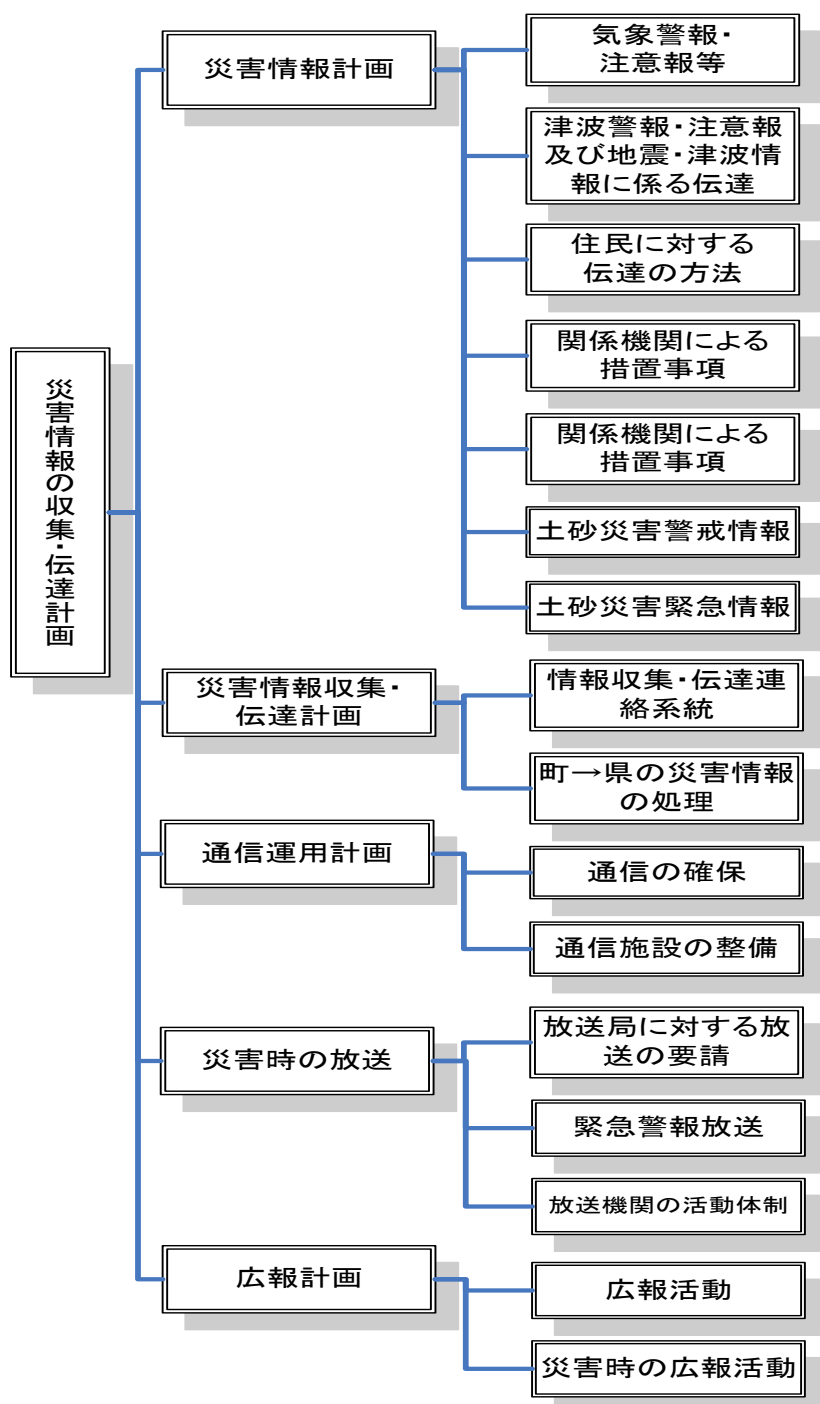
連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑なる実施の推進に努めるものとする。

第3章 災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講じるうえで災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなる。

また、県をはじめとする防災機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ民心を安定させるうえで重要な役割を担う。



第1節 災害情報計画【各課共通】

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、町、県をはじめとして防災関係機関が得た情報を住民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する警報・注意報等の発表・伝達について必要な事項を定める。

第1項 気象警報・注意報等

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

気象特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

種 類	概 要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5の相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報 高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

種 類		概 要
警 報	大雨 警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水 警報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪 警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風 警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪 警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪 警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮 警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大雨 注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水 注意報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪 注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪 注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪 注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧 注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷 注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などが発生するおそれがあると発表される。

種 類		概 要
	乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ 注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷 (雪) 注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温 注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。
記録的短時間大雨情報		県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。
竜巻注意報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域単位で発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

特別警報発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		波浪になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

別表 1

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在

発表官署下関地方気象台

平生町	府県予報区		山口県		
	一次細分区域		東部		
	市町村等をまとめた地域		柳井・光		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	137	
			流域雨量指数基準	大内川流域＝6.2	
			複合基準 ^{※1}	－	
		指定河川洪水予報による基準	－		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
			山地	12時間降雪の深さ30cm	
波浪	有義波高	3.0m			
高潮	潮位	2.5m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11		
		土壌雨量指数基準	101		
		流域雨量指数基準	大内川流域＝4.9		
		複合基準 ^{※1}	大内川流域＝（5, 4.9）		
		指定河川洪水予報による基準	－		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	10m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm	
			山地	12時間降雪の深さ15cm	
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	2.0m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度40％で、実効湿度65％			
なだれ	積雪の深さ80cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ40cm以上				
低温	夏期：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温-5℃以下				
霜	11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下				
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃，湿度90％以上				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

		取るべき行動	警報等の種類						
			大雨		暴風	高潮	波浪	暴風雨	大雪
			土砂災害	浸水害					
特別警報	重大な災害の起こるおそれ著しく大きい	・避難所へ避難 ・外が危険な場合は屋内の安全な場所にとどまる	大雨特別警報（土砂災害）	大雨特別警報（浸水害）	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報

警報	重大な災害の起こるおそれ	・早めの自主避難 ・危険な場所を避ける ・避難の準備をする	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	高潮警報	波浪警報	暴風雪警報	大雪警報
注意報	災害のおこるおそれ	・非常持出品の点検 ・避難場所の確認 ・家の外の点検 ・最新の気象情報を入手	大雨注意報		強風注意報	高潮注意報	波浪注意報	風雪注意報	大雪注意報

「竜巻注意情報」

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、都道府県単位で発表する。

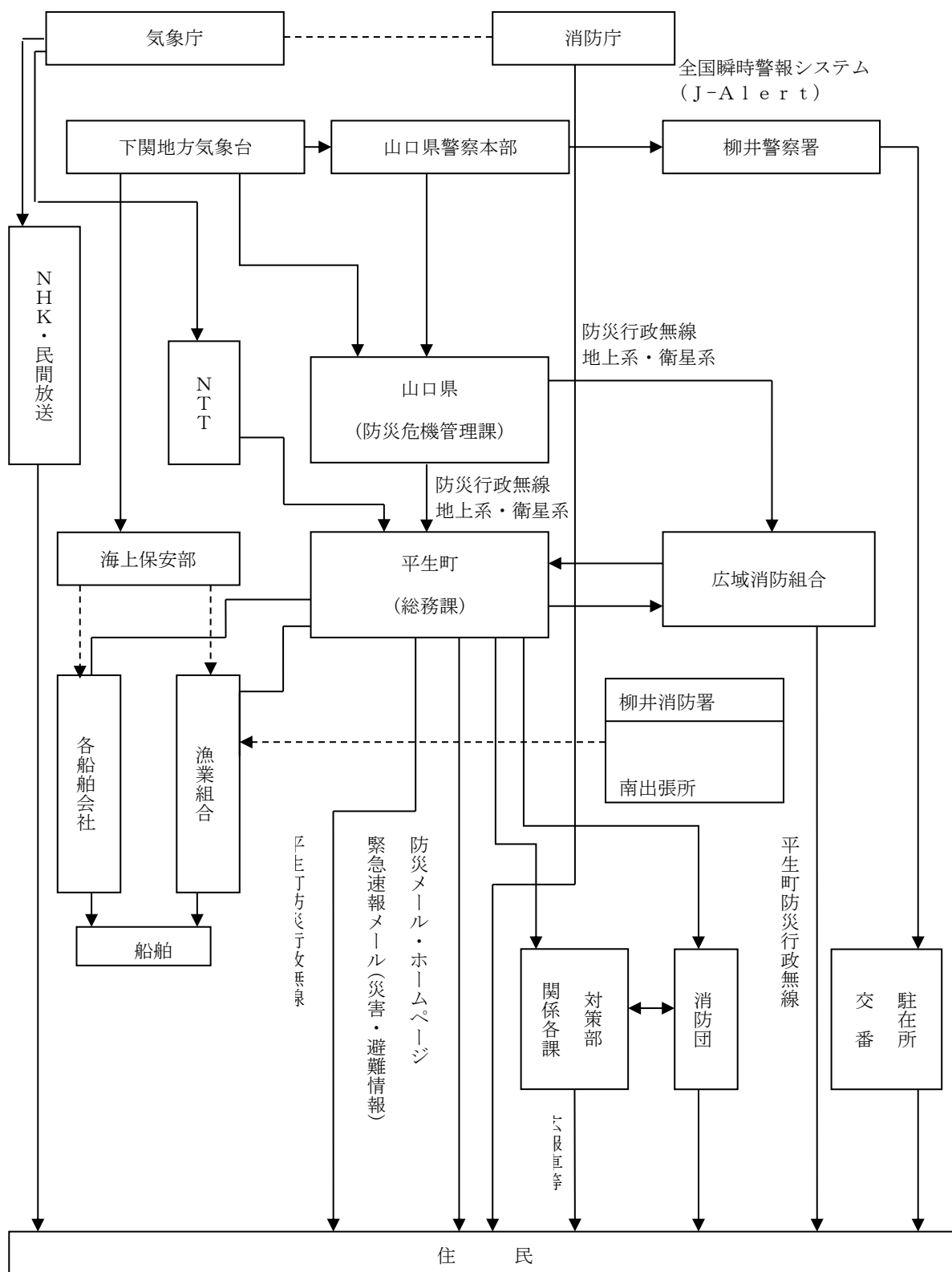
この情報の有効期間は、発表から1時間である。



第2項 津波警報・注意報及び地震・津波情報に係る伝達

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

1 気象台からの伝達系統図



第3項 住民に対する伝達の方法

- 1 防災行政無線
- 2 広報車
- 3 サイレン
- 4 防災メール・緊急速報メール

第4項 関係機関による措置事項

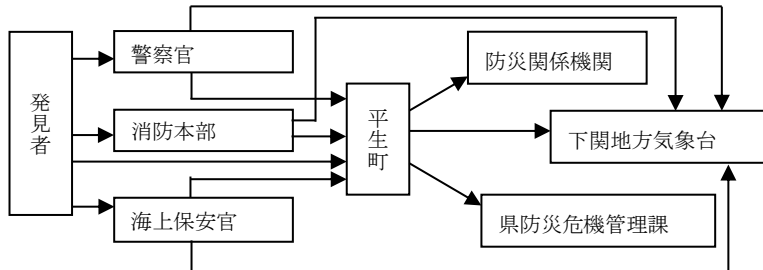
1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達

関係機関	措置内容
町	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 1 気象警報及び注意報等について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 2 住民等への、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。
消防組合	1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある警報及び注意報等について、県、町関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。 2 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを町関係部局、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。
気象台	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 本章第1節 第2項1「気象台からの伝達系統図」により気象情報等を関係機関に伝達する。
県	1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 気象警報及び注意報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により町及び消防組合に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。 なお、勤務時間外に配備を要する場合においては、該当の課及び出先機関の担当者等に職員参集システムによる気象情報の伝達を適宜行う。 2 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、町、消防組合に対して伝達するとともに、関

関係機関	措置内容
県	係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。
警察本部	1 気象警報・注意報等及び気象情報の通報 警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署・交番・駐在所に通知するとともに、県（防災危機管理課又は守衛室）に連絡する。 2 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。
海上保安部	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある警報及び注意報等について、下関地方気象台等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。

関係機関	措置内容
西日本電信電話株式会社	警報の伝達 気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報を関係市町に連絡する。
報道機関	本章第4節「災害時の放送」に記述
その他の防災関係機関	気象台、県、警察、市町、海上保安部等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 異常現象発見時の措置

異常現象の種別等	災害が発生するおそれがある異常現象を発見した場合、下関地方気象台に通報する。											
	<table border="1"> <tr> <th>異常現象</th><th>通報する基準</th></tr> <tr> <td>たつ巻</td><td>農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの</td></tr> <tr> <td>強い降ひょう</td><td>農作物等に被害を与える程度以上のもの</td></tr> <tr> <td>異常潮位</td><td>天文潮より著しく高く、又は低く以上に変動した場合</td></tr> <tr> <td>異常波浪</td><td>海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断し異常に大きい場合</td></tr> <tr> <td>なだれ</td><td>建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの</td></tr> </table>	異常現象	通報する基準	たつ巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの	強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの	異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く以上に変動した場合	異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断し異常に大きい場合	なだれ
異常現象	通報する基準											
たつ巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの											
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの											
異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く以上に変動した場合											
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断し異常に大きい場合											
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの											
通報系統	 <pre> graph LR 発見者[発見者] --> 警察官[警察官] 発見者 --> 消防本部[消防本部] 発見者 --> 海上保安官[海上保安官] 警察官 --> 平生町[平生町] 消防本部 --> 平生町 海上保安官 --> 平生町 平生町 --> 防災関係機関[防災関係機関] 平生町 --> 下関地方気象台[下関地方気象台] 平生町 --> 県防災危機管理課[県防災危機管理課] 発見者 --> 防災関係機関 発見者 --> 下関地方気象台 発見者 --> 県防災危機管理課 </pre>											
通報項目	1 現象名又は状況											

	2 発生場所 3 発現日時分（発見日時分） 4 その他参考となる事項

3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

異常気象時における防災気象情報の発表は、災害対策上最も緊急なことである。

これら防災気象情報を的確かつ迅速に発表するためには、観測資料の収集が必要不可欠であるため、各関係機関は、必要な観測資料の通報に協力するものとする。

雨量通報 (雪を含む) の基準	1 降水量が次の基準に達した場合 (1) 1時間降水量が 30 mmに達した場合 (2) 3時間降水量が 50 mmに達した場合 (3) 24時間降水量が 100 mmに達した場合 (4) 降雪の深さが 20 cmに達した場合 (5) (1)、(2)、(3)以外で降雨が非常に激しく、かつ後続雨量が予想されるとき。 2 下関地方気象台から照会があった場合
通報の内容	1 観測所名 2 観測日時 3 雨雪の量 4 その他特に必要と認める事項
通報の方法	1 各関係機関は、観測結果を電話等により下関地方気象台に通報する。 2 町は、県防災危機管理課に対しても通報する。

4 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の措置

津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

第5項 関係機関による措置事項

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

関係機関	措置内容
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	1 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してか

気象台 (緊急地震速報について は気象庁)	場合であ って、津 波による 災害のお それがあ る場合		海の中にいる 人はただちに 海から上がっ て、海岸から 離れる。										
*大津波警報は、特別警報に位置付けられる。 イ 津波警報・注意報と避難のポイント 震源が陸地に近いと大津波警報・津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。 津波は長い時間くり返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。 (2) 津波情報 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。 津波情報の種類と発表内容 <table><tr><th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</td></tr></table> (※1) 津波観測に関する情報の発表内容について - 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 - 津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言				情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
情報の種類	発表内容												
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。												
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表												
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）												
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）												

気象台 (緊急地震速報については気象庁)	葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。	
	沿岸で観測された津波の最大波の発表内容	
	津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ
	大津波警報を発表中	1 m超
		1 m以下
	津波警報を発表中	0.2m以上
		0.2m以下
	津波注意報を発表中	(すべての場合)
		数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現)
	(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値* (第1波の推定到達時刻)、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。	
	沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値*)の発表内容	
	津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ
	大津波警報を発表中	3 m超
		3 m以下
	津波警報を発表中	1 m超
		1 m以下
	津波注意報を発表中	(すべての場合)
	* 沿岸からの距離が 100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で	

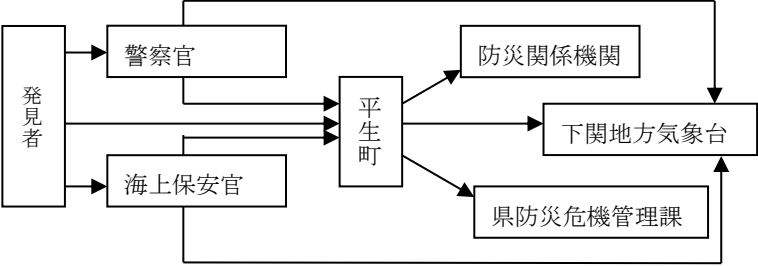
気象台 (緊急地震速報については気象庁)		・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表。
	各地の震度に関する情報	・ 震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の地震情報（地震回数に関する情報）」で発表。
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。
	その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
	推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
	(6) 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。		
解説資料等の種類		発表基準	内容
地震解説資料 (速報版) ※ホームページでの発表をしている		以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・ (担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び

気象台 (緊急地震速報については気象庁)	ない。	・(担当地域で) 震度 4 以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。)	津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
	地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度 5 弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1～2 時間を目途に第 1 号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
	地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
(7) 南海トラフ地震に関連する情報 ○「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。 ○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。 ○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。 詳細は下表のとおり。 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件			
情報名		情報発表条件	
南海トラフ地震臨時情報		○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	
南海トラフ地震関連解説情報		○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関	

気象台 (緊急地震速報については気象庁)		する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。
	「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。	
	発表時間	各キーワードを付記する条件
	地震発生等から5～30分程度	調査中 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
	地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒 巨大地震注意 調査終了
		○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合 ○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 ○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

気象台 (緊急地震速報については気象庁)	※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。 ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。 ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。 ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。 2 津波予報区の範囲 <table border="1" data-bbox="502 801 1366 1064"> <tr> <th>予 報 区</th><th>沿 岸 市 町</th></tr> <tr> <td>山口県日本海沿岸</td><td>下関市、萩市、長門市、阿武町</td></tr> <tr> <td>山口県瀬戸内海沿岸</td><td>下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、和木町</td></tr> </table>	予 報 区	沿 岸 市 町	山口県日本海沿岸	下関市、萩市、長門市、阿武町	山口県瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、和木町
予 報 区	沿 岸 市 町						
山口県日本海沿岸	下関市、萩市、長門市、阿武町						
山口県瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、和木町						
県	1 地震に関する情報の伝達 地震の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により町及び消防組合に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取扱いを行うものとする。 2 近地地震等に係る情報の伝達 県内市町で震度 4 以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防組合、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防組合に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。 4 関係機関等における津波予報の受信様式 市町及び消防組合については、防災行政無線地上系又は衛星系により F A X 送信されるが、止むを得ない場合は音声となる。また、県出先機関については、地上系により F A X 送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。						
警察本部	1 津波警報、注意報及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 警察本部は、気象台、中国管区警察局から津波警報・注意報及						

	び重要な地震・津波情報の通報を受けたときは、直ちに、警察署を通じて、関係市町、消防組合、県土木（建築）事務所及び港湾管理事務所に通知するとともに、県（防災危機管理課又は守衛室）に連絡する。 2 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに関係市町及び下関地方気象台に通報する。
平生町	1 津波予報及び地震・津波に関する情報の伝達 (1) 地震・津波情報について県等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、町内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに住民に周知する。 この場合、警察、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。 (2) 住民への津波警報、避難指示等の伝達広報が迅速に実施できるよう、また、伝達漏れの無いよう、平素から連絡系統、伝達先等を確認するとともに、訓練等を行うなどして習熟しておく。 (3) 漁港、港湾、船だまり、ボートパーク、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等の行楽地、沿岸部の工事現場等多数の人が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報発令時等における避難誘導等への協力体制の確立を図る。 2 近地地震・津波に対する自衛措置 (1) 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。 強い地震（震度 4 以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生の可能性を考えて、町長は直ちに次の措置を講じる。 ア 海浜、港湾等にいる人、海岸付近の住民等に、直ちに安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。 イ 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。 (2) 町に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後、少なくとも 1 時間以上、報道機関の放送を聴取するとともに、責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておく。 また、報道機関から津波警報が放送された場合、町長は直ちに上記(1)の措置をとる。 (3) 町長は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができないとき、及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなったときは、気象業務法施行令第 8 条の規定に基づき、「津波警報」を発表する。 (4) 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、この観測値等も参考にして、上記(1)の措置を速やかに実施する。 3 異常現象の通報 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた場合、又は自ら知ったときは、直ちに県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台に通報するとともに、住民、特定事業所に広報する。 また、異常現象、地震に起因して発生する災害に関する情報を

	収集、又は入手したときは、町総務課と消防組合は互いに連絡を取り、県及び特定事業所に通報するとともに、住民に周知する。 (1) 通報を要する異常現象 <table border="1" data-bbox="504 333 1345 654"> <tr> <td>異常現象</td><td>通報する基準</td></tr> <tr> <td>異常潮位</td><td>天文潮から著しくずれ、異常に変動した場合</td></tr> <tr> <td>異常波浪</td><td>海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合</td></tr> <tr> <td>地震動により引き起こされる現象</td><td>地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等</td></tr> <tr> <td>その他地震に関するもの</td><td>群発地震、噴火地震</td></tr> </table> (2) 通報系統  <pre> graph LR 発見者 --> 警察官 発見者 --> 海上保安官 警察官 --> 平生町 海上保安官 --> 平生町 平生町 --> 防災関係機関 平生町 --> 下関地方気象台 平生町 --> 県防災危機管理課 警察官 --> 下関地方気象台 警察官 --> 県防災危機管理課 </pre> (3) 通報項目 ア 現象名又は状況 エ その他参考となる事項 イ 発生場所 ウ 発現日時分（発見日時分） 4 一般的な災害原因に関する情報の通報 地震等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知する措置を講ずるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報する。 5 県からの津波予報の受信取扱い 県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系により F A X で送信されるが、止むを得ず地上系による場合は音声での伝達となるので、受信した内容を「津波予報受信用紙」に記入する。	異常現象	通報する基準	異常潮位	天文潮から著しくずれ、異常に変動した場合	異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合	地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等	その他地震に関するもの	群発地震、噴火地震
異常現象	通報する基準										
異常潮位	天文潮から著しくずれ、異常に変動した場合										
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合										
地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等										
その他地震に関するもの	群発地震、噴火地震										
消防組合	1 津波予報及び地震・津波に関する情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、県等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに消防署に通知し、広報車等により住民への周知を図る。 2 近地地震・津波に関する情報の伝達 強い地震（震度 4 以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生の可能性を考えて、沿岸住民等に対して注意の呼びかけ、避難誘導等の措置をとる。 3 異常現象の通報 異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを町（総務課）、県（防災危機管理課又は守衛室）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。										

海上保安部	地震・津波の重要な情報等について、管区气象台（福岡、大阪）等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに船舶及び海上作業関係者等へ周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。
西日本電信電話株式会社	1 警報の伝達 気象業務法に基づいて、福岡管区气象台から伝達された警報を F A X により関係市町に連絡する。 2 警報の取扱い順位等 警報は、すべての通信に優先して取扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取扱う。
報道機関	本章第4節「災害時の放送」に記述
その他 防災関係機関	气象台、県、警察、町、海上保安部等から通報を受けた地震・津波の重要な情報については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第6項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難情報の発令等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び第55条に基づき、下関地方气象台と県が共同で作成発表する。

県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改

めて呼びかける必要があると認められる場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表するものとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県と下関地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

(1) 対象となる事象

- ・ 震度 5 強以上の地震を観測した場合
- ・ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

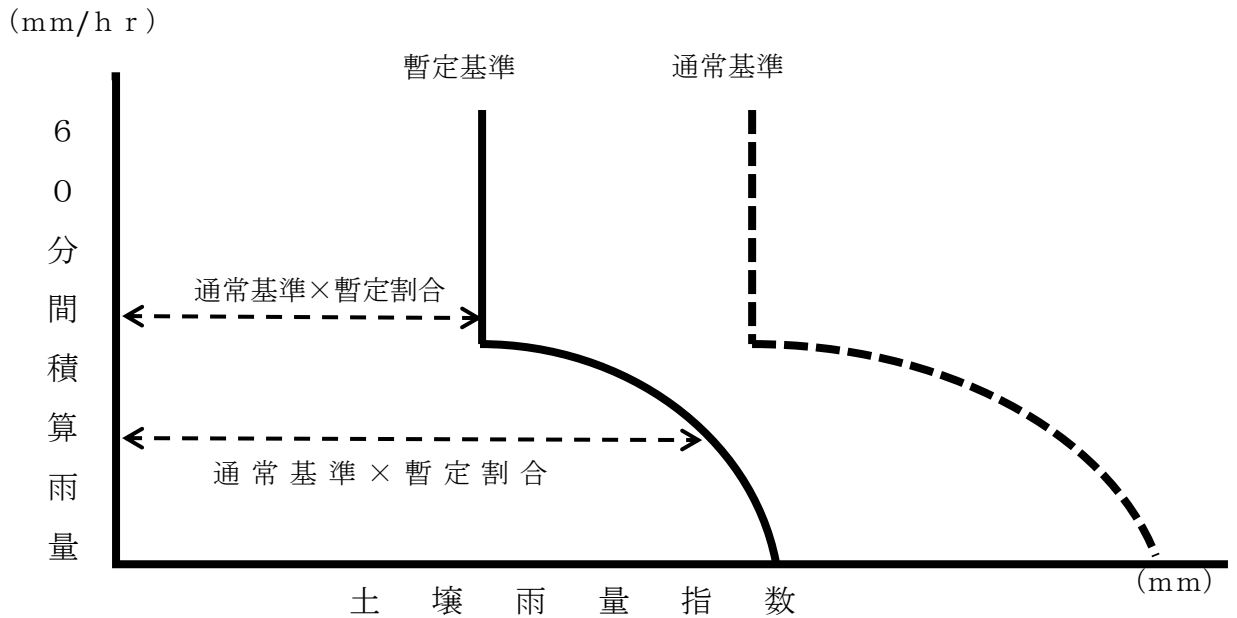
(2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県と下関地方気象台が協議し、被害状況等から暫定基準を設定する。

【通常の基準に乘じる割合】

	地震	
	震度 5 強の 地域	震度 6 弱以 上の地域
土壌雨量指数	8 割	6 割

【暫定基準の作成イメージ】



6 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

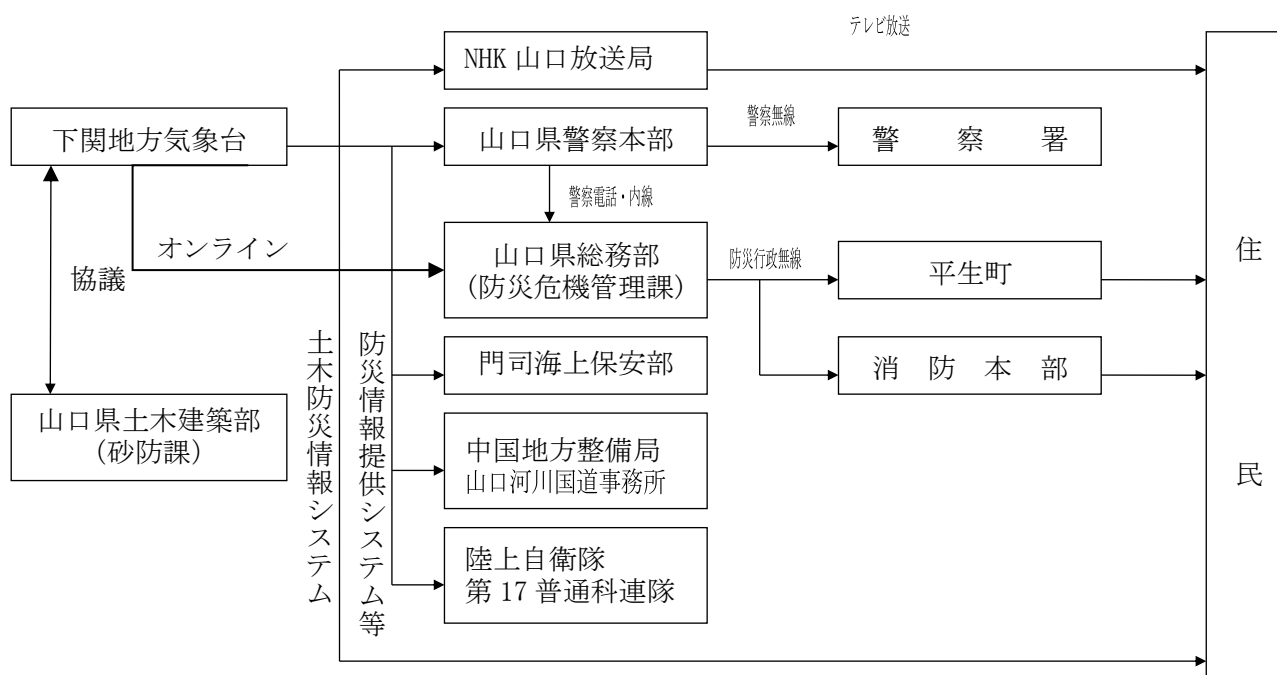
7 土砂災害警戒情報に係る町の対応

町長は、避難指示等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を活用し、判断を行う。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第7項 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第28条、第31条）

1 土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、緊急調査を実施し、避難のための立退きの指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

2 緊急調査

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第26条の規定に基づき県が緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の着手にあたっては、急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。

規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であること。

3 通知及び周知

県は、地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第29条

の規定に基づき、町長に通知するとともに、一般住民に周知する。

4 通知及び周知対象区域

地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で、通知及び周知を行う。

5 通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

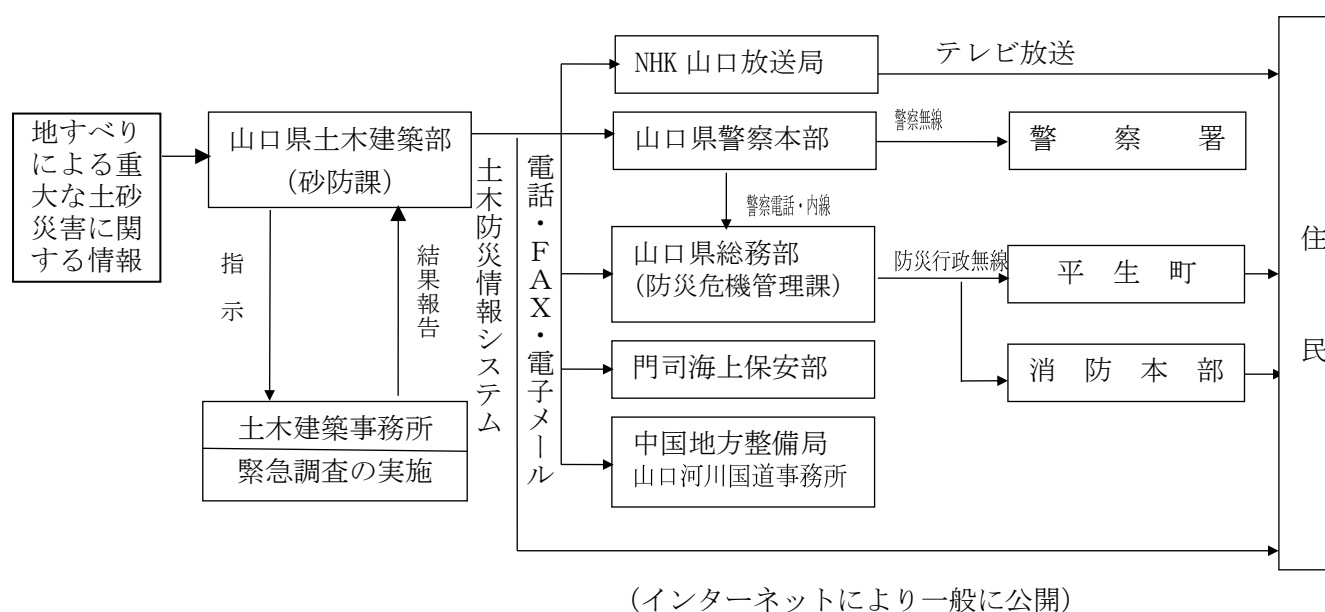
- ・ 緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）
- ・ 継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認められた場合（継続情報）
- ・ 緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合（終了情報）

6 土砂災害緊急情報に係る町の対応

町長は、避難等の発令にあたり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。

7 土砂災害緊急情報の伝達

土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第2節 災害情報収集・伝達計画【各課共通】

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、町、県を始めとする防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、国等関係機関に報告することが求められる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第1項 情報収集・伝達連絡系統

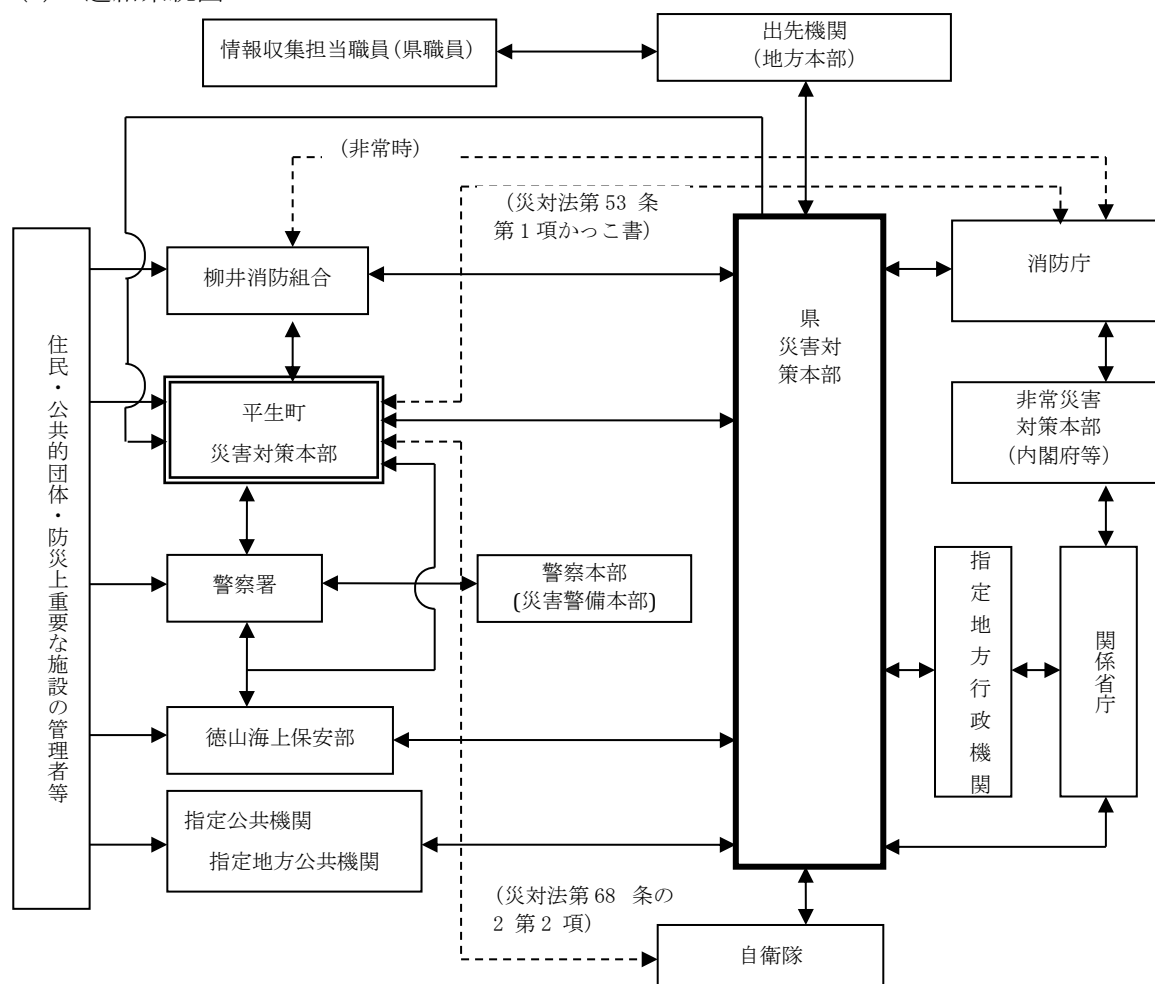
町、県及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、状況に応じて住民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に際しては、要配慮者に配慮するとともに、住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

災害情報の収集は、各種法令及び規程、取扱要領により各機関の系統ごとに処理されているが、災害時における収集、報告体制は、次により運用する。

1 情報収集連絡系統

(1) 連絡系統図

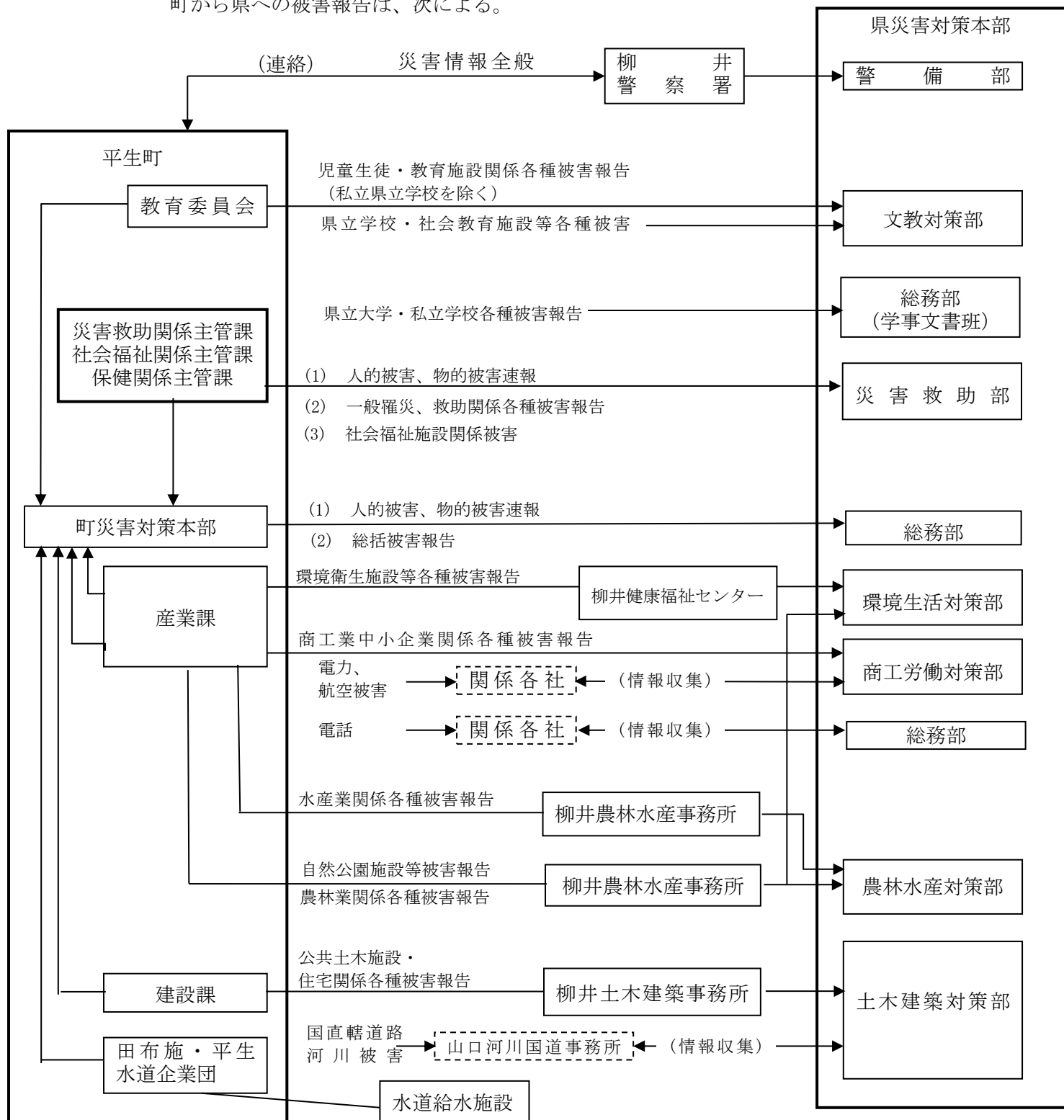


第2項 町→県の災害情報の処理

1 災害情報収集連絡体制

(1) 町から県へ災害情報の報告

町から県への被害報告は、次による。



2 防災関係機関等の措置

災害発生時には、各防災機関は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区分	内容
町	1 災害情報収集体制の確立 大規模地震発生時、震源地又は震源地に近い町では、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがある。このため、大規模地震発生時における災害情報収集体制に関しては、防災計画に綿密・具体的に定めておくものとする。 (1) 情報収集及び報告責任者を定める。(地区別、災害種別毎) (2) 町職員のみでは不足する場合も考えられるので、自主防災組織、関係機関等の協力確保体制を確立しておく。 (3) 調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等。 2 収集すべき情報の内容 (1) 収集すべき災害情報は、人命救助に必要な情報を第一とし、負傷者の救出救助消火活動を実施する上で必要な情報(建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等)を収集する。また、被害規模を早期に把握するための概括情報(緊急通報殺到状況等)を積極的に収集するものとする。 以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集すること。 (2) 法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行うものとする。 3 被害調査要領 町は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。 (1) 発災初期には、全部局を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制を執るものであること。 (2) 関係機関、諸団体、住民組織等の応援を求めて実施するものであること。特に、発災初期の状況は、住民組織等を通じて、直ちに町に通報がなされるようにしておくものであること。 (3) 被害調査に当たっては、「被害程度の認定基準」に基づき、判定するものであること。 (4) 被害が甚大で、被災地による被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

町	(5) 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとるものとする。																			
	4 被災状況等の報告																			
	当該区域内に地震が発生したときは、県（防災危機管理課）に災害発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報するものとする。なお、県に報告ができない場合、消防庁に直接報告すること。 (1) 報告の要領………被害程度の認定基準 ア 報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行うものとする。 第1段階発生速報(被害の概要) ・発生の都度 ・おおむね60分～120分以内に把握した状況について報告する。 第2段階被害速報 ・被害状況調査の進展にともない、順次報告する。 第3段階確定報告 ・当該災害に係る応急措置完了後 7 日以内 イ 報告は最終報告を除き、原則として防災行政無線（地上系・衛星系）によるものとする。なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行うものとする。																			
	5 直接即報																			
	火災・災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により、当該町の区域内で震度 5 強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。 [消防庁報告先] <table border="1"> <tr> <th colspan="2">回線別</th><th>平日 (9:30～18:15) ※応急対策室</th><th>左記以外 ※宿直室</th></tr> <tr> <td rowspan="2">NTT 回線</td><td>電話</td><td>03-5253-7527</td><td>03-5253-7777</td></tr> <tr> <td>F A X</td><td>03-5253-7537</td><td>03-5253-7553</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td><td>電話</td><td>選択番号-048-500-7860</td><td>選択番号-048-500-7782</td></tr> <tr> <td>F A X</td><td>選択番号-048-500-7537</td><td>選択番号-048-500-7789</td></tr> </table>			回線別		平日 (9:30～18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553	地域衛星通信ネットワーク	電話	選択番号-048-500-7860	選択番号-048-500-7782	F A X	選択番号-048-500-7537
回線別		平日 (9:30～18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室																	
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																	
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553																	
地域衛星通信ネットワーク	電話	選択番号-048-500-7860	選択番号-048-500-7782																	
	F A X	選択番号-048-500-7537	選択番号-048-500-7789																	

町	6 各種被害報告 (1) 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによるものとする。 (2) 救助法に基づく報告 救助法に基づく報告については、本章第10章「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。 (3) 119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。
警察本部	災害時において警察本部（災害警備本部又は警備課）は各警察署から災害に関する情報を収集し、県災対本部に通報し、相互に密接な連携を図るものとする。 また、警察署においても、町災対本部、県出先機関と緊密な連携のもと必要な情報を収集するものとする。 情報収集は、次によるものとする。 ・被災町を管轄する警察署からの情報収集 ・警察ヘリコプターによる上空からの情報収集 ・マスコミからの情報収集 ・関係機関からの情報収集
その他の 防災関係 機関	1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する被害、災害に対してとった措置、震災に対してとろうとする措置、その他必要事項について、速やかに県及び必要と認める関係機関等に通報伝達するものとする。 2 被害報告等 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告を求める事項等については、「被害報告処理一覧」によるものとする。

第3節 通信運用計画【総務課】

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で町、県及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

第1項 通信の確保

町、県及び防災関係機関は、災害時の通信を次により確保するものとする。

1 通信取扱責任者及び通信担当者の選任

- (1) 町、県及び防災関係機関は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておくものとする。
- (2) 通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努めるものとする。

2 通信の確保

町及び防災関係機関は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信の確保に努めるものとする。

(1) 県

ア 県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省に連絡するものとする。

イ 県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置している防災行政無線網（地上系・衛星系）を確保し、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、次の措置をとる。

(ア) 回線統制

全回線又は任意の回線について、その発着信を統制する。

(イ) 割込み及び強制切断

任意の話中回線に、割込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の措置をとる場合は、制限の内容その他必要事項について関係端末局の無線管理者（市町長、出先機関の長等）に事前に通知し、混乱を回避するものとする。

(2) 町及び防災関係機関

町及び防災関係機関は、それぞれ所管する通信の確保に必要な措置を県の例に準じて講じるものとする。

3 平生町防災行政無線局の運用

(1) 平生町の防災及び一般行政の連絡通信に活用するものであり、通信の範囲は町内一円とする。

ア 陸上移動局は、消防関係車両、一般行政車両、役場庁舎内、役場支所庁舎内に設置する。

イ 固定局及び基地局は、常時開局とする。

ウ 陸上移動局については、車両運行時にはすべて開局するものとし、固定局に開閉局したことを連絡する。

(2) 通話の制限

町長は、災害の発生、その他特別の理由があるときは、一般行政通話を制限するものとする。

4 通信手段の確保が困難な場合

大規模災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(1) 電話・電報施設の優先利用

町及び防災関係機関は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

ア 一般電話及び電報

事項	対策
1 非常緊急用電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。
2 非常・緊急扱いの電報	天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、「非常扱いの電報」として、すべての電報に優先して取扱われる。また、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱いの電報」とし、他の電報（非常扱いの電報を除く。）に先立って取扱われる。 (1) 電報の申し込み 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付電話番号 115 番に申し出る。その際発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。 (2) 電報の内容等 電報内容等については、資料編による。

イ 専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話等がある。

(ア) 一般的使用

有線電気通信法により防災関係機関は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図るものとする。

(イ) 災対法の規定に基づく使用

町長が、住民、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必

要が起きたとき、また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事、町長が応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図るものとする。

(ウ) 使用手続

町長は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備えて、あらかじめ、設置機関と協議して手続等を定めておくものとする。

(エ) 非常通話の発受人

下記(2) 2「非常通信の利用」の項に記述

(オ) 非常通信の内容及び利用料金

下記(2) 2「非常通信の利用」の項に記述

ウ 携帯電話の使用

各防災関係機関は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

エ 衛星携帯電話の導入

防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域において連絡手段を確保するため、衛星携帯電話の効果的な使用及び導入の検討を行う。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

防災機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

事項	措置事項
1 代替設備の配備	(1) 町及び防災関係機関 町及び防災関係機関においても、県と同様に、災害に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。
2 非常通信の利用	町及び防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し通信の確保を図るものとする。 この場合の要件としては、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。 (1) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。 (2) 非常通信協議会 非常通信（無線・有線）の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。 非常通信協議会では、町・県の防災行政無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町と県を結ぶルート）」を策定している。

2 非常通信の利用	これらの非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。 ア 中央非常通信協議会（会長：総務省総合通信基盤局長） イ 中国地方非常通信協議会（会長：中国総合通信局長） (3) 非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。 ア 非常通信用紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。 (4) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等 ア 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。 イ 陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。 ウ 船舶無線局の利用 陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合等には、入港中の漁船、商船等の船舶無線局に対して発信を依頼することができる。 (5) 非常無線・有線に共通する事項 ア 非常通報の伝送に要する料金 (ア) N T T以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 (イ) 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもN T T所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、すべて有料となる。 イ 非常通信として取扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。 (ア) 人命の救助に関するもの (イ) 天災の予警報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害に関するもの (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 (エ) 電波法(昭和25年法律第131号)第74条実施の指令及びその他の指令 (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの (ク) 遭難者救護に関するもの (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの (サ) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの (シ) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの						
3 災害対策用移動通信機器等の借用	(1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。 【総務省が所有する災害対策用移動通信機器】 <table border="1" data-bbox="379 1915 1177 2018"> <tr> <th data-bbox="379 1915 646 1951">種類</th><th data-bbox="646 1915 1177 1951">貸与条件等</th></tr> <tr> <td data-bbox="379 1951 646 1986">簡易無線、M C A</td><td data-bbox="646 1951 1177 1986">機器貸与：無償</td></tr> <tr> <td data-bbox="379 1986 646 2018">無線、衛星携帯電</td><td data-bbox="646 1986 1177 2018">新規加入料：不要</td></tr> </table>	種類	貸与条件等	簡易無線、M C A	機器貸与：無償	無線、衛星携帯電	新規加入料：不要
種類	貸与条件等						
簡易無線、M C A	機器貸与：無償						
無線、衛星携帯電	新規加入料：不要						

	話	基本料・通話料：不要
	(2) 県及び町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。	
4 臨時災害放送用機器の借用	(1) 総務省（中国総合通信局）では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備している。 【中国総合通信局に配備されている臨時災害放送機器】	
	種類	貸与条件等
	臨時災害放送用機器（FM送信機）	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。
	(2) 県及び町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。	
5 災害対策用移動電源車の借用	(1) 総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に移動電源車を貸出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保を行う体制を整備している。	
	種類	貸与条件等
	中型移動電源車1台（発電容量100kVA）	車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。
	(2) 県及び町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。	

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。

このため、町及び県は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておくものとする。

ア アマチュア無線の活用

(ア) 町は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。また、支援を受ける業務等について、あらかじめ十分検討しておくものとする。

(イ) 日赤山口県支部においては、災害発生時における各種の救援活動を円滑に実施するため若しくは通信途絶時の非常通信活動に備え、山口県赤十字アマチュア無線奉仕団が結成されている。

イ タクシー用業務無線の活用

(ア) 町は、地域内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援をうける業務等について十分検討協議しておくものとする。

第2項 通信施設の整備

町、県及び防災関係機関は、災害時等の通信の確保を図るため従来から必要な通信施設設備の整備を行ってきているが、より充実した通信の確保が図られるよう今後とも整備促進を図っていく必要がある。

このため、災害情報の伝達、収集等に基本的な責任を有する県、町等における通信施設の整備について必要な事項を定める。

関係機関の対策

1 町

町においては、町防災行政無線（同報系・移動系）を整備しているが、住民への防災や行政情報を直接伝達することが可能となるデジタル方式の同報系防災行政無線局について、今後、平成 27 年度末までに、町内全域を対象とし、屋外に設置するスピーカーを順次配備していく計画である。

2 県

県においては、災害時の通信を確保するため出先機関、市町、防災関係機関との間に防災行政無線（衛星系・地上系）の整備を進め、通信連絡手段の多重性の確保を図っている。

今後も、大規模災害等発生時において迅速かつ的確な情報の収集、伝達に必要な画像伝達等の通信を確保するため、防災行政無線網の整備を計画的に図っていく。

3 消防組合

消防組合は、消防活動、救急活動を効果的に行うため、従来から消防救急無線の整備充実を図ってきているところであるが、今後は、国の割り当て方針に沿って 150 メガヘルツ帯アナログ現設備を 260 メガヘルツ設備に更新を図っていく。

第 4 節 災害時の放送【総務課】

防災機関は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報を迅速に伝達するとともに、住民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、町が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とする。

このため、これに必要な事項について定める。

第 1 項 放送局に対する放送の要請

災害時において、町長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

1 町の放送要請

災対法第 57 条の規定に基づき、町長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、町長は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。この場合、町長は、事後速やかに県に報告するものとする。

ア 県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対して、要請するものとする。

イ 町長が、放送機関に対し直接要請を行う場合は、次の取扱要領によるものとする。

2 放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害等

暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

(2) 放送要請要領

a 放送要請の指示

災対本部長は、災害時において緊急を要する通信のため、特に必要と認めた場合は、総務部長に対して、放送要請手続をとるよう指示する。

b 放送要請文の作成

総務部長は、広報班長（注 1）と協議の上、要請文を作成する。

c 放送要請の決定

放送要請は、町長が決定する。町長不在の場合は、副町長が決定する。

d 放送機関への要請

広報班長（注 1）は、要請文を県に F A X 又は電話により連絡し、各放送機関への伝達を要請する。

e 災害放送連絡責任者

放送の要請に関する手続等を円滑に実施するため、連絡責任者を定める。

- ・町：総務部 総務課
- ・放送機関

放送機関	連絡責任者	連絡先
N H K 山口放送局	放送部長	083-921-3737
山口放送株式会社(K R Y)	報道局長	0834-32-1110

テレビ山口株式会社(T Y S)	報道制作局長	083-923-6113
株式会社エフエム山口(F M Y)	放送部長	083-924-4535
山口朝日放送株式会社(Y A B)	報道制作局長	083-933-1111
K ビジョン株式会社		0833-44-4936

(注1) 本章第5節第2項に定める広報班長

第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に住民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により住民に知らせるもので、知事も緊急時には、この緊急警報放送を使用して住民に災害情報の伝達ができる。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号の1に該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
- (2) 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合。
- (3) 災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合。

2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（NHK山口放送局）

3 利用方法等

知事（町長は知事を通じて）は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。

第3項 放送機関の活動体制

大規模災害等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被災住民に適時的確な情報提供が困難となる。

ラジオ・テレビ等の公共放送は、住民が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災住民に与える影響は極めて大きい。

このため、各放送機関は、放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項

を定め、大規模災害が発生した場合の円滑な対応に備えている。

第5節 広報計画【総務課】

災害時における住民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

このため、町、県をはじめとする各防災機関が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

第1項 広報活動

各防災機関が広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の過度な集中、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

1 広報の内容

広報内容は、おおむね、次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

(1) 事前情報

- ア 気象に関する情報
- イ 交通情報
- ウ その他必要事項

(2) 中間情報

- ア 避難に関する情報
- イ 災害発生情報
- ウ 交通規制情報
- エ その他必要事項

(3) 発災直後情報

- ア 交通規制情報
- イ ライフライン情報
- ウ 安否情報
- エ 避難所情報
- オ 食料・生活物資の情報
- カ 復旧状況
- キ その他必要事項

2 広報実施機関

実施機関	担当部局	備考
山口県	総合企画部	広報広聴課
町	地域振興課	情報管理班

第2項 災害時の広報活動

各防災機関は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施するものとする。

各機関が実施する災害時の広報については、応急対策の中でそれぞれ示されていることから、以下、町が実施する広報活動に必要な事項について定める。

1 広報班の体制

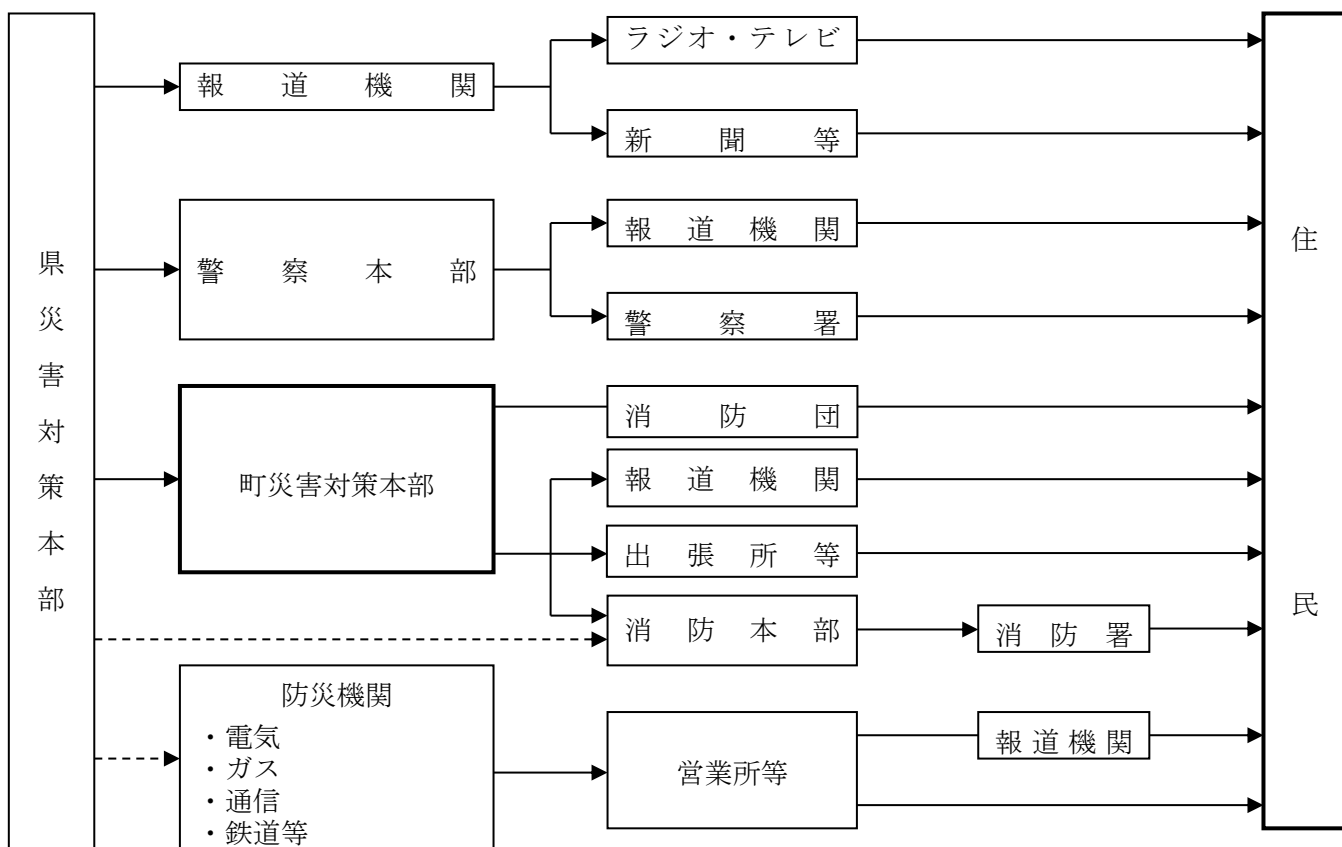
広報班は、単独で又は他課の応援を受けて、必要な災害広報を実施するものとする。また、被災者の陳情、相談等の広聴を実施する。

担当係名	対応する事項
広報班	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関すること。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、国等の展示依頼に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関すること。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・有線放送・HP等の活用に関すること。 (4) 情報の収集整理に関すること。

2 災害広報に関する連絡等

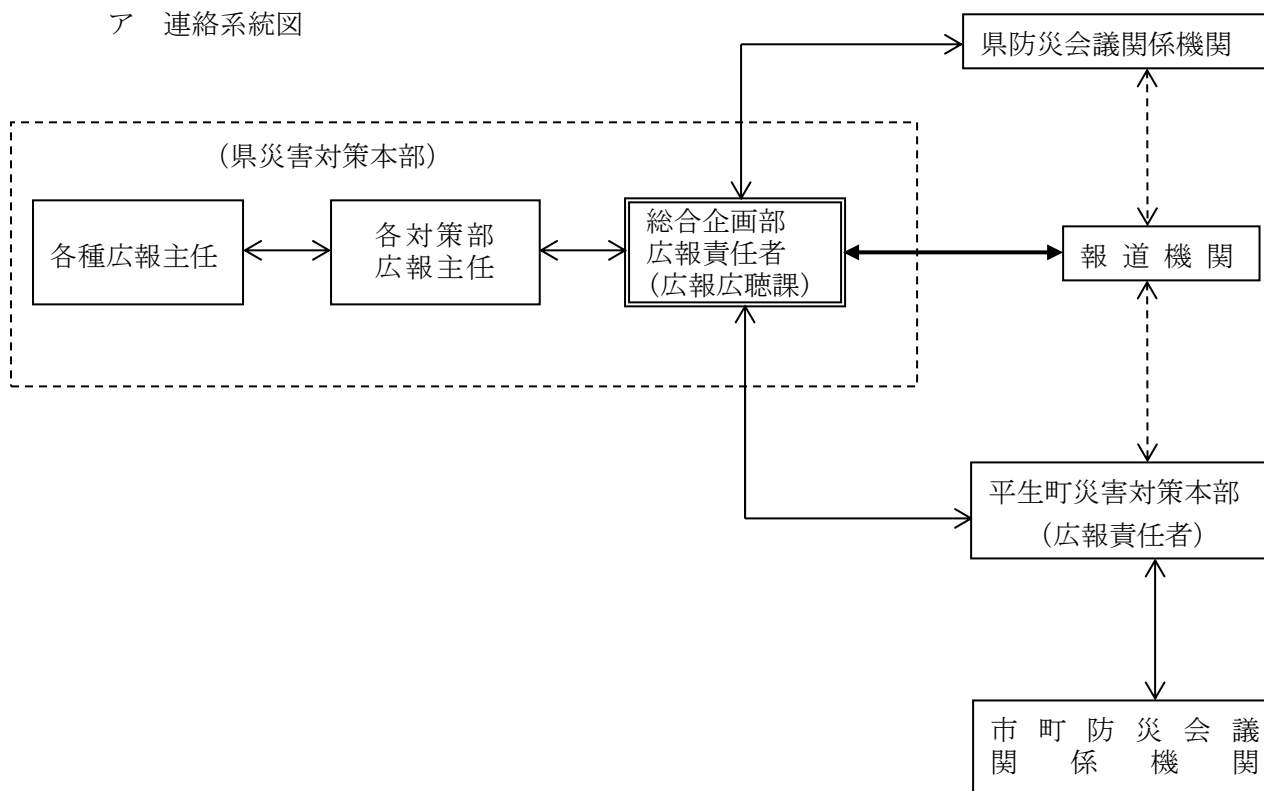
(1) 災害広報活動の流れ

町及び県災害対策本部を中心とする災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



(2) 災害広報に関する連絡

ア 連絡系統図



イ 連絡手段

電話、FAX、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

ウ 関係機関に対する連絡事項

機関の別	連絡の内容となる事項
町	(1) 災害広報資料の収集及び提供についての依頼 (2) 住民に対する広報事項についての広報の依頼 (3) 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 (4) 災害全般の情報提供についての依頼
報道機関	(1) 被害状況及び応急対策の状況の発表 (2) 住民への広報事項の周知についての協力依頼 (3) 情報提供についての依頼 (4) 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

前記第2項2(2)ア「連絡系統図」により処理する。この場合、現地住民、市町、関係防災機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項及び収集内容

収集事項	収集の内容
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 住民の心構え及び対策
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生経過
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過

収集事項	収集の内容
4 消防団・水防団・警察・自衛隊・消防等	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果
5 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果
6 美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先

(3) 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は、下記のとおりであるが、適時的確な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報対象	広報事項	実施主体	広報手段	備考
住民に対する 広報	(1) 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 (2) 被害状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項	気象台、町 防災関係機関	(1) 報道機関へ依頼 (2) 同報無線の活用 (3) 広報車巡回 (4) 消防団の積載車による巡回 (5) 広報紙（誌）への掲載 (6) チラシ、掲示による周知 (7) 組織を利用した口伝 (8) アマチュア無線局への依頼 (9) 臨時災害FM放送局の活用 (10) 防災メールの活用	(1) 必要に応じ民間広報車の借上を行う (2) 自治会組織を活用する

国の関係省庁 への広報	(1)被害の状況 (2)応急対策、応 急救助の実施状 況	県 指定地方行 政機関・指 定地方公共 機関等	(1)ビデオ・映画等 (2)写真・写真グラフ (3)広報紙(誌) (4)スライド (5)新聞スクラップ	
県外への広報	(1)災害全般の状 況 (2)応急対策活動 支援要請	県	(1)報道機関へ依頼 (2)他県等への依頼	

(4) 報道機関に対する発表

ア 発表者

原則として、総務部（地域振興課 情報管理班）が発表する。

イ 発表場所、時間

関係者と協議して決める。

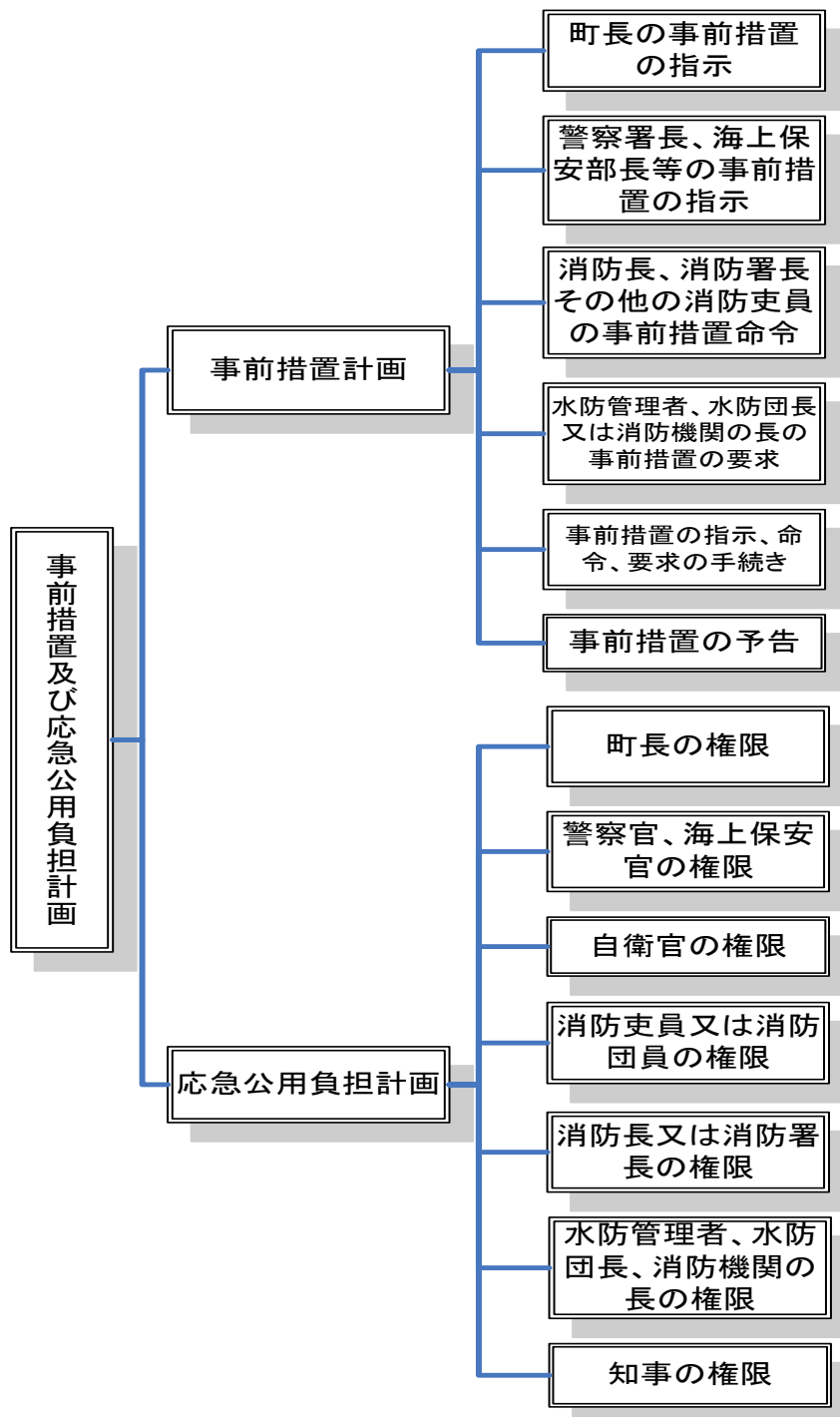
(5) 国及び公共機関等との連携

県は情報の公表、広報活動の際、必要に応じその内容について国、公共機関と連携をとりあうものとする。

第4章 事前措置及び応急公用負担計画

基本的な考え方

災害が発生するおそれがある場合の事前措置及び災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められる場合の応急公用負担について定める。



第 1 節 事前措置計画【各課共通】

第 1 項 町長の事前措置の指示（災対法第59条1項）

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで次のような場合が考えられる。

- (1) 予警報が発せられたとき（災対法第 59 条 1 項）
- (2) 警告をしたとき（災対法第 56 条）
- (3) 水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき（水防法第 12 条）
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき（水防法第 9 条）
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第 24 条の 2）

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

（注） 災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ指示できるものである。

4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて町長が代執行できる。（第 2 節「応急公用負担計画」関連）

第 2 項 警察署長、海上保安部長等の事前措置の指示（災対法第59条2項）

警察署長、海上保安部の長は、町長から要求があったときは、第 1 項の町長の指示を行うことができる。

（注） 指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

第 3 項 消防長、消防署長その他の消防吏員の事前措置命令（消防法第3条）

1 命令発動の条件

- (1) 屋外において、火災の予防に危険であると認める場合

- (2) 屋外において、消防活動に支障となると認める場合

2 命令の対象

屋外において、火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件若しくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者

3 命令の内容

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用、その他これらに類する行為の禁止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
- (2) 残火、取灰又は火粉の始末
- (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- (4) 放置され又はみだりに存置された物件の整理又は除去

第4項 水防管理者、水防団長又は消防機関の長の事前措置の要求（水防法第9条）

1 事前措置要求の条件

随時、（梅雨期、台風期、その他水害の予測されるとき。）区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

2 要求の対象

- (1) 準用河川については市町長（平生町は該当なし）
- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- (3) 1級河川については、国土交通大臣又は知事
- (4) 普通河川については条例の定めるところにより知事又は市町長
- (5) 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- (6) 漁港施設たる海岸堤防については漁港管理者
- (7) その他の海岸については県又は市町が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

第5項 事前措置の指示、命令、要求の手続

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して予告を行うものとする。

第2節 応急公用負担計画【各課共通】

第1項 町長の権限（災対法第64条、65条）

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災対法第64条）

ア 土地建物その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用

ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

(2) 人的公用負担（災対法第65条）

住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

3 公用負担の手続等

(1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続を要する（災対法第64条、同法施行令第24条～27条、行政代執行法第5条、6条）。

(2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条1項、84条1項の規定による。

第2項 警察官、海上保安官の権限（災対法第63条2項、64条7項、65条2項）

町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの要求があったときは、町長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

第3項 自衛官の権限（災対法63条3項、64条8項、65条3項）

町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

第4項 消防吏員又は消防団員の権限（消防法第29条）

（注） 火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条）

1 権限行使の要件と権限の内容

（1） 物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

（2） 人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

2 損失補償及び損害補償

消防法第36条の3の規定による。

第5項 消防長又は消防署長の権限（消防法第29条、30条、36条）

（注） 火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条）

1 権限行使の要件と内容

（1） 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

（2） 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、（1）以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。

（3） 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 損失補償及び損害賠償

消防法第 29 条 3 項、36 条の 3 の規定による。

第 6 項 水防管理者、水防団長、消防機関の長の権限（水防法第 24 条、28 条、45 条）

1 物的公用負担（水防法第 28 条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- (3) 車馬、その他の運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 人的公用負担（水防法第 24 条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害賠償

水防法第 28 条、45 条の規定による。

第 7 項 知事の権限（災害救助法第 24 条、25 条、災対法第 71 条、81 条）

1 災害救助法を適用した場合（災害救助法第 24 条、25 条、災対法第 71 条、81 条）

(1) 従事命令

ア 権限行使の要件

救助を行うため、特に必要があると認めるとき。

イ 命令の対象（災害救助法施行令第 10 条）

(ア) 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師

(イ) 土木建築工事関係者

土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの従事者

(ウ) 輸送関係者

地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの従業者

(注) 厚生労働大臣より他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療又は土木建築

関係者のみが対象となる。

ウ 命令の内容

救助に関する業務に従事させる。

エ 命令の手続（災害救助法施行規則第4条）

公用令書を交付して命じる。

(2) 協力命令（災害救助法第25条）

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 物的公用負担（災害救助法第26条）

ア 権限行使の要件

救助を行うため特に必要があると認めるとき、又は厚生労働大臣の命令を実施するとき。

イ 権限の内容と対象（災害救助法施行令第12条）

(ア) 病院、診療所、旅館又は飲食店の施設の管理

(イ) 土地、家屋、若しくは物資の使用

(ウ) 物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管、又は物資の収用

ウ 公用負担の手続

公用令書により命じる。（災害救助法施行令第4条）

エ 損失補償及び損害補償

災害救助法24条5項、29条の規定による。

2 災対法に基づく知事の命令権（災対法第71条）

(1) 権限行使の要件

災害が発生した場合において、次の事項について応急措置を実施するため特に必要があると認められるとき。

ア 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

イ 施設及び設備の復旧に関する事項

ウ 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項

エ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

オ 緊急輸送の確保に関する事項

カ その他災害の発生の防ぎよ、又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 権限の対象と内容

災害救助法を適用した場合の例による。（従事命令、協力命令、物的公用負担）

(3) 命令の手続

公用令書により命じる。（災対法第81条）

(4) 損失補償及び損害賠償

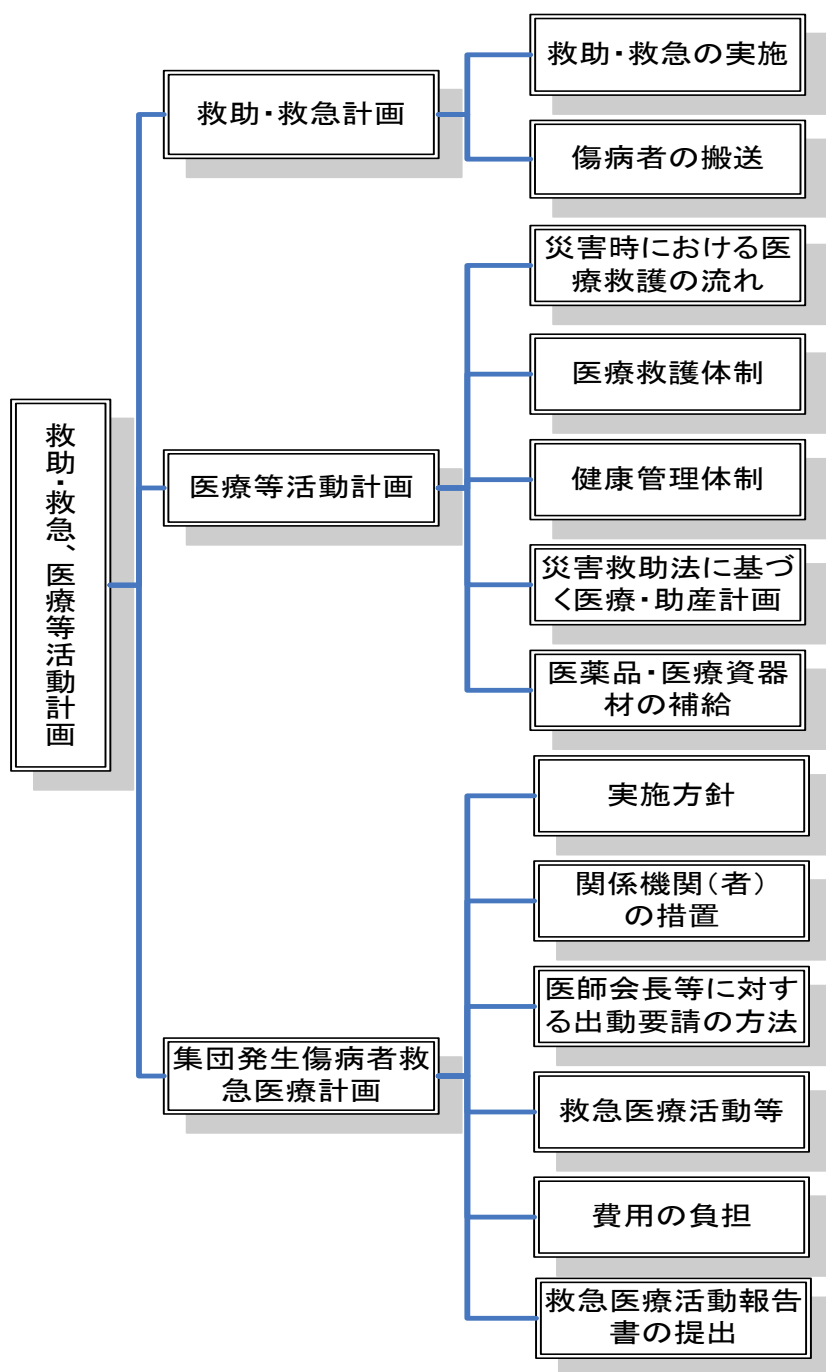
災対法第82条、84条の規定による。

第5章 救助・救急、医療等活動計画

基本的な考え方

大規模災害発生時には、建物・工作物の倒壊、交通施設の損壊、土砂崩れ等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等も多数にのぼることが予想される。

このため、大規模災害時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動が必要になる。



第1節 救助・救急計画【消防組合】

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

機関名	活動内容
町 柳井地区広域消防組合	(1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
県 (防災危機管理課) (厚政課)	(1) 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMA T等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。 (2) 市町（消防）が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。 (3) 被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣、又は応援要請を行う。

	(4) 災害救助法が適用された場合、市町が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。
警察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、市町（消防組合・消防団）、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
海上保安部	(1) 船舶の海難、海上における人身事故（行方不明者を含む。）等が発生した場合は、所属巡視船艇、航空機を集中的かつ効率的に運用し、救助活動を実施する。 (2) 必要に応じ、本部に対し船艇、航空機及び特殊救難隊等の派遣を要請する。 (3) 負傷者の搬送・救護に当たっては、県、市町、日赤山口県支部、消防関係機関等と協力して、救助活動の実効を期する。 (4) 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、海上保安庁長官、各管区海上保安本部長を通じて派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。 (5) 海上における救難・救出活動等の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自衛隊	県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。

2 災害救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある人、又は生死不明の状態にある人を捜索し又は救出して、その人を保護することを目的とする。

(1) 救出を受ける人

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある人

- ・水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- ・地滑り、崖崩れ等により生き埋めにあったような場合

イ 災害のため、生死不明の状態にある人

- ・行方不明の人で諸般の情勢から生存していると推定される人
- ・行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない人

(2) 救出の実施期間

ア 災害発生の日から 3 日以内。

イ 災害の状況により、厚生労働大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。

(3) 救出のための費用

表記方法

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

- ア 借上費又は購入費 搜索及び救出に使用した機械器具の借上費又は購入費
- イ 修繕費 救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費
- ウ 燃料費 機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、搜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

3 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 資機材の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

第2項 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

災害時に町が設置した医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、町、県及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた町、県及びその他の機関は、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 重傷者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて、山口大学、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

エ 県内での対応が困難な場合は、必要に応じて、県は国に対し、広域医療搬送の実施を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県（健康福祉センター）は、災害・救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県関係対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。また、同様に町道の確保についても必要なことから、これとの情報連絡体制を確保する。

(4) 広域医療搬送拠点の指定

傷病者を航空輸送するための広域医療搬送拠点として、県は次のとおり指定している。

飛行場	管理者	所在地
山口宇部空港	山口県	宇部市沖宇部

また、必要に応じて自衛隊に協力を求める。

(5) トリアージ・タグの整備

大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（医療機関、消防機関等）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグの標準化を図る。

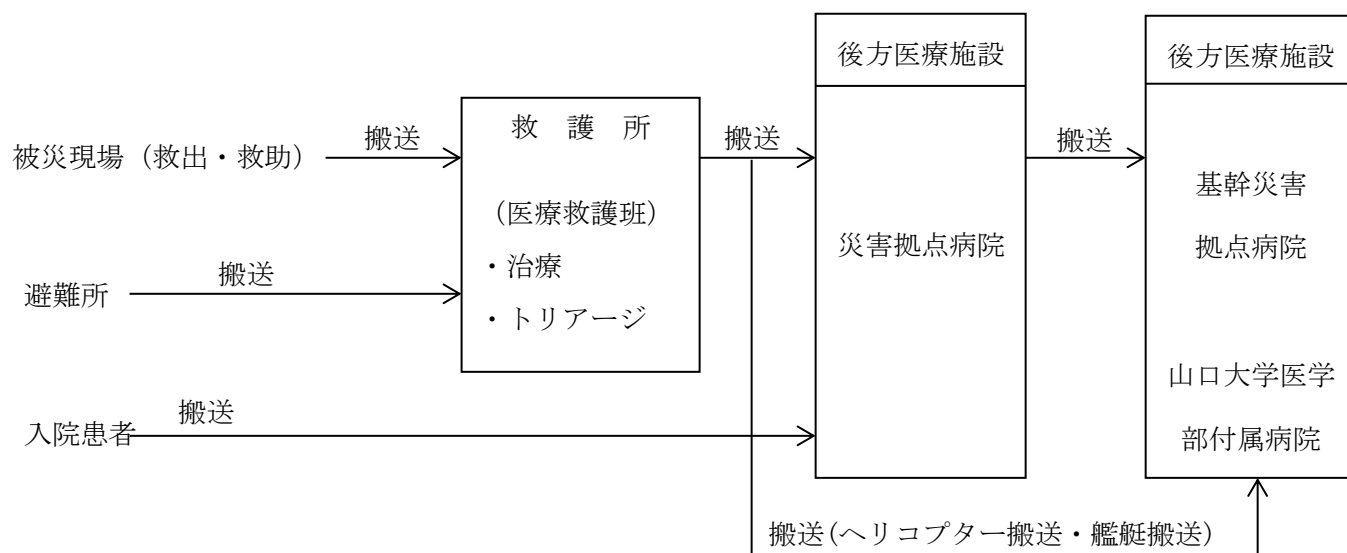
標準化するトリアージ・タグの様式等は、県で定めた様式に準じる。

第2節 医療等活動計画【健康保険課(保健センター)】

大規模災害時には、多数の負傷者が発生し、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、住民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第1項 災害時における医療救護の流れ



※広域医療搬送を行う場合は、広域医療搬送拠点内に設置される臨時医療施設（SCU）で治療・トリアージを実施し、県外の後方医療施設へ搬送する。

第2項 医療救護体制

災害時における医療救護は、一次的には町が実施する。

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

ア 町は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、災害時の医療班を確保する。

イ 医療救護班の編成基準

災害の規模により配置する班数は変動するが、おおむね 1 救護所 1 班を目途に編成する。

(2) 機関別活動内容

ア 町

- (ア) 必要に応じ医師会の協力を得て、医療救護班を設置する。
- (イ) 町の能力のみでは十分でないと判断した場合は、柳井健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。

この場合、次の事項を示して応援要請を行う。（要請は電話等でよいが、後日正式に文書をもって行う。）

- ・ 医療救護班の派遣場所及び派遣期間
 - ・ 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
 - ・ 応援必要班数
 - ・ 現地への進入経路、交通状況
 - ・ その他参考となる事項
- (ウ) 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後柳井健康福祉センター所長（保健環境部長）にその状況を報告するものとする。

この場合の要請内容は、上記(イ)に掲げる事項とする。

イ 県

- (ア) 必要に応じ災害医療コーディネーターを及び災害時小児周産期リエゾンを招集する。
- また、DMA Tを出動させる場合は、災害救助部内にDMA T県調整本部を設置する。

- (イ) 柳井健康福祉センター所長（保健環境部長）は、町からの要請を受けた場合、直ちに、災害救助部医務班に報告するとともに、地域災害医療コーディネーターの助言を参考しつつ、管内の市町又は医療機関による応援措置について調整・指示を行う。

- (ウ) 医務班は、柳井健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーターの助言を参考にしつつ、次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。

- ・ 地方独立行政法人山口県立病院機構
- ・ 日赤山口県支部
- ・ 独立行政法人国立病院機構
- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構
- ・ 山口大学医学部
- ・ 災害拠点病院、DMA T指定病院
- ・ 市町立病院設置市町
- ・ 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会

- (エ) 知事、町長から県医師会長等に応援要請する場合は、上記町からの応援要請に掲げる内容を示した文書により要請する。（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）

- (オ) 災害救助部長は、県の能力では十分でないと認めるときは、中国・四国・九州各県

相互応援協定等の協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン、県に対し適宜助言を行う。

- (カ) 必要に応じ、災対法第71条、救助法第24条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。
- (キ) 救助を行う上で特に必要があると認める場合、救助法第26条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。
- (ク) 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。
- (ケ) 国が非常災害現地対策本部を設置した場合、必要に応じ救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を要請する。

ウ 中国四国厚生局

独立行政法人国立病院機構等関係機関と情報共有を行う。

エ 独立行政法人国立病院機構

県から救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する。

オ 地方独立行政法人山口県立病院機構

県から救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する。

カ 日赤山口県支部

- (ア) 県からの派遣要請、又は自らその必要を認めたときは、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）を出動させる。
- (イ) 救助法が適用された場合は、県と締結している「災害救助又はその実施に関する業務委託契約」に基づき、医療救護を行う。

キ 山口大学医学部附属病院

- (ア) 県の要請により、又は自らの判断により医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）を派遣して、医療救護活動を実施する。
- (イ) 県の要請により、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）の移動や患者の搬送を行うために、ドクターヘリを出動させる。

ク DMAT指定病院

県から災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請があった場合又は自ら必要と認められたときは、DMATを出動させ医療救護活動を実施する。

ケ 県医師会等

人命尊重の観点から、県（災害救助部長）から「集団発生傷病者救急医療対策に関する

協定」に基づく医療救護班やJMATやまぐちの派遣要請があったとき又は自らの判断により、救護班（JMAT やまぐちを含む。）を編成し、直ちに出動させるものとする。

コ 県看護協会

県（災害救助部長）から要請があったときは自らの判断により、看護職員を派遣する。

(3) 医療救護所の設置

ア 医療救護班は、町があらかじめ定めた医療救護所又は被害の状況に応じ県が設置する医療救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として、次のとおりとする。

(ア) 避難場所

(イ) 避難所

(ウ) 災害現場

イ 医療救護班の業務内容

医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、おおむね次のとおりとする。

(ア) 傷病者に対する応急処置

(イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）

(ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

(エ) 助産救護

(オ) 死亡の確認、遺体の検案・処理

2 後方医療体制

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また、特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

(1) 災害拠点病院

県（医務班）は、2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、現地救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2) 基幹災害拠点病院

県（医務班）は、基幹災害拠点病院を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行う。

(3) 山口大学医学部附属病院

山口大学医学部附属病院は、基幹災害拠点病院とともに、災害拠点病院等で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護を行う。

(4) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機

材の確保をしておくものとする。

- (5) 現地救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は、県（医務班）が実施する。
- (6) 後方医療機関への傷病者の搬送について、県は必要に応じ、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。
- (7) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

3 個別疾病対策

災害時においては、医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

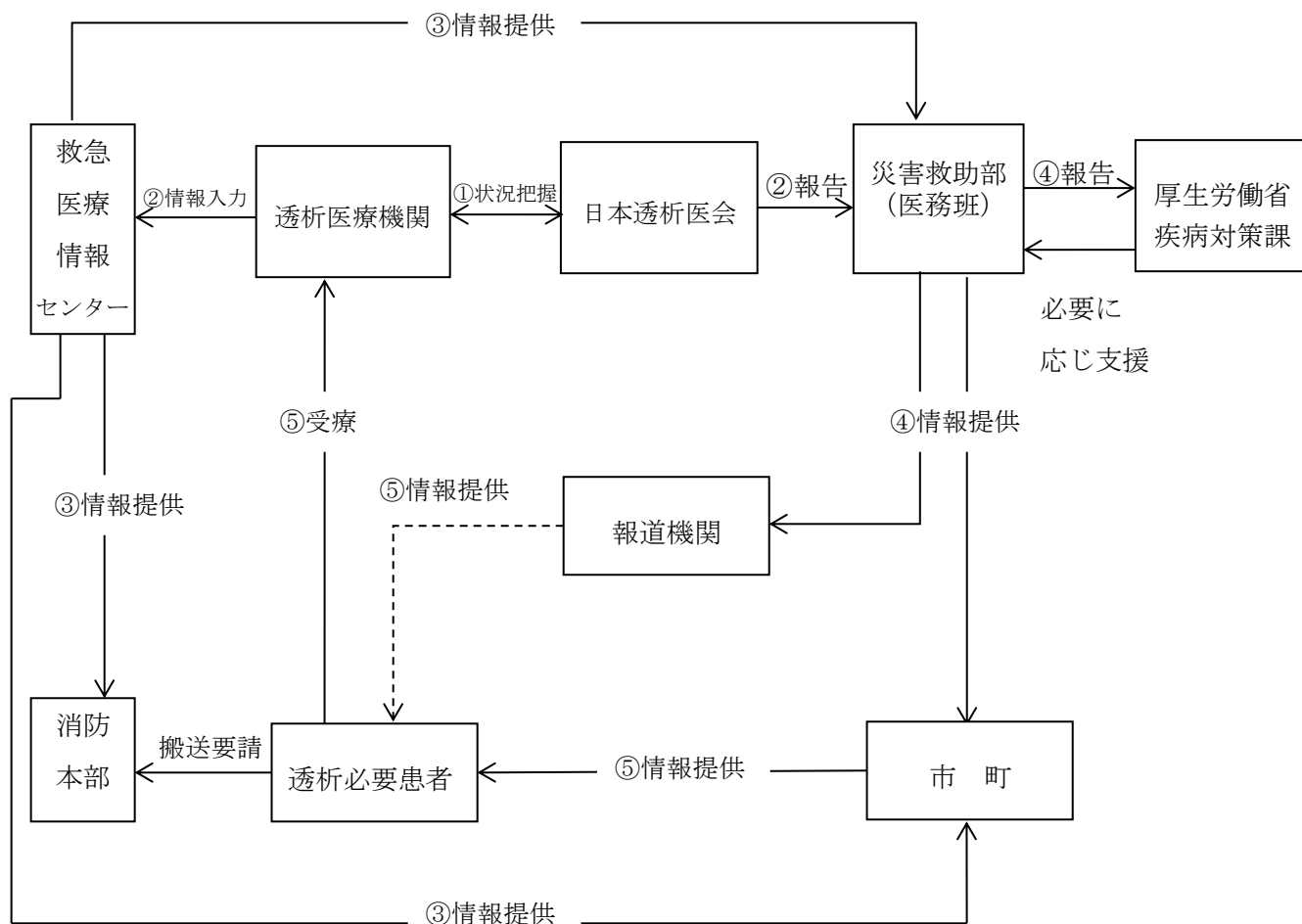
ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県へ伝達する。

イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、町、消防組合に提供する。

ウ これらの情報をもとに、県及び町は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への的確な情報を提供し、診療の確保を図る。

エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

オ 県は、直ちに、関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

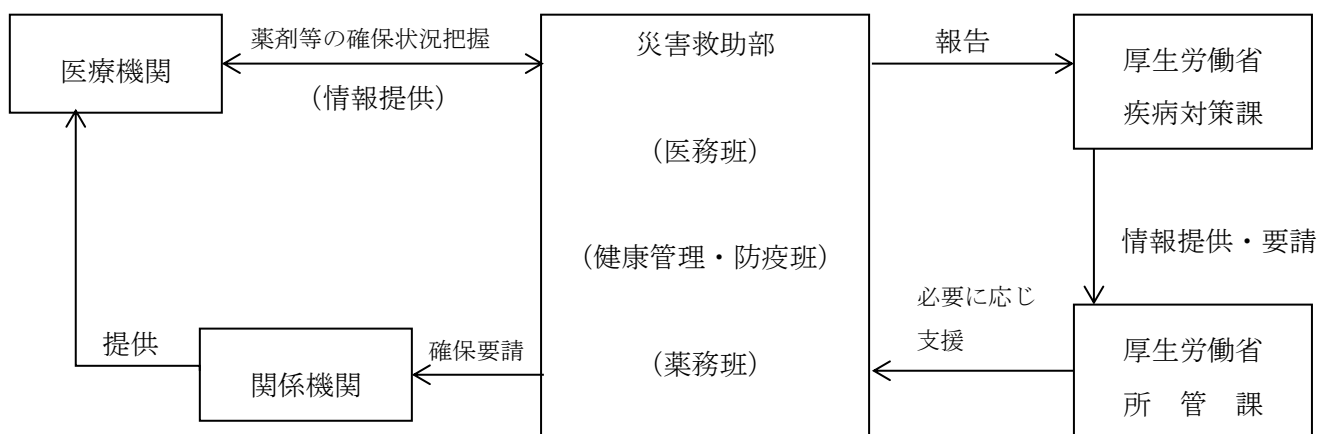


(2) 難病

県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。

イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例A L S等の在宅人工呼吸器、酸素、クロール病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。



4 連絡調整

医療班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、災害救助部長が指定する者が行う。

第3項 健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的には町が実施する。

1 健康管理活動

医療救護班との連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(1) 健康管理班の編成

1 班当たりの構成は、保健師・栄養士を中心とし、状況に応じて医師・看護職員等を編入する。

(2) 健康管理班の業務内容

ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導

イ 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導

ウ メンタルヘルスケアの実施

エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言

オ 関係機関との連絡調整

(3) 活動内容

ア 町

(ア) 医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

(イ) 町だけでは十分対応できないと判断した場合は、柳井健康福祉センター所長（柳井保健環境部長）に応援要請を行う。

(ウ) 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後柳井健康福祉センター所長（保健環境部長）にその状況を報告するものとする。

(エ) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

第4項 災害救助法に基づく医療・助産計画

救助法が適用される災害により、医療機関が混乱し、被災地の住民が、医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、町は、これに必要な措置を講じる。

1 実施機関

(1) 町

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、町長がその対策を実施する

① 町長の応援要請

町長は、町内の医療機関で応急処置を実施することができないとき又は困難であるときは、次の処置をとる。

ア 柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）に次の事項を示して応援の要請を行う。

- ・ 医療、助産救助の実施場所
- ・ 当該地域における対象者及び医療機関の状況
- ・ 実施の方法、程度（救護班の派遣、病院等への移送、収容）
- ・ 現地に至る経路、交通状況
- ・ その他災害の状況により必要な事項

イ 緊急を要し、かつ、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）に連絡をとることが困難な場合は、隣接市町等に直接応援の要請を行い、事後保健所にその状況を報告する。

ウ 近接の公立病院所在市町に対して、救護班の派遣要請を行う。

エ 近接の市町の適当な医療機関に移送する。

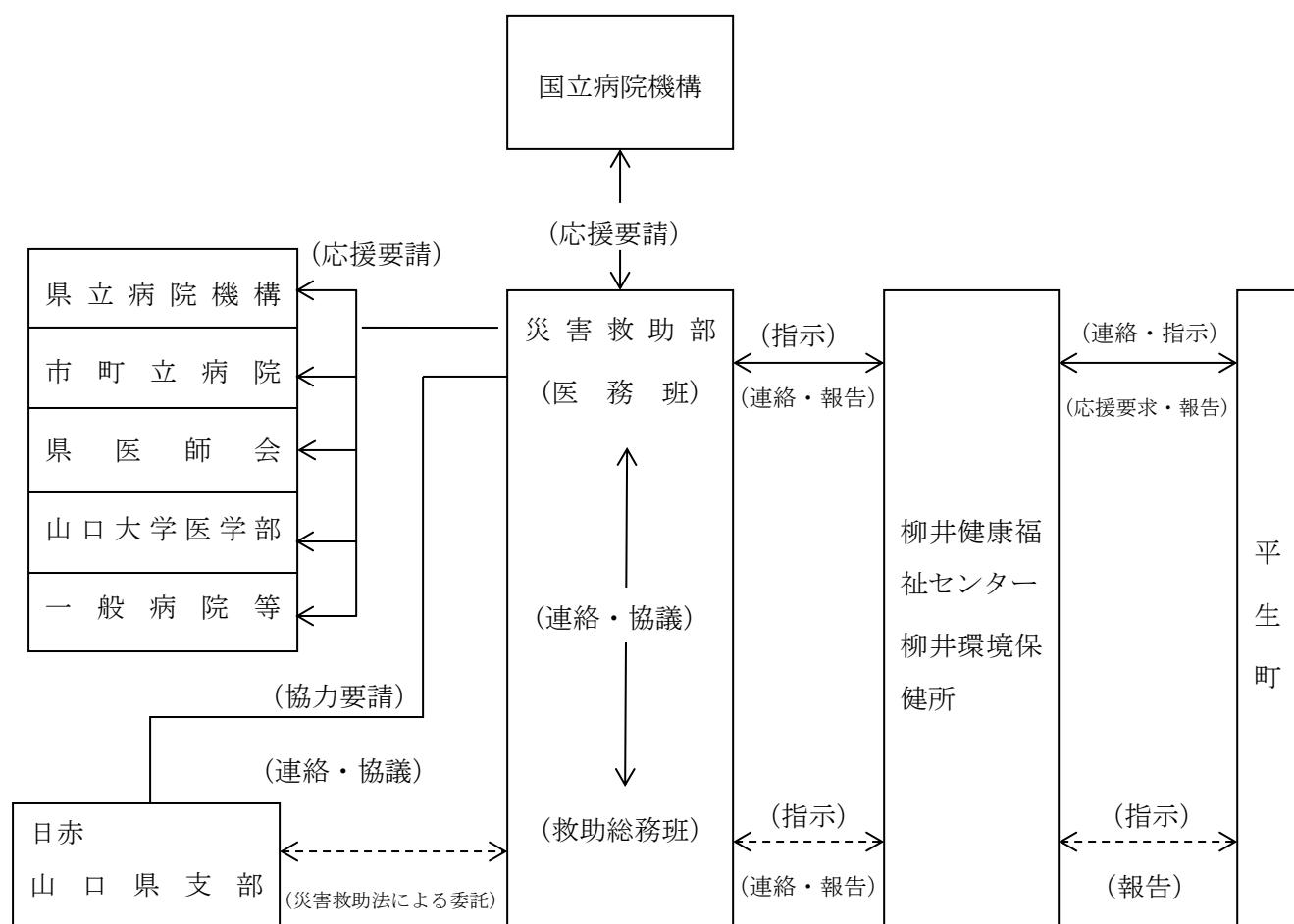
(2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を町長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、町長が着手することができる。

(3) 日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

2 体制の運用



----- 救助法適用の場合の関係事項の連絡・指示等

———— 医療、助産対策全般の連絡・調整・指示業務

3 医療救護・助産の対象

(1) 医療を受ける者

ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者。

イ 経済的能力の有無は問わない。また、障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。

ウ 被災者のみに限定されない。

(2) 助産を受ける者

ア 災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べん（死産及び流産含む。）した者で、助産の途を失った者。

イ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうか問わない。

4 医療救護・助産対象の範囲

(1) 医療の範囲

ア 診察

- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

5 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

- ア 原則として、救護班により実施する。
- イ 重症患者等で、救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。
- ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。
 - (ア) 災害の範囲が広範で、救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合。
 - (イ) 救護班の到着を待ついとまがないとき。

(2) 助産の実施方法

- ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。
- イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。

6 措置手続等

(1) 救護班による場合

救護班が直接対象者を受付け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

- ア 町長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。
- イ 町長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。

7 費用の範囲

(1) 医療のために支出できる費用の基準

- ア 救護班の費用
 - (ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療機器破損等の実費
 - (イ) 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による救護班について

は、実費弁償として処理する。

日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第 34 条に定めによる補償費の中に含まれる。

(ウ) 救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする。）

イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用

医療保険制度の診療報酬の額以内

(注) 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限りすべての保険給付に優先するものとする。

ウ 施術者で措置した場合の費用

厚生労働大臣が定める施術料金の額以内

(2) 助産のため支出できる費用の基準

ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合

使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く。）等の実費

イ 助産師により措置した場合

当該地域における慣行料金の 8 割以内の額

8 費用の請求

(1) 救護班の費用の請求

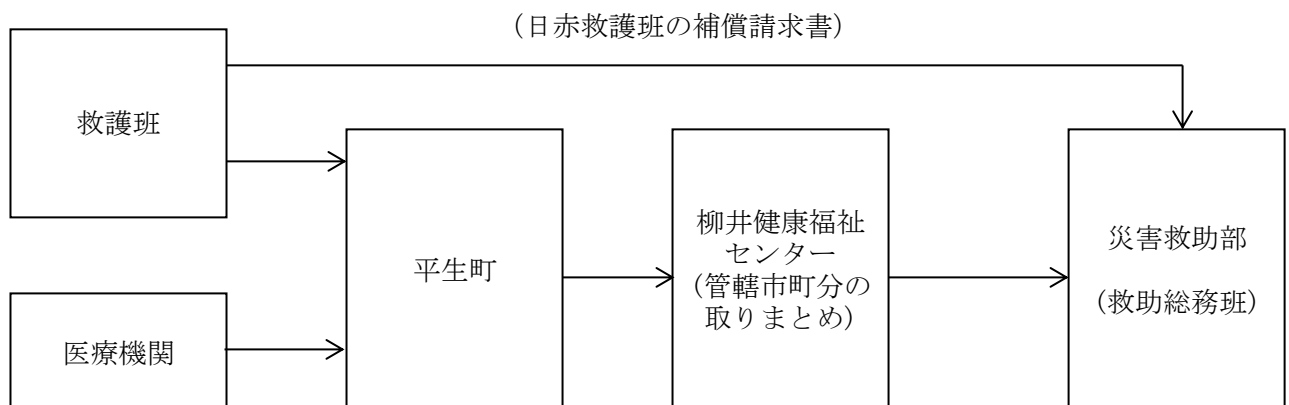
救護班又は医療、助産に要した経費請求書を知事（救助総務班）に提出する。

(2) 医療機関（助産を含む。）による場合の費用の請求

措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの。）

に所要事項を記載して、知事（救助総務班）に提出する。

(3) 提出経路



(4) 日赤救護班又は従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

9 実施期間

(1) 医療の期間

ア 災害発生の日から 14 日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。

(2) 助産の期間

ア 災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者に対し、分べんの日から 7 日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。

10 連絡協議等

(1) 災害救助部医務班は、救護班の派遣等の調整、決定に当たっては、救助総務班及び日赤山口県支部と協議して、円滑な救護活動を実施する。

(2) 被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は、当該被災地を管轄する柳井健康福祉センターが当たる。

(3) 町の区域については、県本部災害救助部が直接実施するか又は町の災害救助主管機関に補助執行させるものとする。

第 5 項 医薬品・医療資器材の補給

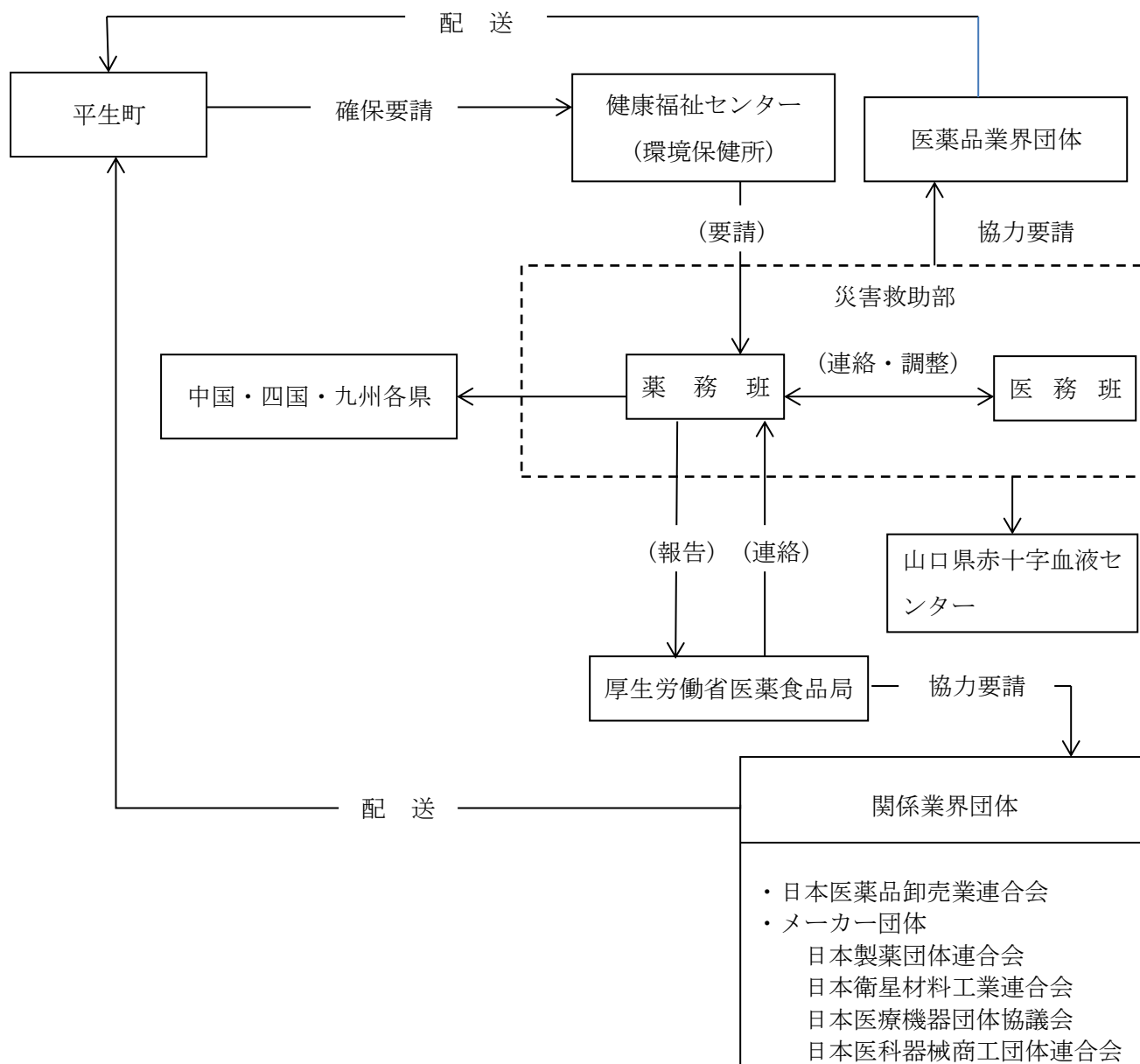
1 医薬品等の供給体制

町は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の確保に努める。また、町内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに知事に対して報告し、中・四国、九州各県への協力要請及び山口県災害時医薬品等供給マニュアルにより医薬品業界、薬剤師会等と協力して医薬品の確保を図る。

(1) 医薬品等の使用及び補給経路

ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。

イ 補給体制



第3節 集団発生傷病者救急医療計画【健康保険課(保健センター)】

第1項 実施方針

1 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

2 対象

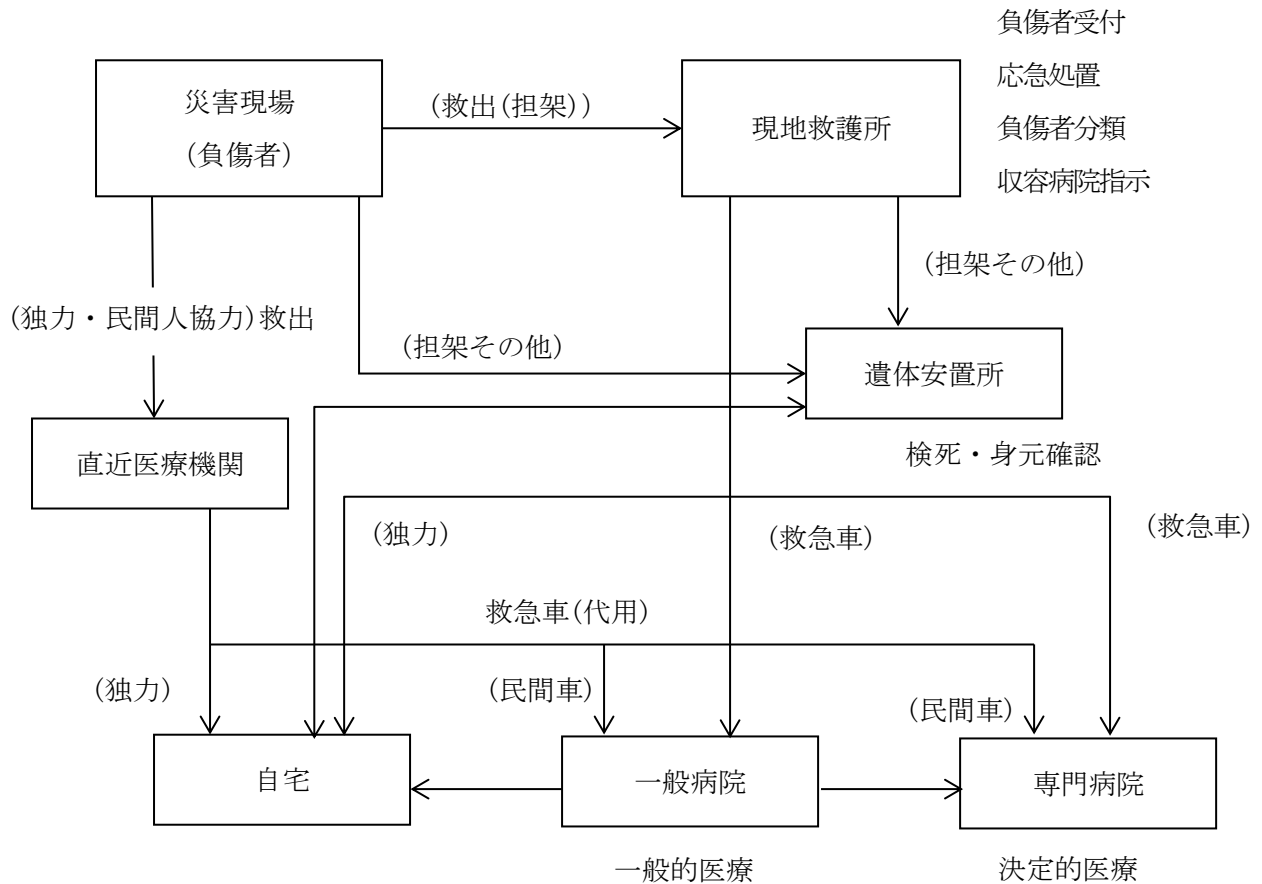
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質、有害物の流出、交通事故その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下、本節においては「災害」という。）を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急的措置

(8) 救急医療活動の範囲図



第2項 関係機関（者）の措置

1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者（企業体等）は、災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防及び警察機関並びに状況に応じて、海上保安部又は空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

2 消防及び警察機関、海上保安部又は空港事務所の措置

消防及び警察機関、海上保安部又は空港事務所の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに市町長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか適切な措置を講じるものとする。

3 町の措置（災対法第5条）

町長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県

及び日本赤十字社山口県支部並びに山口県医師会・熊毛郡医師会、その他の関係機関に通報するとともに、地区医師会長又は、日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

なお、町長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともにあらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 災害発生時における通信連絡方法
- (2) 現場活動部隊、救護班の編成
- (3) 病院等医療機関の収容能力及び受け入れ体制の確認
- (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- (5) その他必要な事項

第3項 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により知事又は町長が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし緊急を要する場合においては、電話、口頭等により、事後速やかに文書を送付するものとする。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の発生原因及び状況
- 3 出動を要する人員及び資機材
- 4 出動の時期及び場所
- 5 その他必要な事項

第4項 救急医療活動等

- 1 災害対策等の総合調整

地域防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努めるものとする。

災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり効果的な活動ができるよう努めるものとする。

- 2 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議の上、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制のもとに受け付け、応急処置及び救命初療を行い症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

第5項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 町が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合は町
- (2) 災害救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し国が負担）
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
- (4) 特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議の上定めるものとする。

2 実費弁償

知事又は町長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第11条の規定に基づき知事が認めた額（災害救助法施行細則第13条）とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

3 損害賠償

知事又は町長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり又は廃疾となったときは、災害救助法施行令中扶助に係る規定の例により、補償するものとする。

知事又は町長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償するものとする。

第6項 救急医療活動報告書の提出

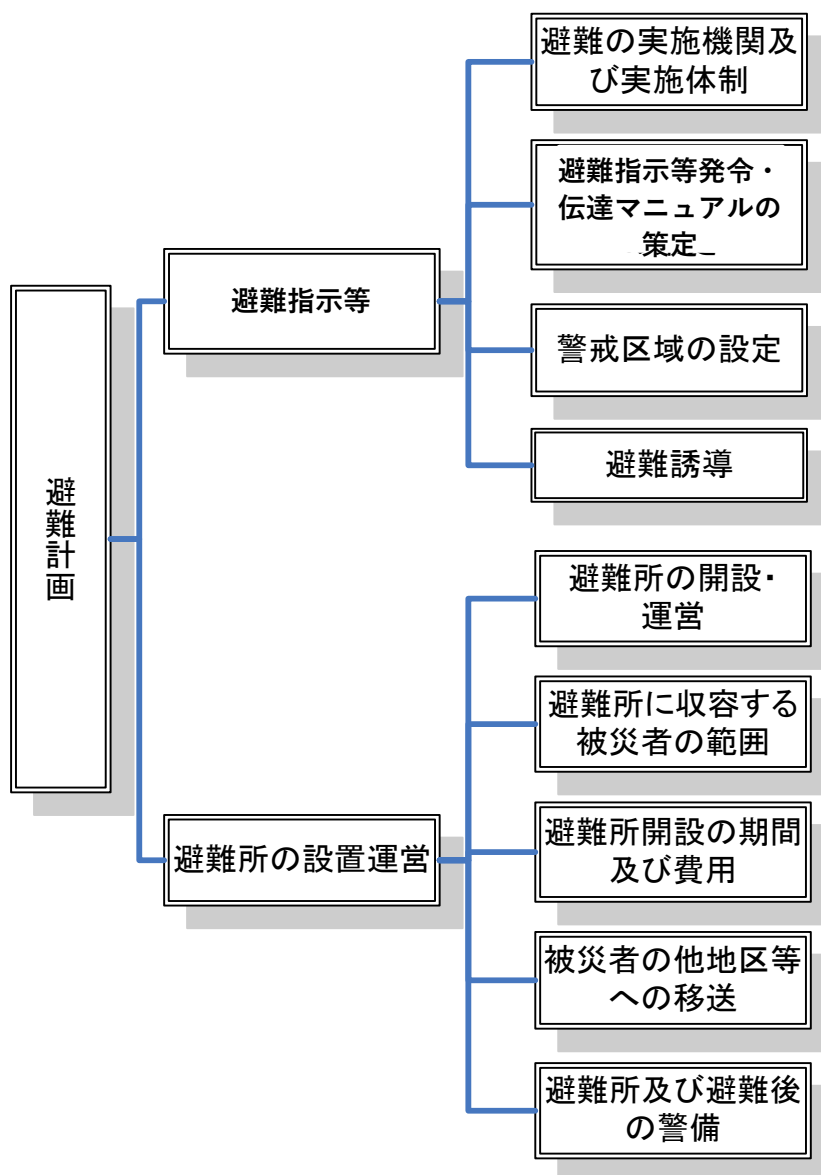
医師会長等は、知事又は町長の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を知事又は町長に提出するものとする。

- 1 出動場所
- 2 出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- 3 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- 4 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- 5 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- 6 救急医療活動の概要
- 7 その他必要な事項

第6章 避難計画

基本的な考え方

災害発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全確保、精神的な安定につながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等について定める。



第1節 避難指示等

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
町長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法 第60条 第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者等	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・町長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	立退き又は緊急安全確保措置の指示 警告を発すること 必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、町長に通知 (町長は知事に報告)

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
海上保安官	災対法 第 61 条	全災害 ・町長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき 又は町長から要求があったとき	同 上	同 上	同 上
	海上保安庁法 第 18 条	・天災事変等危険な事態がある場合であつて、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	船舶の進行停止、指定場所への移動 乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 その他、必要な措置	
自衛官	自衛隊法 第 94 条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同 上	避難について必要な措置（警察官がその場に行かない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。）	警察官職務執行法第 4 条の規定の準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法 第 25 条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法第 29 条	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者、滞在者、その他の者	同上	同上 (水防管理者による場合のみ)

2 高齢者等避難

町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

3 避難指示等の基準

避難指示等の発令基準は、あらかじめ町長が、町内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、避難指示等発令・伝達マニュアルに定める。

一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。

- (1) 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき
- (2) 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき
- (3) 河川がはん濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき
- (4) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
- (5) 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがあるとき
- (6) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (7) 大規模な火事で、風下に拡大するおそれがあるとき
- (8) 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (9) 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき
- (10) 雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき
- (11) その他危険が切迫していると認められるとき

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

4 県の実施する避難措置

- (1) 町が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、町の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 管内市町の避難指示等の状況を把握し、総務部本部室班（防災危機管理課）に報告する。

イ 町から資機材、人員の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

ウ 町から求めがあった場合、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。なお、県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

- (2) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退き又は緊急安全確保の指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施するものとする。

- (3) 水防区域及び地すべり防止区域における立退きの指示等

町内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、二次災害を防止するため、水防区域及び地すべり防止区域の調査を行うとともに、町長若しくはその委任を受けた町職員の実施する避難のための立退きについて支援し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

5 避難指示等の区分

避難指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。

また、発令のタイミングは、要配慮者に十分配慮するものとする。

なお、町は、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。また、指定地方行政機関又は県は、町から助言を求められたときは、必要な助言をする。

種 別	事前避難	緊急避難	収容避難
概 要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に、避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がなく、現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される事態	(1) 気象警報が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき (2) 河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき (3) あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想されるとき（地滑り指定地域等） (4) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合	避難の指示等を突発的に行うケースが多いので速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく	(1) 収容に当たっては輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。 (2) 居住地の問題、保健衛生等の面について特に考慮する。 (3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する。

6 避難指示等の伝達

避難指示等は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- (1) 避難指示等を行った町長等は、速やかに、その内容を町防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要がなくなっても同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。

- (2) 避難の伝達に当たっては、町単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。

- (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

7 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

なお、土砂災害防止法第 32 条に基づき、町は国又は県に対し、必要な助言を求めることができる。

第 2 項 避難指示等発令・伝達マニュアルの策定

災害が発生するおそれがある場合に、どのような状況下においても、町が適時適切に避難指示等の発令ができるよう、避難指示等発令・伝達マニュアルを作成し、町が実施する避難対策を円滑に行うことができるよう努める。

1 マニュアルに明記すべき内容

- (1) 安全な避難行動を徹底
- (2) 客観的数値等に基づく避難指示等の発令判断基準の明示
- (3) 的確な判断に必要な情報を具体的に掲載

2 マニュアルの見直し

避難指示等発令・伝達マニュアルについては、国内や県内の災害の状況・気象台から発信される防災情報の多様化等の状況の変化に留意しながら随時検証を重ね、見直しを行うものとする。

第 3 項 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

町長若しくは委任を受けた職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(災対法第 63 条)

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、町長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が町長の職権を行った場合、その旨を町長に通知するものとする。

なお、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長に代わって警戒区域を設定する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、町長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入り許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第4項 避難誘導

避難指示等が発令された場合、町は、人命の安全を第一とし警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

1 避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

2 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。

この場合、高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者を優先して避難誘導する。

3 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

4 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。

5 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

6 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。

7 誘導中は、事故防止に努める。

8 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第2節 避難所の設置運営【各課共通】

避難所は、災害のため被害を受け又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は町長であり、救助法適用時においては、町長が、知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等（消防団、婦人会、青年団、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施するものとし、避難生活の長期化が予想される場合には、運営組織を立ち上げ、組織は、避難者による自治的な運営組織となるよう配慮すると共に、役員等については、男女両方から人選することとし、管理責任者や、副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標として組織作りを行うものとする。

第1項 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 避難所は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、管内の学校、公共施設等において開設する。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ所有者等の同意を得て避難場所として開設する。なお、開設にあたっては、建築物の安全を確認したうえで、開設すること。

利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等から、施設専用避難所の開設について依頼があった場合には、あらかじめ、指定されている避難先施設の管理者に開設（受入）の要請をし、施設専用避難所を開設する。

- (2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（柳井健康福祉センター、警察署、消防署等）へ連絡する。

また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。

- (3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

2 避難所の管理・運営

- (1) 避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、副管理責任者、役員により円滑な管理運営を図ることとし、3割以上の女性の参画を目標として選任するものとする。

この場合、避難者の自活能力を高める観点等から、役員は避難者の中から選任する者とする。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。

- (2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。また、町は避難者情報の早期把握

に努める。

- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- (5) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- (6) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、多様な主体の視点等に配慮する。
特に、高齢者、障がい者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。
- (7) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

3 要配慮者の保護

福祉避難所への協力要請

障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、必要により介護体制の整った福祉避難所等へ入所を依頼して保護するものとする。

なお、福祉避難所への避難については、各避難所より災害対策本部に要請を行うものとする。要請を受けた災害対策本部は、厚生対策部に調査等を指示するものとする。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

(1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。

(2) 現実に災害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければなら

ない者。

例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等。

2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(1) 避難指示等が発せられた場合

(2) 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

(注)・被害を受けるおそれがあつて避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。(災害救助法の基準)

・収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一自治会、単位等にまとめることが望ましい。

第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

1 期間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

2 費用

(1) 賃金職員等雇用費

(2) 消耗器材費

(3) 建物の使用謝金

(4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費

(5) 光熱水費

(6) 仮設炊事場及び便所及び風呂の設置費等

(7) 福祉避難所設置に係る実費

第4項 被災者の他地区等への移送

1 町において行う事項

(1) 町長は、被災地区の町の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等への移送について県に要請する。

(2) 被災者の他地区への移送を要請した町長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。

(3) 県から被災者の受け入れを指示された町は、直ちに、避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。

(4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした町が行い、被災者を受け入れた町又は、避難所の運営に協力するものとする。

- (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がい者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。
- (6) その他必要事項については、町防災計画に定めておくとともに、隣接市町と平素から協議しておく。

2 移送方法

被災者の移送方法は、県が町の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

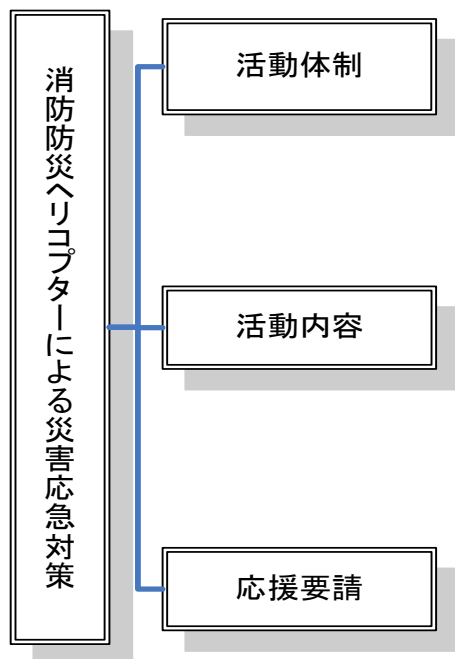
第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第7章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県は消防防災ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、消防防災ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。



第1節 活動体制【総務課・消防組合】

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等の定めるところによる。

第2節 活動内容【総務課・消防組合】

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 災害応急活動
被災状況の情報収集、住民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送
- 2 救急活動
傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重体患者の高度医療機関への転送搬送
- 3 救助活動

災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助

4 火災防御活動

林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、住民の避難誘導

5 広域航空消防防災応援活動

大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援

6 災害予防活動等

住民への災害予防等の広報等

第3節 応援要請

町長は、県知事に対して、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

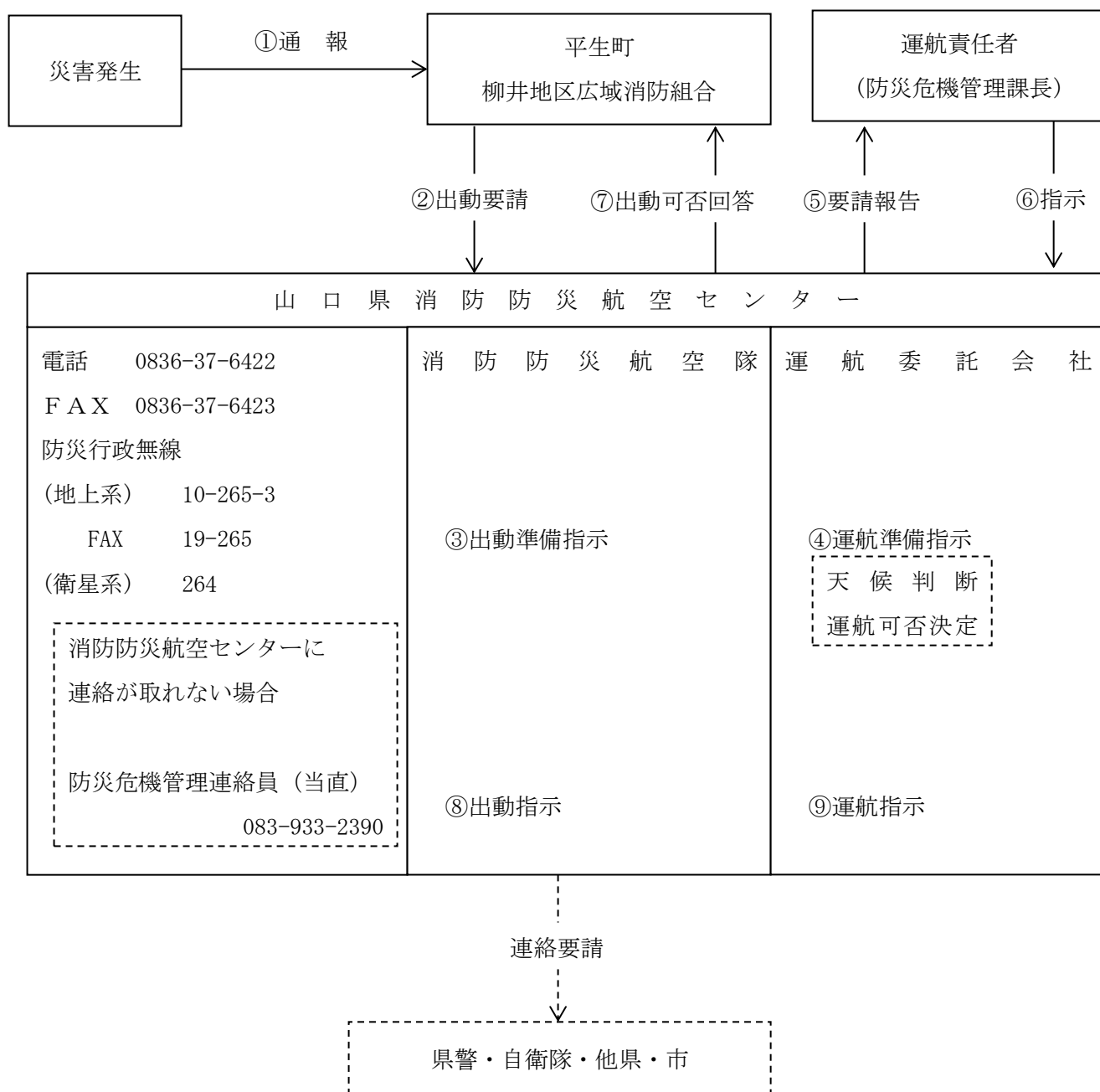
1 応援要請の原則

町長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による（次項）

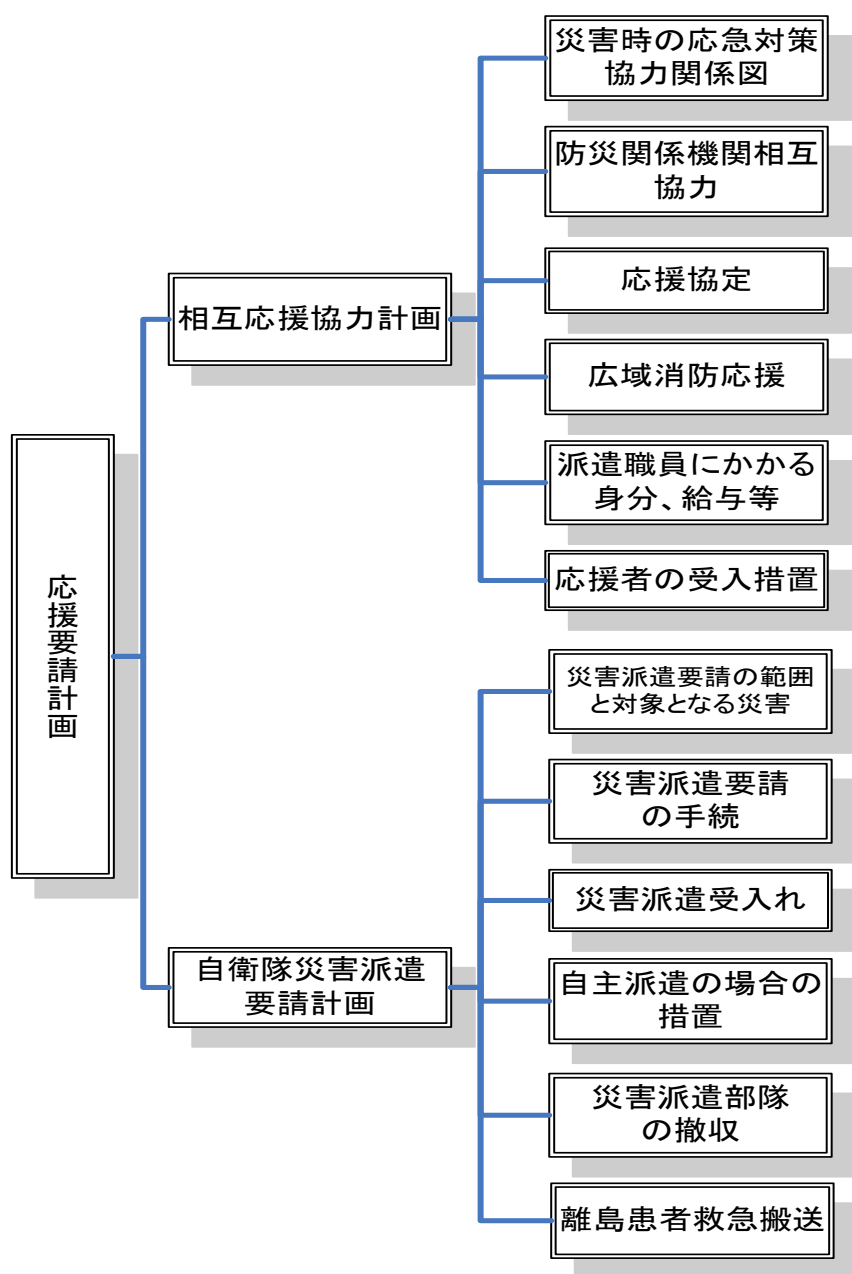


第8章 応援要請計画

基本的な考え方

災害が発生した場合、町及び防災関係機関は、本計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、大規模災害発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから被災地市町のみでの対応では困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

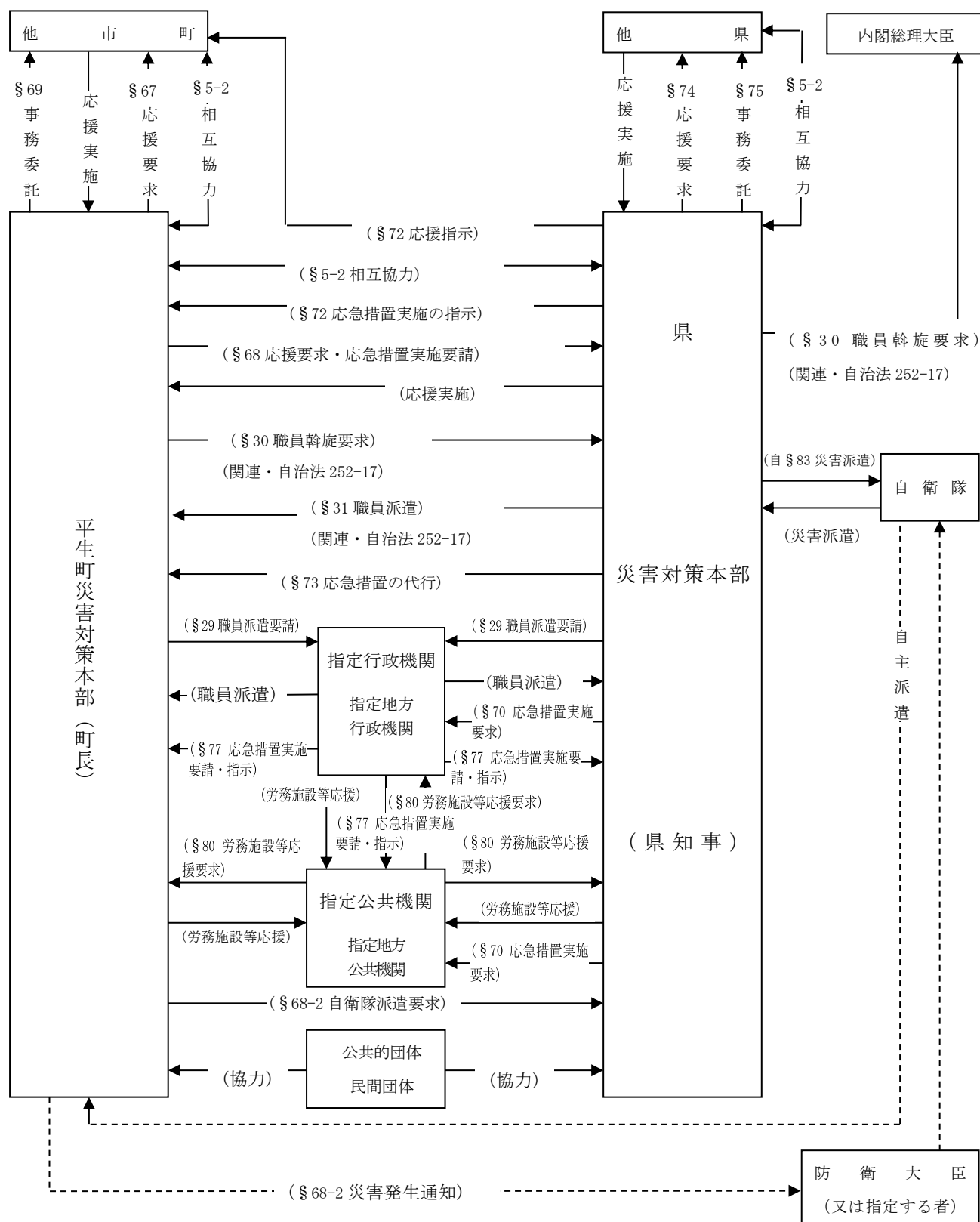
このような場合、被害を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施することになる。



第 1 節 相互応援協力計画【総務課・消防組合】

第 1 項 災害時の応急対策協力関係図

1 災害対策基本法による場合



2 消防組織法による場合

県防災計画 第24章「山口県広域消防応援・受援基本計画」参照

第2項 防災関係機関相互協力

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国（指定地方行政機関）、県、町、及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

1 相互協力体制

(1) 町が行う措置

ア 他の市町への応援要請

町長は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町長に対し応援要請を行うものとする。

この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなど、充実を図っておくものとする。

イ 県への応援要請又はあっせんの要請

(ア) 町長は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施について要請するものとする。

(イ) 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

区 分	派 遣 の 相 手 方		
	他 市 町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣あっせん (あっせん要請先)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第1項 (知事)

(ウ) 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県災対本部に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請必要事項は、次のとおりである。

要請の内容	要請に必要な事項	備考
1 他の市町に対する応援要請 2 県への応援要請又は応急措置の実施要項	(1) 災害の状況 (2) 応援（応急処置の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急処置） (6) その他必要な事項	災対法第 67 条 災対法第 68 条
自衛隊災害派遣要請(要求)	本章第 2 節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第 83 条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	(1) 派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他参考となるべき事項	災対法第 30 条 自治法第 252 条の 17
他県消防の応援を求める場合	県防災計画 第 24 章「山口県広域消防応援・受援基本計画」	消防組織法第 44 条
放送機関への災害時放送要請	第 3 章「災害情報の収集・伝達計画」参照 日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ山口(株) (株)エフエム山口・山口朝日放送(株)	災対法第 57 条

ウ 自主防災組織との協力体制の確立

町は、町内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について、災害発生時に円滑な行動が取れるよう、日常から関係者等に周知を図っておくものとする。

自主防災組織の協力業務として考えられる主なものとして、「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」、「救助・救急活動を実施する各機関への協力」、「被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力」、「被災地域内の社会秩序維持への協力」、「その他の災害応急対策業務（地域、町の体制等勘案して）への協力」、「要配慮者の保護」等がある。

エ 資料の整備

町は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておくものとする。

オ 知事による町長の代行

知事は、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、町長に代わって実施することができる。

特に急を要する応急措置	1 災対法第 60 条第 6 項(避難の指示等) 2 災対法第 63 条第 1 項(警戒区域の設定) 3 災対法第 64 条第 1 項・第 2 項(応急公用負担等) 4 災対法第 65 条第 1 項(人的公用負担)

2 指定公共機関、指定地方公共機関の相互協力

ア 防災関係機関の長又は代表者は、その所掌する災害応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、関係機関に対し労務、施設、設備又は物資の確保について応援又はあつせんを求めるものとする。

イ この場合の県への応援要請、あつせんを依頼しようとするときは、次の事項について県本部本部室班を窓口し、とりあえず口頭又は電話により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(ア) 災害の状況及び応援を求める理由（あつせんを求める理由）

(イ) 応援を希望する機関名

(ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) 応援を必要とする場所

(カ) 応援を必要とする活動内容

(キ) その他必要な事項

3 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第 92 条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ 費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりである。

(ア) 派遣職員の旅費相当額

(イ) 応急措置に要した資材の経費

(ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

(エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費

(オ) 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

1 地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、町及び県のみでの対応では十分な対応がで

きないことが予測される。このため、町は、他の市町、県との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講じることとしている。

(1) 町の相互応援協定

ア 消防相互応援

県内各市町及び消防組合は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

イ 海上保安部との業務協定

海上災害発生時における応急対策活動に関して、関係市町等は、海上保安部との間に協定を締結している。

(2) 県及び市町相互応援協定

県内で災害が発生した場合、被災市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、山口県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

2 民間団体との協定

県、町及び関係防災機関は、災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

(1) 町

町、県及び関係防災機関は、災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

第4項 広域消防応援

県防災計画 第24章「山口県広域消防応援・受援基本計画」参照

第5項 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条、第18条にその取扱いが規定されている。

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に係る災害派遣手当については、「災害派遣手当に関する条例（平成8年3月26日平生町条例第5号）」によるものとする。

第6項 応援者の受入措置

1 応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入れについては、応援を求めた町長又は知事（各対策部）において、受入れに必要な措置を講じるものとする。

(1) 到着場所の指定

- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた町長、又は知事（各対策部）の下に活動するものとする。

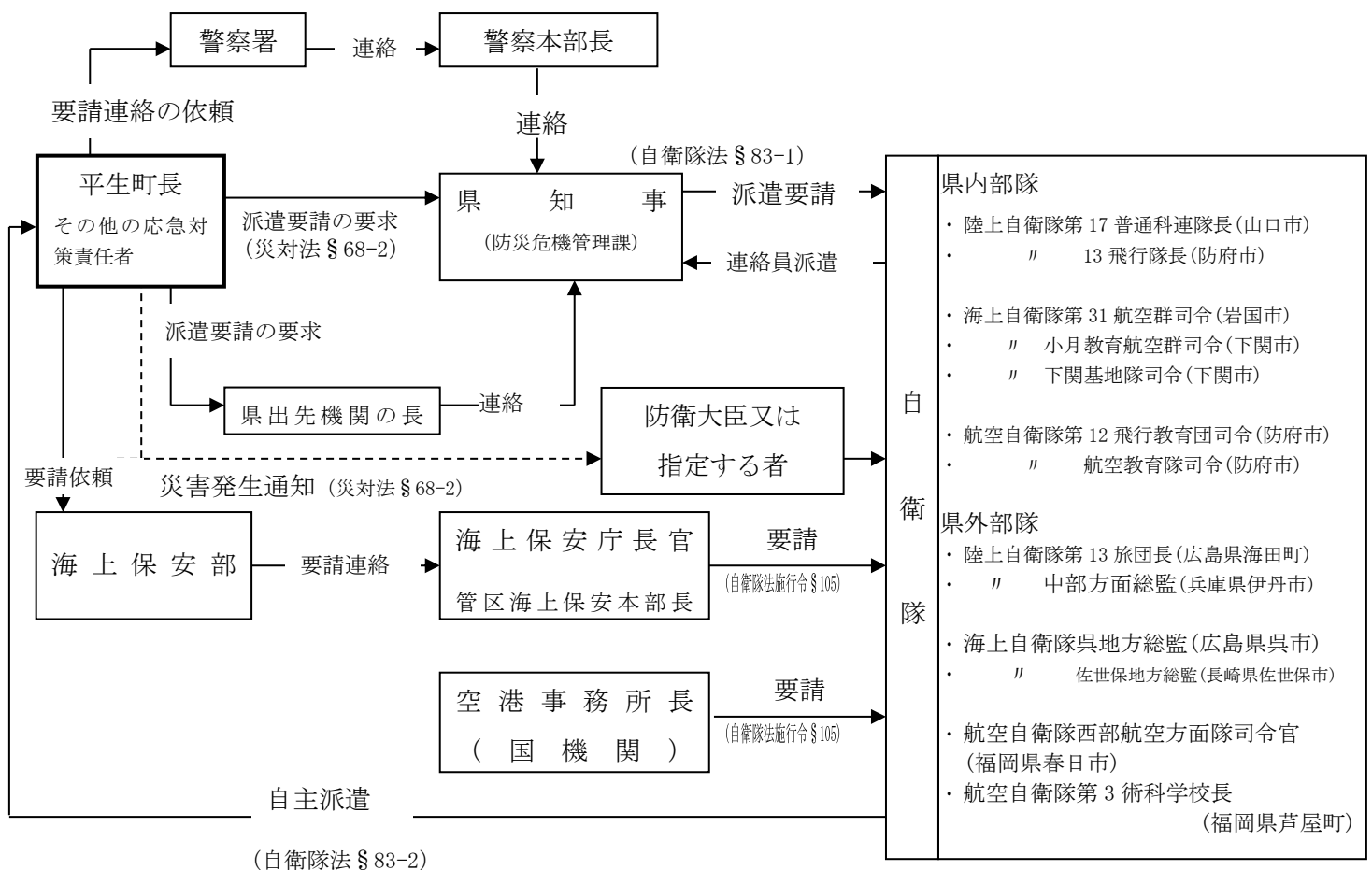
第2節 自衛隊災害派遣要請計画【総務課】

大規模な災害が発生した場合、県、市町等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 災害派遣要請（要求）系統図



2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

ア 災害が発生し、知事が、人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合。

イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が、予防のため要請をし、その事情が止むを得ないと認めた場合。

ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は、次のとおりである。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。

(エ) その他の災害に際し、上記(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

救 助 活 動 区 分	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避 難 の 援 助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消 防 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの除去

応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。

(ア) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められるさし迫った必要性（緊急性）があること。

(イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。

(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。

ウ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第 2 項 災害派遣要請の手続

1 要請権者

(1) 要請権者

ア 知事(自衛隊法第 83 条第 1 項)-----主として陸上災害の場合

イ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長(自衛隊法施行令第 105 条)--主として海上災害の場合

ウ 空港事務所長(国機関)(自衛隊法施行令第105条)--主として航空機遭難の場合

(2) 町長の措置

町長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1項1に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求(要請依頼)をするものとする。

2 要請手続

(1) 県の要請事務処理窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県本部本部室班とする。

(2) 事務処理の方法

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、事態が切迫している場合は口頭又は電信、電話等により要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣連絡窓口一覧表

区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊に 対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野令784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町寿町2-1 (082-822-3101) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊に 対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
航空自衛隊に 対するもの	第12飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令官 第3術科学校長	防府市田島 (0835-22-1950 内線231) 防府市中関 (0835-22-1950) 春日市原町3-1-1 (092-581-4031) 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋144-1 (093-223-0981)	主として航空機による偵察、人員・物資の輸送、急患搬送等

3 町長の派遣要請の要求

町長の県知事への派遣要請の要求は、災害派遣要請依頼書(様式)によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するもの

とする。

なお、町長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知すること。（災対法第 68 条の 2）この場合の通知先については緊急事態に備え、町防災計画等に記載するものとする。

4 自衛隊との連絡

(1) 情報連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適宜連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等にかかる情報収集に努めるものとする。

(2) 県との連絡

ア 陸上自衛隊第 17 普通科連隊は、県に災害対策本部が設置された場合、県本部室に連絡員を派遣するものとする。

イ 災害対策本部を設置しない場合でも、災害の発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて必要と認めるときは、防災危機管理課に連絡員を派遣するものとする。

ウ 派遣に際しては、必要に応じて無線機器を携行するものとする。

第 3 項 災害派遣受入れ

1 要請権者の措置

県災対本部は、自衛隊が要請の趣旨に沿って救援活動が円滑に実施できるよう、災害現地における災害応急対策責任者（町長、県の出先機関等）相互間の業務の調整、その他必要な事項について所要の措置をとるものとする。

2 町長の措置

町長は、知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

3 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における災害派遣部隊の受入措置は、町の場合に準じて行うものとする。

4 経費の負担区分

(1) 自衛隊が負担する経費

ア 部隊の輸送費

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食料費

- エ その他部隊に直接必要な経費
- (2) 派遣を受けた側が負担する経費
 - (1)に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

- 1 指定部隊の長は、できる限り早急に県知事等に自主派遣したことの連絡をするものとする。
この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行うものとする。
- 2 知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市町長等に通知するものとする。
- 3 町長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとるものとする。
- 4 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、前記第2項に定める措置をとるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収

- 1 撤収要請の時期
 - (1) 要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるとき。
 - (2) 町長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があつたとき。
 - (3) 知事は、町長から撤収の依頼を受け又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。
- 2 撤収要請の手続
撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書（様式）によるものとする。

第6項 離島患者救急搬送

- 1 実施方針と事業実施機関
離島救急患者搬送委託業者船舶、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリが運航できない場合は、自衛隊の航空機による搬送を要請する。
- 2 自衛隊の災害派遣手続
 - (1) 町長は、救急患者を緊急に本土に搬送する必要があると認めた場合で、かつ、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリによる運航ができない場合、知事に対し電話等で別紙1に定める「災害派遣発生情報」の記載事項により、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

- (2) 知事は、町長から前項の要請があった場合、止むを得ないと認めたときは、別紙 1 に定める「災害派遣発生情報」の記載事項により、電話等で自衛隊に対し、災害派遣要請を行う。

3 航空機の出動要件

航空機の出動要件は、次のとおりとする。

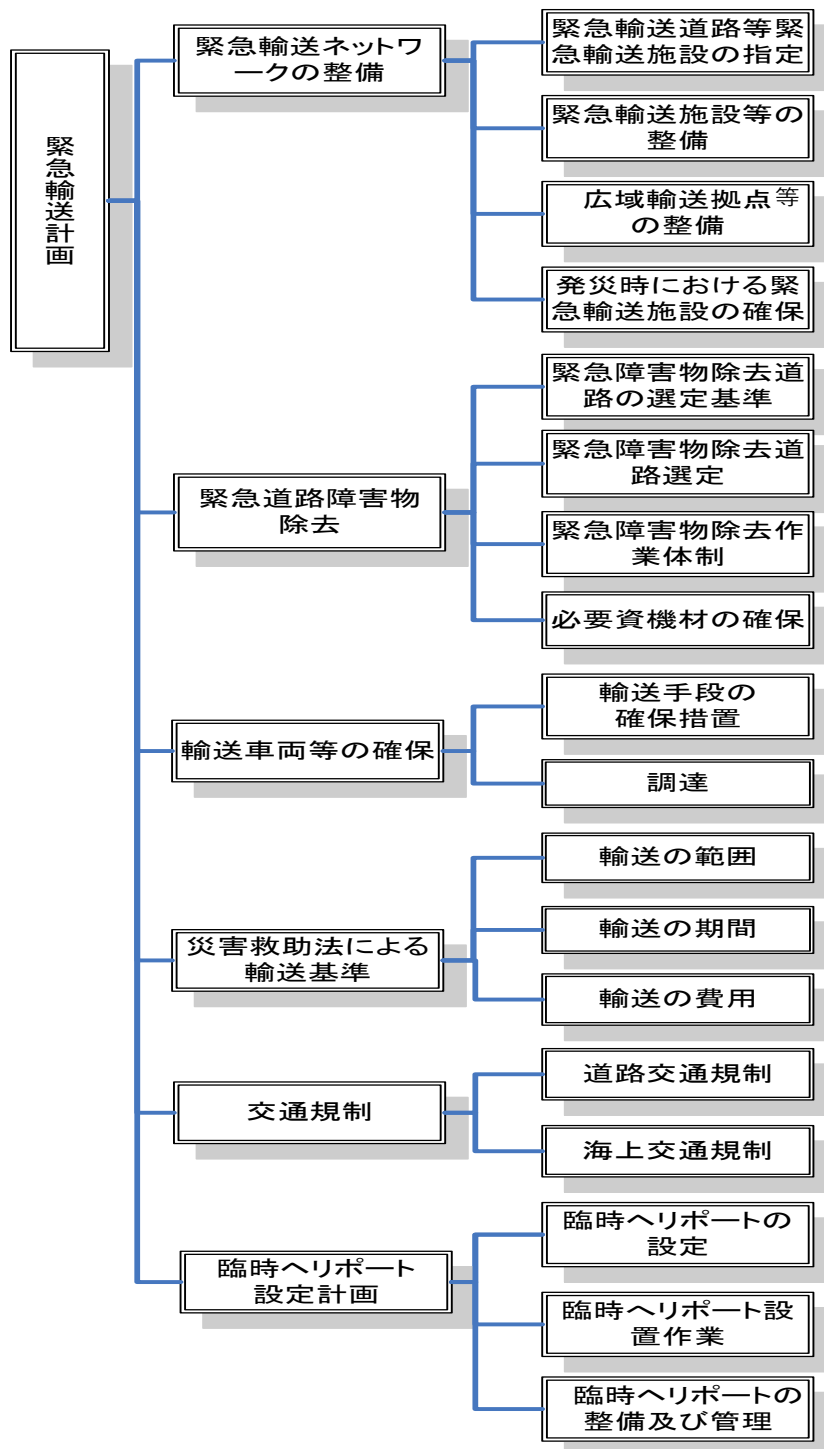
- (1) 消防防災ヘリコプター及びドクターヘリが運航できない場合であること。
- (2) 自衛隊の航空救難態勢に支障を来さない範囲であること。
- (3) 荒天のため、定期船等が出動できず、その他、搬送手段がない場合であること。
- (4) 原則として、日出から日没までの間であること。

第9章 緊急輸送計画

基本的な考え方

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路障害物除去、輸送車両等の確保について定める。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備【総務課・建設課】

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

1 緊急輸送施設等の指定

(1) 道路

町は、町役場庁舎（町災害対策本部）、広域輸送拠点及び隣接市町並びに災害拠点病院等とを接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。

指定基準

ア 町役場、出張所、各避難所を結ぶ幹線的な道路

イ 主要施設（港湾（漁港）、病院、広域避難所等）、警察署、消防署を結ぶ道路

ウ 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点や他県からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点結ぶ道路

エ その他主要な道路

(2) 港湾（漁港）

海路による救援物資等の受入れ港として、また、それを補完する港として港湾（漁港）を指定する。

(3) 飛行場等

空路による救援物資等の受け入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、また、臨時ヘリポートとして、次のとおり指定する。

通番	臨時ヘリポート	場所	県消防 防災ヘリ	自衛隊ヘリ 予定地順位
1	ハートランドひらお運動公園	佐賀1553	指定	1
2	平生小学校	大野南83	指定	2
3	平生町スポーツセンター	平生町197-4	指定	3
4	平生中学校	曾根1844	指定	—
5	佐賀小学校	佐賀2020	指定	—

また、大規模災害時の災害応急対策活動を支援するために、必要に応じて県内自衛隊基地を活用する。

第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

第3項 広域輸送拠点の整備

1 町の拠点整備

町は、県内他地域及び他県等からの緊急物資の受入れ、一時保管のための拠点を県に準じて定める。

施設名	所在地
平生町スポーツセンター	平生町 197-4

2 輸送拠点の整備

輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

3 代替地の選定

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を選定確保する。

第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

大規模災害時には、緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

第2節 緊急道路障害物除去【建設課】

緊急道路障害物除去とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

第1項 緊急障害物除去道路の選定基準

被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合は代替路線を詮索する。

第2項 緊急障害物除去道路の選定

1 関係機関との連携

町は、県、国土交通省中国地方整備局等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急障害物除去道路を選定する。

2 災害対策基本法に基づく車両の移動命令等

各道路管理者は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害になることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- (1) 当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。
- (2) 所有者等が(1)の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記の措置をとるため必要な限度内において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。
- (4) (2)又は(3)の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

3 国土交通大臣、知事からの指示

国土交通大臣（中国地方整備局）及び知事（土木建築部）は、道路管理者に対し、広域的な見地から、必要に応じて、上記3の措置をとることについて指示をすることができる。

第3項 緊急障害物除去作業体制

1 緊急障害物除去路線の分担

障害物除去作業は、各道路管理者が行う。

なお、道路障害物除去に当たっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 障害物除去作業

町は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて障害物除去作業を実施する。

- (1) 町は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県及び国土交通省に報告するとともに、緊急度に応じ障害物除去作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) レッカー車等を使つての事故車両等の障害物を撤去する業務を迅速に実施するため、民間企業と協定を結び、支援を要請できる体制を整える。

- (5) 道路の確保に当たっては、2 車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1 車線とし、適当な箇所に車両の交錯ができる退避所を設ける。
- (6) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。

第 4 項 道路障害物除去に必要な資機材の確保【各道路管理者】

各道路管理者は、平素から道路障害物除去に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業協会等を通じて、使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第 3 節 輸送車両等の確保【建設課】

町及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

第 1 項 輸送手段の確保措置

- 1 輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。
- 2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。

このため町及び関係機関は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図るものとする。

(1) 車両による輸送

実施機関が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じるものとする。

- ア 公共的団体の車両
- イ 営業所有者の車両
- ウ その他の自家用車両

(2) 船艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、当該対策の実施機関は、適宜次の措置を講じるものとする。

- ア 海上保安部所属船艇への支援要請
- イ 運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請

ウ 公共的団体所有・民間所有の船舶による輸送の協力要請

(3) 列車による輸送

遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、道路の被害により自動車輸送が不可能なときなど、列車による輸送が適切であるときは、ＪＲ西日本及びＪＲ貨物に要請して、列車輸送を行う手段も検討するものとする。

(4) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。

ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請

イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請

ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

第２項 調達

1 町所有車両等の確保

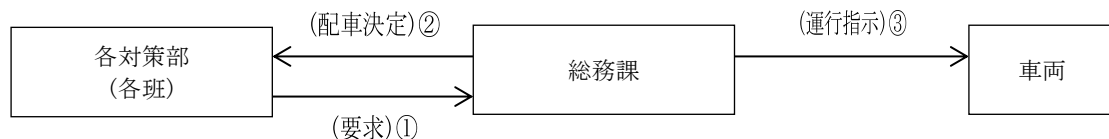
(1) 総務課は、災害上の非常配置が必要であると認めるときは、所有車両及び運転者の招集、待機の措置を講ずるものとする。

(2) (1)の措置によってもなお車両が不足するときは、所有車両以外の自動車の動員を行うものとする。この場合は、当該車両の管理責任者と協議して実施する。

2 災害輸送の配車要求

町本部各班が災害輸送のための配車要求を行うときは、次の経路により処理するものとする。

【配車申込書の提出及び運行の指示】



4 町所有輸送力以外による輸送の確保措置

町の輸送力で処理できないときは、次の措置を講じるものとする

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関に対する協力要請

- ・西日本旅客鉄道株式会社（人員）
- ・日本貨物鉄道株式会社（貨物）
- ・中国ジェイアールバス株式会社（人員）
- ・日本通運株式会社（人員・貨物）
- ・防長交通株式会社（人員）

(2) その他の輸送業者との契約

状況により、中国運輸局（山口陸運支局）を通じて、輸送力確保のあっせんを行う。

(3) 輸送業者以外の個人、会社等が所有する車両の借り上げ

(4) 海上輸送力の確保

総務課が海上保安部、中国運輸局に支援要請を行うほか、産業課は、状況により漁業協同組合所有船舶（漁船）の借り上げ等についてあつせんを依頼するものとする。

5 応援要請

町が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあつせんを依頼するものとする。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び必要台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- (6) その他参考となる事項

6 燃料の確保

- (1) 災害時における自動車燃料の確保は、総務課が担当する。
- (2) 調達方法は、町内業者の販売系統による。

7 町は、あらかじめ定める輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料の調達先、活用場所等を明確にし、必要人員及び物資等の輸送手段を確保するものとする。

8 町が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあつせんを依頼するものとする。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び必要台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- (6) その他参考となる事項

第4節 災害救助法による輸送基準【各課共通】

第1項 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

1 リ災者を避難させるための輸送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送。

2 医療及び助産のための輸送

- (1) 重症患者で救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送。

(2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送。

(3) 救護班の人員輸送。

3 災害者の救出のための輸送

救出されたり災害者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送。

4 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送。

5 救済用物資の輸送

災害者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。

6 遺体の捜索のための輸送

(1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送。

(2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送。

7 輸送の特例

応急救助のため、輸送として上記 1～6 以外の措置を必要とするときは、知事は、厚生労働大臣に対して特別基準の協議を行うものとする。

第2項 輸送の期間

1 救助法による各救助の実施期間中とする。

2 各種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第3項 輸送の費用

1 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、山口県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。

2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。

3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。

4 官公署及び公共的団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等）の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）

第5節 交通規制【総務課・建設課】

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制

1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次交通規制、第二次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア 第一次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため

- (ア) 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。
- (イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- (ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ 第二次交通規制

- (ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- (イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- (ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実 施 者	規 制 種 別	規 制 理 由 等	規制対象	根 拠 法 令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近隣県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災対法 第76条第1項
		県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条第1項

警 察 署 長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1カ月を超えないものについて実施するとき	同上	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めたとき	同上	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法 第46条第1項

2 交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1) 交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機（ヘリコプター等）、車両（パトカー、二輪等）、警察官等により、次の事項を調査する。

- ア 幹線道路の被害状況
- イ 交通規制の実施状況
- ウ 鉄道、駅等の被害状況
- エ 交通の流れの状況
- オ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

- ア 管制施設（交通情報板、路側通信等）
- イ ラジオ、テレビ等の放送施設（日本放送協会、民放各社等）
- ウ 日本道路交通情報センター
- エ その他

3 交通規制の実施要領

(1) 第一次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

ア 被災地域への流入交通の抑止

- (ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。

- (イ) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

イ 避難車両の流出誘導の実施

(ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。

(イ) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(2) 第二次交通規制

ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

(ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。

(イ) 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。

(ウ) 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。

イ その他の交通規制の実施

(ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。

(イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。

(3) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

ア 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近隣県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては、別に定める。

イ 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。

ウ 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復を講じる。

4 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材及び電力停止に対応した信号機装置の整備を計画的に行う。

5 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区 分	項 目	内 容	根拠条文
警 察 官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	法第 76 条の 3 第 1 項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	法第 76 条の 3 第 2 項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	法第 76 条の 3 第 2 項
区 分	項 目	内 容	根拠条文
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	法第 76 条の 3 第 3 項 第 4 項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式（資料編）により、行うものとする。 イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式（資料編）により行うものとする。 （ア） 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 （イ） 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。	法第 76 条の 3 第 6 項

(2) 車両運転者の義務

項 目	内 容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	法第 76 条第 2 第 1 項 第 2 項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	法第 76 条の 2 第 1 項 第 2 項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	法第 76 条の 2 第 4 項

6 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び第 2 節第 2 項 3 の措置をとることを要請することができる。

第 2 項 海上交通規制

海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、情報の収集、航行規制等について必要な事項を定める。

1 被害状況の把握

海上保安部は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇、航空機を活用し、次に掲げる事項に関する情報を積極的に収集する。なお、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集に支障を来さない範囲において、陸上における被災状況に関する情報の収集を行う。

(1) 被災状況

- ア 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況
- イ 水路、航路標識の異常の有無
- ウ 石油コンビナートの被災状況

(2) 港内の状況

- ア 在泊船舶の状況
- イ 船舶交通の輻輳状況

(3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況

(4) 港湾等における避難者の状況

(5) 関係機関等の対応状況

(6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障を来さない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。

(7) その他発災後の応急対策を実施するうえで必要な事項

2 規制措置

(1) 在港船舶に対する措置

ア 海上保安部長、港長は、在港船舶の安全を確保するため、海上保安庁法等に基づき、在港する船舶に対して移動（避難）を命ずる。

イ 港長は、港則法に基づき、危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。

(2) 入出港する船舶に対する措置

海上保安部、港長は、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して、航行の制限、禁止、避難勧告等所要の措置を講ずるとともに、船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。

第6節 臨時ヘリポート設定計画【総務課・消防組合】

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。

このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの確保

(1) 町は災害時の対応に備え、地域内に1箇所以上の臨時ヘリポート予定地を確保するものとする。

2 臨時ヘリポートの選定

(1) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、町長が県（防災危機管理課）と協議し、定める。

(2) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、町長が県経由（防災危機管理課）により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し、現地調査の上、定める。

3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、おおむね次の要件を満たすものであること。

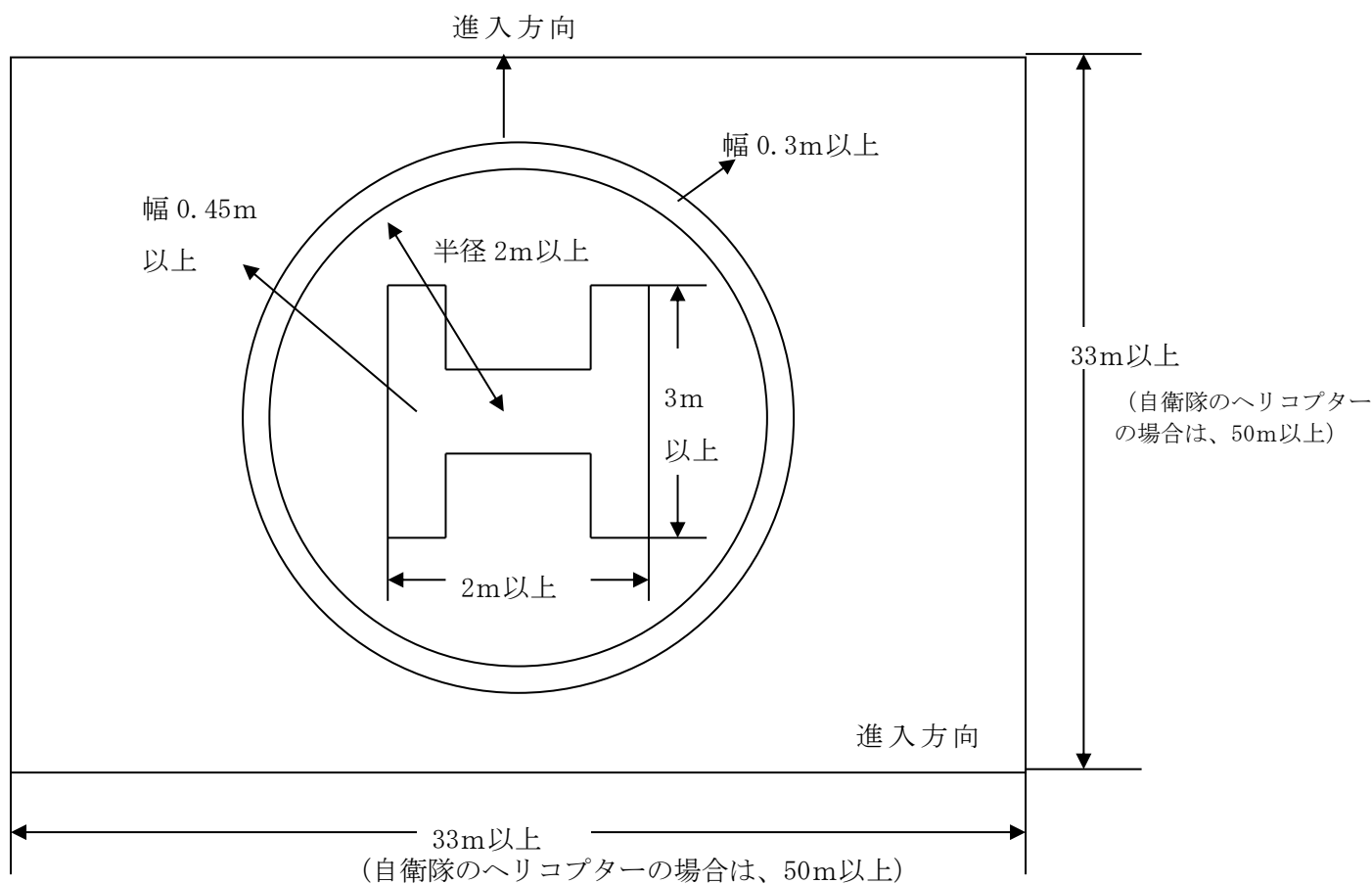
具 体 的 事 項	備 考
1 着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又はかれ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高压線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・ 消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約 33m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・ 自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約 50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・ 着陸地点中心から半径約 100m以内は高さ 12m以上の障害物がないこと。 ・ 着陸地点中心から半径約 150m以内は高さ 20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識



㊦ は航空法に基づく表示

(2) 表示方法

表示場所の区分	具 体 的 事 項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 （注）ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされやすいもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 （注）原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（33m×33m）の雪を取り除き周囲を踏み固める。（自衛隊のヘリコプターの場合は 50m×50m）

風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別しやすい色）の吹流しを掲揚する。 （注）ポール等（3m 以上）の位置は、ヘリポートの地点に立てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備及び管理

町は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努めるものとする。

町長は、ヘリポートの整備及び管理を行う。

1 ヘリポートの整備

- (1) 定期的な清掃（着陸時におけるゴミ等の巻き上げ防止）特に、ビニール袋、発泡スチロールに留意すること。
- (2) グラウンド等（コンクリート以外）の場合は、着陸時に半径 50m 内に水を散布する。（着陸時における砂、土、小石等の巻き上げ防止）
- (3) 夜間照明施設の設置
- (4) 吹き流しの設置（着陸時の風の方向、強さの判断のため）

2 ヘリポート周辺の整備

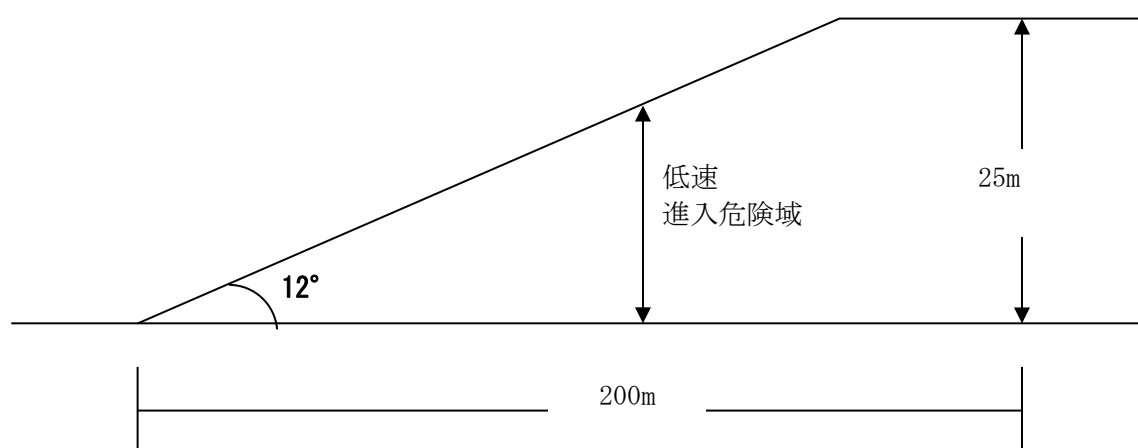
- (1) 着陸進入コース周辺の障害物の除去（樹木、公示掲示物等の高さ 5m 以上の物）
- (2) 海岸近くの場合は、進入コースから漁船等を退去させる。
（進入コース：着陸地から直線 200m 以内）

3 進入時の障害物対策

救護用ヘリコプターが着陸進入する時の最低進入安全角度は、水平線に対し、約 12 度である。

（ただし、進入速度が低速域にある時のみ。）

着陸地の設置時、200m 以内に高さ 25m 以上の障害物がないように考慮する必要がある。

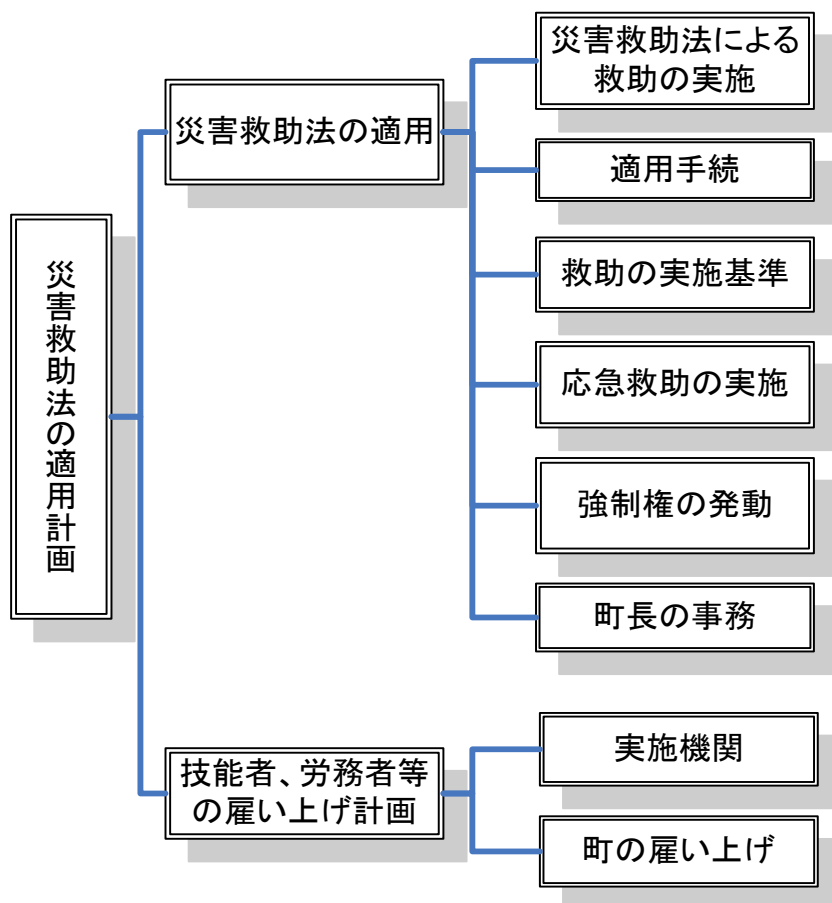


第10章 災害救助法の適用計画

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、県及び町は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。

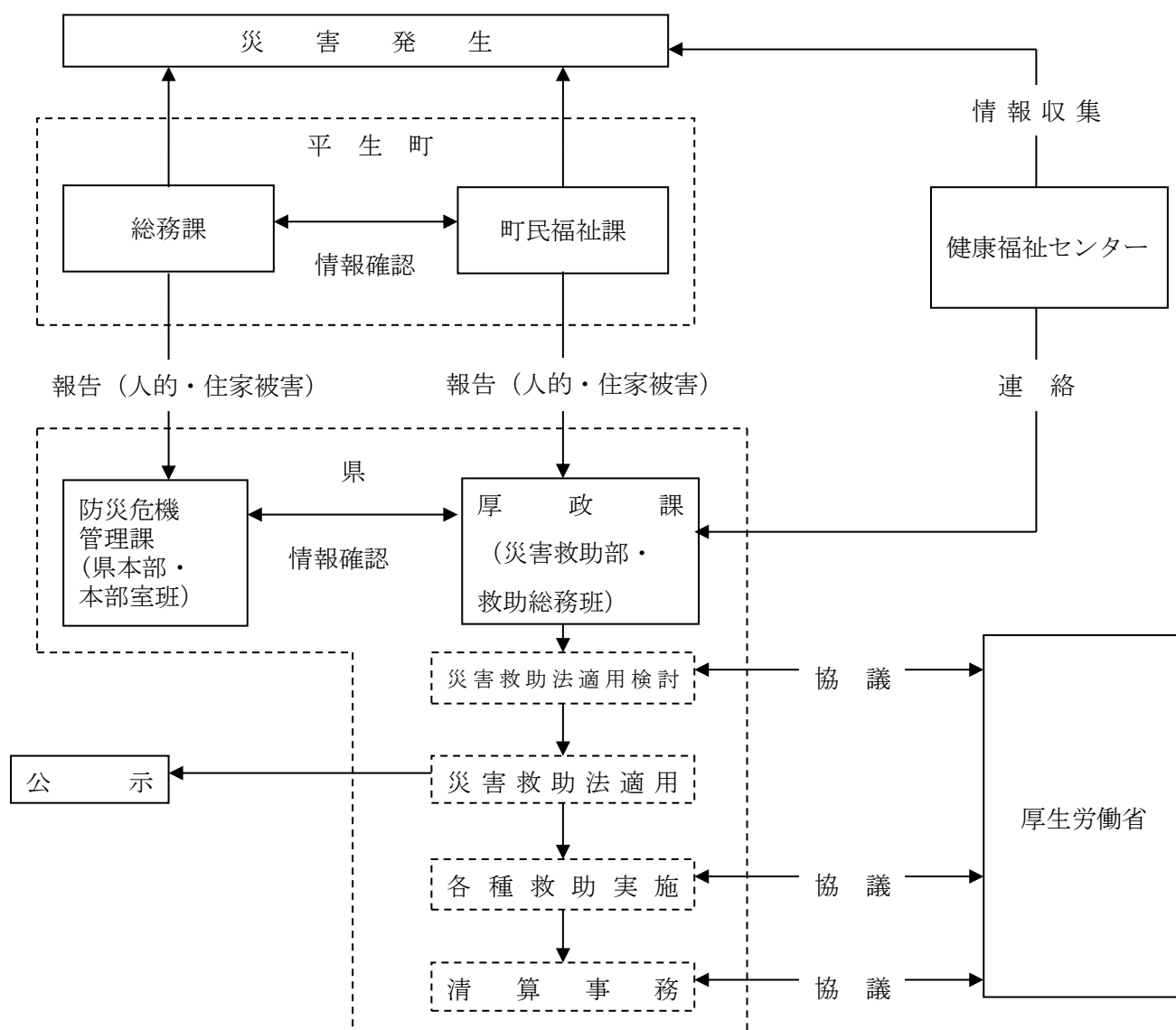


第1節 災害救助法の適用【町民福祉課】

県の地域に災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施するものとする。

第1項 災害救助法による救助の実施

1 災害救助法事務処理系統図



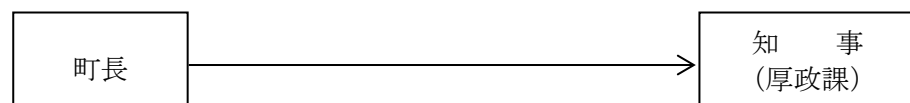
2 実施機関

- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- (2) 町長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から町長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知する。
- (4) なお、町長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救 助 実 施 内 容	実 施 機 関	備 考
1 避難所の設置	町	
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県 町	
3 炊き出しその他による食品の給与	町	
4 飲料水の供給	田布施・平生水道企業団	
5 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	町	
6 医療及び助産	県	
7 災害にかかった者の救出	町	
8 住宅の応急修理	町	
9 障害物（土石、竹木等）の除去	町	
10 生業資金の貸与	県	
11 学用品の給与	町	
12 遺体の搜索	町	
13 遺体の処理	町	
14 埋葬	町	

(5) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた町長は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。



3 適用基準

町及び県は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続を行う。

(1) 適用基準（災害救助法施行令第1条） 町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。 平生町の場合は人口 5,000 人以上 15,000 人未満で、住家滅失世帯基準 40 世帯が基準
(2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が 1,500 世帯以上であって、当該市町の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の 1/2 以上に達したとき。
(3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が、7,000 世帯以上であって、当該市町の区域内の被害世帯数が多数である場合。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合。
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。
備考 適用基準の算定方法（単位：世帯） 適用基準＝（全壊・全焼・流失等）＋{（半壊・半焼等）×1/2}＋{（床上浸水・土砂の堆積等）×1/3}

第2項 適用手続

1 適用手続に係る処理事項

救助法を適用するに当たって、町長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

町及び県は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続を行う。

(1) 報告	ア 町長 (イ) 町長は、当該町の区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。 (ロ) 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。 (ハ) 報告内容 被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (ニ) 報告系統「第1項1災害救助法事務処理系統図」による (ホ) 報告主任の設置
	イ 県知事 (イ) 災害報告主任の設置（厚政課） (ロ) 厚生労働省に対する情報提供事項 ・災害の発生日時及び場所 ・災害の原因及び被害の概況 ・被害状況調 ・既にとった措置及びとろうとする措置 ・救助法適用の有無 ・適用した場合は、市町別適用地域名 ・適用見込みの場合は、その旨及び市町名 ・救助費概算額及びそれに対する予算措置 ・その他必要な事項 (ハ) 情報提供の区分及び時期 ・発生情報災害発生直後 ・中間情報応急救助の措置が完了するまでの間逐次 ・確定情報被害状況が確定し、応急救助の措置が完了した後直ちに

(2)適用公告	救助法を適用したときは、知事は速やかに次により公告するものとする。 (公告形式) 〇月〇日発生の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町の区域に災害救助法による救助を実施する。

2 適用時における町長の措置

町長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告しなければならない。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、厚政課作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類		本計画	担当部局
救助の総括		本章「救助法の適用計画」	厚生対策部
被害状況等の調査・報告		第3編第3章「災害情報の収集・伝達計画」	総務部ほか
避難所の設置		第 3 編第 6 章「避難計画」	総務部、厚生対策部、文教対策部
応急仮設住宅の供与		第 3 編第 13 章「応急住宅計画」	建設上の措置-県又は土木対策部 対象者、敷地の選定－土木対策部
被災住宅の応急修理			
炊き出しその他による食品の給与		第3編第11章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」	厚生対策部ほか
飲料水の給与			水道対策部
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与		第3編第11章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」	確保措置及び輸送-県 調査、割当、配分厚生対策部ほか
学用品の給与		第 3 編第 18 章「応急教育計画」	文教対策部
医療及び助産		第3編第5章「救助・救急、医療等活動計画」	厚生対策部
災害にかかった者の救出			厚生対策部、消防対策部
遺体の搜索		第3編第12章第2節「遺体の処理計画」	厚生対策部
遺体の処理			
埋葬			
障害物の除去		第3編第12章第3節第3項「障害物除去計画」	土木対策部
業務内容	輸送協力	第 9 章第 3 節「輸送車両等の確保」	総務部、経済対策部
	労務協力	本章第2節「技能者、労務者等の雇い上げ計画」	総務部、土木対策部

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第24条）

(2) 協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第25条）

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1) 管理、使用、保管命令及び収用

ア 知事は、次に掲げる場合において施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し又は救助に必要な物資を収用することができる。（救助法第26条第1項）

(ア) 救助を行うため特に必要があると認めるとき。

(イ) 救助法第31条の規定による主任大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ 管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限。

ウ 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋物資を物的に利用する権限。

エ 保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限。

オ 収用

災害の混乱時に、必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限。

カ 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地若しくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとする。

(2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。(救助法第 26 条第 2 項)

第 6 項 町長の事務

1 救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

- (1) 町長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。
- (2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

2 被災者台帳の作成

町長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成するものとする。

3 り災証明書の発行

町長は、救助の実施のため必要があるとき又はり災者からの要求があったときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、「り災証明書」を発行するものとする。

- (1) り災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。
- (2) 災害の混乱時においては、「仮り災証明書」を発行し、後日「り災証明書」と取り替えることができるものとする。

第 2 節 技能者、労務者等の雇い上げ計画【各課共通】

大規模災害時には、県の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な技能者、労務者の雇い上げができることになっており、これに関して県、町及び関係機関がとるべき措置について定める。

第 1 項 実施機関

技能者、労務者等の確保に必要な措置は、町及び県の各応急対策実施部局が、担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。

第 2 項 町の雇い上げ

1 方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇い上げは、

公共職業安定所を通じて行う。

- (2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

2 給与の支給

雇い上げ労務者等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、労務者等を使用した地域における通常の実費を支給する。

3 救助法による労務者の雇い上げ

(1) 労務者雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、知事及び町長は、次の範囲で救助の実施に必要な労務者を雇い上げる。

対 象 種 別	内 容
り 災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、市町長等が雇い上げる労務者
医療及び助産における移送	(ア) 救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための労務者 (イ) 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う労務者 (ウ) 傷病が治癒せず重症ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための労務者
り 災者の救出	(ア) り 災者救出行為そのものに必要な労務者 (イ) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための労務者
飲料水の供給	(ア) 飲料水そのものを供給するための労務者 (イ) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する労務者 (ウ) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する労務者
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	(ア) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる労務者 (イ) 救済用物資の被災者への配分にかかる労務者
遺体の搜索	(ア) 遺体の搜索行為自体に必要な労務者 (イ) 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための労務者
遺体の処理（埋葬は除く）	(ア) 遺体の洗浄、消毒等の処理をするための労務者 (イ) 遺体を安置所等まで輸送するための労務者

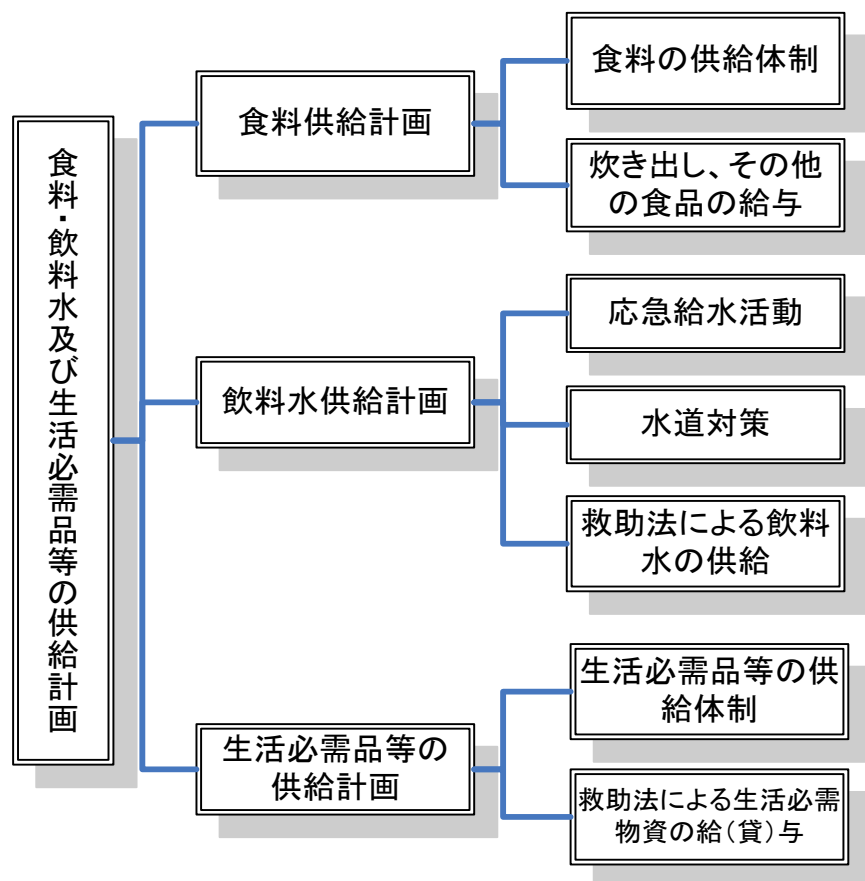
特 例 (特別基準)	上記のほか、次の場合は厚生労働大臣の同意を得て労務者の雇い上げをすることができる。 (ア) 埋葬のための労務者 (イ) 炊き出しのための労務者 (ウ) 避難所開設、応急仮設住宅建築、受託の応急修理等のための資材を輸送するための労務者

- (2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難いときは、厚生労働大臣の同意を得て期間延長ができる。
- (3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第11章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本的な考え方

災害発生直後の被災者の生活を確保するためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。



第1節 食料供給計画【総務課・産業課】

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、町を実施機関とし、県は、町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。

なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活

用する。

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省政策統括官が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

ア 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した町に引渡し、町長が供給の実施に当たるものとする。

(ア) 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、町は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。

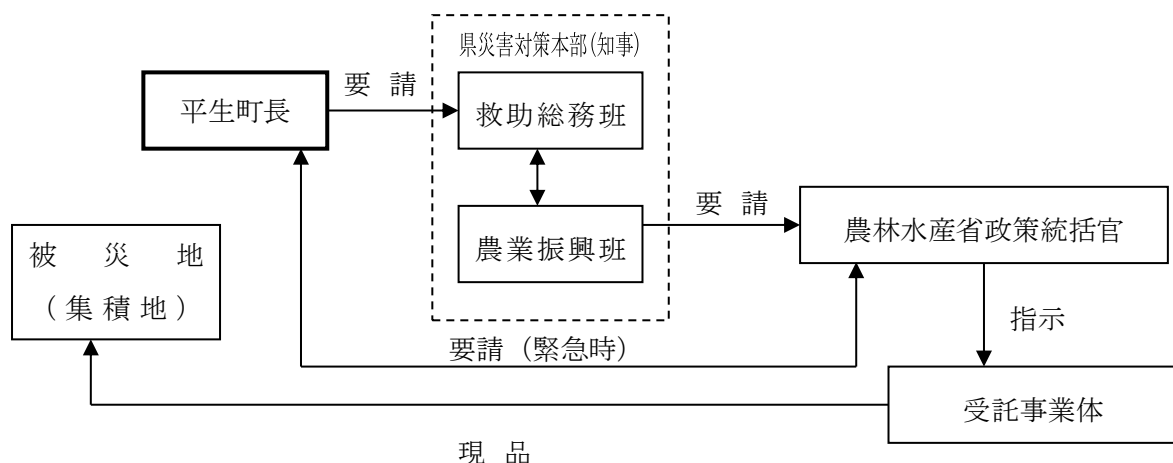
(イ) 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省生産局長に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。

(ウ) 農林水産省生産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者（原則として町長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

(エ) 知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業体より災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は町を通じ、その供給を行う。

(オ) 町長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続をとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省生産局長に直接その引渡しを要請することができる。

<災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図>



2 副食等の供給

県は、次の食料について被災市町から要請を受けたときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、町への供給措置を講じる。

- ・ パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、ベビーフード、病者用食品、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

3 食料の輸送

(1) 輸送方法

調達した食料については、実施機関である町が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、町が指定する集積地までの輸送を行う。

この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管理班に配車要求を行うものとする。

(2) 自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第2項 炊き出し、その他の食品の給与

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができず、また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず被災者は日常の食事にも困窮する。

このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

1 実施機関

(1) 救助法による炊き出し等の食品の給与は、町長が実施する。(救助法が適用された都度知事から委任)

(2) 知事は、町長から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、日赤奉仕団に応援要請を行う。

2 食品の給与措置

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者。

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。

なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、被災地の町において炊き出しの対象とすることができる。

(2) 給与の方法

ア 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で実施する。

適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。

イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。(現金、原材料等の給与は認めない。)

ウ 食品の給与は、産業給食(弁当等)によってもよい。

エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えないこと。

(3) 給与のための費用

救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。

(4) 給与の期間

災害発生の日から7日以内

ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

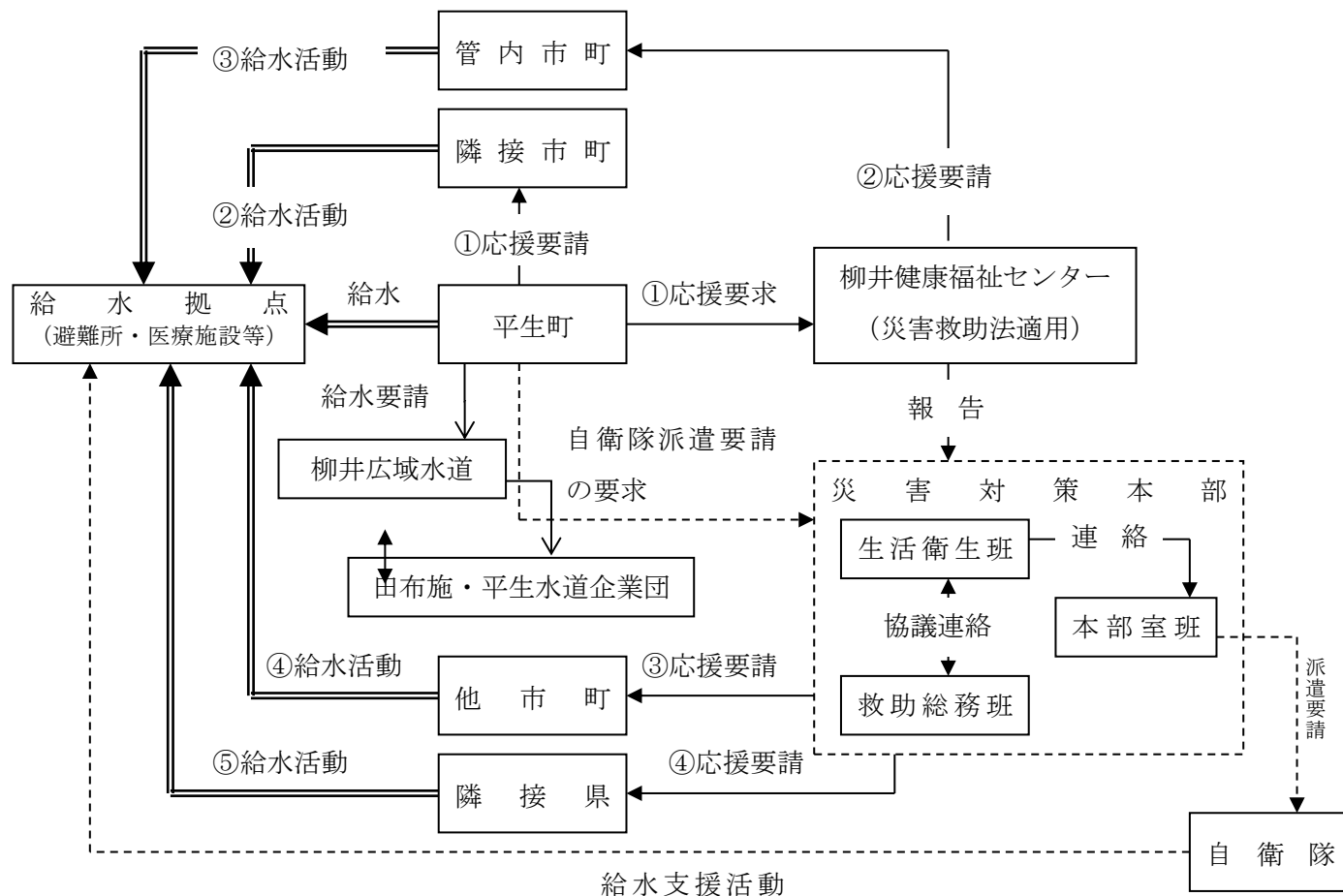
第2節 飲料水供給計画【建設課・田布施・平生水道企業団】

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。

このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第1項 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、町及び水道企業団が実施する。
- (2) 町は、被災地区の応急給水活動を円滑に実施できるよう、水道企業団と共同して対策をとるとともに、他市町村、県に対し、応援要請を行う。
また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

3 実施場所

町があらかじめ定めた場所（避難所等）を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

(1) 災害時における供給水量の基準

ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。

イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給 水 条 件	給水基準量	備 考
救助法による飲料水の供給	1人1日あたり 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	〃 14リットル	上記用途＋雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	〃 21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	〃 35リットル	上記用途＋入浴用

(2) 給水の確保

ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。

イ 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。

ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要がある時は、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。

5 給水体制

(1) 町

ア 町、水道企業団は、災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。

イ 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、水道企業団保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。

ウ 道路障害物除去が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

エ 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障がい者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

6 給水の応援要求

町、水道企業団において、飲料水の確保及び供給ができないときは、町長は、次により応援の要求を（柳井健康福祉センター（柳井環境保健所））に行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市町に行うことができるものとする。

(1) 応援要求に必要な事項

ア 供給水量（何人分又は1日何リットル）

イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）

ウ 供給地（場所）及び現地への道路状況

エ 供給を必要とする期間

オ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

ア 町長から応援要求を受けた柳井健康福祉センター（環境保健所）は、管内の市町に応援要請を行うとともに、県災害本部（生活衛生班）に報告するものとする。

イ 県災害本部（生活衛生班）は、健康福祉センター管内の市町の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

(3) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、県に対し連絡するものとする。

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

ア 町及び水道企業団

(ア) 町及び水道企業団は、水道施設設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施するものとする。

(イ) 町及び水道企業団は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講じるものとする。

(2) 給水拠点の整備

町は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備

町及び水道企業団は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

第2項 水道対策

1 水道水の緊急応援（水道法第40条）

知事は、災害発生の場合において、緊急に水道用水を補給する必要があると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命じることができる。

2 水道施設被害報告

町長・水道企業団は、水道施設が被災したときには、下記の報告を、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）を通して県生活衛生課に報告するものとする。

- ・町長・水道企業団…「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
- ・水道事業者……………「水道事故報告書」

第3項 救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図るうえで最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、町長（田布施・平生水道企業団）が実施する。（救助法が適用された都度、知事から委任）

2 飲料水供給の措置

(1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者。

(2) 飲料水供給の方法

ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。

イ 飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

(3) 給水量の基準

1人1日最大おおむね3リットル

※法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。

(4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。

ア 水の購入費

イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

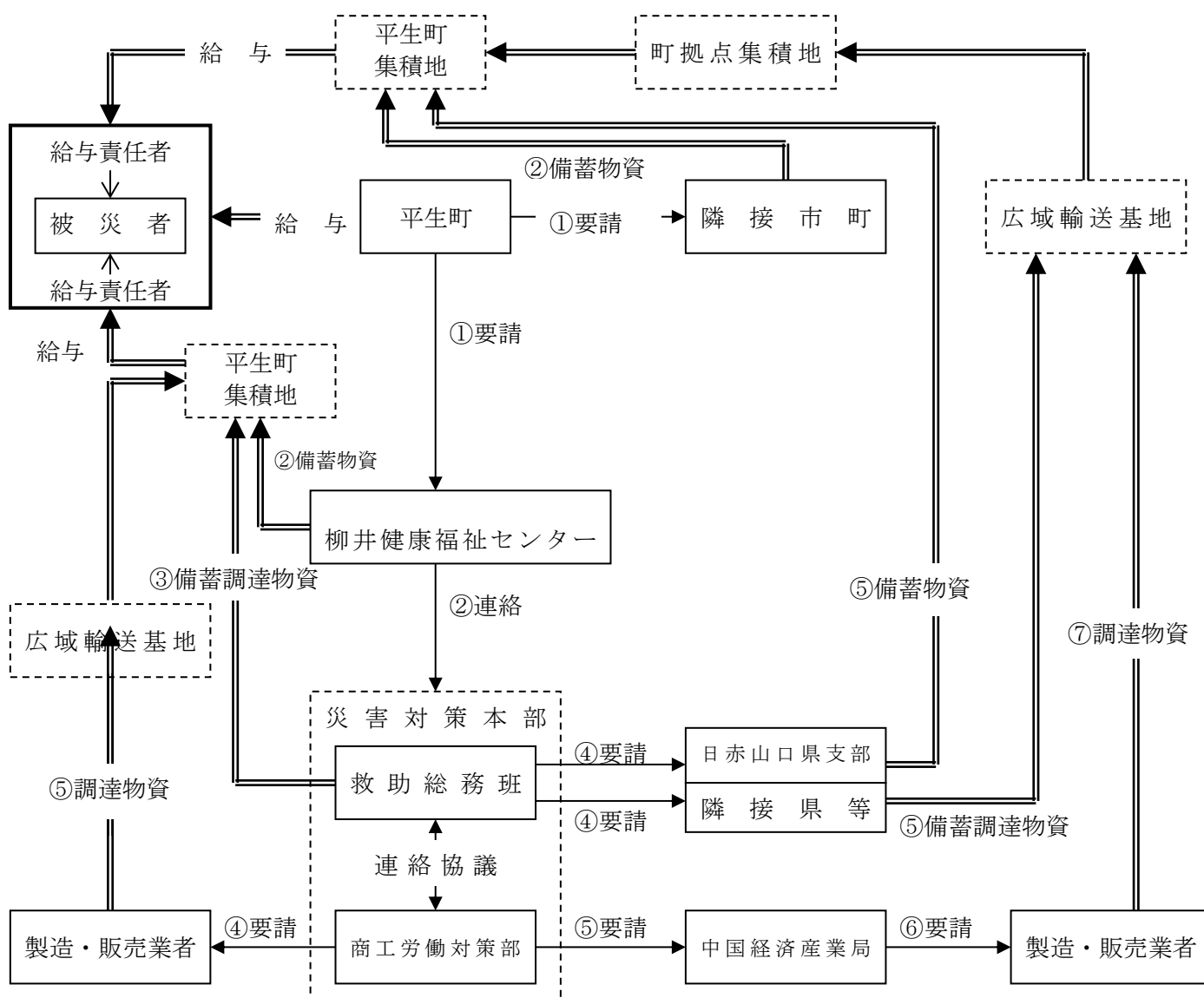
第3節 生活必需品等の供給計画【町民福祉課】

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第 1 項 生活必需品等の供給体制

生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

1 生活必需品等の調達・供給経路図



2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

ア 町は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとする。

イ 広域支援体制

(ア) 県及び町の備蓄物資をもってしても不足する場合に備えて、隣接県からの応援をより円滑迅速に進めるため、中国、四国、九州各県及び全国都道府県との間に「災害時相互応援協定」を締結している。

(イ) 前記措置をもってなお物資が不足する場合は、国に対して確保を要請するものとする。

ウ 民間業者等との協力体制

町は、災害時における物資調達について民間業者等との協力体制を確保しておく。

エ 小口・混載の救援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要なものに限定する。

(2) 法令による物資の確保調達

大規模な災害時において、救助物資の円滑な供給及び確保ができない場合で、特に必要があると認められるときは、知事は、救助法第 26 条の規定に基づき物資の生産、集荷、販売、配給保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を収用するものとする。

3 生活必需品等の給（貸）与

(1) 給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は町の定めるところによる。

(2) 被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、町長が行う。

(3) 各機関の実施内容

ア 町

(ア) 町長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（厚政課）と協議し、あらかじめ定めておく。

(イ) 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、町長が実施する。

(ウ) 町において、給（貸）与の実施が困難な場合は、町長は知事（厚政課・健康福祉センター）に応援を要請する。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

(1) 町

避難所（場所）並びに交通アクセス、連絡に便利な公共施設又は広場を災害時における物資の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、県（厚政課・柳井健康福祉センター）に連絡する。

(2) 県

ア 県（厚政課・柳井健康福祉センター）は、町が選定した地域内輸送拠点及び集積地を把握するとともに、資料の整備をするものとする。

イ 県は、他県等からの応援物資の受け入れのための広域輸送基地として、陸上6箇所（航空機離発着可能）、海上9箇所を確保している。

各基地における搬入・搬出手順等については、別に定める支援物資物流マニュアルによるものとする。

5 輸送体制

(1) 町

町長は、町の備蓄する生活必需品等の輸送、配分の方法、受け入れ配送体制について定めておくものとする。

(2) 県

ア 厚政課（健康福祉センター）は、町が指定する場所に、備蓄物資・業者調達物資を直接又は借上げた車両等により輸送する。

イ 他県等からの応援物資等は、「広域輸送基地」で引継ぎ、健康福祉センターが、ボランティア等民間人の協力を得て、町が指定する場所に輸送する。

ウ 輸送に必要な車両の確保は、経理部物品管理班に、労働者は、商工労働対策部労働対策班にそれぞれ調達を依頼する。

エ 大規模災害時には、必要に応じ、広域輸送拠点における支援物資の集配業務を民間の輸送関係業者に委託する。

第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

1 対象者

次の要件を満たす者であること。

(1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。

この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。

- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給（貸）与の方法

(1) 物資の購入計画

物資の購入については、町からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、購入計画を樹立する。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、町の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

(2) 物資の確保及び購入の措置

ア 町から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第 2 の調達除外物品（災害用物品）として救助総務班が行うものとする。

イ 物資の確保について、商工総務班が協力するものとする。

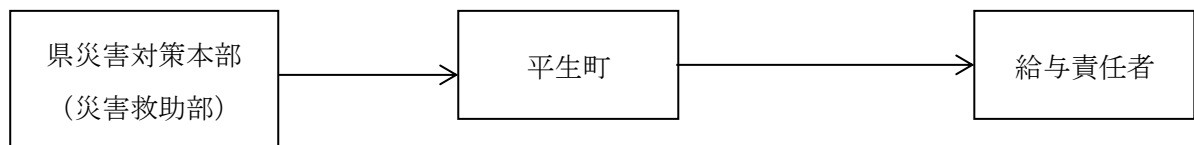
ウ 現地において調達可能な物資については、健康福祉センター所長及び町長において措置するものとする。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

ア 原則として県本部（救助総務班・物品管理班）が実施するが、町が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、町が輸送を担当することもありうるものとする。

イ 送達経路



(2) 割当及び配分

ア 知事又は事務を委任された町長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。

イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。

ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、知事又は事務を委任された町長が実施するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品 目	内 容
寝具 外衣 肌着 身回用品 炊事道具 食器 日用品 光熱材料	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団 洋服・作業衣・子供服 シャツ・パンツ等の下着類 タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類 炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類 茶わん・皿・箸等の類 石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類 マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の 8 品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

5 物資給（貸）与の期間

災害発生の日から 10 日以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了するものとする。

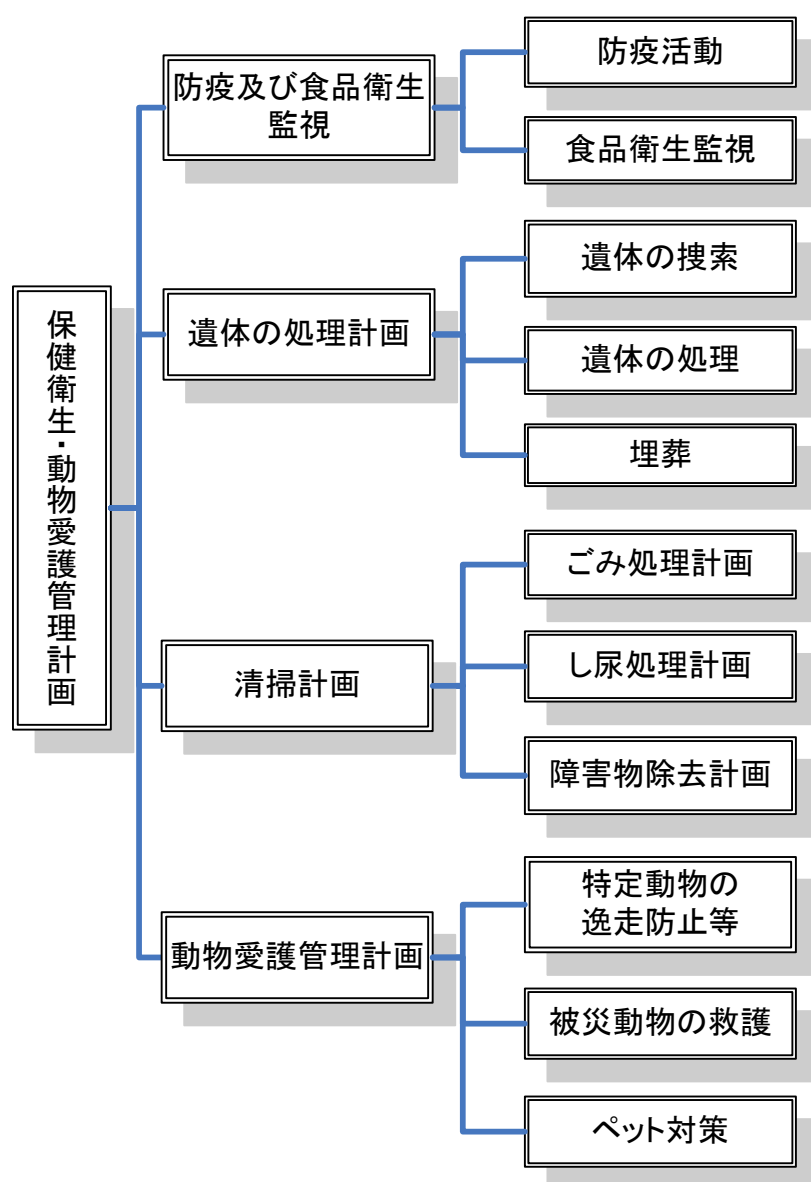
ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第12章 保健衛生・動物愛護管理計画

基本的な考え方

災害の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の発生さらには感染症や食中毒等の発生も危惧され、また、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。

被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。



第 1 節 防疫及び食品衛生監視【健康保険課・産業課】

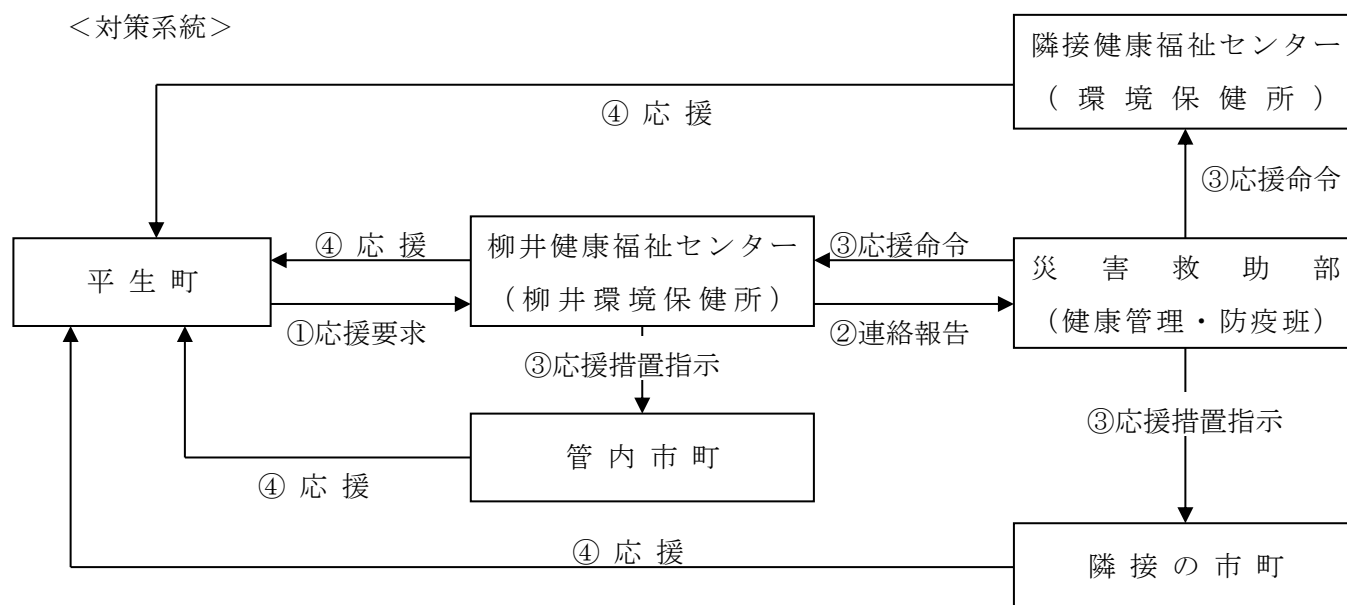
災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第 1 項 防疫活動

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき町長が実施するものであるが、町のみによることは困難であることから、町、県及び他の市町が相互に緊密な連携を取りながら防疫活動を実施する。

＜対策系統＞



1 県の防疫措置

(1) 防疫組織

災害救助部健康管理・防疫班及び健康福祉センター（環境保健所）に防疫活動を統括する医師 1 名を置くとともに、防疫班及び検病調査班を設置する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

防 疫 班	衛生技術者 1 名 ・ 事務職員 1 名 ・ 作業員 1 名
検 病 調 査 班	保健師又は看護師 2 名

防 疫 班	① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。 ⑦ 被災地域の清掃を実施する。 ⑧ 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）
検 病 調 査 班	① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域……週 1 回以上 ・避難所等……状況に応じた適切な回数 ② 被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③ 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 ④ 健康診断を実施する。 ⑤ 就業制限を実施する。 ⑥ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

2 町の防疫措置

町は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族及び昆虫の駆除等を行う。

(1) 防疫活動組織

町は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、県に準じ防疫班及び検病調査班を編成する。この場合、町の実情により、検病調査班は、防疫班と兼ねて編成することができるものとする。

(2) 防疫活動の内容

県が実施する業務内容に準じる。

3 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

(1) 防疫・保健衛生用資機材の備蓄・調達

ア 県及び町は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画をたてておくものとする。

イ 資機材の保有状況の把握

健康管理・防疫班は、毎年、町の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

4 防疫薬剤の使用

(1) 防疫薬剤の使用に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第 14 条及び 15 条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象とな

る場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

使用薬剤及び方法（参考）

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
進水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺そ剤・殺虫剤を散布する。

(2) 所要薬剤の状況把握

健康福祉センター（環境保健所）は、災害発生時の防疫活動に備えて、管内業者の薬剤在庫量を把握し、所要の資料を整備しておくものとする。

第2項 食品衛生監視

災害時には、停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、町は必要に応じて県に対し食品衛生監視班による監視指導を依頼し、食品の安全確保を図る。

1 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- (4) その他必要と判断される食品衛生指導

第2節 遺体の処理計画【健康保険課】

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく搜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図るうえで重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第1項 遺体の搜索

遺体の搜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道に許されないこと、また、被災後の人心の安定を図るうえからも必要であることから実施するものである。

1 実施機関

(1) 町

遺体の搜索は、町長において労務者を雇い上げ、日赤奉仕団の協力も得ながら搜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。

(2) 県

町からの要請に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整に当たり、搜索作業が円滑に実施できるよう努める。

(3) 警察

警備活動に付随し、町が行う遺体の搜索に協力する。

(4) 海上保安部

ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。

イ 行方不明者については、巡視船艇又は航空機を活用して搜索に当たる。

ウ 必要に応じて本部に応援を求め、搜索に当たる。

エ 町が行う遺体搜索に協力する。

2 搜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この搜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者の被災場所が対象となるものである。

3 遺体の搜索期間

(1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 上記期間内の搜索が困難と思われるときは、知事は厚生労働大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行うものとする。

4 費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

(1) 借上費又は購入費	搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接搜索作業に使用したものに限る。
(2) 修繕費	搜索のために使用した機械器具の修繕費
(3) 燃料費	機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

1 遺体処理の内容

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

- (2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

- (3) 検案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、医師等により行う。

2 遺体処理の方法

- (1) 実施機関

ア 町長

遺体の処理は、町が行う。

- (ア) 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

救護班により行う。

- (イ) 遺体の収容及び一時保存

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等）に遺体収容所を開設し、収容する。

この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等の設備をする。

- (ウ) 警察、海上保安部による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

- (エ) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

イ 県

救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。

- (ア) 遺体収容所へ救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置（町が実施する業務）を行う。

このため、救護班の医療活動と検案との業務の仕訳等についてあらかじめ整理しておく。

- (イ) 町の行う遺体の輸送を含む全般的事項について、町及び関係機関と必要な連絡調整を行う。

- (ウ) 警察の協力を得て、行方不明者の搜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

ウ 日赤山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打切ることができないときは、知事は厚生労働大臣に対し、期間の延長（特別基準）を協議する。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案に要する費用

- (ア) 通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。

- (イ) 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。

ア 遺体の身元が判明している場合

- (ア) 県内の他の市町に漂着した場合

町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

- (イ) 他の県内の市町に漂着した場合

漂着地の市町において処理されるものとし、その費用については、救助法 35 条の規

定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していない場合

- (ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取扱うものとする。
- (イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第3項 埋葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

1 実施機関

- (1) 遺体の埋葬は、町が実施する。
- (2) 県は、町が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

2 埋葬の方法等

(1) 埋葬の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡したものに限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、まだ、葬祭が終わっていない者も含まれる。）

イ 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

- (ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
- (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
- (ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
- (エ) 埋葬すべき遺族がいなかったり又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

(2) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（町長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 町は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場

に送付する。

イ 町は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上引き渡す。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は土葬とする。

イ 身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年令、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。

警察は、町に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

(4) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないときは、知事は、厚生労働大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議する。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となるものは次に掲げるものとする。

ア 棺（付属品を含む）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む）

ウ 骨つぼ及び骨箱

エ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

(6) 体制の確保

町は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

3 広域火葬計画

(1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、広域火葬を実施するものとする。

(2) 処理体制等

ア 大規模災害時には多数の埋葬を必要とすることから、県、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

イ 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき、市町と連携した広域的な埋葬（火葬）に必要な対応を行うほか、埋葬業者、その他事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行うとともに、搬送体制の確立を図るものとする。

ウ 町は、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

エ その他の事項は、1 及び 2 を準用する。

第 3 節 災害廃棄物等処理計画【産業課・建設課・熊南総合事務組合】

地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。このため、災害廃棄物の処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

第 1 項 廃棄物処理計画

1 実施機関

(1) 町

被災地域の廃棄物等の処理は、町長が実施する。

(2) 県（環境生活部廃棄物・リサイクル対策課）

ア 被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、災害廃棄物処理清掃対策に関する技術援助を行う。

イ 健康福祉センター（環境保健所）相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整、指示を行うとともに、あらかじめ町と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておくものとする。

ウ 他県の応援を必要とする場合に備え、所要の体制を整備するものとする。

エ 県は、関係団体の応援を必要とする場合に備え、協力体制の確立及び機材等の所有状況等所要の資料を整備するものとする。

2 災害廃棄物等の種類及び特性

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがあり、その種類及び特性に応じた処理が必要となる。

災害廃棄物		内 容	特 性
よ 災 っ 害 て に	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	不燃物	分別することができない細かなコン	リサイクル不可、適正処理

		クリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	リサイクル不可、適正処理
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	リサイクル可能
	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など	リサイクル可能
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	腐敗性のため基本的には、リサイクル不可、可燃物として適正処理（町の施設では困難）
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは適正処理（町の施設では困難）
	廃船舶	災害により使用できなくなった船舶	リサイクル可能 リサイクル不可能なものは適正処理（町の施設では困難）
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等	適正処理（町の施設では困難）
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、マットレスなどの市町の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど	適正処理（町の施設では困難）
	土砂及び津波堆積物等	水害等で発生する土砂のほか、海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	有害物などを含まない状態でリサイクル可能 有害物が混入している場合は適正処理
	思い出の品等	写真、位牌、賞状、貴重品等	返還を想定した回収、保管管理
生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど	
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町・関係業界から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿	適正処理

3 災害廃棄物等の発生量の推定

災害廃棄物等の種類別発生量については、次の指標を用い推計する。

(1) 災害廃棄物発生量

項 目	計算式、パラメータ等
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物量＝（全壊・焼失棟数）×1棟あたり床面積×床面積あたりの廃棄物発生量
床面積あたりの廃棄物発生量	木造：0.6 トン／㎡、非木造：1.0 トン／㎡ 火災による焼失：0.23 トン／㎡
津波浸水ごみの1棟あたりの廃棄物発生量	116 トン／棟
1棟あたり平均床面積	木造：118 ㎡／棟、非木造：329 ㎡／棟

(2) 津波堆積物発生量

項 目	計算式、パラメータ等
津波堆積物発生量	津波浸水面積×平均津波堆積高×堆積重量換算係数
堆積重量換算係数	1.10～1.46 トン／㎡

(3) 災害廃棄物の種類別内訳比率

項 目	水害、液状化 揺れ、津波	火 災	
		木 造	非木造
可燃物	18%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	65%	20%
コンクリートがら	52%	31%	76%
金属	6.6%	4%	4%
柱角材	5.4%	0%	0%

(4) 避難所から発生する生活ごみ量

項 目	計算式、パラメータ等
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×一人1日平均排出量
一人1日平均排出量	生活系ごみ収集量／収集人口

4 処理体制の整備

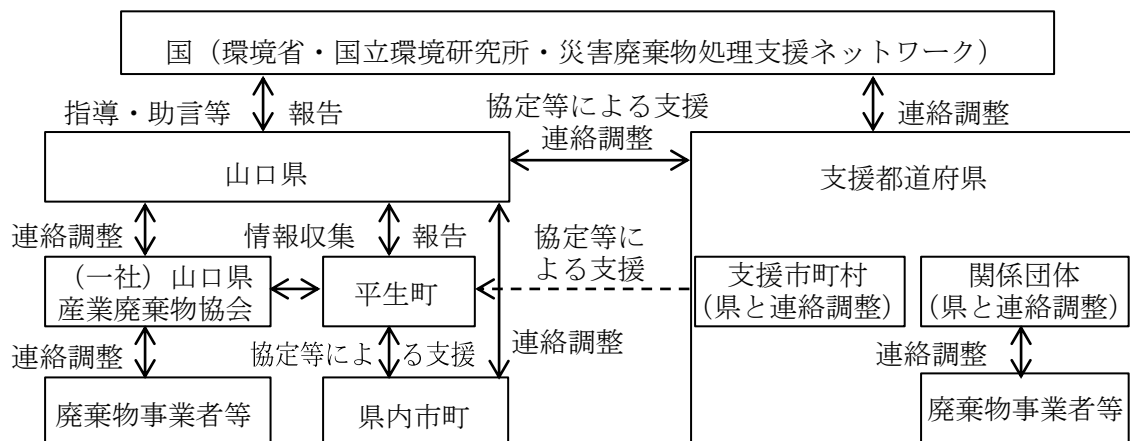
- (1) 町は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県、国関係機関等から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、町は、あらかじめ、民間の廃棄物処理関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じておくものとする。

なお、被害が甚大で、町が自ら処理することが困難であり地方自治法第252条の14の規

定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。

(2) 対策系統



(3) ごみ処理場

ごみ処理場	対象	所在地	電話
熊南総合事務組合	不燃物	平生町大字曾根 433 番地の 3	57-0530
周東環境衛生組合清掃センター	可燃物	柳井市南浜四丁目 5 番 13 号	22-2270

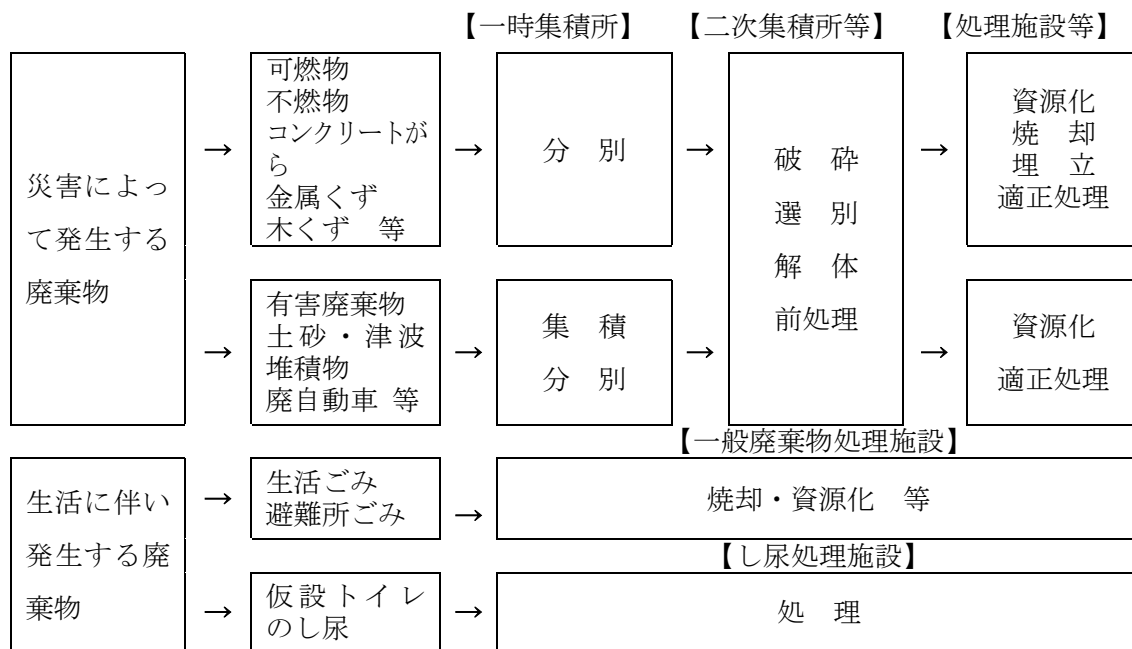
5 災害廃棄物の処理対策

(1) 処理計画

被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、町は災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、具体的な処理方針や処理計画を決定し、緊急度等を勘案して、迅速かつ適切な処理を実施する。

(2) 処理フロー

災害廃棄物等の収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により迅速かつ適切に行う必要がある。また、処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。



(3) 収集運搬体制

ア 一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ 収集運搬体制の編成基準

種 別		数 量	備 考
運搬車（トラック）		1 台	一班で1日20戸を処理する。
作業員		8～10人	
所要器具	スコップ	作業員相応	
	とびロ		
	手ミ		

(4) 仮置場（一次集積所・二次集積所）の選定・確保、仮設焼却場の設置

ア 焼却施設が被災することもあり、廃棄物の集積場所及び処理場の確保を図る。

その際、必要な広さを有し、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、仮置場（一次集積所）とするなどの対策を講じる。

項 目	計算式、パラメータ等
面積	集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）
集積量	災害廃棄物等の発生量－処理量
処理量	災害廃棄物等の発生量÷処理期間
見かけ比重	可燃物：0.4トン／m ³ 、不燃物：1.1トン／m ³
積み上げ高さ	5m以下が望ましい
作業スペース割合	0.8～1

イ 災害時には、粗大ごみ、不燃ごみをはじめ、多様な廃棄物が大量に排出されると考えられることから、町は災害廃棄物の迅速かつ適切な分類・処理・処分に必要な仮置場（二次集積所）の確保や仮設焼却場の設置等の方策を講じる。

ウ 仮置場（一次集積所・二次集積所）の選定にあたっては、主に下記の点に留意する。

分類	留 意 点
仮置場（一次・二次集積所）全般	1 候補地は、以下の点を考慮して選定すること。 ①公園、グラウンド、廃棄物処理施設、港湾等の公有地（町有地、県有地、国有地等） ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ） ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 ※ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所、応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。 2 仮置場の候補地については、できる限り土壌汚染の有無等を事前に把握すること。 3 特に田畑等を仮置場として利用する場合は、環境上の配慮が必要となること。 4 津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要があること。 5 二次災害のおそれのない場所であること
一次集積所	1 被災地内の公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定すること。 2 住民やボランティアによる持ち込みがあることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要があること。 3 初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した資料を配布・共有しておく。
二次集積所	1 災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定すること。 2 災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とすること。 3 災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、搬入路の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮すること。 4 搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とすること。 5 グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要であること。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と原状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。

エ 必要機材、人員

災害廃棄物等の発生量や仮置場の状況に応じて、必要な重機や人員を積算する。

(5) 環境対策

町は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(6) 倒壊家屋等の解体・撤去

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記初動対応終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

(ア) 町は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な

処理を行う。

- (イ) 県は、町の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、町の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、県はこれらの者が廃棄する処理物に係る処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

ウ 倒壊家屋等の解体撤去に必要な機材及び人員（1班編成）

種 別	数 量	備 考
大 型 ダ ンプ 車	6	(1班の1日の作業量 192 トン) ※ 次の条件による作業の場合 (1) 搬出場所が往復1時間の場所にある (2) 積み込み作業に10分間を要する (3) 大型ダンプの積載量が4t (10t ダンプ×40%) とする。 (4) 稼働時間を8時間とする。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バ ッ ク ホ ー	1	
作 業 員	3	

※機材には運転手及び操作員付きである。

(7) 有害性・危険性廃棄物

町は、有害性・危険性がある廃棄物を業者引取ルート of 整備等の対策を通じて適正に処理する。

区分	項 目		収集方法	処理方法
有害物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却
	塗料、ペンキ			焼却
	廃乾電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	電気店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯		自治体で有害ごみとして収集	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル		販売店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤（シンナー等）		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ		引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー等		使い切ってから排出する場合は、穴を開けて燃えないごみとして排出	破碎

	消火器	購入店、メーカー、廃棄物 処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイ クル
感染性 （家庭） 廃棄物	使用済注射器針 使い捨て注射器等	指定医療機関での回収（使 用済注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立

(8) 土砂及び津波堆積物廃棄物の処理

町は、水害に伴う土砂や津波堆積物の取扱いについて、悪臭などにより人体や生活環境への影響が懸念されるヘドロを優先して処理を進める。

(9) 思い出の品等の取扱い

町は、写真や位牌、賞状等の所有者にとって価値のある思い出の品等については、町で保管・管理・返却を行うとともに、貴重品・有価物については警察に届け出る。

(10) その他

ア 死亡獣畜処理

(ア) 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

(イ) 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（健康福祉センター（環境保健所））の指示により処分するものとする。

イ 放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取り扱いについては、他のごみ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。

このため、これの処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。

6 一般廃棄物の処理施設の復旧

町は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが予想される。

このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

町内の防災地区のし尿処理は、町が実施する。

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、以下の指標で推計する。なお、正確な数値が判明しない場合は、一人1ヶ月

約 50 リットルとして計算する。

項 目	計算式、パラメータ等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×一人 1 日平均排出量 ＝（仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口） ×一人 1 日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	〔水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）〕× 断水率× 1／2
非水洗化区域し尿収集人口	し尿収集人口－避難者数×（し尿収集人口／総人口）
一人 1 日平均排出量	し尿収集量／し尿収集人口

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(4) 町及び県は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。

項 目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の一人 1 日平均排出量／収集頻度
仮設トイレの容量	400 L とする。
収集頻度	3 日／回

注意事項

- ・立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。

- ・迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。

(6) 要配慮者への配慮

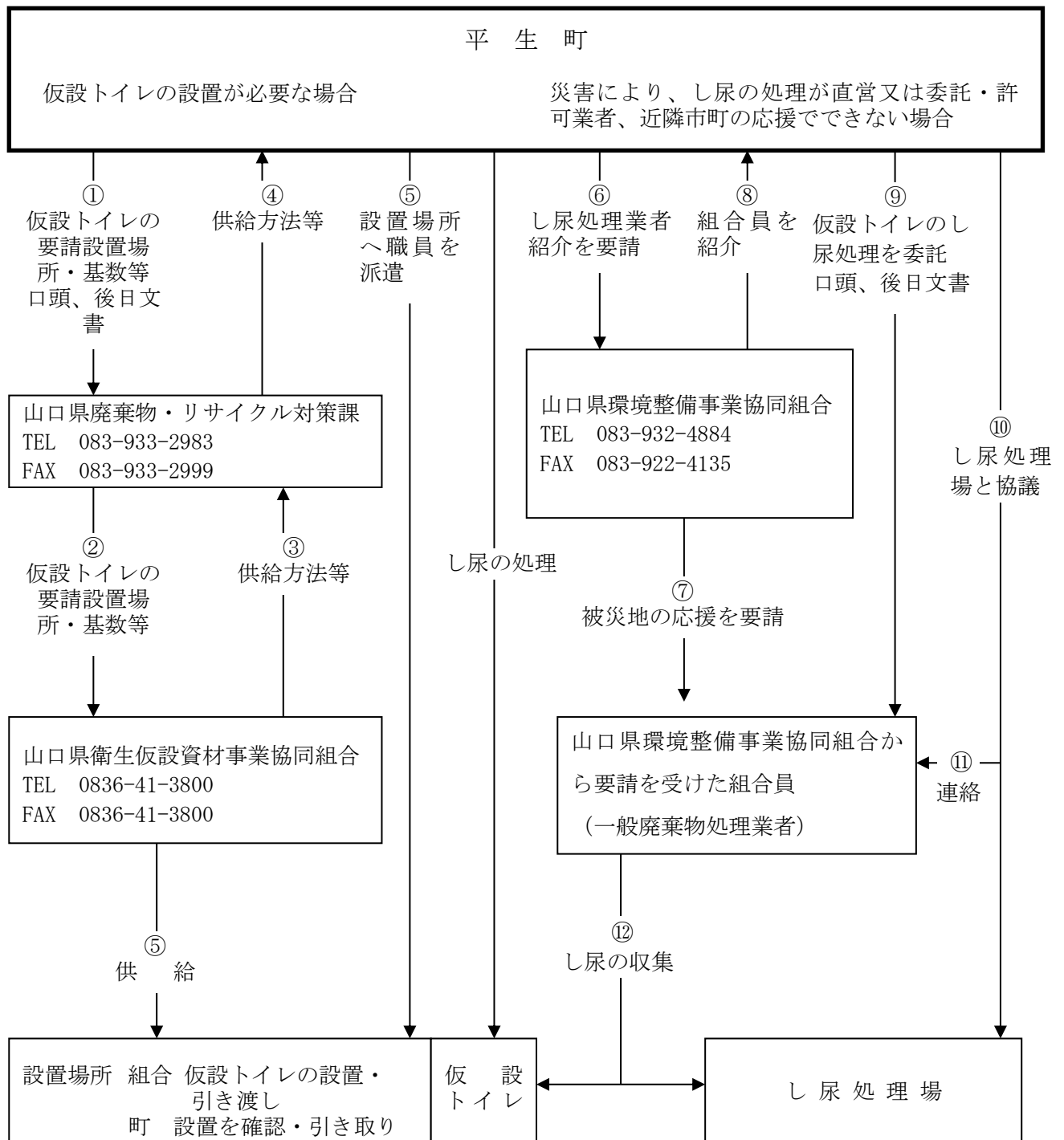
仮設トイレの設置等については、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

4 処理体制の整備

- (1) 大規模災害発生時においては、町の処理機能が停止することも想定されることから、町は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。

災害時における仮設トイレの供給要請等連絡体制



5 処理対策

- (1) 避難所、空地等の仮設便所のし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。

また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2) し尿処理班の編成

運搬車 (バキュームカー1.8トン)	作業員	1日処理戸数	備考
1台	3人	30戸	

(3) 大規模災害発生時には、当該市町の処理機能は、マヒすることを前提に、処理体制を構築しておくものとする。

第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

(1) 実施機関

ア 救助法が適用された災害による障害物の除去は、町長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

イ 県は、大規模災害発生の場合は、被害も広域、甚大となることから、関係機関との連絡調整をし、除去活動が円滑に実施されるよう努める。

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者。

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況（被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別）、町

民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

(ア) 町長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県（救助総務班）、隣接市町からの派遣を求めるものとする。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図るものとする。

(4) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から 10 日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、厚生労働大臣に対し特別基準（期間延長）の協議を行うものとする。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第 62 条の規定に基づき、市町が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、県、町、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に、緊急障害物除去路線については、優先的に実施する。

機関名	対 策
町	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。
県 (土木建設対策部)	出先機関、町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
警察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力するものとする。
国土交通省 中国地方整備局	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

機関名	対 策
西日本高速道路株式会社	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(2) 河川・港湾、漁港関係障害物除去計画

機関名	対 策
町	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建設対策部) (農林水産対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、海上保安部に連絡するなどの措置をとる。
国土交通省 中国地方整備局	所管する河川について、県・町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。
海上保安部	海難船舶又は漂流物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 汚物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第4節 動物愛護管理計画【産業課】

災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。

被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要がある。

また、近年のペットブーム等を背景に、ペットが「コンパニオンアニマル（伴侶動物）」と呼ばれ、単なる愛玩でなく家族の一員あるいは人生のパートナーとして心の支えとする人も多い。

こういった情勢のなか、ペットの同行避難を想定し、避難所におけるペットの避難対策を考慮する必要がある。

第1項 特定動物の逸走防止等

災害時には、逸走した特定動物により、人の生命、身体又は財産に危害を加えられるおそれがある。

このため、特定動物の逸走防止等を図り、人への危害の防止を徹底する。

第2項 被災動物の救護

災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。

このため、町は県、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

1 実施機関等

原則、飼い主とする。

2 飼い主の責務

飼い主は逸走した動物が飼い主のもとに帰ることができるようにするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うよう努める。

第3項 ペット対策

大規模災害時には、ペットが飼育者の管理下から離れ、逃走した場合、衛生面や安全面で大きな問題になることから、犬・猫等のペットについては同行避難が望ましい。

一方、避難所生活においては、様々な人が集まってくるため、ペットを家族の一員とする飼育者への支援とペットによる人への危害防止、避難所等での臭いや鳴き声、動物アレルギーの人への対応など、避難所においてのペットの取り扱いを事前に決めておく必要がある。

1 避難所におけるペット受け入れの決定

ペットの受け入れは、災害の程度や避難所の状況によって条件が変わり、各避難所に応じた柔軟な対応が望まれるため、避難者の要望を聴いた上で受け入れの可否を決定するものとする。

2 避難所におけるペット対策の考え方

ペットの飼育・管理は飼育者が全責任を負う事を基本とし、避難所生活が長期化することが予想される場合は、避難所ごとにペットを飼育するルールづくりを行うこととする。

(1) 収容場所の決定

避難所の敷地（学校のグラウンドの端や軒下等）の一角を収容スペースとする。

(2) 給餌等、世話に関するルールの決定

ア 飼育者の届出・・・飼育者の住所、氏名、動物の種類・数・特徴等

イ 飼育ルール決定・・・指定された場所・方法で飼育する。排泄場所や苦情対応のルール

3 飼い主の義務

飼い主は、災害発生時に同行避難した場合、他の避難者へ迷惑とならないよう、平常時からペットのしつけ及び健康管理を適切に行うと共に避難用具の備蓄を行うものとする。

(1) 飼い主の明示

迷子となったペットを探す場合や保護された時に有効となる個体識別情報（迷子札・鑑札・マイクロチップ）を付ける。

(2) しつけ

避難時に他の避難者へ迷惑をかけないようにキャリーバッグやケージに慣らしておくとともに、無駄吠えをしない、トイレなどの基本的なしつけを行う。

(3) 健康管理

感染症予防のため、ワクチン・狂犬病予防注射・ノミやダニなどの寄生虫駆除を行う。

(4) ペット用避難具の確保

7日分のペットフードや水・キャリーバッグ・ケージ等を準備しておく。

(5) ペットの預け先の確保

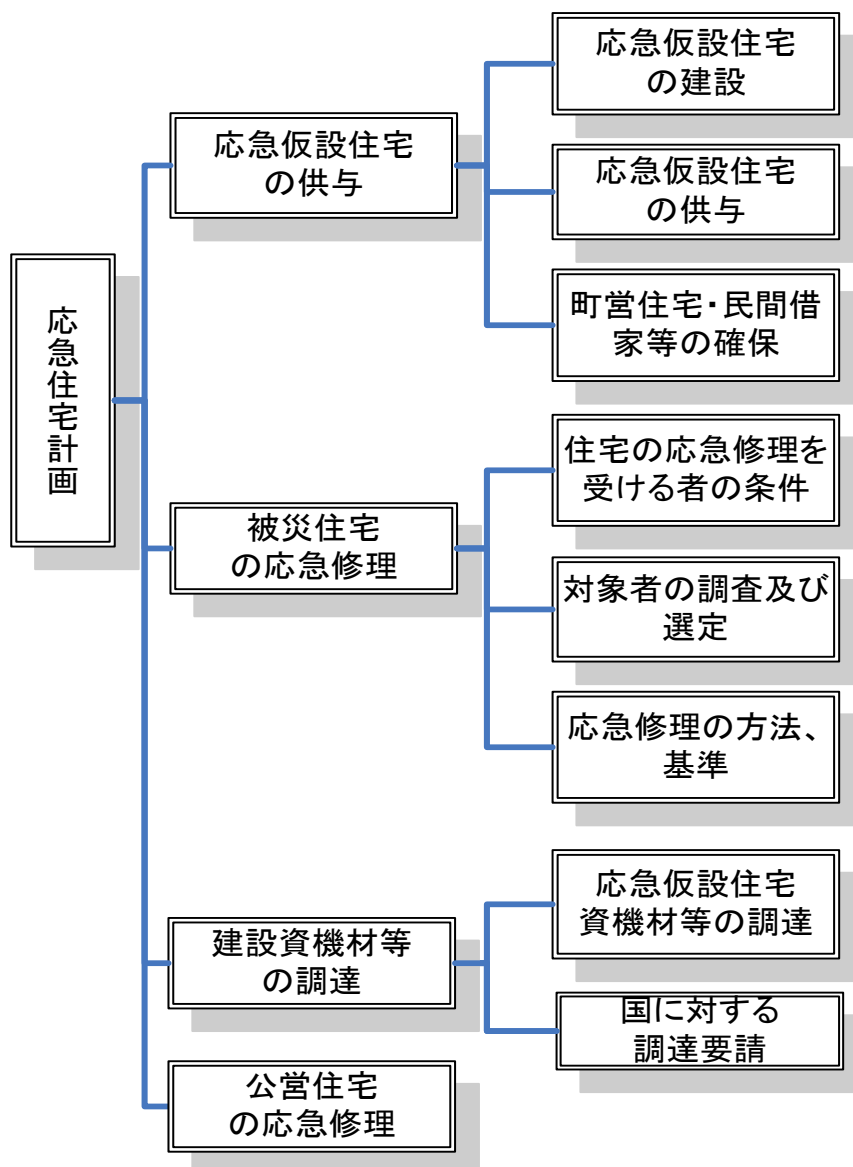
親戚、友人など緊急時の預け先を確保する。

第13章 応急住宅計画

基本的な考え方

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理支援、建設資材の調達、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。



第 1 節 応急仮設住宅の供与【建設課】

第 1 項 応急仮設住宅の建設

1 供与の目的

災害のため、住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた町長）は、救助法により応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件

- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等
- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産がない失業者
- ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯
- エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障がい者
- オ 特定の資産がない小企業者
- カ 上記に準ずる経済的弱者等

- (3) 災害時に、現実には救助法適用市町に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

3 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、町長に委任して実施する。

4 建設場所の選定

- (1) 建設場所の選定は、原則として町が行い、公有地等を優先して建設敷地を決定する。

なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と町との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。

- (2) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能なことから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第 22 条）

5 建設方法

- (1) 応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。
- (2) 応急仮設住宅は、県が建築業者に請負わせて建設する。

- (3) 県は、町において建設することが適当と認めたときは、町に対し応急仮設住宅設計図書を示すものとする。
- (4) 応急仮設住宅の建設に関して、(社)プレハブ建築協会の協力を求めるに当たっては、同協会との協定書に基づいて行うものとする。
- (5) 応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

6 建設基準

(1) 延べ床面積

1戸当たりの床面積は、29.7 m²を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

(2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。

入居予定者の状況によって、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮する。

(3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

(4) 高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

7 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。

8 建設期間

(1) 災害発生の日から 20 日以内に着工する。

(2) 災害の状況により、20 日以内に着工できないときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 対象者及び入居予定者の選定

(1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、町長が行う。

(2) 入居資格については、第1項の2「応急住宅に収容するり災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者世帯に配慮すること。

(3) 町長は、民生児童委員の意見を聴くなどり災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

(4) 入居者の決定は、町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

2 応急仮設住宅の管理

(1) 県（厚政課）が町に委託し、町長が公営住宅に準じて維持管理する。

(2) 供与期間

供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。

第3項 町営住宅・民間借家等の確保

被災者の生活安定を図るうえで住居の確保は、最も重要であることから、県及び町は、積極的に公営住宅・民間借家の確保に努める。

1 公的住宅の確保

- (1) 町営住宅の確保に努める。この場合、他の市町、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県に対しても、住宅の確保、提供を要請する。
- (2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。
- (3) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続等について、あらかじめ定めておくものとする。

なお、この場合において、高齢者、障がい者等に配慮するものとする。

ア 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び平生町営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

- ア 入居期間は、原則として1年以内とする。
 - イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。
 - ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。
 - エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。
- イ 被災者か否かは、原則として町が発行する当該災害に係る災証明書等により行う。
- ウ 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

2 民間住宅の確保

- (1) 被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として借上げる必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。
- (2) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

3 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障がい者等要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理支援【建設課】

第1項 住宅の応急修理支援を受ける者の条件

災害発生によって、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。
(対象者としては第1節第1項2に準ずる。)

第2項 対象者の調査及び選定

町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、町が発行する災害証明書に基づき県が選定する。場合によっては、町に選定事務を委任する。

第3項 応急修理の方法、基準

1 応急修理の方法等

- (1) 町長が、建設業者に請負わせるか又は町直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、町内関係団体の協力及び県が締結している山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会との協定に基づき提供される業者名簿の活用等により行う。
- (2) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)に限るものとする。
- (3) 他の者が行う応急修理は排除しない。
 - ア 家主が借家を修繕する場合
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合
 - ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合

2 修理の期間

- (1) 災害発生の日から1カ月以内に完成させるものとする。
- (2) 1ヶ月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、厚生労働大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。

第3節 建設資機材等の調達【建設課】

第1項 応急仮設住宅資機材等の調達

- 1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体((一社)プレハブ建築協会) 及び (一社) 全国木造建設事業協会等) の協力を得て調達する。
- 2 用材の確保については、県災害対策本部農林対策部林務班が、災害救助部及び、土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体((一社) 山口県木材協会) 又は生産工場を通じて確保する。

第2項 国に対する調達要請

第1項、第2項によってもなお資機材が不足する場合は、国に対して資機材の調達を要請するものとする。

第4節 公営住宅の応急修理【建設課】

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。

公営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであること。

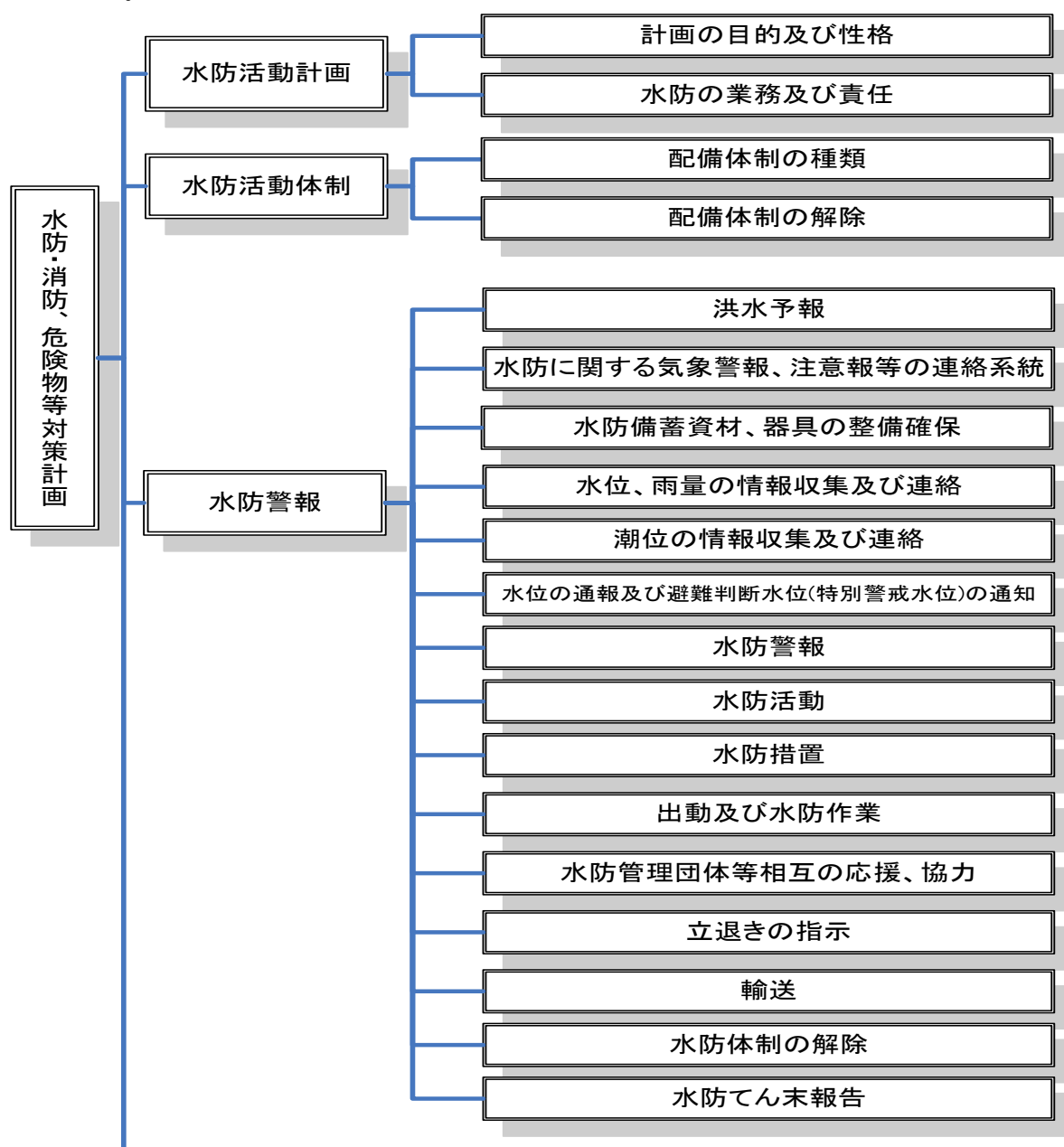
第14章 水防・消防、危険物等対策計画

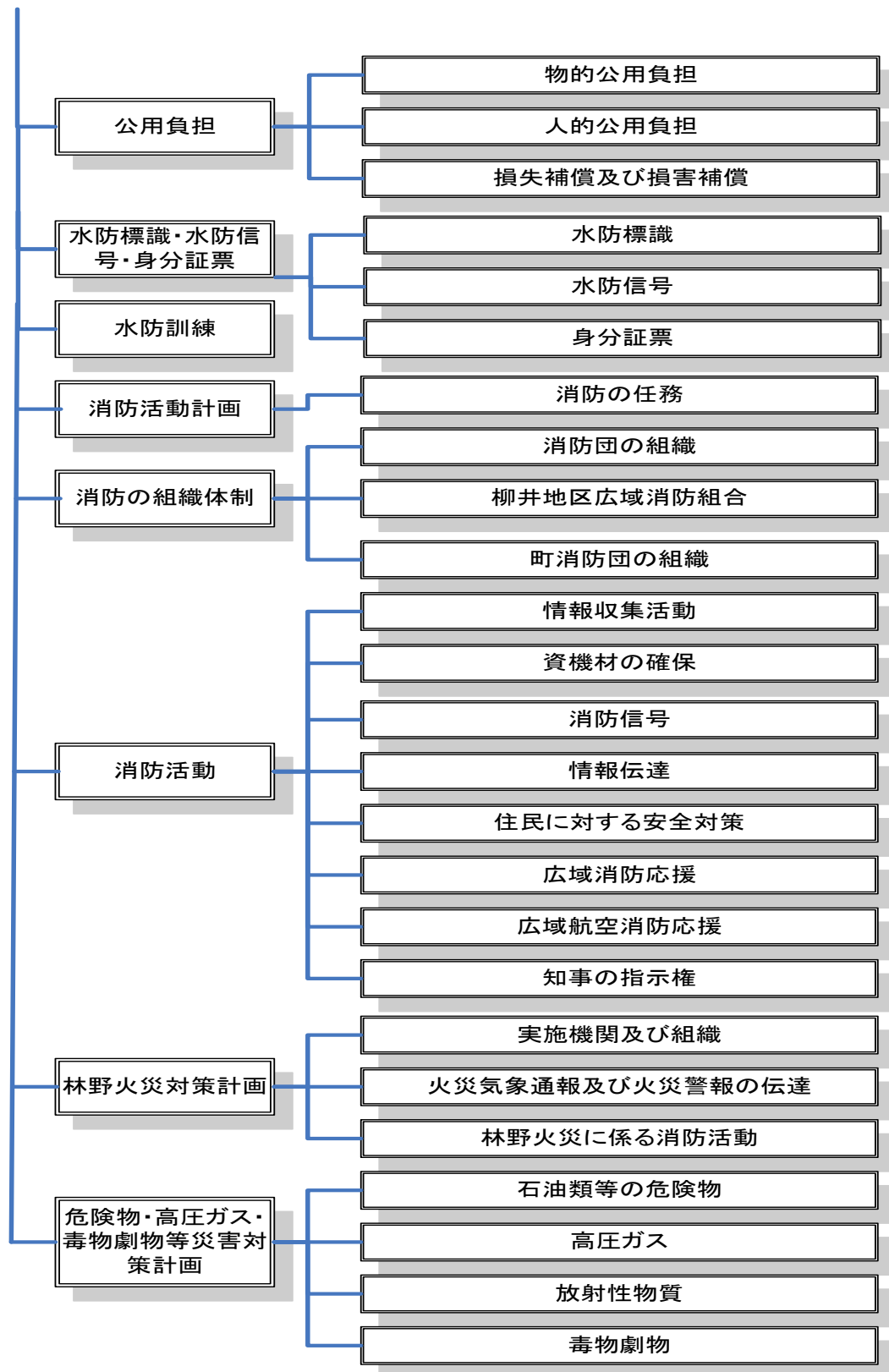
基本的な考え方

災害発生時の災害応急対策として、常備消防・非常備消防の組織を中心とした活動も非常に重要となる。洪水又は高潮を想定した水防団活動については、消防団がその任務を担うこととなり、消防団活動と一体のものとして考えていく必要がある。

また、事故や災害に伴うケースを想定した危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保について必要な対策を講ずる必要がある。

このため、その被害を最小限に抑えるため、水防・消防及び危険物にかかる応急対策活動について定める。





第 1 節 水防活動計画【建設課・総務課】

町域における洪水又は津波・高潮による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するため、水防管理団体である町の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基

準等を明確にし、災害時における水防機能が円滑に遂行されるよう体制を作っていく。

この章で定める水防計画は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく町地域防災計画の一部であるとともに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく水防計画として位置づけられるものである。

この章において、「法」とは水防法をいう。

第 1 項 計画の目的及び性格

1 目的

この計画は、平生町における洪水・高潮・津波による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため町の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統、水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑を期するため、定めたものである。

第 2 項 水防の業務及び責任

1 水防管理団体（水防法第 2 条）

町は、水防管理団体として、水防の第一次責任を有する。

2 水防関係職員の責務

水防関係職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自発的に登庁し、所定の配備につくように努めなければならない。

3 県（法第 3 条の 6）

県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川（洪水予報河川）を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位（情報）周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。また、緊急の際の立ち退きの指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市町が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位（情報）周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

4 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

5 消防団

町内において水防活動を実施するため消防団が水防団としての役割を担う。

水防団の組織及び命令系統は、消防団に準ずるものとする。

6 气象台（法第 10 条、第 11 条）

気象等の状況により、洪水のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所及び知事に通知する。また、知事が気象庁長官と協議して指定した河川について、知事と共同して洪水予報を行う。これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

7 居住者等の水防義務（法第24条）

町内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関（市の消防組合、消防署、消防団並びに消防職員及び消防団員の養成機関をいう。以下この計画において同じ。）の長が、水防のためにやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

第2節 水防活動体制【建設課・総務課】

第1項 配備体制の種類

水防に関する職員の配備体制は、第3編第1章「応急活動計画」を準用する。（P128 参照）

第2項 配備体制の解除

気象警報・注意報が解除されるなど、配備体制の原因がなくなったときは、配備体制を解除する。ただし、町長が継続配備の必要を認めて指示した場合を除く。

第3節 水防警報【建設課・総務課】

第1項 水防に関する気象警報、注意報等の連絡系統

水防に関する気象警報、注意報等の連絡系統は、第3編第3章「災害情報の収集・伝達計画」及び第2編第5章第1節「災害情報の収集、連絡体制」及び通信を準用する。

第2項 水防備蓄資材、器具の整備確保

1 水防資器材

（注） 資料編・水防用輸送設備・備蓄器具資材一覧表

2 備蓄器具、資材の補充

備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充又は修理し、緊急水防時に支障のないよう留意するものとする。

3 備蓄器具、資材の応援

町長は、緊急水防を要する他の市町から器具、資材の応援を求められ、その必要を認めたときは、器具及び資材の応援流用を行うものとする。

4 水防用備蓄器具、資材の基準及び備蓄

下表は指定水防管理団体の水防用備蓄器具及び資材の基準であるが、町の場合は、これに準じて水防器具資材を準備するものとする。

品 名	数 量	品 名	数 量
く わ	20 丁	杭（長 さ 5 m）	20 本
つ る は し	5 丁	杭（長 さ 3 m）	40 本
掛 矢	5 個	杭（長 さ 2 m）	80 本
鋸	20 本	ロ ー プ	550 kg
お の	5 個	ブ ル ー シ ー ト	200 枚
ス コ ッ プ	35 丁	鎌	100 挺
ハ ン マ ー	7 個	1 1 番 鉄 線	50 kg
ペ ン チ	5 個	1 4 番 鉄 線	30 kg
土 の う 袋	2,200 俵	照 明 用 具	若干

5 民間水防資材の確認

出水期において、町長は、あらかじめその区域内において水防用資機材を保有する業者、店舗等の所在、保有状況等の調査を把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意するものとする。

第3項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

町は、柳井土木建築事務所より雨量、水位等の情報を集め、随時状況を把握する。

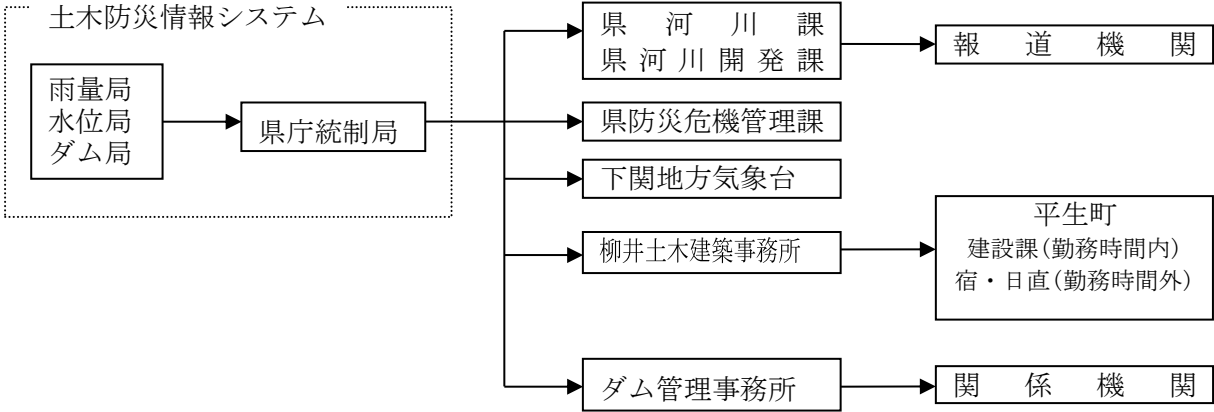
2 土木防災情報システムによる情報の提供

雨量、水位の情報は、土木防災情報システムを通じて、町、関係機関、報道機関及び住民に提供される。

3 雨量、水位の連絡系統

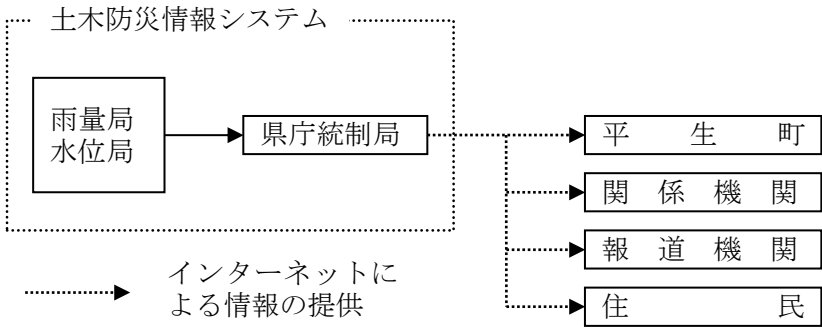
気象情報、水防警報の通知のあったとき、又は、降雨の状況により、通報水位、通報雨量に達するおそれがあるときは、柳井土木建築事務所等の関係者と連携を密にし、その変動に注意しなければならない。

雨量、水位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



4 雨量、水位の情報連絡系統

雨量、水位の情報連絡系統は、次の図のとおりとする。

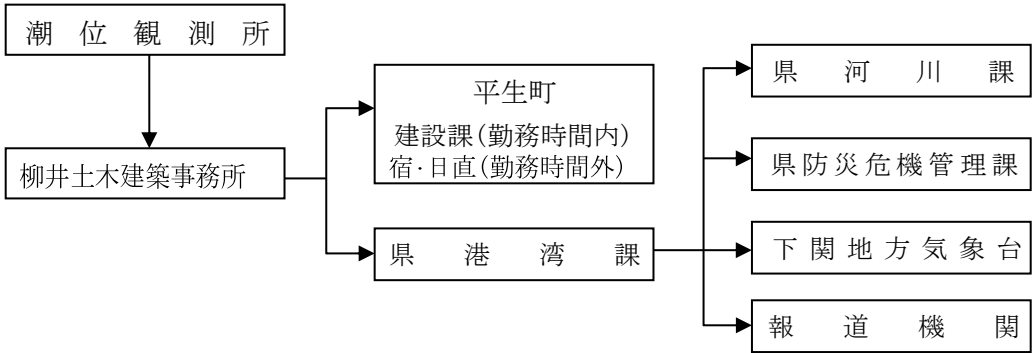


第4項 潮位の情報収集及び連絡

1 潮位の観測

気象情報の発表又は潮位の異常が認められるときは、状況、風向、風速等及び潮位等を観測し、柳井土木建築事務所等の水防関係者と連絡を密にし、その変動に注意しなければならない。

2 連絡系統



第5項 水位の通報及び避難判断水位(特別警戒水位)の通知

1 水位の通報（法第12条第1項及び第2項）

(1) 水防団待機水位（法第12条第1項）

水防管理者、国又は県は、水防団待機水位を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。

(2) はん濫注意水位（法第12条第2項）

国又は県は、はん濫注意水位を超えるときはその水位の状況を公表する。

(3) 県が行う通報及び公表

水位の連絡系統については、第3節第4項「水位、雨量の情報収集及び連絡」の3及び4による。

なお、報道機関への通知は、はん濫注意水位に達したときに必要に応じて行う。

2 避難判断水位の通知（法第13条で規定される特別警戒水位）

(1) 水位情報の内容

国土交通省又は知事は、それぞれ指定した河川（水位情報周知河川）について、避難判断水位を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

(2) 県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）

県が指定する河川について、避難判断水位を定め、河川の水位がこれに達したときは関係市町長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知する。

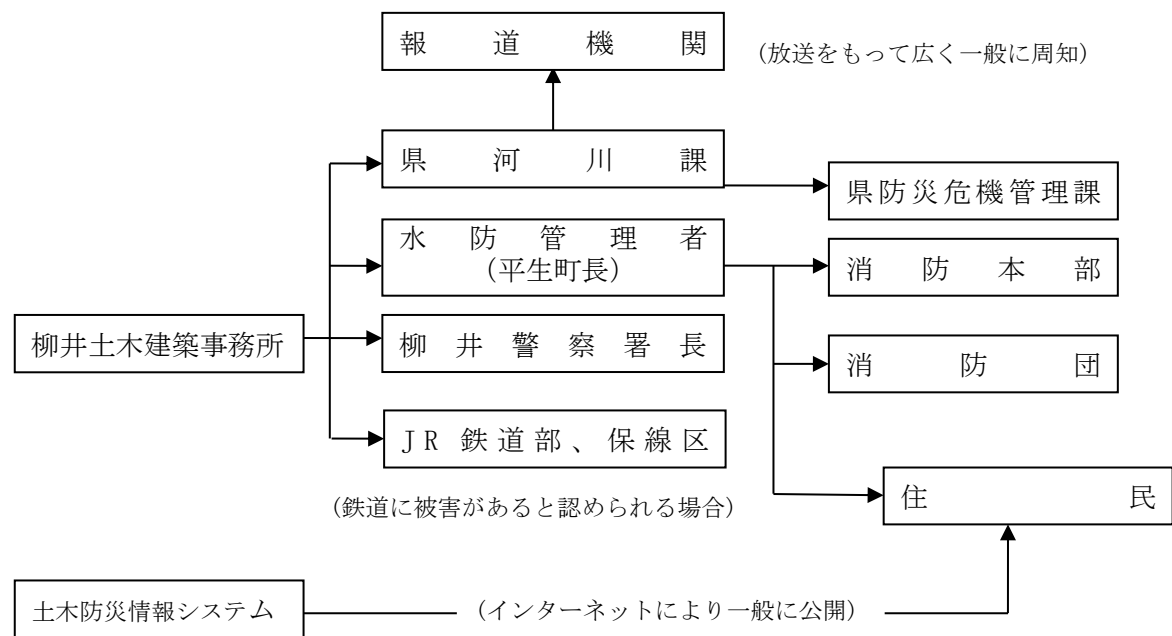
＊避難判断水位は、避難指示等の発令判断の目安となる水位をいう。

(ア) 水位情報周知河川

水防警報を発する指定河川から洪水予報を行う河川以外は、避難判断水位（特別警戒水位）を定める河川とする。

(イ) 避難判断水位（特別警戒水位）の伝達

避難判断水位（特別警戒水位）の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



(3) 避難判断水位（特別警戒水位）の伝達方法

柳井土木建築事務所長は、避難判断水位を通知するときは、水防警報用紙をFAX及び電子メールで町に送信した後、町に情報提供した旨を電話連絡する。一般加入回線が途絶えている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達する。

第6項 水防警報【建設課】

国土交通大臣又は知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

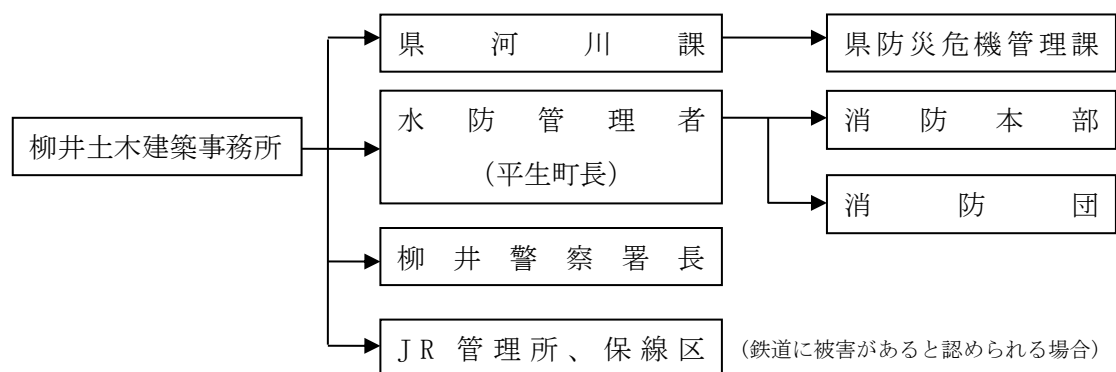
1 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）

(1) 河川及び海岸の指定

知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定する。

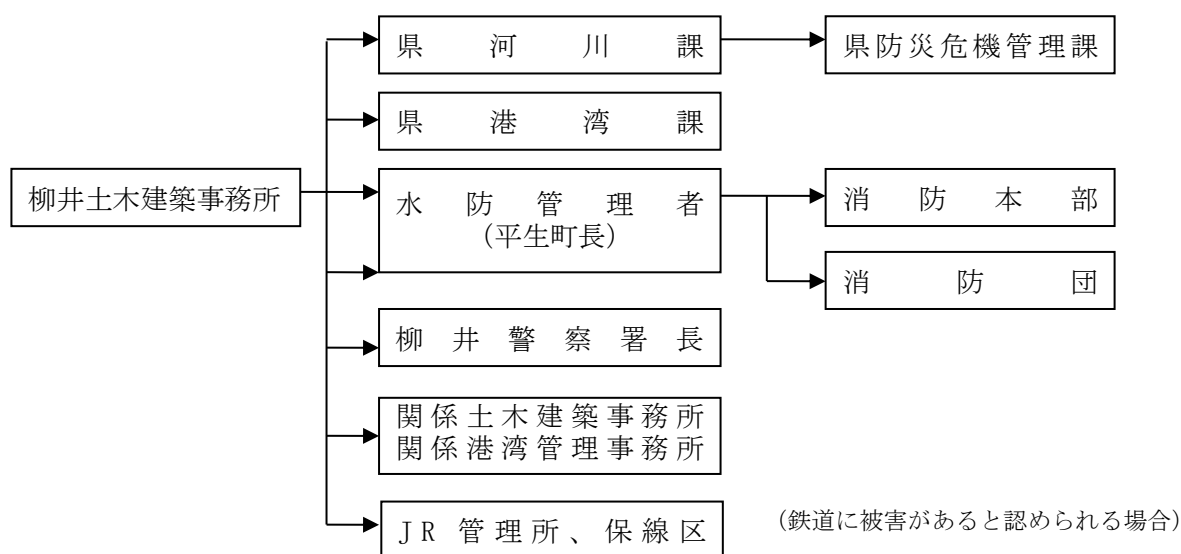
知事が発する水防警報において、柳井土木建築事務所長が管理する河川及び海岸については、柳井土木建築事務所長が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を県河川課に報告する。

(2) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



※この系統図は、国土交通大臣が発する水防警報を受けた場合に準用する。

(3) 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図



(4) 水防警報の伝達方法

柳井土木建築事務所長又は周南港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、水防警報用紙をFAX及び電子メールで町に送信した後、町に情報提供した旨を電話連絡する。一般加入回線が途絶している場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達する。

(5) 水防警報の種類、内容及び発令時期（知事が発する水防警報）

ア 河川について

種類	内容	発令時期
待機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの	気象、河川状況等からみて必要と認められるとき。 特別な事情のない限り、発令しない。

種類	内容	発令時期
準備	1 水防資機材の点検、整備 2 逆流防止水門、溜池等の水門の開閉準備 3 河川、その他危険区域の監視 4 水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの	河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇し警戒水位に達するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 水防作業の実施等のため、水防要員の出動を通知するもの	1 河川の水位がはん濫注意水位に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 2 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの	出水の状況を通知するとき、又は災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの	1 河川の水位がはん濫注意水位以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 2 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。

イ 海岸について

種類	内容	発令時期
準備 準備	1 陸閘の閉鎖 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮注意報・警報が発表された直後又は高潮発生が予想される12時間程度前に発令する。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民の避難誘導 5 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発令する。

解除	水防活動の終了を通知するもの	気象状況等により、高潮のおそれが無くなったとき。

- (6) 水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）（法第 12 条）水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位（通報水位）及びはん濫注意水位（警戒水位）を定める。

2 水防警報の発表形式

（例） 水防警報第〇号山口県柳井土木建築事務所発表

〇〇水位観測所の水位は、〇時〇分現在〇・〇〇メートルに達しました。
 1時間に〇センチメートルくらいの割合で上昇しています。
 水防機関は、出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。

第7項 水防活動

1 重要水防箇所

本章で定める重要水防箇所は、資料編のとおりである。

資料編【災害危険区域】・重要水防箇所及び予定避難場所

2 排水ポンプ場、水門、排水門等の操作

(1) 点検、整備

排水ポンプ場、水門、排水門の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に出水期には、点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意する。

(2) 防潮水門・排水ポンプ場の運転

防潮水門及び排水ポンプ場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水ポンプ場の運転を行う。

このほか、津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖する。

3 水門、排水門、陸閘の操作

- (1) 逆流防止のために設けられた水門、排水門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作要領に基づき操作を行う。河川や海岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時で水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖する。

- (2) 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は、河川の水位がはん濫注意水位に達したとき、高潮対策の場合は、高潮注意報が発表されたときを原則とする。

- (3) 津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出ている人の避難誘導を優先し、津波警報発表から津波の到達予想時刻までに 1 時間以上の時間的余裕がある場合に陸閘を閉鎖する。

4 貯水池等の監視

- (1) ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について通報水位を定めておく。
- (2) ため池管理者は、異常洪水による貯水状況、老朽危険箇所、漏水等に注意し、必要に応じてため池の警戒操作に当たるとともに、水防管理者（町長）と協議して、土のう積み、余水吐切開、ポンプによる排水、その他必要な措置をとる。
- (3) 水防管理者（町長）は、必要な措置の状況等を柳井農林事務所長に通報する。

第8項 水防措置

1 常時警戒

水防管理者（町長）又は消防機関の長は、巡視員を設け、随時河川、海岸及び堤防等を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、該当河川、海岸及び堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

2 非常警戒

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたときから警戒を厳にし、水防警報区域及び重要水防箇所に掲げる区域、既往の被災箇所の巡回、監視を行い異常を発見したときは、直ちに柳井土木建築事務所長に通報する。

3 警戒区域の設定（法第21条）

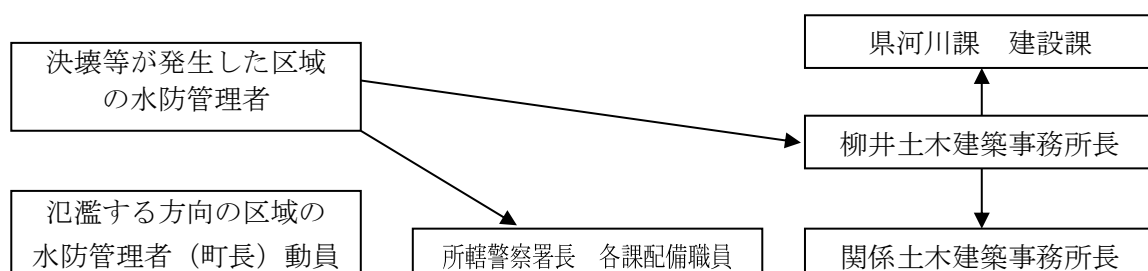
水防管理者（町長）は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその地域から退去を命ずることができる。

4 警察官の派遣要請（法第22条）

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 決壊の通報（法第25条）

水防管理者（町長）は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに次の図により関係者に通報する。



第9項 出動及び水防作業

1 出動

水防管理者（町長）は、次の場合に直ちに、水防要員（職員・消防団員）を出動させ、警戒配置につかせるとともに、適当な水防作業を行う。

- (1) 出動を要する水防警報が発せられたとき。
- (2) 河川等の水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。
- (3) 堤防の異常を発見したとき。
- (4) 風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予想されるとき。
- (5) 津波による被害が予想されるとき。

2 水防作業

水防管理者（町長）は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(1) 非常事態の通報及び措置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者（町長）は、直ちにその旨を柳井土木建築事務所長及びその他関係ある機関、はん濫のおそれのある方向の隣接区域の水防管理者に通報するとともに、水防作業を実施しなければならない。

(2) 水防作業の実施要領

洪水に際して、堤防に異常の起きる時期は、滞水時間によることはもちろんであるが、水位がはん濫注意水位を突破する前後であることが多い。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起きる場合が多く、水位 7～8 割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても直ちに警戒を解いてはならない。

作業を実施するに当たっては、堤防の組織材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料が、その付近で得やすい工法を施工することが必要である。

工法はその選定を誤らなければ、1 種類の工法を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、ときには数種の工法を併施してはじめてその目的を達成する場合があるため、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を逐次施工し、極力水害の防止に努めなければならない。

第10項 水防管理団体等相互の協力

1 水防管理団体相互の協力

水防管理団体が、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲で作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。従って隣接水防管

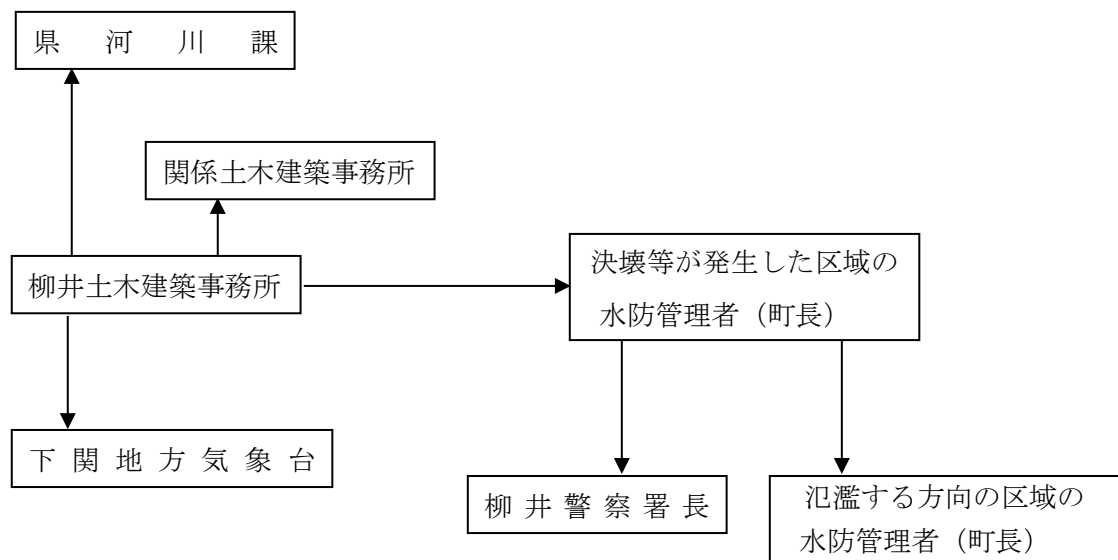
理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。

2 河川管理者の協力

河川管理者中国地方整備局長及び山口県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- ② 関係者に対する決壊・漏水等の通報

〈連絡系統図〉



- ③ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ④ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ⑤ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑥ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第11項 立退きの指示

1 避難

避難のための具体的な措置は、第2編第7章に定めるところによる。

2 立退きの指示（法第29条）

洪水、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事及びその命を受

けた県職員又は水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。

第12項 輸送

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第3編第9章「緊急輸送計画」に定めるところによる。

第13項 水防体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、水防管理者（町長）はその旨を関係機関に周知する。

第14項 水防てん末報告

水防管理団体（町）が水防活動を行ったときは、水防活動終了後5日以内に柳井土木建築事務所を経由して、県河川課経由で知事に報告する。

第4節 公用負担【各課共通】

水防法に定める公用負担については、次のとおりとする。

第1項 物的公用負担（法第28条）

水防管理者（町長）又は消防機関の長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- 3 車両、その他の運搬用機器の使用
- 4 工作物、その他の障害物の処分

第2項 人的公用負担（法第24条）

水防管理者（町長）又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その地域の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

第3項 損失補償及び損害補償（法第28条、第45条）

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第28条及び第45条に規定するところによる。

第5節 水防標識・水防信号・身分証票【各課共通】

第1項 水防標識（法第18条）

水防のため出動する優先通行車両の標識は、次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第2条）



- (1) 標識の大きさは、縦15cm、横21cmとする。
- (2) 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
- (3) 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

第2項 水防信号（法第20条）

知事の定める水防に用いる水防信号は、次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第3条）

種 類		発信の方法	警鐘による場合	サイレンによる場合		
警 戒 信 号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの		○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○ー	約15秒 休止	約5秒 ○ー
出 動 信 号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの		○ー○ー○休止 ○ー○ー○休止 ○ー○ー○	約15秒 ○ー	約5秒 休止	約15秒 ○ー

総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの	〇ー〇ー〇ー〇休止 〇ー〇ー〇ー〇休止 〇ー〇ー〇ー〇	約 30 秒 約 5 秒 約 30 秒 〇ー 休止 〇ー
避難信号	必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 〇ー 休止 〇ー

- (1) 信号は、適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。
- (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第3項 身分証票（法第49条）

水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に、携帯提示する身分証票は次のとおりである。

（表）

（裏）

第 号	水防法抜粋
水防公務証	（資料の提出及び立入）
所属	第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
職氏名	2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第1項の規定により立入りをする者であることを証明します。	
年 月 日発行	
平生町長 印	

第6節 水防訓練【建設課・総務課】

指定水防管理団体（町）は、法第35条に定めるところにより、毎年1回以上訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行うものとする。

この水防訓練は、県及び町地域防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えない。

第7節 消防活動計画【総務課・消防組合】

第1項 消防の任務（消防組織法第1条）

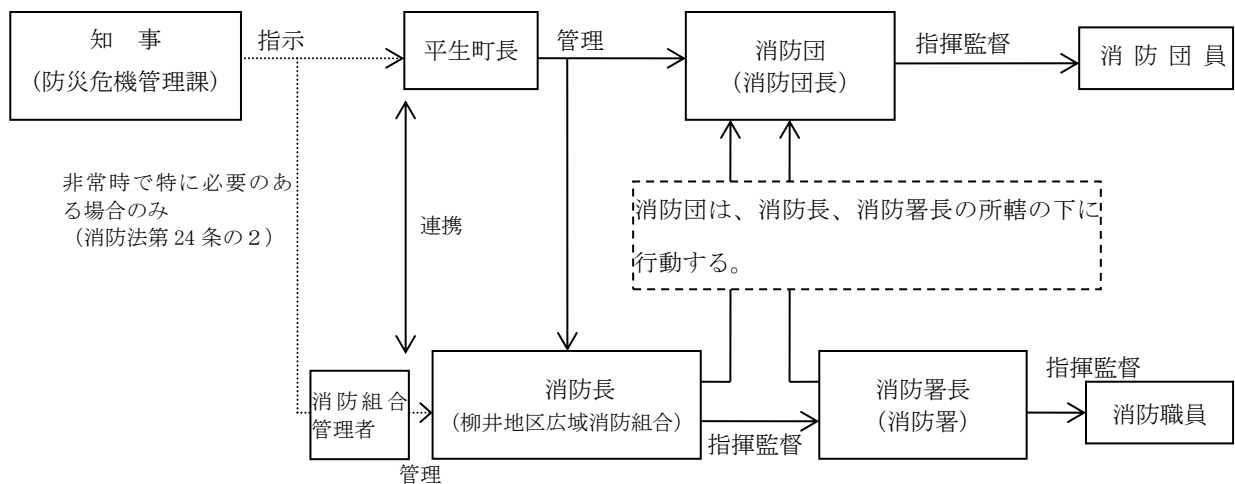
消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

- 1 消防の実施責任者は、町長である。
- 2 大災害等の非常事態においては、知事は町長及び消防長に対し、災害防ぎよの処置に関し必要な指示をする。

第8節 消防の組織体制【総務課・消防組合】

第1項 消防団の組織

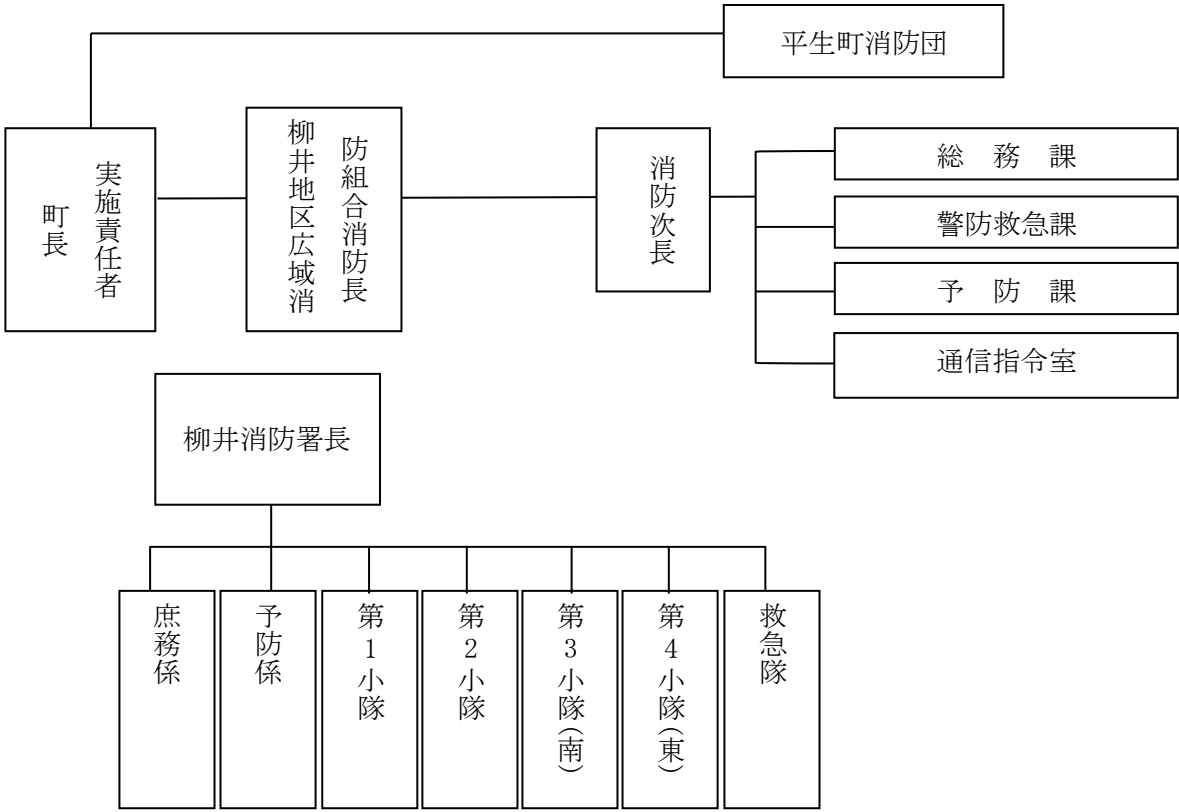
- 1 町消防機関の系統及び県との関係（消防組織法第7条）



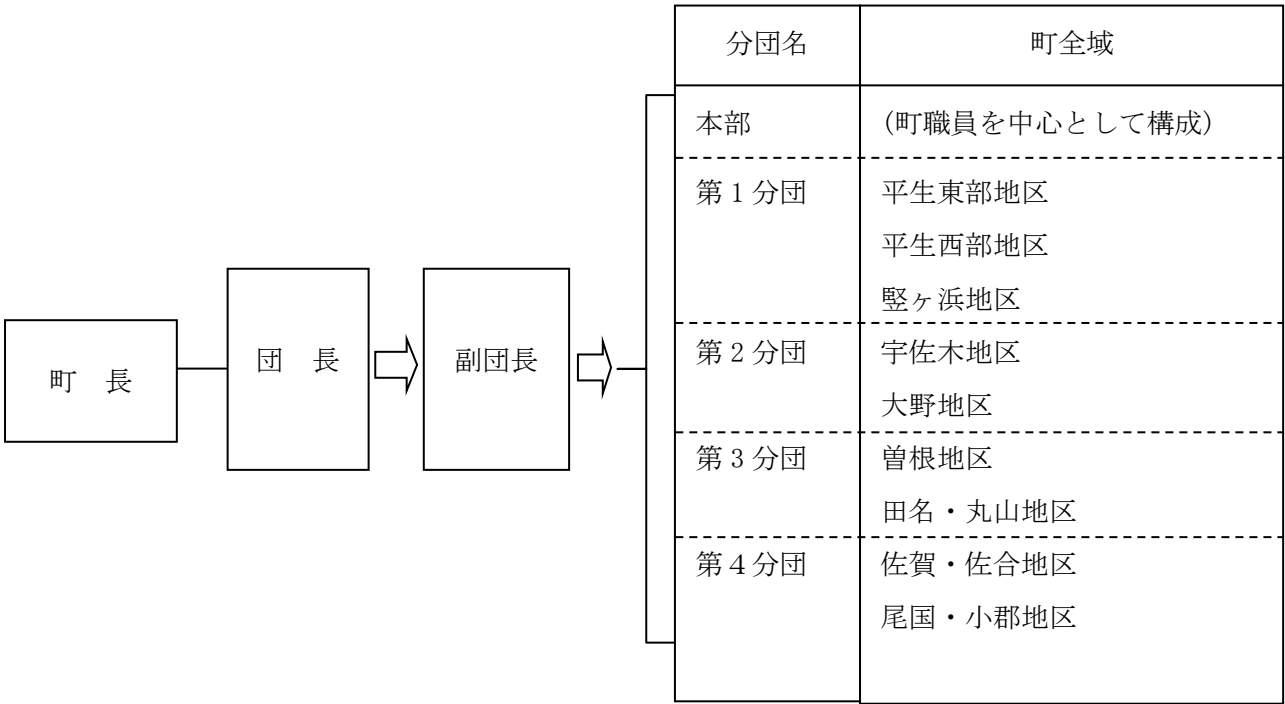
(注) 災対法関連規定

- 1 災害対策基本法第72条の規定に基づく知事の指示権
- 2 同法第58条の規定に基づく町長の出動命令（消防機関）

第 2 項 柳井地区広域消防組合



第 3 項 町消防団の組織



第9節 消防活動【総務課・消防組合】

第1項 情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、町、消防組合は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

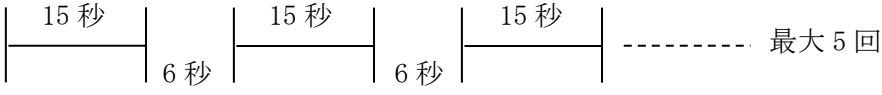
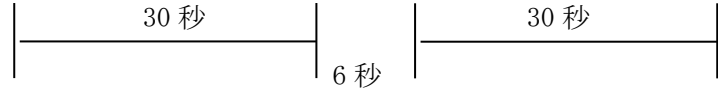
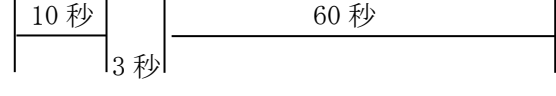
初期情報	中期情報
・火災の発生場所、程度、延焼方向 ・大規模救助、救急事象の発生場所及び程度 ・付近の消防水利の有無 ・進入路確保の状況 ・その他必要事項	・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ・消火活動の見通し ・交通混雑による通行不能箇所及び状況 ・住民の避難状況及び避難者の動向 ・危険物、高圧ガス等の漏洩・流出及び火災危険の状況 ・その他必要事項

第2項 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める。

- 1 資機材の配置状況
- 2 必要資機材等の種別
- 3 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- 4 資機材等の調達先（協力先）の状況
- 5 資機材等の使用期間

第3項 消防信号（柳井地区広域消防組合）

サイレン吹鳴形式	
建物火災	
山林火災	
警報発令	
警報解除	

（注1）建物火災 （1） 柳井地区・・・先着消防隊指揮者の判断で吹鳴

（2） その他の地区・・・消防組合覚知（119番）後、即吹鳴

（注2）山林火災 全地区、先着消防隊指揮者の判断で吹鳴

（注3）警報発令 津波警報、火災警報発令の場合吹鳴

第4項 情報伝達

1 関係機関への伝達

（1） 消防組合は、大規模な火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について関係機関（県、警察署、隣接市町村）に対し速やかに伝達するものとする。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

2 応援要請必要時の情報連絡

第6項「広域消防応援」参照

第5項 住民に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり、住民の安全確保対策が必要となる。

また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制措置も必要となることから、消防機関は、以下の対策を講じるものとする。

1 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

(1) 火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防職員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大きく、かつ火災が発生したならば付近住民の人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災発生警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

(2) 消防警戒区域の設定

消防職員、消防団員又は警察官（消防職員又は消防団員が現場にいないとき又は消防職員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、住民の生命又は身体の危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

(3) 設定・表示要領等

ア 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。

イ 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。

掲示板による標示には、立入り禁止の旨と実施責任者（災害対策本部が設置された場合は町長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。

ウ 警戒区域には、関係者以外の者の立入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

2 避難指示

火災の延焼拡大、危険物等の漏洩、流出、爆発等の危険が予想される場合において、住民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難指示、誘導を実施する。

(1) 一般的な避難判断基準

ア 火災

(ア) 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想されるとき。

(イ) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。

イ 危険物の流出

(ア) 危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が生じるおそれがあるとき。

ウ ガス等の漏洩

(ア) 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の人的被害が予想されるとき。

(2) 町長等の避難指示

第6章第1節「避難指示」参照

(3) 避難所・避難誘導

避難対策については第6章「避難計画」参照

なお火災に関して留意する事項は以下のとおりである。

ア 避難場所の決定

町が定める避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。

イ 避難順位

火災現場の風下に位置する住民のうち病弱者、高齢者、障がい者、子供、婦人を優先する。

ウ 避難方法等

火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。

エ 避難経路

比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。

オ 避難誘導

消防団員、町職員によるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て実施する。

カ 避難場所・退去跡地の警戒

警察官、町職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・退去跡地の防犯活動を実施する。

第6項 広域消防応援

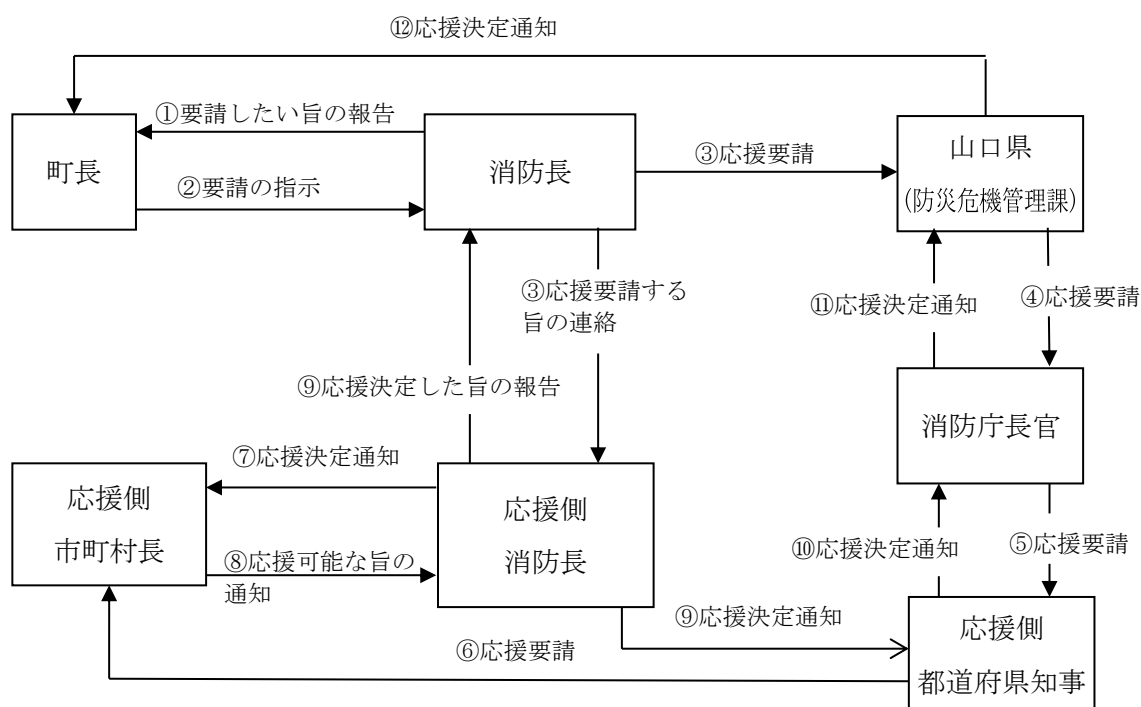
全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模火災等による不測の事態に備えている。

1 応援準備体制の整備

第7項 広域航空消防応援

大規模な地震、風水害等の自然災害、山林、離島等における大火災、列車事故等集団救急事象等が発生した場合に迅速な消防活動が実施されるよう、消防機関等が所有するヘリコプター(防災ヘリコプター)を活用した消防広域応援体制が整備されている。

1 応援要請の手順



2 要請の方法

- (1) 発災地の消防長は、ヘリコプターによる消防応援が必要になったときは、応援側消防組合等の保有するヘリコプターの応援可能地域を勘案し、要請先市町村等を決定する。

(2) 要請・連絡事項

知事への要請事項	応援側消防組合への連絡事項
(ア) 要請先市町 (イ) 要請者、要請日時 (ウ) 災害の発生日時、場所、概要 (エ) 必要な応援の概要	(ア) 必要とする応援の具体的内容 (イ) 応援活動に必要な資機材等 (ウ) 離発着可能な場所及び給油体制 (エ) 災害現場の最高指揮官の職氏名及び無線による連絡方法 (オ) 離発着場における資機材の準備状況 (カ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況 (キ) 他の消防組合にヘリコプターを要請している場合の消防組合名 (ク) 現場の気象状況 (ケ) ヘリコプターの誘導方法 (コ) 要請側消防組合の連絡窓口 (サ) その他の必要事項

3 消防庁長官、応援側消防長への要請・連絡

要請又は連絡は「大規模災害時における広域航空消防応援実施細目」に定める様式により行うが、とりあえずは電話、FAXで行い後刻正式文書で要請する。

4 広域消防応援に係る担当窓口

平日	休祝日・夜間
防災危機管理課消防救護班 0839-33-2360	県庁守衛室 0839-22-3111

5 広域応援要請に係る受援体制

応援要請を決定した場合は、次の事項について受入れのための準備を行う。

(1) 一般活動要請時

- ① 消防部隊集結場所の確保
- ② 誘導員の配備
- ③ 必要資機材の確保
- ④ 補給物資の確保
- ⑤ 指揮体制及び通信体制の確保
- ⑥ その他必要事項

(2) ヘリコプター要請時

ア 飛行場外離着陸場の指定

飛行場外離着陸場を指定する場合は、次の要件を満たすようにする。

- ① ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路がない場所を選定する。
- ② 重荷重状態(消火剤を吊り下げたとき)では、離着陸方向にこだわらず、風向きに正対して離陸することが多いので、離着陸方向以外の方向にも障害物がない場所を選定する。
- ③ 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものは撤去し、砂塵の舞い上がるおそれがある時は十分散水する。
また積雪がある場合は除雪又は転圧をする。
- ④ 離着陸時には、風圧等による危険があるので、関係者以外の者を接近をさせない。
- ⑤ 気流の安定した場所を選定する。
- ⑥ 安全進入方向を示すため、吹流し又は旗、発煙筒を用意する。
- ⑦ 連絡要員及び作業要員を待機させる。
- ⑧ 夜間時の使用の場合に備え、照明等の設備及び警戒要員を確保する。

イ 補給用燃料の確保

応援側消防組合と連絡を取り、使用燃料の種類を確認し、取扱業者を確認するとともに必要数量を手配する。

燃料輸送に当たっては、必要に応じてパトロールカーによる誘導を警察に依頼する。

第8項 知事の指示権

知事は、地震、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって甚大な被害が発生するなどの非常事態の場合で、特に必要があると認める時は、災害対策基本法第72条及び消防組織法第43条の規定による知事の指示権により、市町長、消防長、水防管理者に対して災害防御措置に関し指示し、又は他の市町長に応援出動の措置を指示して人的被害の防止に努める。

第10節 林野火災対策計画【総務課・消防組合】

第1項 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

- (1) 町長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。
- (2) 県は、自ら出火防止対策に必要な措置をとるとともに、町が実施する消防活動の円滑化を図るため、関係機関、他の市町との連絡調整等の任務にあたる。

2 消防活動の組織体制

本章第8節 「消防の組織体制」 参照

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、また活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには、林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから、次にその概略を示す。

事象の経過	町・消防機関の対応	関係機関の対応
異常気象 ↓ 出火 ↓ 火災拡大 ↓	警戒体制措置 - 火災警報の発令 - 広報の実施 - 森林パトロールの強化 - 出動準備体制 - 消防車両、資機材等の点検整備 - 指揮命令系統の確認 - 消防団員の召集準備 - 車両等の移動配置準備	- 下関気象台 「火災気象通報」の発表 - 山口県 - 防災危機管理課 町・消防組合、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 - 森林整備課(農林事務所(森林部)) 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化
	覚知(通報受信) - 覚知情報の伝達 - 出動 - 火災初期における防御体制 - 団員の非常召集 - 現場指揮本部の開設 - 消火隊員の侵入位置注水位置の選定 - 現場全体の状況把握と飛火警戒 - 消防防災ヘリコプター出動要請	- 知覚情報入手 - 県の対応 - 消防防災ヘリコプターによる状況把握 - 自衛隊への通報・協議 - 県警察ヘリによる状況把握要請 - 市町からの情報収集 - 関係先連絡 - 下関地方気象台からの情報収集 - 森林組合等 - 隣接市町・消防機関 - 警戒体制 - 隣接市町・消防機関 ・応援隊員の確保 ・資機材の確保と点検 ・応援隊輸送準備
	- 広域応援要請(隣接・他県消防) - 自衛隊派遣要請 - 空中消火準備 - ヘリポート位置の決定、設営 - 水利の決定 - 空中消火基地要員の準備 - 隣接市町等から空中消火資機材の確保 - 水のう - 消防ポンプ車 - 無線通信設備 - 付近住民に対する広報と協力要請 - 危険地域住民に対する避難指示 - 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 - 指揮・連絡体制の確立	- 県の対応 - 消防防災ヘリコプターによる空中消火 - 隣接県への広域応援要請 - 消防庁への要請 - 隣接県防災危機管理課への連絡 - 自衛隊災害派遣要請 - ヘリコプター・要員の派遣 - 消火資機材の搬送 - 地上部隊員の派遣 - 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣

事象の経過	町・消防機関の対応	関係機関の対応
鎮 圧 ↓	(2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	
	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 派遣部隊撤収要請
鎮 火	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防御鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 警察の対応 (1) 火災原因の究明等

第11節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画【総務課・消防組合】

大規模な災害により、危険物・火薬類・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

実施者	措置内容
施設の所有者、 管理者又は占有者	1 災害発生時の応急対策 (1) 災害発生後、直ちに、災害に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。 (2) 災害発生後、直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。 (3) 災害により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 (4) 災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。 (5) 車両により危険物を輸送中に災害が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、危険物の漏えいの有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。 2 災害発生時の連絡通報及び広報活動 (1) 災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、県（防災危機管理課）等へ通報する。 なお、通報手段が途絶えない限り、第1報は、電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、FAX等により逐次報告するものとする。 (2) 災害が、周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。
町長 (柳井地区広域 消防組合)	1 災害発生時の危険物関係事業者への指示等 (1) 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。 (2) 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ又はその使用を制限する。

実施者	措置内容
町 長 (柳井地区広域消防組合)	(3)危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。 2 救急・防災活動（柳井地区広域消防組合） 災害により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。 3 広報・警戒区域・避難勧告・避難指示（町・柳井地区広域消防組合） (1)周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 (2)危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難勧告・避難指示等の必要な措置を講じる。 4 関係機関との連絡・調整等 (1)災害による危険物関係施設の災害の拡大を防止し又は周辺住民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。 (2)災害による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防組合の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。
警察	1 県及び市町の消防機関と連絡をとり施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。 2 市町長から要求があったときは、災対法第 59 条の規定に基づき、災害拡大のおそれがある設備又は占有者等に対し、災害の拡大防止に必要な限度において、その設備、物件の除去、保安等必要な措置をとることを指示する。
海上保安部	1 巡視船艇、航空機により被害状況の把握に努めるほか、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、警戒区域の設定、避難誘導、取締りを行う。 2 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。 3 船舶交通の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて船舶等に対して、移動を命じ、又は航行を制限し、若しくは禁止するとともに、航行警報等により速やかに周知する。 4 被災その他の原因により自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し同所有者等による救出措置を指導するとともに必要に応じて巡視船艇による安全な場所への救出措置を講ずる。 5 危険物等の防除作業にかかる指導及び巡視船艇による応急防除作業等を行う。

第2項 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」と言う。）については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模災害発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏えい等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

実施者	措置内容
高圧ガス関係事業者	1 災害発生時の応急対策 (1) 災害発生後直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。 (2) 災害により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 (3) 災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民への避難勧告等の必要な措置を講じる。 (4) 車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、ガス漏えいの有無等について点検し、異常があるときは上記(1)～(3)の応急措置を講じるとともに、山口県高圧ガス保安協会等による応援を受ける。 2 災害発生時の連絡通報及び広報活動 (1) 災害が発生したときは、消防機関、警察、市町、県（防災危機管理課）等へ通報する。 なお、通信手段が途絶しない限り、第1報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、FAX等により逐次報告するものとする。 (2) 災害が周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合、又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。
町長 (柳井地区広域消防組合)	1 救急・防災活動等 災害により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。 2 警戒区域・避難勧告・避難命令 高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏えいにより、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難勧告・避難指示等の必要な措置を講じる。 3 広報活動 周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。
警察	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
海上保安部	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。

実施者	措置内容
中国四国産業保安監督部	関係機関との連絡調整を行い、県、高圧ガス関係事業者等に対し、災害拡大の防止及び周辺住民の安全確保等について必要な指示・助言を行う。

第3項 放射性物質

災害により、放射性物質の漏えい等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を構ずる。

実施者	措置内容
施設の所有者及び管理者	放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。 (1) 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（所轄労働基準監督署、海上保安部等）、警察、市町等に通報する。 (2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を構じる。
町長 (柳井地区広域消防組合)	(1) 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。 (2) 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。 (3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。
知事 (防災危機管理課) (環境政策課) (厚政課) (医務保険課) (地域医療推進室) (健康増進課)	(1) 市町又は警察から事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。 (2) 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。 (3) 放射性物質使用病院での被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。 (4) 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除去施設等を有する診療施設での治療が必要となることから、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。
警察	(1) 事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、県へ通報する。 (2) 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。

実施者	措置内容
海上保安部	(1) 第1項石油類等の保安対策でとる1～4の措置に準じた措置を講じる。 (2) 海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び器材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

第4項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置等を講じる。

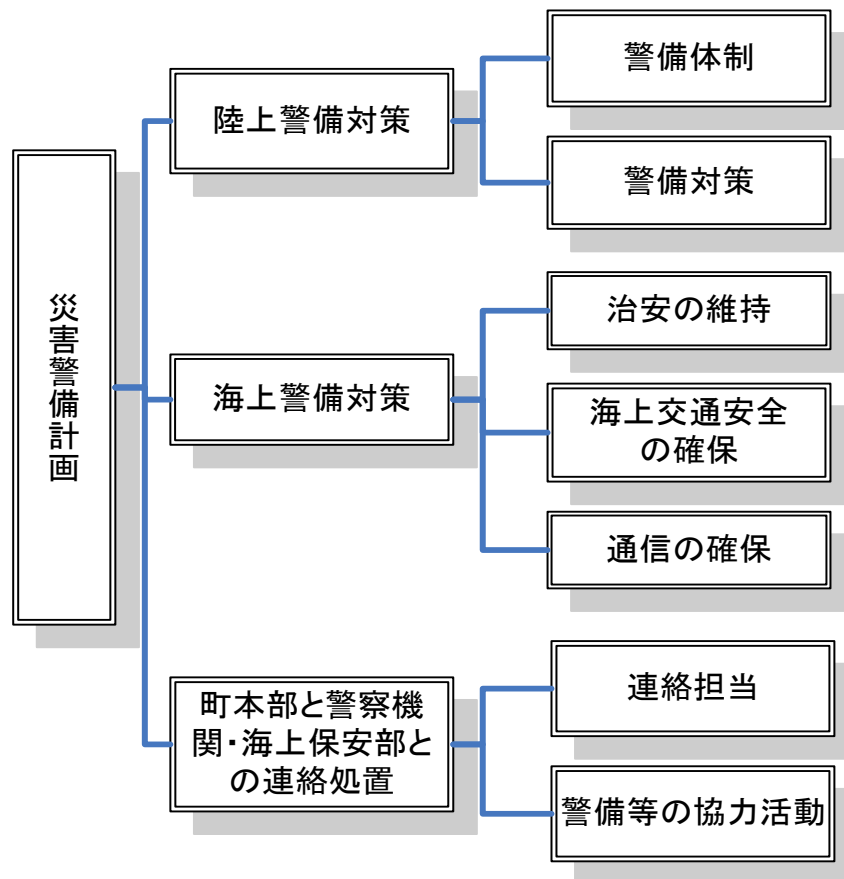
実施者	措置内容
製造者 輸入者 販売者 業務上取扱者	1 災害発生後、直ちに情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災対策要員を確保する。 2 毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け毒物劇物の漏えい、流出等が生じた場合には、次の応急措置を講じる。 (1) 柳井健康福祉センター（環境保健所）、警察、消防機関に直ちに通報する。 (2) 従業員及び周辺住民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 (3) 中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。
知事 （薬務課）	1 毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するために必要な応急措置を講じるよう指導する。 2 毒物劇物が飛散、漏えいした場合は、中和剤等による防除作業を実施するよう指示する。 3 中和剤等の資材及び人員等が不足するときは、その収集、あっせんを努める。
町長 （柳井地区広域消防組合）	危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入り禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立ち退きの指示、勧告を行う。
警察	県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を実施する。
海上保安部	第1項石油類等の保安対策でとる措置に準じた措置を講じる。

第15章 災害警備計画

基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。

なお、実施機関は、陸上警備対策については警察、海上警備対策については海上保安庁である。



第1節 陸上警備対策【柳井警察署】

本節に掲げる事項についての活動の詳細は、警察本部及び警察署が災害警備実施計画で示す。

第1項 警備体制（災害警備実施計画）

1 職員の招集・参集

警察署職員は、県内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

2 警備体制の種別

(1) 第1次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想されるとき。

(2) 第2次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。

(3) 第3次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等により、大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき。

3 警備本部の設置

県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県本部の公安部としての活動を実施する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第2項 警備対策（災害警備実施計画）

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。また、被害の状況により他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(2) 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成

し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(3) 行方不明者の搜索等

行方不明者の搜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、町等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、障がい者等の避難行動要支援者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体搜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、町が行う遺体の搜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について町災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため警察官の立寄り等の活動を推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

第2節 海上警備対策【海上保安部】

第1項 治安の維持

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1 巡視船艇及び航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行うものとする。
- 2 巡視船艇及び航空機により、警戒区域又は重要施設周辺海域の警戒を行うものとする。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行うものとする。

第2項 海上交通安全の確保

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1 災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行うものとする。
- 2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。

のとする。

この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。
- 4 海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告するものとする。
- 5 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。
- 7 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

海上保安部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 情報通信施設の保守に努め、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧に努める。
- 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した巡視船艇を配備する。
- 3 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。また、関係機関から災害に関する重要な通報の伝達について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。
- 4 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第3節 町本部と警察機関・海上保安部との連絡処置【総務課】

第1項 連絡担当

1 連絡担当者

警察機関・海上保安部との連絡実施については、総務課が当たる。

また、警察機関等は、必要に応じて、情報連絡員を町に派遣し、災害情報の共有化を図り、対策の連携を図る。

2 連絡の方法

事前の処理の連絡については、文書で、緊急の連絡の場合は、口頭、電話で行う。

第2項 警備等の協力活動

1 気象予警報の伝達（緊急警察電話の使用）

2 災害情報の交換

各種災害情報を機関相互に交換する。

3 公安に関する広報活動

避難処置、交通規制、犯罪防止等人心安定に必要な広報活動を行う。

4 その他

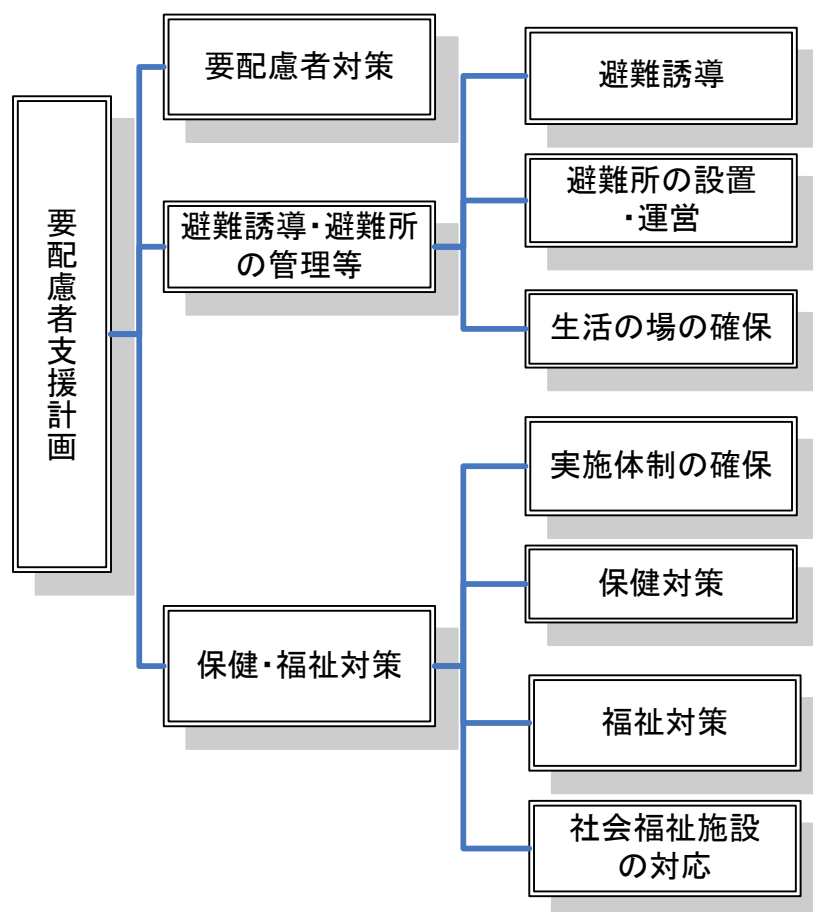
山口県地域防災計画に定めるところによる。

第16章 要配慮者支援計画

基本的な考え方

災害発生時には、町は自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。



第1節 要配慮者対策【町民福祉課】

1 要配慮者とは

要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々、すなわち、次のような問題を抱えている人々をいう。

- (1) 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、又は困難である。

- (2) 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても救助者に伝えることができない、又は困難である。
- (3) 危険を知らせる情報を受けとることができない、又は困難である。
- (4) 危険を知らせる情報が送られても、それに対して行動することができない、又は困難である。

また、避難後において、避難先での特殊な生活環境によって心身の多大な影響を受けるおそれのある者についても要配慮者にとらえて、下記のとおり記述した。

ア 移動が困難な人

イ 薬や医療機器がないと生活できない人

ウ 情報を受けたり伝えたりすることができない、又は困難な人

エ 理解や判断ができない、又は理解や判断に時間がかかる人

オ 精神的に不安定になりやすい人

具体的な対象としては下記のとおりである。

○単身高齢者	○知的障がい(児)者
○寝たきり高齢者	○発達障がい(児)者
○認知症者	○乳幼児
○在宅酸素療法患者	○妊産婦
○視覚障がい(児)者	○難病患者
○聴覚障がい(児)者	○小児慢性疾患患者
○肢体不自由(児)者	○結核(37条の2)患者
○内部障がい(児)者	○血液透析患者
○精神障がい者	○外国人 等

第2節 避難誘導・避難所の管理等【総務課・町民福祉課・健康保険課】

町は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し、要配慮者（避難行動要支援者）に配慮した避難誘導等を行う。

また、高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

第1項 避難誘導

1 避難指示等の伝達

避難指示等を行う町長等は、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、誘導員を配置するなど、地理に不案内な観光客等にも配慮するものとする。

2 避難誘導の方法

避難指示等が発令された場合、町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮する。

第2項 避難所の設置・運営

町は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

県は、町からの応援要請に基づき、広域的な福祉支援を実施する。

1 避難所の管理

- (1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿等、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障がい者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

- (2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護支援専門員などの福祉人材が不足する場合は、県に対し応援要請を行う。

- (3) 避難所において、高齢者、障がい者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や女性の視点等に配慮するものとする。

- (4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障がい者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障がい者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

- (5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品などのほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がい者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

また、観光客等の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

町は、要配慮者の移送手段が不足する場合、県に対し応援要請を行う。

第3項 生活の場の確保

高齢者、障がい者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

(1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮する。

(2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障がい者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障がい者等健康面で不安のある者にあつては最も適した住居となることから、町及び県は、その確保に努める。

3 公的宿泊施設の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障がい者等の一時収容先として確保に努める。

第3節 保健・福祉対策【町民福祉課・健康保険課】

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障がい者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、町は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障がい者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第1項 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への

対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

1 町の体制

町は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、町からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、さらには、各種施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、県及び市町は、保健師、管理栄養士による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障がい者等の健康管理に十分配慮する。

- 1 県及び町の保健師、管理栄養士等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- 2 精神保健福祉センター、健康福祉センター（環境保健所）等におけるメンタルヘルスケア
- 3 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障がい者等のニーズ也多岐にわたることが見込まれるので、県及び町は、他県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障がい者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要援護者の把握等

町は、発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障がい者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用して行う名簿を利用した訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

2 福祉サービスの提供

(1) 町は、介護の必要な高齢者、障がい者について、特別養護老人ホーム、障がい者施設への緊急一時入所など、手続の弾力的な運用による柔軟な対応を行う。

(2) 県は、町等との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入の可能性を探るとともに、保育所や養護施設等への緊急受入れ、ホームステイや里親への委託等の保護を行う。

また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

(3) 町は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障がい者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを整備する。

3 情報の提供

町は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障がい者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン、FAX等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障がい者、聴覚障がい者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、県、市町等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障がい者等のための速やかな対応を行う。

1 入所者等の安全確保

(1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。

(2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認

する。

- (3) 町は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障がい者等の緊急一時受入れを行うものとする。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は県・市町に対し、支援を要請する。町は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

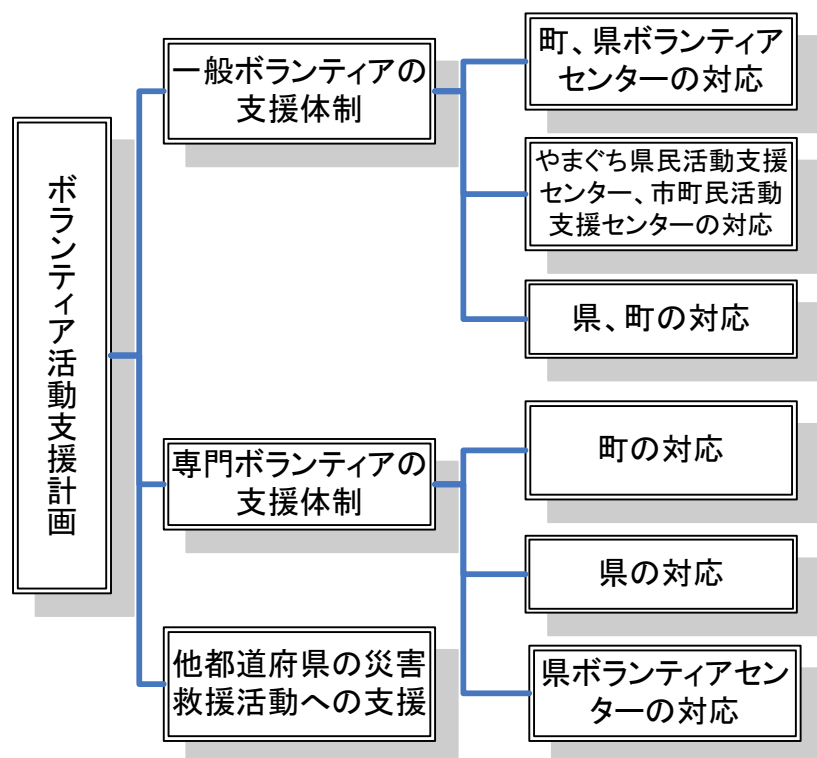
- (2) 被災地以外の地域の施設は、県又は市町の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力するものとする。

第17章 ボランティア活動支援計画

基本的な考え方

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関の応急復旧活動に対し、被災を免れた住民等から被災地の救援活動への参加も予想されることから、町はこれらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすために、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。



第1節 一般ボランティアの支援体制

第1項 町、県ボランティアセンターの対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援のための体制を確立し、町、県災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

1 県災害ボランティアセンターの設置

県ボランティアセンターに県災害ボランティアセンターを設置し、町災害ボランティアセンターが救援活動に専念できるよう、町・県災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、当該

ブロックごとに、町ボランティアセンターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援が行われる。

- (1) ボランティアの募集及び派遣
- (2) ボランティアコーディネーター等の応援要請及び派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等
- (5) その他関係団体、NPO等、中間支援組織による救援活動の支援調整など

2 町災害ボランティアセンターの設置

町のボランティアセンターに、ボランティア活動の第一線の拠点として町災害ボランティアセンターを設置し、町災害対策本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。

- (1) 被災者ニーズの把握
- (2) ボランティアの募集及び受付
- (3) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等

3 その他の市町ボランティアセンター

被災地以外の市町ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター及び市町災害ボランティアセンターへ必要な支援を行う。

- (1) 県内ボランティアの募集
- (2) コーディネーターの派遣
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

第2項 やまぐち県民活動支援センター、市町民活動支援センターの対応

やまぐち県民活動支援センター、市町民活動支援センターは、町・県災害対策本部、町・県災害ボランティアセンターとの連携を図りながら、必要な支援を行う。

第3項 県、町の対応

県・町災害対策本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、町災害ボランティアセンターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

1 町の対応

- (1) 県、町災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズの把握
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他町災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

2 県の対応

- (1) 国、他県、市町、やまぐち県民活動支援センター、県災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズ等の情報収集
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 広域的な活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

第2節 専門ボランティアの支援体制

第1項 町の対応

町は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災害対策本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第2項 県の対応

専門ボランティア関係各班は、被災市町からの要請により、あらかじめ登録され、あるいは、県ボランティアセンターを通じて、新たに登録された専門ボランティアの派遣、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第3項 県ボランティアセンターの対応

県ボランティアセンターは、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、登録内容を県災害救助部救助総務班に報告し、救助総務班は関係各班に報告する。

第3節 他都道府県の災害救援活動への支援

県は、他県で大規模な災害が発生した場合において、被災県と緊密な連絡・調整を行いながら、市町、関係団体と連携して、ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

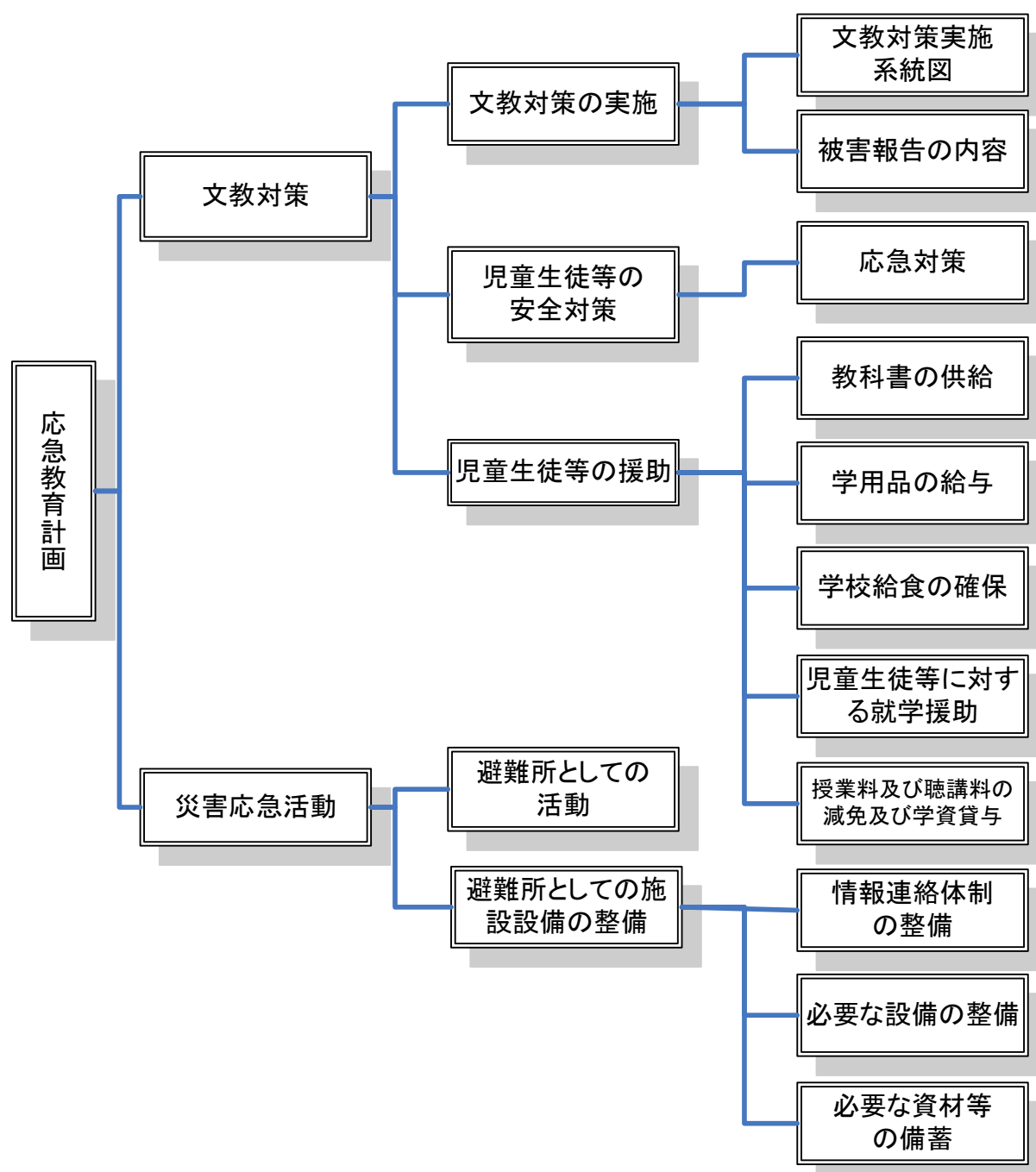
第18章 応急教育計画

基本的な考え方

大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体
の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小中学校、高等学校等、（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かって
おり、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、
教育機関として教育活動の継続に努めることも重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

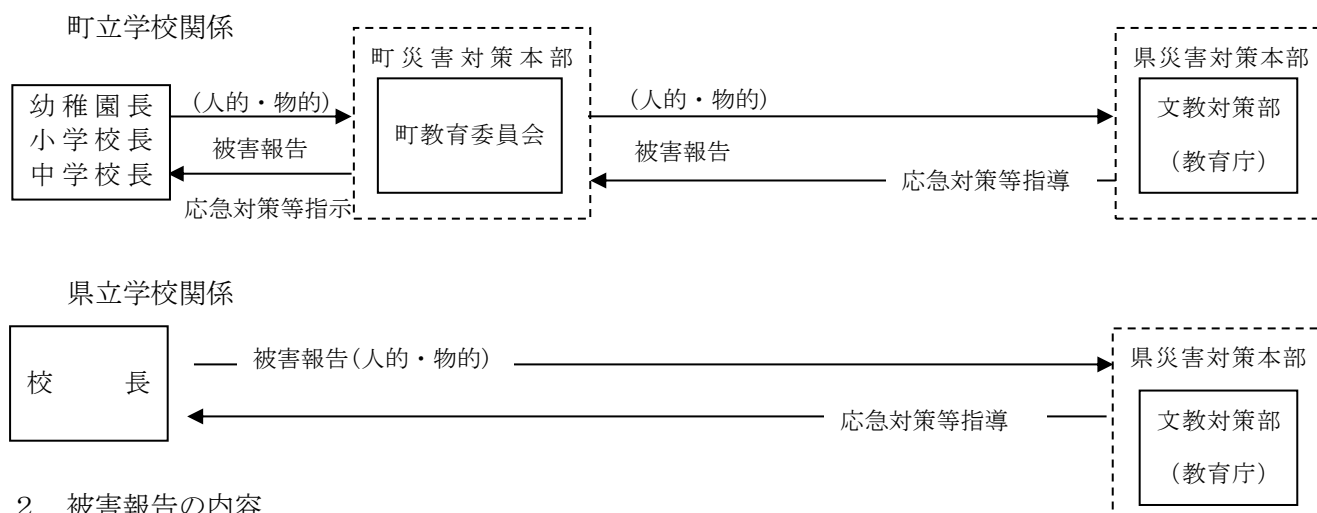


第1節 文教対策【教育委員会】

災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第1項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	・災害速報 ・公立学校等人的被害に関する報告 ・公立学校等物的被害に関する報告（施設、教科書等） ・要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・県立学校生徒等被害調査報告 ・特別支援学校児童生徒等被害調査報告 ・学校給食関係被災状況調査報告 ・教職員住宅被害報告
(2) 報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2項 児童生徒等の安全対策

町教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施し又は指導助言してきたが、さらに次の視点に立った取り組みを推進していく。

取り組みの主な視点

ア 様々な災害を想定した学校安全計画の作成

- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 安全に関する職員研修の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携強化
- カ ボランティア活動の推進
- キ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

町教育委員会は、所管する学校における、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

町教育委員会は、校長又は園長（以下「校長」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。

町教育委員会は、上記について校長又は園長（以下「校長」という。）に指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- (オ) 連絡体制（県・町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設・運営（町との連絡体制・初動対応）

児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法

イ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、町、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練（県によるもの）

(イ) 地域防災訓練（町・防災関係機関等によるもの）

(ウ) 学校で行う訓練（町立学校は每学期1回以上の実施）

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区分	内容
消火設備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避難・救助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品等	救急医薬品、担架

(イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

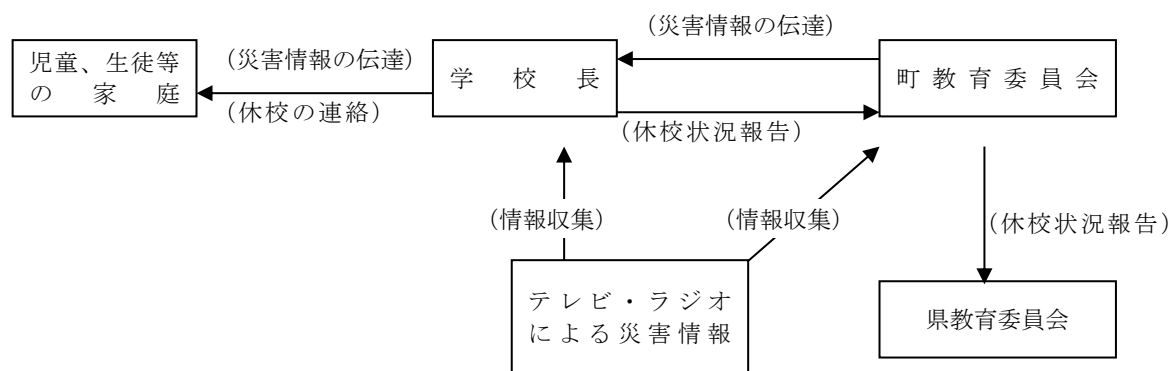
区分	該当施設	点検確認事項等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
理科実験類・ 医薬品類	理科実験室・実習 室・保健室	混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガス	理科実験室・調理 室・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
石油ストーブ・ ガスストーブ	教室・職員室・事 務室・用務員室	周囲の引火物の有無

エ 気象情報の収集

学校は、町教育委員会及びテレビ・ラジオ等から気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童、生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童、生徒の登校前、遅くとも午前6時頃までに決定連絡するよう努める。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会にその旨の報告を行い、町教育委員会は、県教育委員会教職員課に休校の状況を報告することとする。



(2) 災害時の対応

ア 町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。

イ 学校教育施設の確保を図るため、下記（４）アに記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

【校 長】

ア 校長は災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(ア) 学校の管理する危険物の安全措置

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・ 飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・ 汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・ 被災地域における感染症予防上の措置

イ 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第１項１「文教対策実施系統図」により、町教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

災害速報は、被害等を把握の都度報告する。

ウ 校長は、状況に応じ町教育委員会又は県（教育庁各課・学事文書課）と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに町教育委員会にその旨の報告を行い、

町教育委員会は、県教育庁教職員課に休校の状況を報告することとする。

エ 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記（４）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行うものとする。

オ 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、町教育委員会又は県（教育庁各課・学事文書課）に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

カ 校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、町に応援を求める。

【県教育委員会及び町教育委員会】

ア 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、県教委及び町教委は、所管する学校を指導助言及び支援する。

イ 災害が大規模又は広域にわたるため、下記（４）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開に必要な施設の確保について町教委での対応が困難な場合は、必要に応じて県教委及び町教委による対策チーム（リーダー：義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市町域を超える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

ウ 県教委及び町教委は、公民館等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておくこと。

（３）災害復旧時の対応

ア 町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、授業再開に必要な対策について、学校等を指導及び支援する。

（ア）学習場所の確保等

（イ）教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）

（ウ）教科書等の供給

イ 町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 町は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことができるものとする。

エ 町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市町村教育委員会に依頼するものとする。

【校 長】

- ア 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。
- イ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。
- ウ 校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、町教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあつせん依頼を行う。
- エ 校長は、災害復旧の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。
- オ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

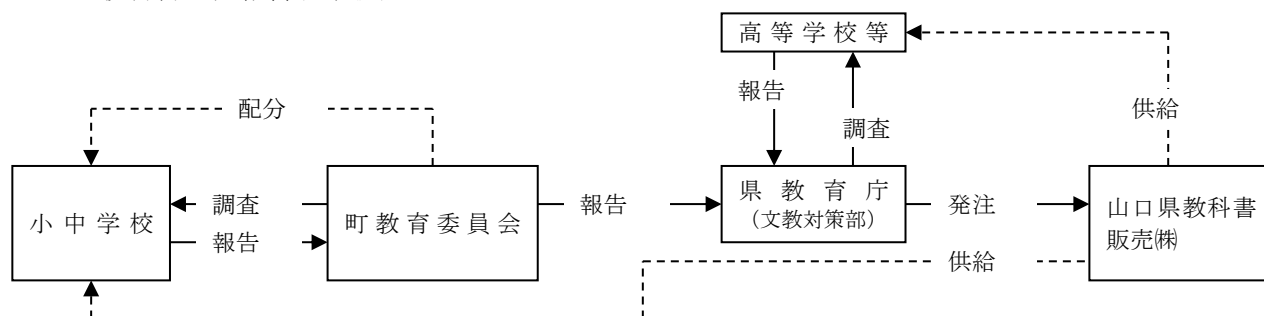
ア 学校施設の応急復旧	(ア) 施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録（写真等） (オ) 現地指導員の派遣
イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準	(ア) 応急的な修理で利用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、屋内体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書等の供給等について」（昭和52年4月8日付文初管211号）によるものとする。

＜教科書の供給幹旋系統図＞



2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒。

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた町長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1ヶ月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

町教育委員会及び県教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図る

ため、次の措置を行う。

また、必要に応じ、学校給食関係団体等に対し、学校給食再開について協力要請する。

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校は、調理施設、洗浄用機器、水道設備、排水設備、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し学校教育課へ報告する。学校教育課は、施設設備の確保を図るため必要な措置を実施し又は助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。

また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講ずる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校は、給食施設設備の破損、部品の欠損及び作動について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校は、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び過熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従業者の確保及び健康診断

町教委は学校と連携し、応急給食の実施を行う。学校においては、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校は学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被害のあった炊き出しへの協力などのため職員以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模又は広域にわたり、町のみでは対応できない場合は、県教委及び市町教

委による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策が速やかに検討され、対応が決定される。

イ 町教育委員会及び県教育委員会は学校の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

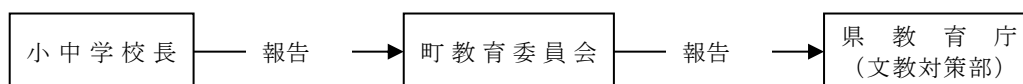
4 児童生徒等に対する就学援助

被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、「学校教育法」に基づき援助措置が講じる。

これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

(1) 援助を必要とする児童、生徒数の把握



(2) 援助措置の内容

児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒用品費、修学旅行費

5 授業料及び聴講料の減免及び学資貸与

(1) 県立学校授業料等の減免等（山口県使用料手数料条例等）

ア 生徒等の被災状況の調査報告

(ア) 県立高等学校

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告するものとする。

校 長 → 県教育委員会（文教対策部）

(イ) 県立大学 → 県（学事文書課）

イ 減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校に通知する。

県立大学においては、公立大学法人の理事長が減免を決定する。

(2) 私立高等学校生徒に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校等を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとづくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 災害応急活動【教育委員会】

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第1項 避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時にあって、その役割及びこれに必要な対応について定める。

学校が避難所となる場合、避難所の運営は町が行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備させるまでの間、協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

本地域防災計画において、避難所に指定された施設の設備整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じるものとする。

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

2 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

3 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

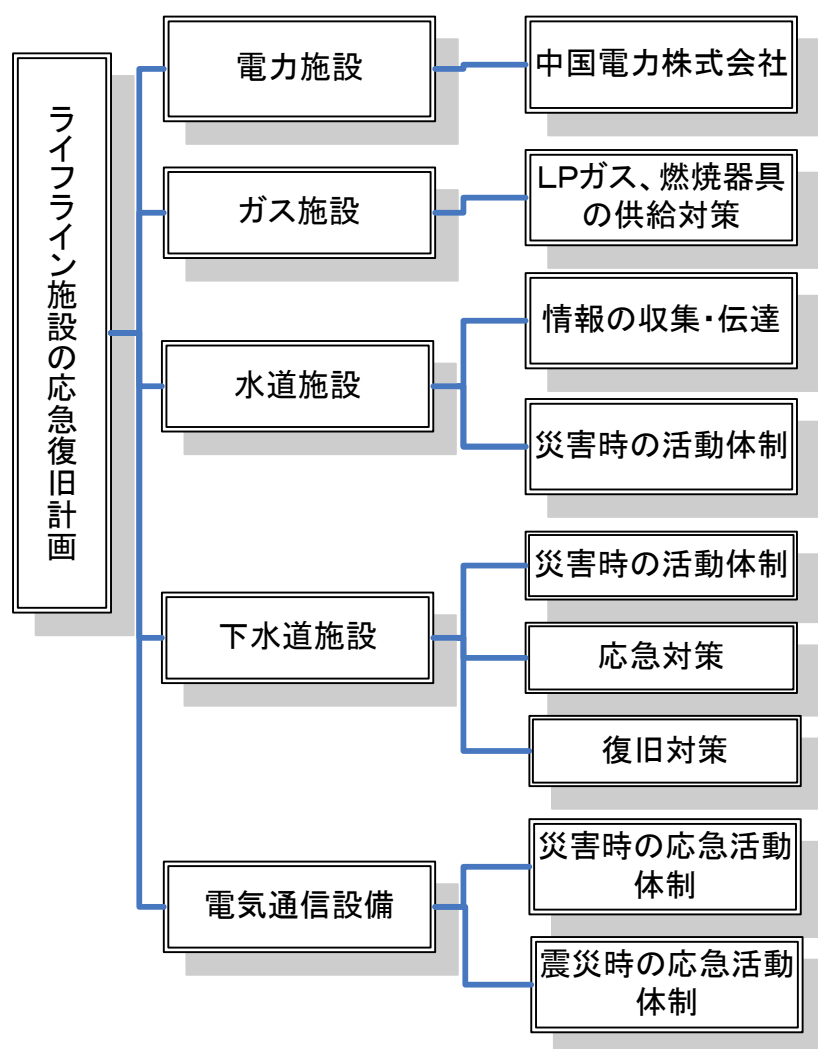
第19章 ライフライン施設の応急復旧計画

基本的な考え方

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、住民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも住民の日常生活に欠くことのできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

町は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。



第1節 電力施設【事業者】

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。

このため、災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

第1項 中国電力（株）・中国電力ネットワーク（株）

地震等により所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、災対法第39条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

1 災害対策の基本方針

災対法、電気関係法規、中国電力（株）及び中国電力ネットワーク（株）の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。

2 災害発生時の防災体制

(1) 防災活動体制

地震、津波等による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、総本部、支社及び各事業場において必要な防災体制を発令する。

防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。

防災体制の発令の考え方（支社）

区分	発令基準
警戒体制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、担当区域に一定の被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合
非常体制 (災害対策室)	・複数の事業所に非常体制が発令された場合、または防災体制の発令が必要と判断された場合 ・特別非常体制が発令された事業所がある場合
特別非常体制 (特別災害対策室)	・担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合

(2) 災害対策室の構成及び任務

中国電力(株)及び中国電力ネットワーク(株)の社内規程に基づき、別に定める。

(3) 防災体制時の情報連絡経路

ア 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、次による。

イ 電気事業法、災対法、河川法及び電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌によって行う。

ウ 経済産業省を始め中央官庁並びに関係箇所は、東京支社が対応する。

3 災害応急対策

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次のような事項により応急対策を実施する。

事項	対応措置
(1) 災害に関する予報及び警報の伝達方式	ア 災害に関する予報及び警報の伝達は、社内通信設備による。 イ 社内通信施設の被災又は故障により伝達ができないときは、局線・非常通信協議会構成員の無線施設等を利用する。
(2) 災害時における災害に関係ある情報の収集	ア 社内情報の収集は、情報収集経路による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。
(3) 災害時における県への情報伝達	ア 伝達を要する場合 (ア) 気象予警報が発表され、中国電力（株）山口支社に広報班が編成されている間の被害状況。 (イ) 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。 イ 伝達内容 中国電力（株）山口支社と県（商政課）が協議して別に定める。 ウ 伝達系統図 (ア) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合 中国電力(株)山口支社 災害対策室広報班 ホットライン 5 1 8 0 ↔ 県災害対策本部 (商工労働部) ホットライン 2 4 5 2 (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 中国電力(株)山口支社 (広報) TEL 9 2 4 - 9 9 6 8 ↔ 県（商政課） TEL 9 3 3 - 3 1 2 5 ・ 時間外 中国電力(株)山口支社 マネージャー（総務） TEL090-5705-5384 ↔ 県（防災危機管理課） TEL 9 3 3 - 2 3 9 0
(4) 応急対策要員の確保	あらかじめ定める動員計画に基づき、必要な要員を確保する。
(5) 応急対策用資材の確保	ア 予備品、貯蔵品等の在庫品の活用 イ 他事業所等からの調達
(6) 災害時における電気の保安	ア 電気施設及びその付近に災害が発生した場合は、直ちに技術員を現場に派遣し、送電を継続することが危険と認められるときは、当該範囲に対する送電を停止する等、危険予防に必要な措置を行う。

	イ 特に火災の場合は、現場の警察官・消防関係者と緊密な連絡をとり、危険予防の措置を行う。 ウ 被災直後の感電、復旧後の通電による漏電火災等の二次災害防止に必要な広報活動を実施する。
(7) 災害時における応急工事	ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。 イ 応急工事を実施するため必要な用地、資材の緊急確保については、状況により、知事、市町長に協力を要請する等適切な方途を講じる。
(8) ダム・ゲート等の管理	ア 河川法及び電気事業法に基づく社内規定等による。 イ 特に、ダム放流に当たっては、危害防止のための一般への周知、関係機関に対する通報・通知を迅速確実に行う。
(9) 災害時における広報	ア 広報活動 災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 イ 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 災害復旧対策

(1) 復旧に際しては、被害の状況、設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。

(2) 復旧順位は、系統及び負荷の重要性等を考慮し、復旧効果の大なるものから行うが、原則として次の方針による。

ア 電源側

主要水・火力電源に関連する送電変電設備並びに超高压系統に関連する送電変電設備を優先し、次いでその他電源とする。

イ 負荷側

治安上必要な一般電灯、保安用電力、防災に関する公共機関、基幹病院、社会福祉施設、ライフライン施設を最優先とし、順次一般用電力とする。

第3項 県営電力施設

災害等により、県営電力施設に被害が発生した場合又はおそれのある場合における応急復旧対策に必要な措置について定める。

1 電力の供給

電 力 施 設	供 給 先
佐波川発電所	中国電力ネットワーク(株)中山変電所に供給
木屋川発電所	〃 西市変電所に供給
菅野・水越・徳山発電所	〃 徳山変電所に供給
末武川発電所	〃 末武変電所に供給
本郷川・生見川発電所	〃 美和変電所に供給
新阿武川・相原発電所	〃 明木変電所に供給
小瀬川発電所	〃 弥栄変電所に供給
宇部丸山発電所	〃 阿知須変電所に供給

2 応急対策

(1) 情報連絡体制

災害が発生した場合、定められた職員及び各事業所当直職員は、情報連絡系統図により職員を招集する。主管課と事業所との連絡及び関係機関との連絡を密に行い、情報収集に努める。



(2) 応急対策

ア 発災直後の保安

発電所に係る災害が発生した場合、各発電所の操作マニュアル・給電協定書による操作を行い、二次災害の発生を防止するとともに、水力設備・機械設備・土木設備等の保全に努める。

イ 復旧体制

事業所長は、必要な職員を動員して災害箇所を確認し、必要な処置を行うとともに、関係機関と密接な連絡を行い、復旧に努める。

第2節 ガス施設【事業者】

災害が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図る。

ることが求められる。

このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

第1項 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営むうえでの重要な対策となる。

LPガスは、熱源の中でも災害に強く、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

1 調達・供給確保

- (1) 町において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部（防災危機管理課）にあつせんを要請する。
- (2) 県災対本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、（社）山口県LPガス協会に要請する。
- (3) （社）山口県LPガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災対本部に連絡する。
- (4) 県災対本部は、要請市町に連絡するとともに、物資の引渡し場所について要請市町と調整の上決定する。
- (5) 連絡を受けた当該市町は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達するものとする。

また、引渡しに当たっては県災対本部又は要請市町は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

第3節 水道施設【水道企業団】

災害により、水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。

このため町及び水道企業団は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施することとしている。

第1項 情報の収集・伝達

- 1 町、水道企業団は、災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努めるとともに柳井地域広域水道企業団及び消防機関との連絡を保持し、また、給水システムと深い関連を持つ電力事業者との連絡情報交換体制の確立を図る
- 2 町は、災害状況及び復旧見通し、給水活動の状況について速やかに柳井健康福祉センター

(柳井環境保健所) に対し、報告を行う。

第2項 災害時の活動体制

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

ア 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。

イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、所属事業所又は最寄りの事業所に参集し、応急対策に従事する。

ウ 水道企業団職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（生活衛生班）へ応援を求める。

この場合の手順等については、あらかじめ防災担当部局と協議しておく。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

ア 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、田布施・平生管工事組合等へ協力要請を行う。

この場合、当該市町内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

イ 隣接、近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災対本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。

このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

イ 大規模災害による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、当該市町の災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

2 応急対策

対策項目	措置内容
(1) 災害復旧用資機材の整備	ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。 イ 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。

(2) 施設の点検	災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。 ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。 イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。 ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。 (ア) 主要送水管路 (イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路 (ウ) 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路 (エ) 河川、鉄道等の横断箇所
(3) 応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。 (イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。

3 復旧対策

水道事業者等は復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対策項目	措置内容
(1) 取水・導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。

(3) 管路の復旧計画	災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。 ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。 イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。 ウ 配水・配水管路における復旧の優先順位 (ア) 第一次指定路線 配水管及び主要配水幹線として指定した給水場上重要な管路 (イ) 第二次指定管路 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路 エ 給水場の復旧活動 (ア) 送水管の復旧及び通水と並行して実施する。 (イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。
(4) 広報活動	ア 災害時における住民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。 イ 広報活動は、広報車、防災行政無線・防止メール、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。 ウ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期するものとする。

第4節 下水道施設【建設課】

下水道は、住民の日常生活に大きくかかわっており、地震災害等により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、下水道管理者（町・県）は、震災時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応することとしている。

第1項 災害時の活動体制

町の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

- (1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、担当業務、担当者を定めておく。

この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるよ

うにしておくものとする。

- (2) 職員が不足する場合の要員の確保は、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部に対して応援を求める。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議しておき、必要に応じ要請するものとする。
- (2) 大規模災害等発生の場合、町業者については、被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（都市施設対策班）に応援あつせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受待地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。
- (2) 災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

4 広域支援

大規模地震等の災害により、被災自治体独自では対応が困難な場合は、「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、災害相互支援体制を確立するものとする。

(1) 下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は、次に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、災害相互支援体制の確立を行うものとする。

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 震度5強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

地震発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

- (1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

- (1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。
 - (2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。
 - (3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。
- 4 応急仮設トイレの確保所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。
- この場合、衛生関係部局と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場は、耐震構造となっており、下水道の主要な機能への影響は少ないものと予想される。

停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

管渠施設については比較的浅い位置に埋設されており、地震の影響を受けやすく、経年化等による老朽管の継手部のズレ、ひび割れ等の被害が懸念される。

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水樹、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、住民の生活に直撃し、不安感の醸成につながることから、適時的確な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、防災行政無線、防災メール、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

第5節 電気通信設備【事業者】

今日、住民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。

震災時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社

会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、地震等災害時において、通信の途絶を防止するため、各種通信設備の確保、復旧等について必要な事項を定める。

第1項 災害時の応急活動体制

【西日本電信電話株式会社山口支店】

大規模災害が発生した場合には、西日本電信電話株式会社山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

1 災害対策本部の設置

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めた時は、西日本電信電話株式会社職制の規定にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様対応班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 災害情報連絡体制の確立

地震等による災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

3 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

- ア 臨時回線の作成
- イ 中継順路の変更
- ウ 規制等による疎通確保
- エ 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の運用
- オ 特設公衆電話の設置
- カ その他必要な措置

4 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要

員・資材及び輸送の手当を行う。

(3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。

(4) 災害復旧工事の計画

ア 応急復旧工事

イ 現状復旧工事

ウ 本復旧工事

(5) 復旧の順位等

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第2項 震災時の応急活動体制

【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

災害発生に際し、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動体通信の確保を図る。

1 応急対策

(1) 防災組織

非常災害が発生し、また発生のおそれのある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは本社・支社及び山口支店内に災害対策本部を設置する。

(2) 移動通信サービス復旧順位

公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、以下の措置を行う。

なお、重要通信を確保する機関についてはこの限りではない。

順位	復 旧 サ ー ビ ス	
第1順位	衛星電話サービス（陸上・海上）	
第2順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	重要通信を確保する機関の通話サービス
第3順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	一般電話サービス
第4順位	第1順位、第2順位、第3順位に該当しないもの	

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関、ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及びこれ以外の国又は地方公共団体

(3) 公衆通信の応急対策

災害救助法が適用された地域については、被災地の避難所、現地災害対策本部機関等へ、携帯電話の貸出を考慮する。

(4) 可搬型無線基地局装置（P-MBS）

可搬型無線基地局及び中継用マイクロ装置は、被災現場に出向き迅速に重要回線を確保する。

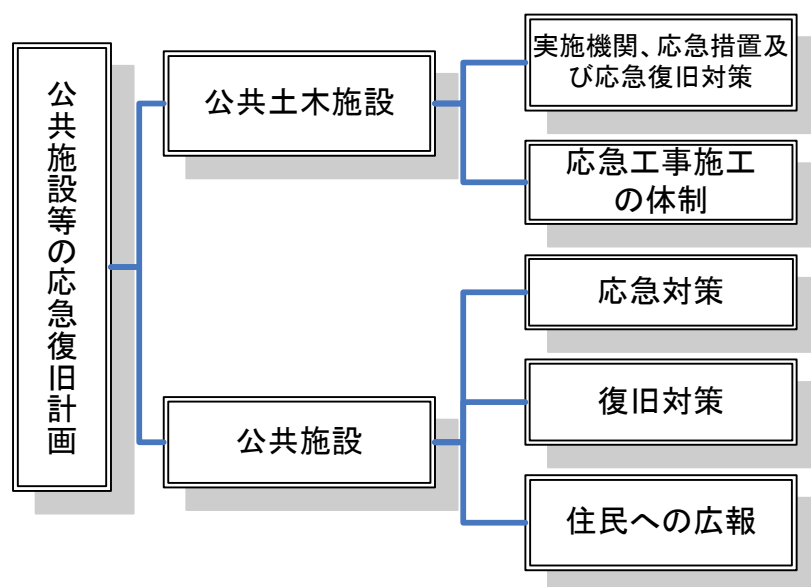
第20章 公共施設等の応急復旧計画

基本的な考え方

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、住民の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も住民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が地震等により被害を受けた場合は、住民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。



第1節 公共土木施設【建設課】

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、各機関のとりべき対応については、次のとおりとする。

実施機関	応急措置
町・県	ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 イ まず、緊急輸送路線の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。 ウ 次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の障害物を除去する。 エ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。 オ 応急活動等を実施する上で比較的緊急度の高い都市部周辺の施設について、迅速な被害状況及び応急措置状況の把握に努める。 カ 県は、町が応急措置を実施する上で必要な技術的援助（職員の派遣を含む消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
警察	ア 発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。 イ 各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。 ウ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。 エ 危険物の流出が認められた場合、必要に応じ、直ちに避難誘導活動を行う。 オ 災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。
中国地方整備局	ア 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。 イ 県の防災計画に指定されている緊急輸送路の交通の確保を全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。

(2) 応急復旧対策

実施機関	応急復旧対策
町・県	ア 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の障害物除去を最優先に行う。 イ その後、一般道路のうち、応急復旧活動、住民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。 ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せ発生した場合

町・県	は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じる。 緊急時で、時間的余裕がないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡する。
中国地方整備局	被害を受けた道路について、緊急輸送路その他の道路の順に応急復旧工事を行い道路機能の確保に努める。

2 河川、ため池及び内水排除施設

暴風、高潮、津波等により、堤防、護岸、海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関	応急措置
町	ア 水防活動と並行して町が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 イ 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じる。 ウ 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 エ 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
県	ア 災害が発生した場合、直ちに所管する河川、ダム、下水、ため池等の管理施設の被災点検を実施する。 イ 町が応急措置を実施する上で必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 ウ 所管する被災施設の応急復旧工事を実施する。 堤防、護岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出入を止める工事を行うが、実施する工法等については、地形等を勘案し適切な工法によるものとする。 エ 排水施設の被害を取りまとめるほか、移動排水ポンプを確保し、被災市町へ派遣する。 オ 特に、住民の安全確保の観点から、緊急に応急復旧を実施する必要がある対象としては、おおむね次のとおり (1) 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊、ダムの損壊等で放置すれば住民の生命財産に重大な影響を与えるおそれのあるもの (2) 河川が埋まり流水の疎通を著しく阻害するもの (3) 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然護岸の全壊又は決壊で、こ

県	れを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの カ 流域下水道の下水ポンプ等排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

3 港湾・漁港施設

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模地震等が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

地震、津波により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

(1) 応急措置・応急復旧対策

実施機関	応急措置・応急復旧対策
町・県	ア 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。 イ 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 エ 港湾・漁港に係る応急工事 (ア) 後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 (イ) 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置としてしゅんせつを行う。 (ウ) けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。
海上保安部	災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。 ア 被災区域の交通規制の実施

実施機関	応急措置・応急復旧対策
海上保安部	イ 被災区域内の交通整理 ウ 航路障害物の除去 エ その他の防災上の措置 (ア) 気象情報の収集伝達 (イ) 船舶在泊状況の把握 (ロ) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導 (エ) 危険物荷役の中止勧告 (オ) 港内整理及び避泊錨地の推薦 (カ) 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止 (キ) 必要に応じ、移動命令及び航行制限 (ク) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対す る荒天準備の指導 (ケ) 海上における流出油等の防除 (コ) 船舶火災、海上火災の消火活動 (ク) 必要に応じ、自衛隊の災害派遣の要請

4 海岸保全施設

海岸施設が、地震津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関	応急復旧対策
町・県	ア 気象情報（津波、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。 イ 管理する施設が地震、津波等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。 (ア) 堤防 (イ) 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。

5 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るための必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。

実施機関	応急復旧対策
町・県	ア 砂防設備 (7) えん堤、床固、護岸、堤防、山腹工事又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの (4) 溪流保全工若しくは床固の埋そく又は埋没で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの イ 地すべり防止施設 施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれのあるもの ウ 急傾斜地崩壊防止施設 擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの エ 溪流保全工に係る応急工事 (7) 溪流保全工が決壊したとき、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度にとどめる。 (4) 仮設工事では、著しく手戻り工事となるか又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。 オ 砂防えん堤に係る応急工事 砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工する。

6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関	応急復旧対策
町・県	ア 治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 イ 林道施設 (7) 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。

	(イ) 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 ・ 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 ・ 復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合 ・ 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

町は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておく。

(1) 業者の現況把握及び動員

町は、町内業者の施工能力を常に把握し、災害時には、緊急動員できるよう適切な措置を講じる。

(2) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、町は、大型建設機械及び土のう用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じる。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておく。

2 建設機械等の緊急使用計画

(1) 現況把握

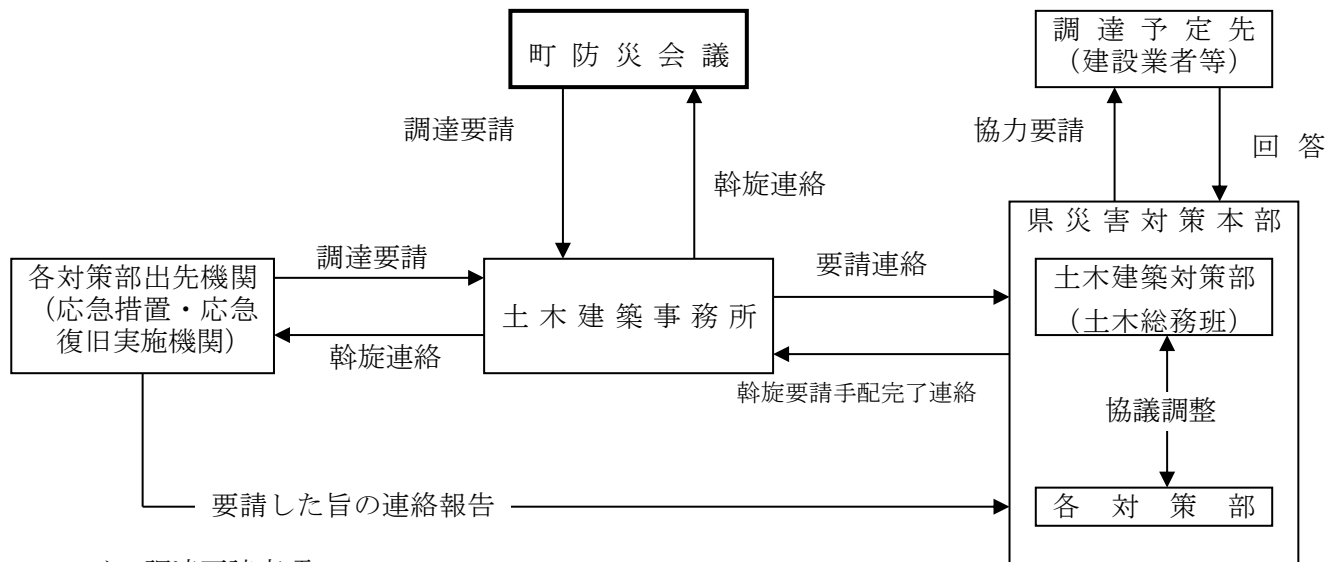
公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県（土木建築部）が地域別（土木建築事務所管地域）に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。

この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行うものとする。

(2) 緊急使用のための調達

地震、津波等による激甚な災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、土木建築対策部が、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的（作業内容）
- (ウ) 機械の種類及び必要台数
- (エ) その他必要な事項

(3) 応援要請

大規模災害が発生した場合において、町単独で対応できない場合には、隣接市町、県等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣要請も併せ実施し、対応する。

(4) 中国地方整備局に対する応援要請

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ（平成 20. 8. 20 各県土木関係部長、広島市道路交通局長及び中国地方整備局企画部長間）」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。

県又は町が大規模災害時に中国地方整備局長に対し、応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することができる。

(5) 調達方法

緊急時における建設機械等の調達について、土木対策部は、調達順位、調整手段、費用負担等について、応急措置等実施機関並びに建設業者とあらかじめ協議しておくものとする。

3 平常時からの備え

(1) 被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。

また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなど

の措置を講ずる。

- (2) 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2節 公共施設【建設課・関係各課】

町が所管する学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図るうえで重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策

県及び町は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、被災後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

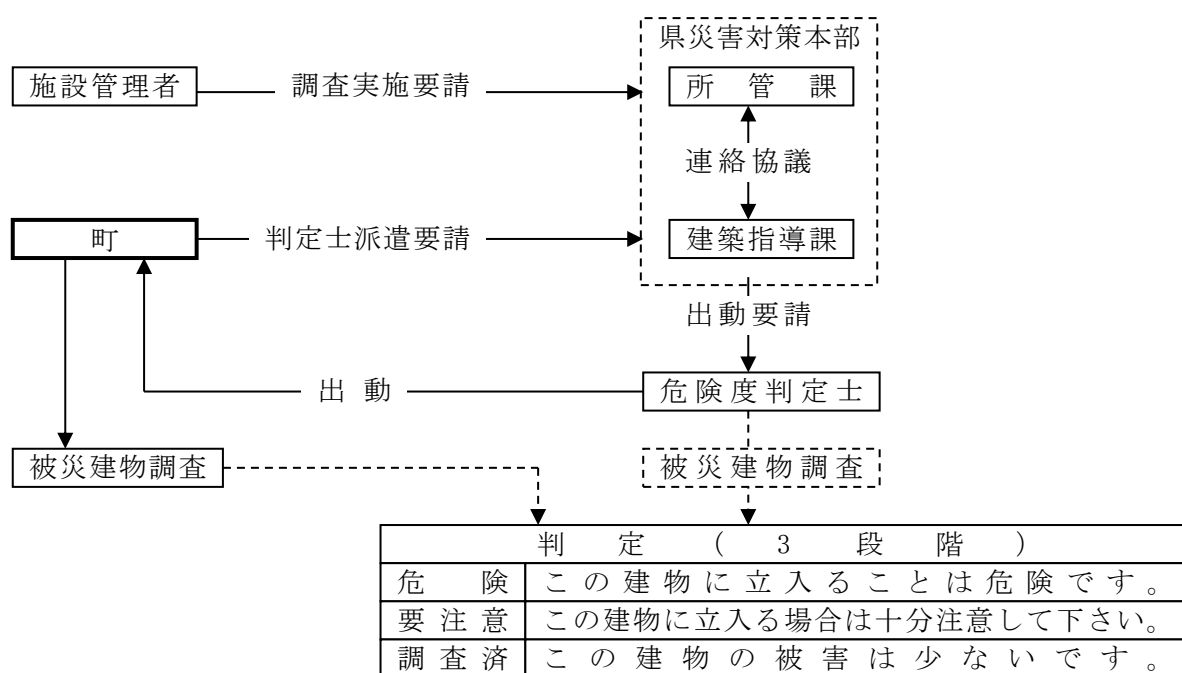
- (2) 被災状況の把握管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

ア 被災当日及びその後における施設の運営

ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

- 二次災害の防止や建築物の応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度の判定を実施する。



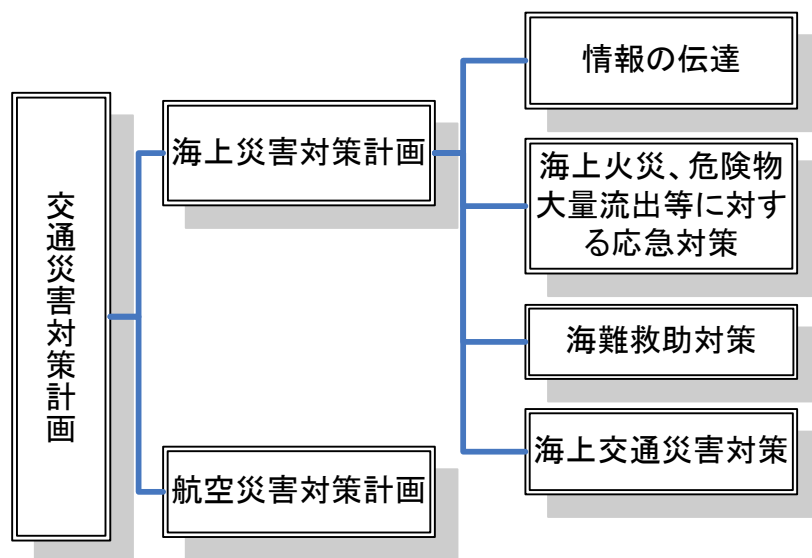
各施設管理者は、各施設所管課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

公共土木施設及び公共施設等の損傷により二次災害が発生するおそれのある場合、町長及び公共施設の管理者は、必要に応じて、住民に対し広報活動を実施する。

第21章 交通災害対策計画

基本的な考え方

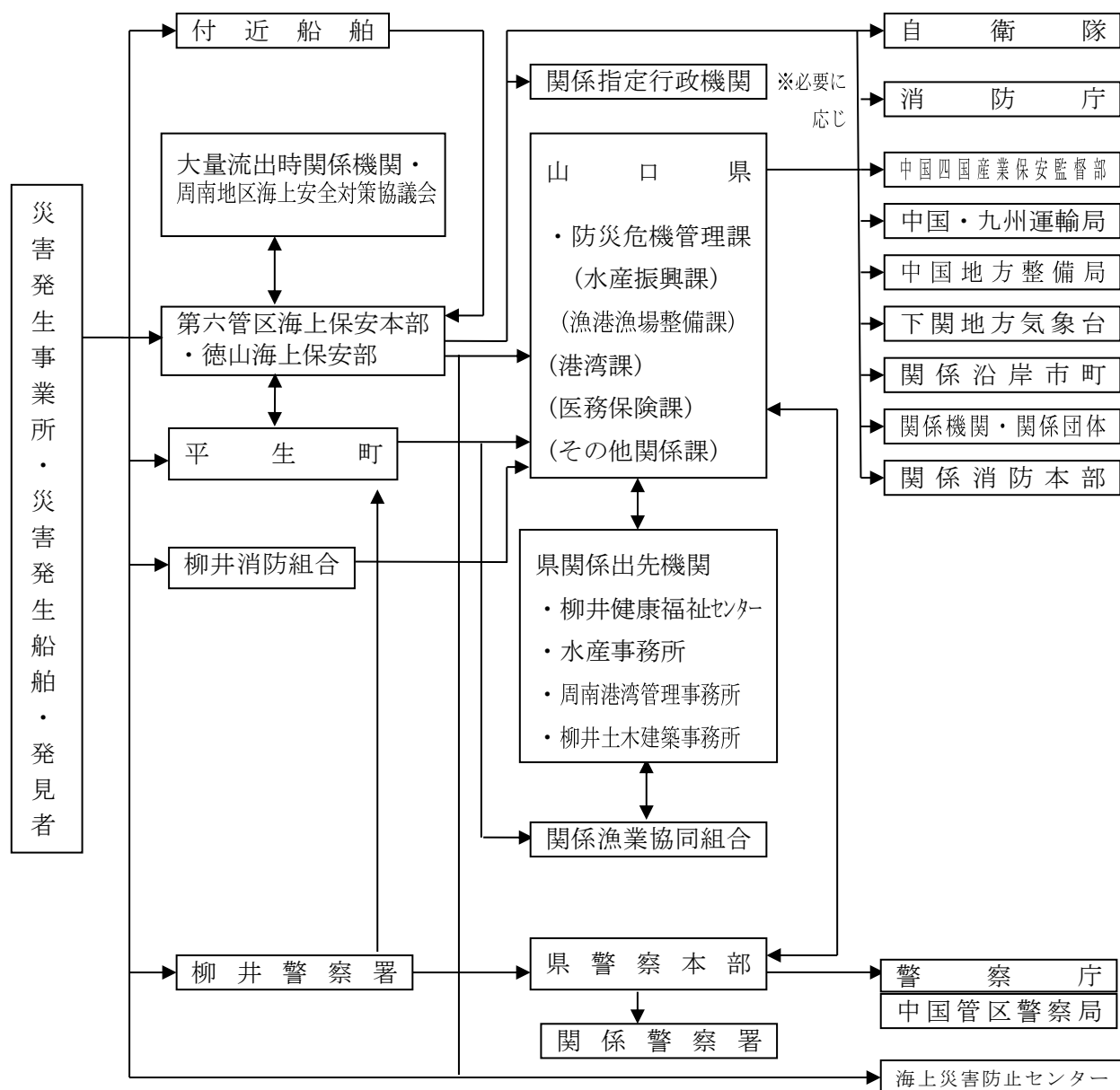
社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、航空災害及び陸上交通災害など大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化が求められており、町、国、県をはじめ各防災関係機関は連携の下、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。



第1節 海上災害対策計画【海上保安部】

第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。なお、平生町が属する周南地域における大油流出事故等の連絡系統は、周南地区海上安全対策協議会で定める連絡系統による。



第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安部、中国地方整備局、県、町（消防組合）、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて、港湾管理者、漁業協同組合、関係企業、地域住民に対して協力を求める。

1 応急対策活動

海上災害発生時において関係機関等がとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

1 災害発生事業所 （船舶所有者等 （管理者、占有	(1) 所轄海上保安部、消防組合、市町村等関係機関に対して、直ちに災害発生の通報を行うとともに、現状付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。

者、使用者)・施設の設置者を含む。)の措置	なお、付近住民に危険が及ぶと判断される場合は、住民に対して避難するよう警告する。 (2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止を努める。 なお、消火活動等を実施する場合にあつては、陸上への拡大防止について十分留意して実施するものとする。
2 海上保安部の措置	(1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達 (2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助 (3) 流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送 (4) 付近航行船舶の安全確保のための、巡視船艇及び航空機による現状付近海域の警戒 (5) 船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現状海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。 (6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。 (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏洩及び排出があった場合は、必要に応じて海上保安庁の機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。 (8) 船体並びに流出油の非常処分の実施 (9) 巡視船艇及び航空機を出動させ、関係市町、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物の拡散防止措置及び除去活動を実施する。 (10) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要望するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。 (11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
3 県の措置	(1) 海上保安部、関係市町（他県等）、漁協等から必要な情報を収集し、また自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め、関係者に伝達する。 (2) 応急活動に必要な体制を確立し、関係機関が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ警戒活動、防除活動を

3 県の措置	行う。 (3) 港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講ずるとともに災害発生に伴う防除措置を実施する。 (4) 備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。 (5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対し自衛措置を指導する。 (6) 水質環境に係る調査、保全措置を行う。 (7) その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導又は自ら必要な措置を行う。 ① 関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援 ② 化学消火薬剤等の調達確保 ③ 他市町、他県、国等への応援要請 ④ 必要に応じて自衛隊の災害派遣要請 ⑤ 市町が実施する医療・救護活動等への支援 (8) 発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い被災者、被災者の家族等に対して、適切な情報提供を行う。
4 町・消防組合の措置	(1) 県の活動体制に準じた活動体制を確立する。
5 警察の措置	(1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動 (2) その他陸上災害に準じて応急対策活動 ① 警戒区域の設定、避難誘導 ② 町、海上保安部、消防機関と連携した人命救助活動 ③ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等
6 その他の企業、関係機関・団体、住民等の措置	消火資機材、油防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安部をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力するものとする。

2 応援協力関係

町及び海上保安部、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力体制を整えている。

3 応急対策用資機材及び薬剤等の保有計画

町、海上保安部、県、企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の備蓄を行う。

4 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用するものとする。

第3項 海難救助対策

1 海難救助活動に関する協力体制

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

なお、遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した市町村長が実施する（水難救護法）ことになっており、町長は、警察署、海上保安部と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行うものとする。

2 応急対策活動

実施者	措置内容（水難救護法）
町	(1) 遭難情報の収集を行い、状況把握を行うとともに海上保安部、県等関係機関に通報伝達する。 (2) 県、海上保安部の協力を得て、救護及び遭難物の回収を実施する (3) 必要に応じて民間業者、付近住民への協力を要請する。
海上保安部	(1) 町近海における遭難者発見の通知を受けたときは、直ちに町長に報告するとともに、町が行う救護に協力する。 (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに海上保安部の巡視船舶艇により、その消火を行う。

第4項 海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」、「港則法」のいわゆる海上交通3法よりその確保が図られる。

1 実施機関

海上保安部

2 被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路又は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講ずる。

- (1) 実施する規制措置にかかる公示を行うとともに応急標識等の設置に努める。
- (2) 規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

3 被災区域内の交通整理

所属巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

4 漂流物、沈没物等航路障害物の処理

- (1) 港内及び境界線付近にある障害物については当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じ応急措置を必要とするものについては関係機関と協力し除去する。
- (2) 除去した障害物の処理は状況により次の措置をとる。
 - ア 水難救護法の規程によりその海域を管轄する市町村長に当該物件を引き渡す。
 - イ 災害対策基本法の規程により海上保安部に保管し、また公売、所有者への引き渡し等を行うことができる。

5 在港船舶対策

- (1) 台風、津波、高潮、河川の氾濫等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及ぶおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて、港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講ずる。

6 災害事象別防災措置の一般的基準（例示）

災害事象	実施措置	措置の概要
台 風	避難勧告	各港で定めた基準に従い、船舶は直ちに港内又は港外の安全な場所に避難するよう勧告する。
津 波	避難勧告	台風に合わせて安全な場所に避難するよう勧告する。
火 災	曳船移動による消火	(1) 他船への延焼を防止するため、曳航により移動し消火に当たる。 (2) 曳航不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じ又は勧告する。
流 木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	必要に応じ、港則法等により、船舶の航行を制限するほか、所有者に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じ又は勧告する。

7 その他の防災上の措置

海上交通災害防止に関連して概ね以下の措置を講ずる。

- (1) 気象情報の収集及び関係者への伝達
- (2) 在泊船舶の状況把握
- (3) 港内整理及び避泊地の推薦

- (4) 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止
- (5) 必要に応じ、移動命令又は及び船舶の適用
- (6) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導、並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導
- (7) 港湾台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進
- (8) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導
- (9) 危険物荷役の事故防止指導
- (10) 海上における流出油の処理
- (11) 自衛隊等への災害派遣の要請

第2節 航空災害対策計画【総務課・消防組合・柳井警察署】

実施方針

航空機の墜落事故による災害が発生したときは、県、町その他関係機関の防災計画に定めるところにより迅速かつ適切な応急対策を実施する。

1 空港の所在地、管理者等

所在地	空港の名称	管理者	備考
宇部市	山口宇部空港	山口県知事	第2種空港B
下関市	海上自衛隊小月航空基地	海上自衛隊小月教育航空群司令	
防府市	航空自衛隊防府北基地	航空自衛隊第12飛行教育団司令	
岩国市	海上自衛隊岩国航空基地	海上自衛隊第31航空群司令	
	米国海兵隊岩国航空基地	米国海兵隊岩国航空基地司令	
	岩国飛行場	米国海兵隊岩国航空基地司令	

2 実施機関

☐ 空港事務所 ☐ 警察 ☐ 県 ☐ 町 ☐ 自衛隊 ☐ 航空会社 ☐ 空港所在民間団体

3 町の措置

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、関係防災機

関に通報するとともに、災害を最小限にとどめるよう関係機関と調整する。

- (2) 必要に応じ防災関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (3) 死傷者が発生した場合、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、医療機関へ搬送する。
- (4) 災害の規模が大きく町で対処できない場合は、他の市町に応援を要請する。
- (5) さらに消防力を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。
- (6) 必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

4 警察

- (1) 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 事故発生現地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告及び避難誘導を行う。
- (3) 市町職員が現場にいないとき又はこれらの者からの要請があったときは、警戒区域を設定し一般住民の立入り制限、退去等を命ずる。
- (4) 行方不明者の捜索及び人命救助活動の実施
- (5) 遺体の検視及び捜索活動の実施
- (6) 必要に応じて事故発生地及び周辺の交通規制の実施
- (7) 関係機関の実施する救助活動及び復旧活動の支援

5 海上保安部

- (1) 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 海上における遭難機の捜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の捜索及び救護班の緊急輸送を実施する。
- (3) 事故現場及び周辺海域の警戒及び航行船舶の規制等の措置の実施
- (4) 関係機関が実施する救助活動及び復旧活動の支援

6 地元医療機関・日赤山口県支部・県医師会等

- (1) 市町又は県の要請により医療救護班を編成し、現地での医療救護活動の実施及び負債者の受け入れを行う。

(この場合の対応については、第5章第3節「集団発生傷病者救急医療計画」参照)

- (2) 必要に応じて救援物資の提供及び日赤奉仕団による救護活動の実施。

7 自衛隊

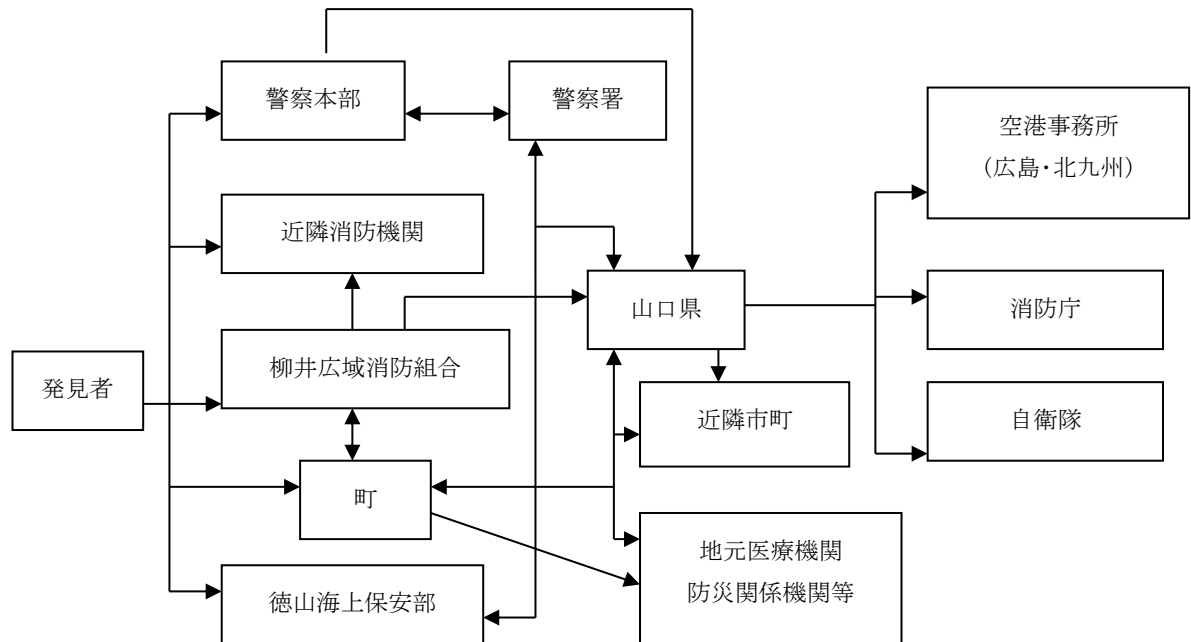
空港事務所長（国機関）又は県知事からの災害派遣要請を受け、航空機、船艇等を活用して

遭難機の捜索、被災者の救助救出活動及び行方不明者の捜索等について地元消防機関、空港事務所等と協力しながら応急対策活動を実施する。

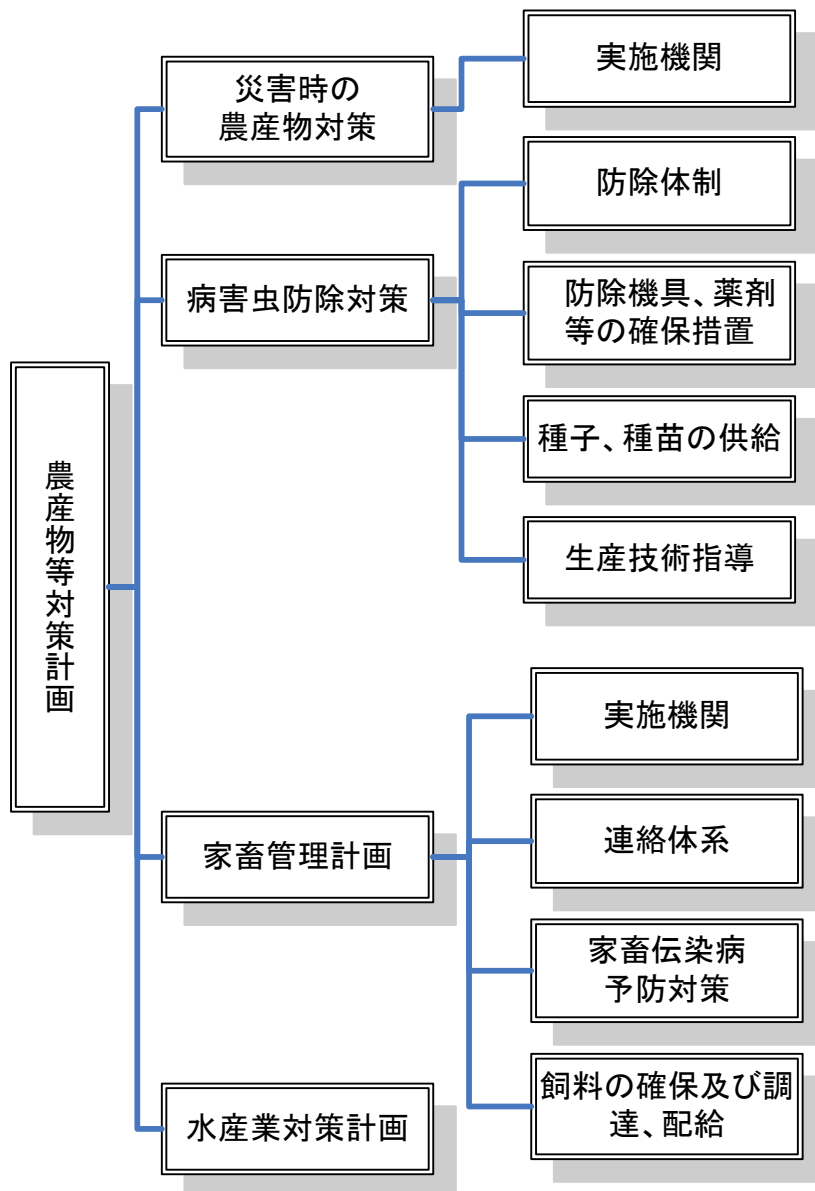
8 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡系統により通報連絡するものとする。

＜発生地点が明確な場合＞



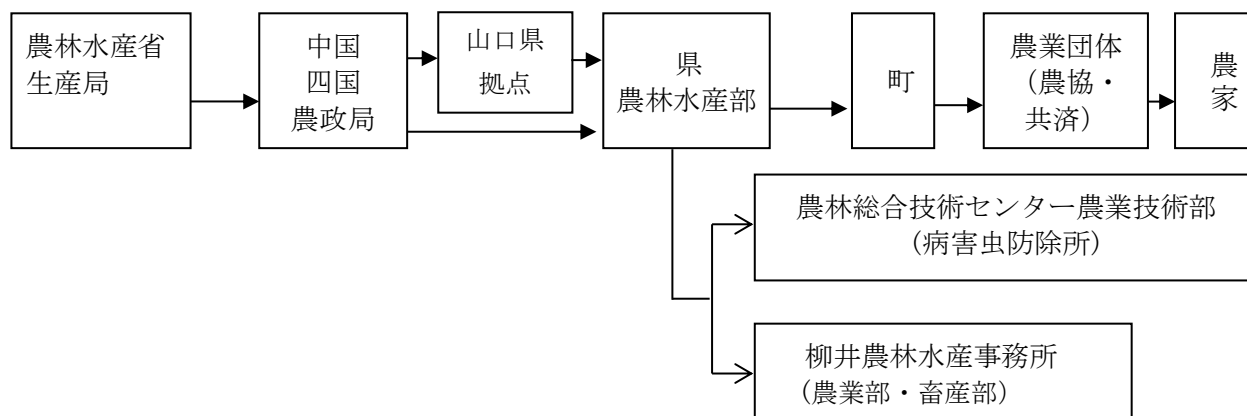
第22章 農産物等対策計画



第 1 節 災害時の農産物対策【産業課】

第 1 項 実施機関

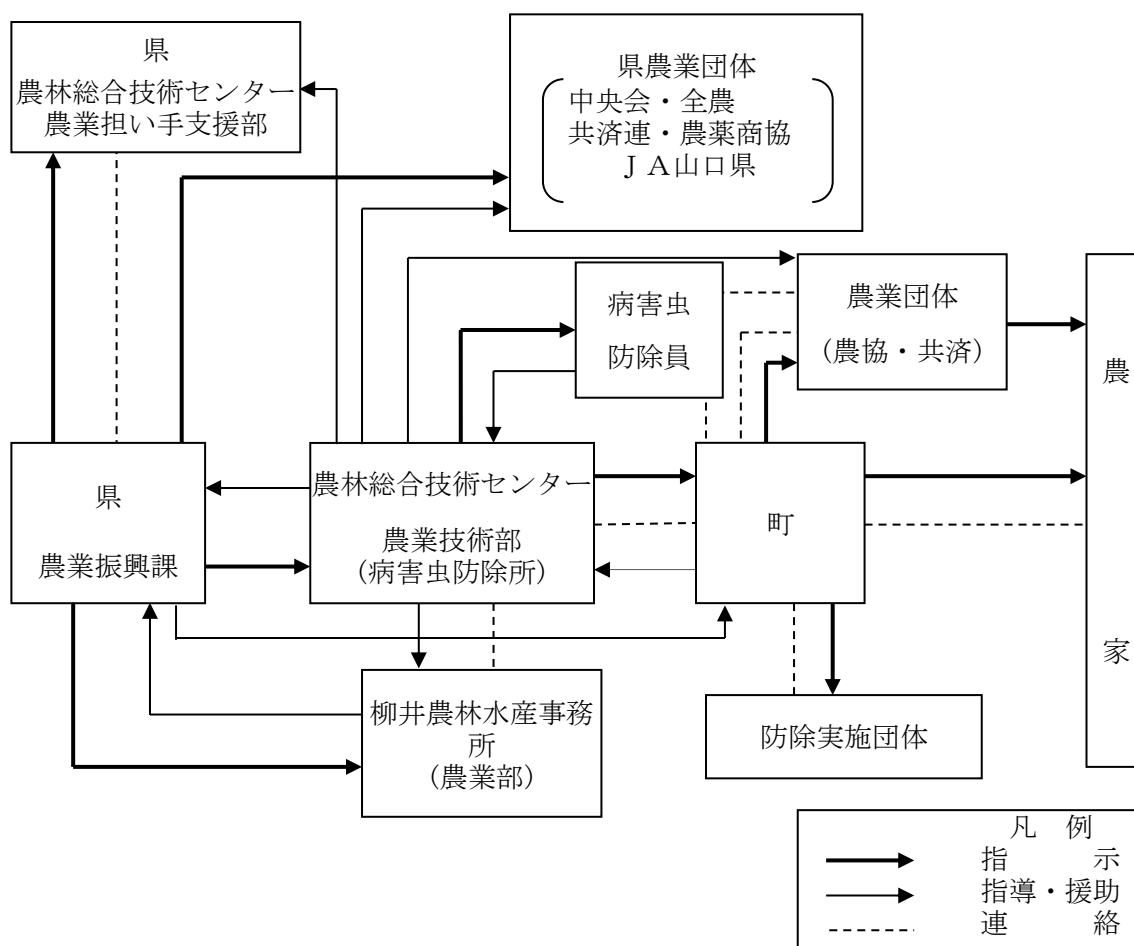
- 1 農産物対策全般の基本的な実施系統は、次のとおりである。



第 2 節 病虫害防除対策（植物防疫法）

- 1 病虫害防除予察

予察実施大系は、次のとおりである。



2 病虫害被害に関与する条件と診断

病虫害発生予察に基づいて発生条件等を検討し、今後の推移を確認し情報を適宜、関係機関及び農家に連絡する。

3 病虫害被害に関与する技術対策

- (1) 病虫害多発に伴う農作物生産に多大の減収及び農家経済に影響を及ぼすことが大である場合は、国、県の援助を要請し、町においても予算の範囲内で、農業協同組合を通じて、農家に援助することがある。
- (2) この場合の取り扱いは、災害の種類に応じてその都度これを定める。

第1項 防除体制

1 病虫害防除計画の作成及び指導

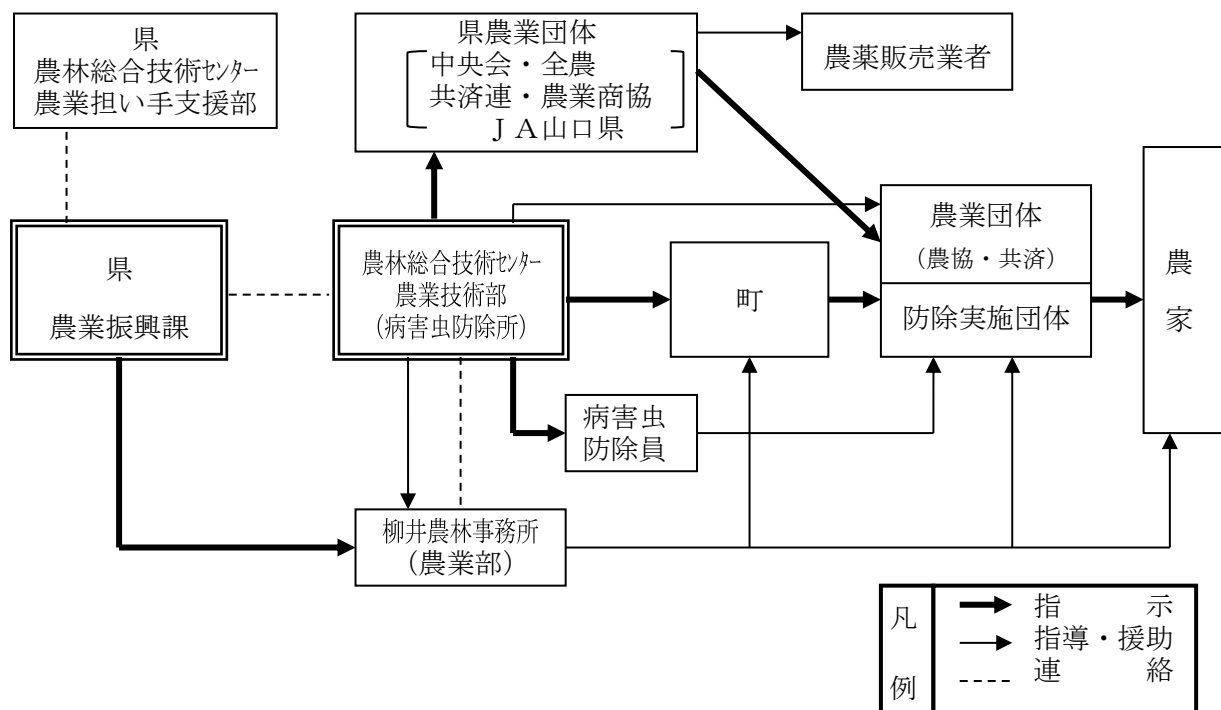
町、農協、病虫害防除所、柳井農林事務所は「病虫害防除方針」により協議の上防除計画を作成するとともに農家に防除を実施するよう指導する。

2 防除計画

町（産業課）は、病虫害防除班を設置し、農家の行う共同防除対策を援助する。
また、次の措置を講ずる。

- (1) 町、病虫害防除所、柳井農林事務所は一体となって防除技術指導を確立し、町内の病虫害発生状況を常時正確に把握すると共に、県農林水産部へ速報する。
- (2) 被災地が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、知事に対し、緊急防除の申請を行う。

3 病虫害防除対策実施体系図



第2項 防除機具、薬剤等の確保措置

- 1 町及び関係機関所有防除機具の運用計画を樹立する。
- 2 農薬等防除資材の需給調整について農協の協力を求める。

第3項 種子、種苗の供給（主要農産物種子法）

- 1 確保の措置
 - (1) 水稻関係
災害応急用水稲粳の確保措置
 - (2) 野菜関係
指定産地及び認定産地における確保措置
- 2 供給の方法
 - (1) 種粳については、山口県米麦改良協会を通じ、供給の斡旋を行う。
 - (2) 野菜関係については、全国農業協同組合連合会山口県本部を通じ、供給の斡旋を行う。

第4項 生産技術指導

町、柳井農林事務所、農協は、特に被害度の強い風水害対策については広報等を利用して普及に努めるとともに、直接農家の指導に当たる。その他干害、冷害、凍霜雪害等については被害の様相に応じて適切な指導を行う。

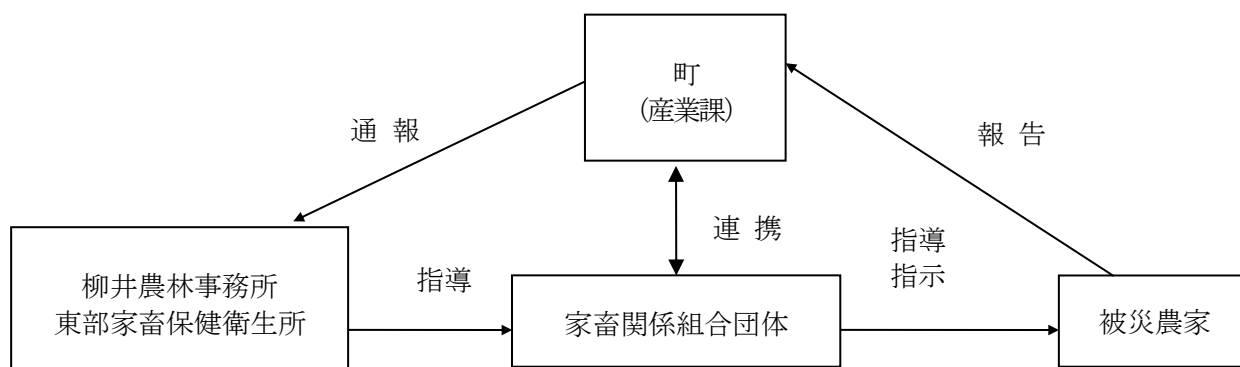
- 1 水稻関係対策
台風襲来時の灌漑、台風後の排水、泥土の洗除、二次的に発生する病虫害対策
- 2 果樹、野菜その他作物関係の対策
防風垣、柵の修理、補強、排水、中耕その他による生育促進、二次的に発生する病虫害対策

第3節 家畜管理計画【産業課】

第1項 実施機関

- 1 被災地における家畜伝染病予防対策は、柳井農林事務所（東部家畜保健衛生所）を中心に実施する。
- 2 その他家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は町が実施する。

第2項 連絡体系



第3項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）

1 組織

- (1) 家畜保健衛生所
- (2) 地区家畜防疫対策協議会の構成

東部家畜保健衛生所、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）、町、全国農業協同組合連合会山口県本部、農業共済組合、山口県農業協同組合、県獣医師会支部

2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は、次の業務を行う。

- (1) 家畜伝染病に関する啓発指導
- (2) 情報収集及び連絡、報告
- (3) 防疫用資材の調達、斡旋、配分
- (4) 疑似患畜及び患畜の病性鑑定並びに疫学的調査
- (5) 発生源及び感染経路の探求調査
- (6) 防疫地図の作成
- (7) 家畜伝染病予防法（第6条第1項、第30条、第31条）による検査、注射の実施及び協力

- (8) 疑似患畜の監視
- (9) 発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
- (10) へい獣等の埋却、焼却等
- (11) 疑似患畜及び患畜又は獣畜等の輸送措置及び指導
- (12) と畜場及び死亡へい獣取り扱い場との連絡

3 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておく。

(1) 管理場の設置基準

おおむね 3.3 ㎡当たり、大家畜 1 頭、大中豚 3 頭、小豚 10 頭、山羊 3 頭、鶏 15 羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所、施設）とする。

(2) 管理の方法

大家畜、山羊は繋ぎ飼養を原則とし、その他の家畜は追い込み式とする。

(3) 確保のための措置

町は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議する。

(4) 管理者の確保基準

大家畜 10 頭、中家畜 20 頭、小家畜 100 羽につき管理者 1 名の割合で、町の関係地区ごとにあらかじめ予定しておく。

第 4 項 飼料の確保及び調達、配給

畜産、農業関係団体の協力を得て、飼料の確保及び調達、配給対策を講じる。

1 粗飼料

山口県農業協同組合等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。

2 濃厚飼料

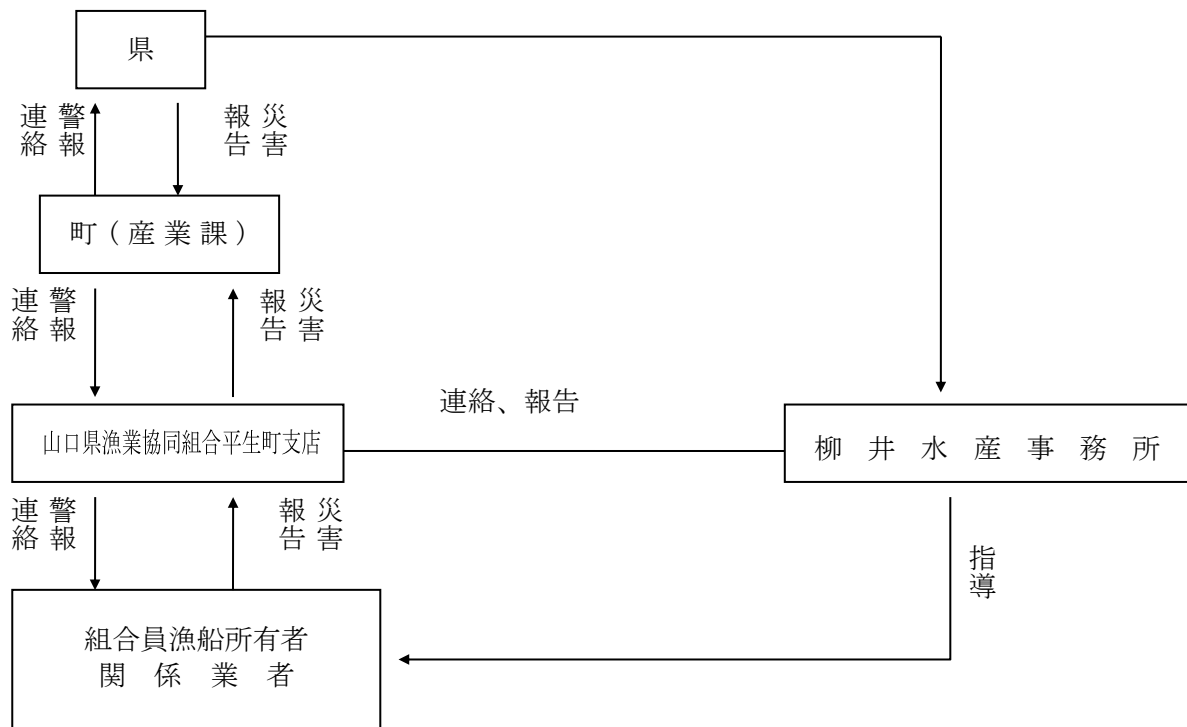
山口県農業協同組合等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。

第 4 節 水産業対策計画【産業課】

1 台風及び津浪注意警報時における防災措置

異常災害発生情報及び災害発生時には、速やかに山口県漁協平生町支店に連絡し、災害未然防止及び応急対策の万全を期す。

2 防災連絡体系図



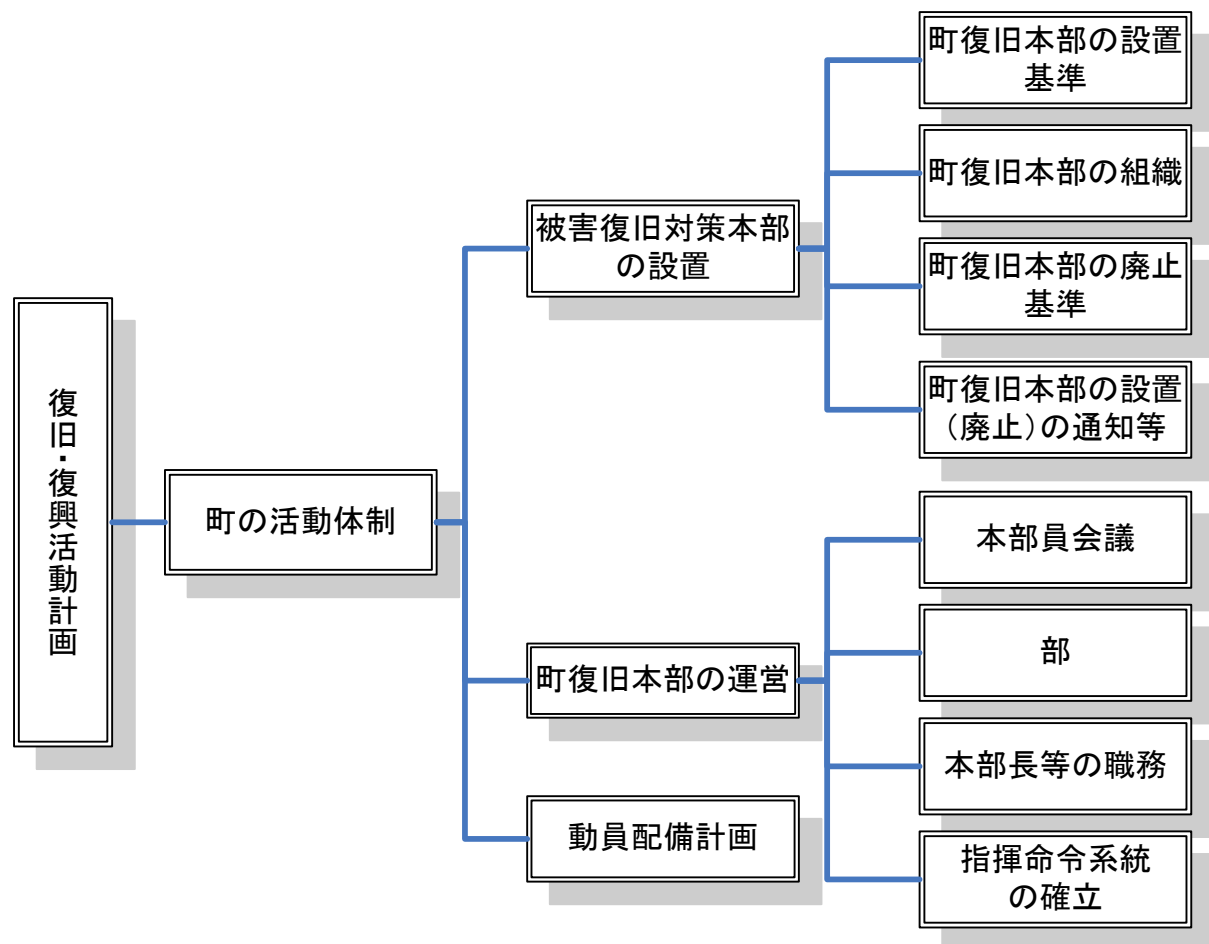
第 4 編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合には、多数の者が被災し、生命の危険にさらされたり、住居や家財の損失、経済的困窮等、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱を防ぎ、社会秩序の維持を図るには、被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、町をはじめとする防災関係機関は、協力して必要な措置を講じる



第1節 町の活動体制【各課共通】

町長は、災害応急対策終了後、本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て復旧・復興対策を実施する。

第1項 被害復旧対策本部の設置

町長は、復旧・復興対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、平生町被害復旧対策本部（以下「町復旧本部」という。）を設置し、復旧・復興対策を実施する。

1 町復旧本部の設置基準

町内に相当規模の災害が発生し、災害応急対策が概ね完了した後、必要と認める場合
具体的には、町に、災害救助法が適用された場合など

2 町復旧本部の組織

町復旧本部の組織は、本部長（町長）、副本部長（副町長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

3 町復旧本部の廃止基準

町長は、本格的な復旧・復興対策のめどがたったと認められるときは、町復旧本部を廃止する。

4 町復旧本部の設置（廃止）の通知等

総務部長（総務課長）は、町復旧本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を知事（県防災危機管理課）及び住民に通知及び公表するものとする。

第2項 町復旧本部の運営

1 本部員会議

本部長は、町の災害復旧対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、復旧・復興対策に係る基本方針を決定する。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う復旧・復興対策の基本方針に関すること。
- (3) 県に対する復旧・復興対策の応援要請に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか重要な復旧・復興対策に関すること。

2 部

(1) 部の構成

部は町における復旧・復興対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき復旧・復興対策業務の実施に当たる。

町復旧本部に置く部及び構成する組織は、平生町災害対策本部の編成に準じるものとする。

(2) 部の設置基準

発生した災害の程度・形態により、本部長が必要と認める。

3 本部長等の職務

(1) 本部長（町長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- (2) 副本部長（副町長）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

- (3) 本部員（本部を構成する部の部長等）

本部長の命を受け、各々が所掌する復旧・復興対策に従事する。

4 指揮命令系統の確立

- (1) 被害復旧対策本部 …町長不在の場合は、副町長が、町長・副町長不在の場合は、総務課長が指揮を執る。

- (2) 各対策部 …各部長（各課長等）、課長補佐の順で指揮を執る。

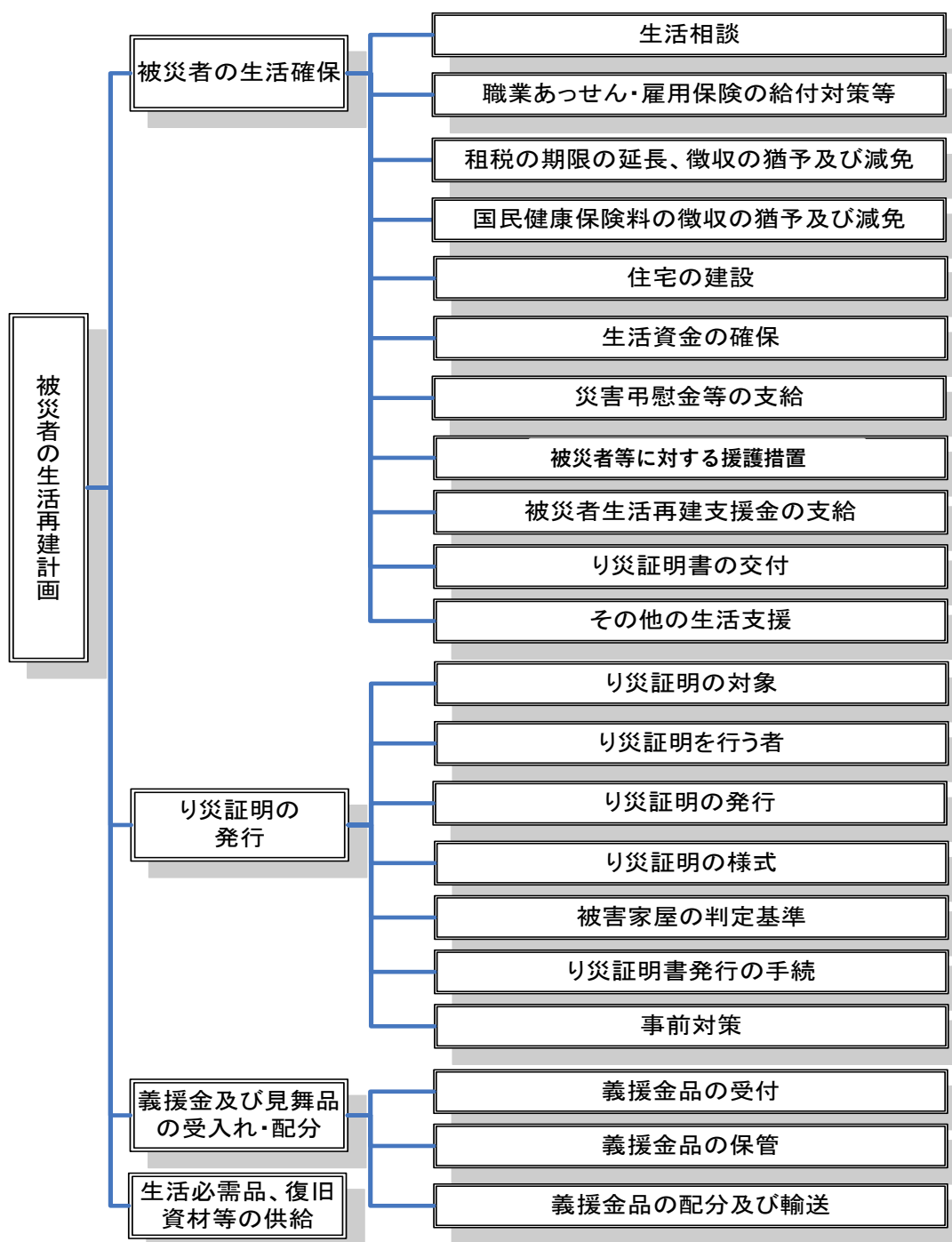
第3項 動員配備計画

動員配備計画は、各対策部長が定める。

第2章 被災者の生活再建計画【各課共通】

基本的な考え方

災害により、被害を受けた住民の速やかな再起が図られるよう県及び町等は、被災者に対する生活相談、職業のあっせん、租税の減免、住宅・援護資金の貸付等について必要な措置を講じる。



第 1 節 被災者の生活確保【税務課・町民福祉課・健康保険課・産業課・建設課】

第 1 項 生活相談

災害発生後から被災者、一般県民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、県及び町等は、次の措置を講じるものとする。

機関名	措置事項
町	1 町は、被災者のための相談所を庁舎、出張所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。 3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。
県	1 各種相談体制の確立 災害が発生した場合、応急対策実施と同時進行の形で、総合政策部を中心に、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 被害相談室の設置 被害復旧対策本部設置時に、相談、苦情等のたらい回しの防止及び各部が実施している応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するとともに、情報提供・相談業務の一元化を図るため、地域振興部内に被害相談室を設置することができる。 3 発災初期の混乱が終息したとき、被災現地では地方県民相談室を窓口として、避難所等を巡回し又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係対策部に速やかに連絡する。 この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、知事が決定する。 (1) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣し対応する。 (2) 町、防災関係機関と連携を密にし、相談体制の確立を図る。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人県民に対する相談体制を確立する。
警察	警察署、交番、駐在所、若しくは現地の必要な場所に臨時相談所を設置して安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方公共機関	支店、営業所若しくは現地の必要な場所に臨時相談所あるいは案内書を設置し、所管業務の相談に当たる。

第2項 職業あっせん・雇用保険の給付対策等

災害により、失職した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所及び県（商工労働対策部）は、職業相談、求人開拓、職業のあっせん等を行うとともに、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講じる。

1 職業あっせん計画

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを図るものとする。

また、他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図るものとする。

- (2) 早期再就職を促進するため、被災地を管轄する公共職業安定所を通じ、また、自ら次の措置を講じる。

ア 職業相談

公共職業安定所職員を前項に記述する相談所若しくは現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

イ 求人開拓

被災者の希望する求職条件に基づき、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

ウ 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事に従事することを希望した者に対しては、当該事業を紹介し、県の他の地域又は他県等を希望する者に対しては、それぞれ希望に応じた職業を紹介するように努める。

エ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用

他の職種等への転換希望者等に対しては、職業訓練の受講、転換給付金等を活用して被災者の雇用の確保に努める。

- (3) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、上記の措置を行い、離職者の早期再就職を図るものとする。

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

公共職業安定所の措置

- (1) 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給

資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講じるものとする。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、市町及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第 3 項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
町 (税務課)	町は、町が賦課する税目に関して、地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）及び町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。
税務署	国税に関する法律に基づくすべての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予
県 (税務課) (市町課) (県税事務所)	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、町においても適切な対応がなされるよう助言するものとする。

※ 地方税の減免基準については、総務省から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

第4項 国民健康保険税の徴収の猶予及び減免

1 町

町は、被災した納付義務者に対して、国民健康保険法及び町条例等に基づき、国民健康保険税の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

第5項 住宅の建設

災害により、居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

第3編 第13章 「応急住宅計画」による。

2 災害公営住宅の建設

- (1) 町は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。
- (2) 県は、被害が甚大で、町において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅の建設を行うものとする。

3 既設公営住宅等の修理

町及び県は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

町及び県は、融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、り災証明書の発行を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

イ 災害予防関連融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第 24 条第 1 項の規定による関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 26 条第 1 項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

(イ) 宅地防災工事資金融資

宅地造成等規制法第 16 条第 2 項、第 17 条第 1 項、第 2 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 1 項、第 2 項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 9 条第 3 項、第 10 条第 1 項、第 2 項又は建築基準法第 10 条第 1 項、第 3 項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。

(2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障がい者世帯及び母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）貸付け、母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

ア 生活福祉資金の福祉資金（福祉費）

低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯が、住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費については、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）の貸付けを受けることができる。

災害により、特に必要な場合は、貸付け限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

第 6 項 生活資金の確保

災害により、住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。県及び町は、これら資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、災害を受けたこと

により臨時の経費を必要とする該当世帯に対して貸付けられるものとして、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生児童委員及び町の社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

(1) 資金の種類

資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については資料編による。

(3) 相談申込先

町社会福祉協議会

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子・父子・寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に 20 才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金がある。

イ 貸付限度額、貸付期間等

貸付限度額、期間、利率等については、資料編による。

ウ 申込先

- ・ 町役場
- ・ 柳井健康福祉センター

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

※相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者と死別、離婚した女子であって現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等）に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けら

れるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様

3 県市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤務している者等に対して貸付けられるもので、県・市町・労働金庫が協調して貸付けを行う。

(1) 貸付限度額	災害資金 100 万円以内
(2) 償還期間	10 年以内
(3) 利 率	年 1.61% (保証料別途)
(4) 申込先	中国労働金庫

4 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸付けるもので、町が貸付けを行う。

貸 付 対 象	根 拠 法 令 等	貸 付 金 額	貸 付 条 件
救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が、次の額未満の世帯に限る 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号) (2) 実施主体 町(条例) (3) 経費負担 国 2/3 県 1/3 (4) 対象となる災害 山口県において救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 (1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円以内 (2) 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失若しくは流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合 350万円以内 (3) 上記(1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアの重複 250万円以内 イ (1)と(2)のイの重複 270万円以内 ウ (1)と(2)のウの重複 350万円以内 (4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合 ア (1)に該当せず、(2)のイの場合 250万円以内 イ (1)に該当せず、(2)のウの場合 270万円以内 ウ (1)に該当し、(3)のイの場合 350万円以内	(1) 貸付申請時期 被害を受けた後 3ヶ月以内 (2) 措置期間 3年 (特別の事情がある場合5年) (3) 償還期間 10年(うち据置期間3年) (特例：据置期間5年、償還期間5年) (4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 (5) 貸付利率 年3%以内で条例で定める額 (6) 保証人 各市町の条例による

第7項 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を町において支給する。

【県（厚政課）・町】

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
災害弔慰金	1 一つの市町の区域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合 2 山口県内において住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合	1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） 2 実施主体 町（条例） 3 経費負担 国 2/4 県 1/4 町 1/4	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母	1 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内 2 それ以外の場合 250万円以内	1 支給の制限 (1) 死亡（障害）が本人の故意又は重大な過失による場合（町長の判断による） (2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 (3) その他町長が支給を不相当と認める場合 2 支給の方法等 町が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する
災害障害見舞金	3 山口県内において、救助法が適用された市町が、1以上ある場合 4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合		対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障害を有する場合支給する ア 両目が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内 2 それ以外の場合 125万円以内	

第8項 被災者等に対する援護措置

- 1 県内において発生した災害に係る被災者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

対 象 と な る 事 項	金 額
住家の全壊、全焼又は流出	1 世帯につき 100,000 円
住家の半壊又は半焼	1 世帯につき 100,000 円
死 亡	死亡者 1 人につき 100,000 円
重傷者	重傷者 1 人につき 50,000 円

第9項 被災者生活再建支援金の支給

災害により、被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱について必要な事項を定める。

1 被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

(2) 被災者生活再建支援法の適用

県の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続を実施する。

ア 法の対象となる自然災害

(ア) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害

(イ) 法の対象となる自然災害の程度

a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町の区域に係る自然災害

b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

- c 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- d a 又は b の市町を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- e a ～ c の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- f a 若しくは b の市町を含む都道府県又は c の都道府県が 2 以上ある場合で、5 世帯（人口 5 万人未満の市町にあつては、2 世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る）の区域に係る自然災害

2 被災者生活再建支援制度

(1) 支援金の支給対象となる被災世帯

ア 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の 1(2)(イ) a ～ f の自然災害により

- (ア) 住宅が「全壊」した世帯
- (イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (オ) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

イ 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の 2 つの支援金の合計額となる。但し、世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の支給額の金額は 3/4 の額となる。

- (ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害 程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

＊「中規模半壊世帯」は支給なし

- (イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建 方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

＊「中規模半壊世帯」は上記の 1/2 の額

＊一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200(又は100)万円（「中規模半壊世帯」は1/2の額）

3 支援金の支給申請等

(1) 申請期間

基礎支援金については、災害発生日から起算して13か月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37か月以内とする。

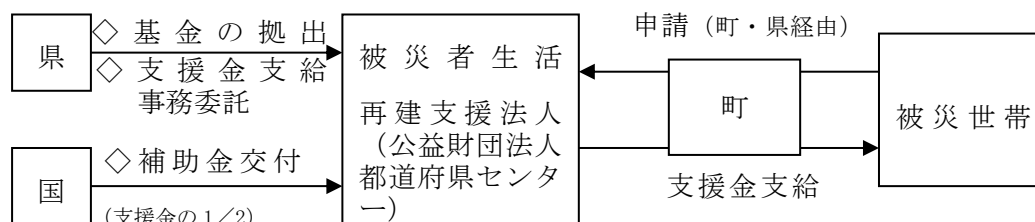
(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金：り災証明書、住民票等

イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等） 等

(3) 支援金支給に係る手続

被災者からの支援金支給申請に係る県、町、被災者生活再建支援法人、国(内閣府)の事務等の概要は次に示すとおり。



4 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（「中規模半壊世帯」を除く）の支援を行う（負担割合）

第10項 り災証明書の交付

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

(1) り災証明書 り災物件を確実な証拠により確認することができる場合に交付する。

(2) り災届出証明書 確実な証拠により確認確認ができない場合に、災害により被害が生じたという届出があった旨の証明を交付する。

第11項 被災者台帳

1 作成

町は、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 利用及び提供

町は、次の場合にあつては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、又は申請者に提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき又は本人に提供するとき
- (2) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第13項 その他の生活支援

1 物価安定対策

災害発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。

このため、消費者保護の観点から、次の対策を講じる。

(1) 相談体制

ア 被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、県民からの苦情、相談に対応する。

イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

(ア) 県があらかじめ委嘱している「くらしの相談員」の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。

(イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握につ

いて、山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施する。

(3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動、並びに、公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 簡易保険業務関係

- ア 保険料払込猶予期間の延伸
- イ 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払
- ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- エ 解約還付金の非常即時払
- オ 保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除

非常災害があった場合、総務大臣が認可した範囲及び期間に係る放送受信料の免除。

4 電話料金等の減免

災害が発生又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第2節 り災証明の発行【総務課・税務課・建設課】

り災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法による各種施策や町税の減免、その他の被災者支援策を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

第1項 り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものが、り災した場合において必要があるときは、町長が行うり災届出証明で対応する。

- 1 全壊、流出、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- 2 火災による全焼、半焼、水損

第2項 り災証明を行う者

り災証明は、町長が行う。ただし、火災によるり災証明は、柳井地区広域消防組合柳井消防署長が行う。

第3項 り災証明の発行

災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとし、前項「り災証明を行う者」が申請を受け取り、り災証明書を作成し、これらの者に発行する。ただし、1世帯1枚の発行とする。

第4項 り災証明の様式

資料編による。

第5項 被害家屋の判定基準（上記第1項の1に係るもの）

り災証明の根拠となる被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府防第518号通知）」に基づき、1棟全体で行う。

判定にあたっては、原則として「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行う。

被害家屋調査は、原則として外観目視調査とし、判定結果に対して被災者等からの再調査の申請があった場合は、申請者の立会いのもと、内部に立ち入って再調査を行う。ただし、調査量が少ない場合等は、最初から内部立入り調査とすることも検討する。

第6項 り災証明書発行の手続

- 1 り災証明発行、被害家屋調査の実施方針の確認

災害発生後、総務課あるいは災害対策本部で、以下の要素を考慮して、り災証明、被害家屋調査の実施方針を確認する。

- (1) 家屋被害の状況あるいは家屋被害発生の見込み
- (2) り災証明発行が求められる各種施策に関する動き
- (3) 国、県、他の被災自治体の動き
- (4) 被害家屋調査の実施方法
- (5) り災証明の受付、り災証明書の発行方法
- (6) り災証明発行、被害家屋調査の実施期間 等

2 り災証明発行・被害家屋調査等の実施に関する広報

総務課及び災害対策本部は、り災証明発行・被害家屋調査等の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を広報する。

このとき、り災証明とり災届出証明との違い、被災建築物応急危険度判定と被害家屋調査との違いを被災者に正確に説明するように留意する。

3 被災者台帳の作成

町は、被害家屋調査の実施とあわせ、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、り災証明書発行台帳の基本台帳となる被災者台帳を作成する。

被災者台帳には、被害家屋調査による判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集約する。

4 り災証明の発行

町は、被災者からり災証明の申請を受け付け、被災者台帳に基づいてり災証明書を発行する。あわせて、り災証明書の発行状況を管理するため、り災証明書発行台帳を作成する。

(1) 受付・発行窓口の開設

町は、り災証明の受付・発行窓口を開設する。

(2) 郵送による申請受付

町内の被災状況によっては、郵送による受付・発行を行う。

5 り災証明書発行台帳の整備

り災証明の発行状況を管理するため、り災証明書発行台帳を整備する。

6 再調査

り災証明発行後、以下のような場合には、被災者等からの申し出により、再調査を実施する。

- ・被災者等がり災証明の判定結果に不服であった家屋
- ・周囲の被災状況により被害家屋調査が物理的にできなかった家屋

(1) 再調査の受付及び実施

町は、り災証明の受付窓口とあわせて、再調査の受付窓口を開設する。

受付後、被災者等の立会いのもと、再調査を実施する。

再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、り災台帳及びり災証明書発行台帳に反映するとともに、り災証明書を修正する。

(2) 判定委員会

再調査において、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定する。

判定委員会の事務局は、総務課内に設置し、委員会は専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から3名により構成し、町長が委員を委嘱する。

第7項 事前対策

1 家屋被害認定士の養成

り災証明発行又は被害家屋認定調査において指導的立場となる者の養成をするため、家屋被害認定士研修に計画的に参加する。

2 被害家屋調査員の登録

職員（建築士、家屋評価補助員等）及び建築士等のボランティアを事前に登録しておく。

3 他自治体との協力体制の確立

地震発生時、応援を求める他自治体との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

4 調査携帯物品等の備蓄

傾斜計（さげふり）、コンベックス等調査携帯物品を備蓄する。

5 火災によるり災証明書の発行

消防署長は、火災によるり災証明について、以上に規定した手続に準じてり災証明書を発行する。

第3節 義援金及び見舞品の受入れ・配分【町民福祉課】

大規模な災害が発生した場合、県内はもとより、全国、外国から多数の義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、県、日赤山口県支部及び町がとる対応について、必要事項を定める。

第1項 義援金品の受付

1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、状況に応じ発災後概ね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。

2 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要なものに限定する。

3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄

託者等への周知を図るものとする。

4 受付にかかる各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	措置内容
町	(1) 町は、義援金品の受付窓口を開設する。 (2) 町が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
県	(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は受付窓口を県庁内に開設する。 (2) 県が直接受領した義援金品について、原則として受領書を発行しない。 (3) 義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。また、市町からの応援要請についても対処できる体制を確立する。
日本赤十字社山口県支部	県民及び他の都道府県から寄託された義援金について、日本赤十字社山口県支部において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

第2項 義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機関名	措置内容
町	1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。 2 義援品 義援品は、町が直接受領したもの及び県が受入れ、配送されるものも併せて、防災拠点としてあらかじめ定めている場所に保管する。ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
県	1 義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、被災地区の市町に配分するまでの間、出納長名義の普通預金口座を設け、預金保管する。 2 義援品 他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市町に配分するまでの間一時保管する。ただし、災害の状況に

	よっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。
日本 赤十字社 山口県支部	義援金 日本赤十字社山口県支部が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。

第3項 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、配分委員会等により公平かつ適正に行う。

機関名	措置内容
町	被災地の町長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。 1 義援金 (1) 町に直接寄託された義援金及び県、日本赤十字社山口県支部等から送金を受けた義援金について、り災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。 (2) り災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、これの発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講じるものとする。 2 義援品 (1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。 (2) 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。
県	1 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配分決定は、配分委員会等において行う。 2 義援品は、必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。
日本 赤十字社 山口県支部	1 日本赤十字社山口県支部に寄託された義援金の市町への配分については、配分委員会において行う。 ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。 2 義援金は、上記の決定に基づき、市町へ送金する。

第4節 生活必需品、復旧資材等の供給【町民福祉課】

被災地における民生の安定を図り、社会生活の正常化を早急に実現するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給の確保、物資の滞貨の解消、原材料等の安定供給の確保等について、県は次の措置を講じる。

1 生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

2 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。

3 関係機関等への協力要請

生活必需品、復旧資材等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他県、事業者及び関係団体等に対して、必要に応じ次の協力要請を行う。

(1) 情報提供

(2) 調 査

(3) 集中出荷

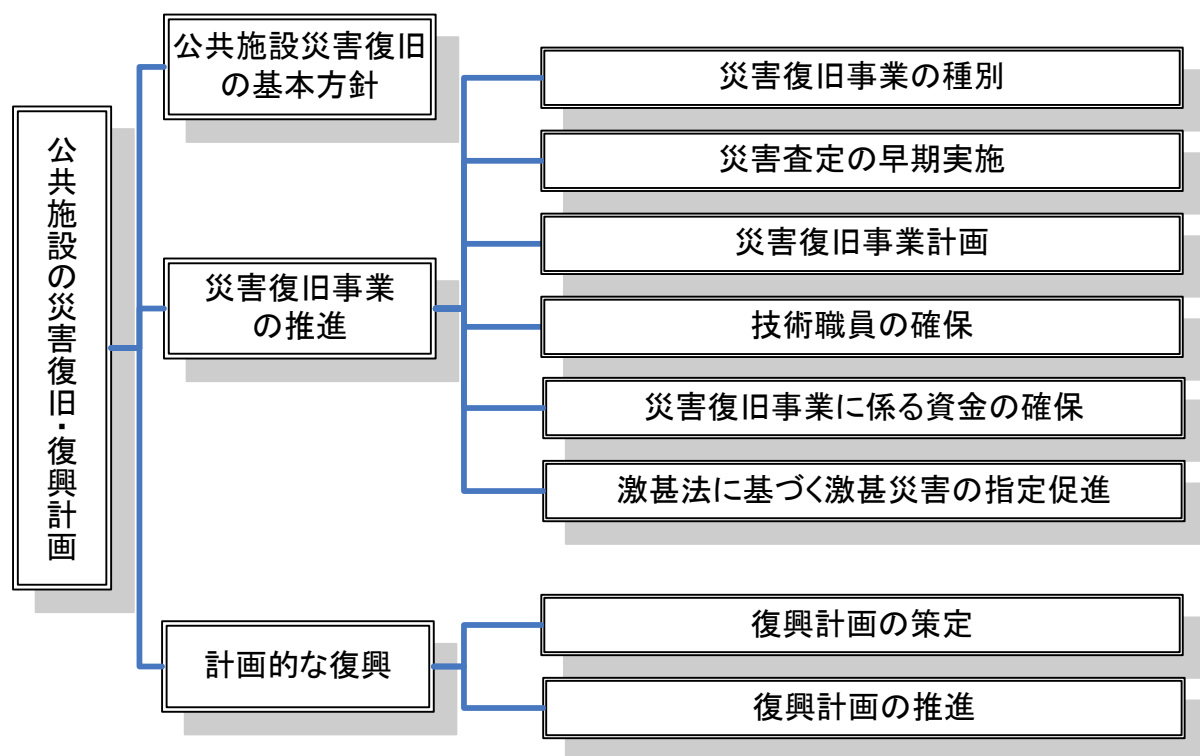
(4) その他の協力

第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

基本的な考え方

道路、河川、農業用施設、学校・社会福祉施設等の公共施設は、住民の日常生活、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、災害により大きな被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧事業の実施責任者は、迅速に被害調査を実施の上、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。



第1節 公共施設災害復旧の基本方針【各課共通】

災害により、被害を被った公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。

被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

第2節 災害復旧事業の推進【県（各部）・町】

県及び町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する

公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、概ね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備
 - (4) 林地荒廃防止施設
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 港湾
 - (9) 漁港
 - (10) 下水道
 - (11) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道施設災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立学校災害復旧事業
- 7 公営住宅災害復旧事業
- 8 公立医療施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施

町並びに県は、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、査定前着工、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定にあたっては、事前打合せ制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧にあたっては、原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。

- 2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。なお、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 3 災害復旧にあたっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等住民の健康管理についても配慮する。

第4項 技術職員の確保

被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足が生じたときは、関係機関に応援派遣を求めて、技術職員の確保を図るものとする。

1 町災害復旧事業

町において、技術職員の不足を生じるときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処するものとする。

この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

2 県営災害復旧事業

被災地所管出先機関の職員に不足が生じるときは、被災地域外県出先機関又は本庁から所要数の職員を派遣し対応するものとし、それでもなおかつ不足するときは、国のあっせんによる他県からの派遣職員をもって充足するよう措置するものとする。

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

県及び町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の同意等、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和 39 年 8 月 14 日建設省都市局長通達）
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成 16 年 5 月 25 日厚生労働事務次官通知）
- (19) 下水道法
- (20) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
- (21) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
- (22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（昭和 59 年 9 月 7 日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）

2 地方債

災害復旧事業等の対象となる地方債としては、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 地方公営企業等災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん等債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、県及び町は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査

- (1) 町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。
- (2) 県（関係対策部）は、町からの被害報告を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、激甚法に定める必要な調査を行い、必要資料の調製等を行う。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
 - (イ) 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例（天災融資

法が発動された場合適用)

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 計画的な復興【各課共通】

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、県及び町は、連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

第1項 復興計画の策定

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3 復興計画の策定

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市街地再開発事業等の活用を図る。
- (2) 計画策定にあたっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図りながら、進める。

- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

4 住民への情報提供

復興計画の策定にあたっては、住民への情報提供をし、コンセンサスづくりに努めるものとする。

第2項 復興計画の推進

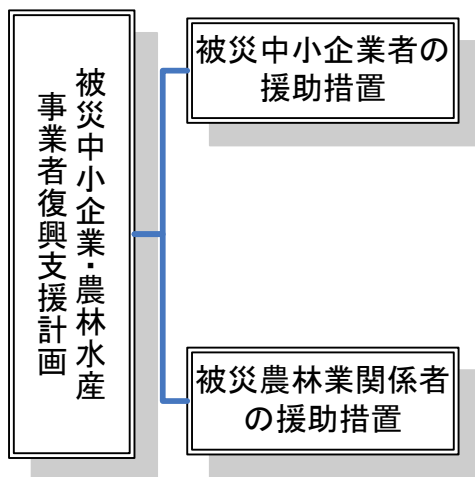
事業実施にあたっては、県、町等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

基本的な考え方

災害発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設も大きな被害を被ることが考えられる。

こうした施設の復旧は、地域の生産活動や雇用を支える上で、重要であることから、町は県及び関係機関と協力して必要な措置を講じる。



第1節 被災中小企業者の援助措置【産業課】

町は、中小企業関係の被害状況、激甚法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

- 1 被災中小企業者に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図る。
- 2 県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。
- 3 信用力、担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- 4 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続の簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2節 被災農林業関係者の援助措置【産業課】

町は、風水害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、経営の安定を図る。

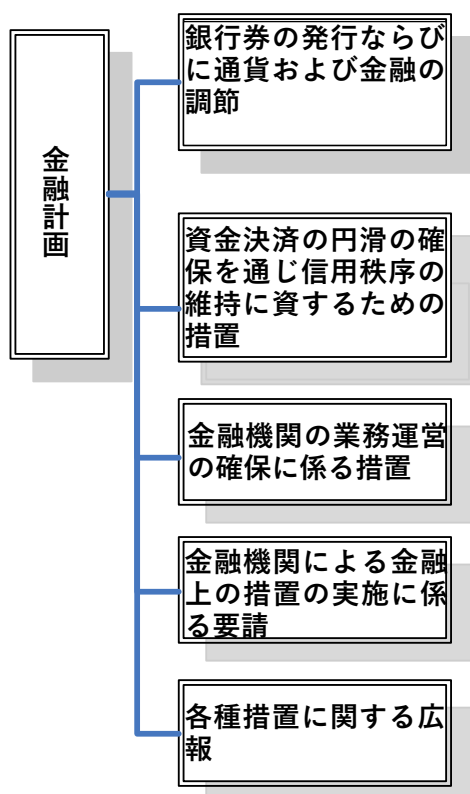
また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林産業者の経営の安定を図る。

- 1 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 2 株式会社日本政策金融公庫

第5章 金融計画

災害の発生は、地域の産業、住民に大きな影響を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興にあたっては、この計画に定めるところにより所定の措置を講じる。



1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送しまたは、通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 通貨及び金融の調節

必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運用に関する措置

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

(2) 資金の貸付

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付を行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業に実施に配慮するよう要請する。また、日本銀行は災害の状況に応じ必要な範囲で適宜営業時間の延長又は休日臨時営業を行う。

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する

- (1) 預金通帳等を滅失した預金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実績に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

5 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

特に金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置および損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。